

令和 2 年

第 4 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 2 年 9 月 9 日

閉 会 令和 2 年 9 月 19 日

大 津 町 議 会

令和2年第4回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月 9日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由説明、 議案審議、委員会付託	
9月10日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月11日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月12日	土		休会	議案等整理	
9月13日	日		休会	議案等整理	
9月14日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月15日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月16日	水		休会	議案等整理	
9月17日	木	午前10時	本会議	一般質問	
9月18日	金	午前10時	本会議	一般質問	
9月19日	土	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				11 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 専決事項の報告（1件）
- 陳情書（1件）
- 健全化判断比率報告書
- 資金不足比率報告書
- 令和元年度大津町普通会計決算状況調
- 令和2年6月例月出納検査の結果について
- 令和2年7月例月出納検査の結果について
- 令和2年8月例月出納検査の結果について

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 5 9 号	大津町議会議員及び大津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
議案第 6 0 号	大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 6 1 号	大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 6 2 号	大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 3 号	大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第 6 4 号	令和 2 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）について
議案第 6 5 号	令和 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 6 号	令和 2 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 7 号	令和 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 8 号	令和 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 9 号	令和 2 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 0 号	令和 2 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 1 号	令和 2 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について
認定第 1 号	令和元年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和元年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処理事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和元年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和元年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和元年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	令和元年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和2年第4回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令和2年 8月21日 請 願 (陳 情) 第 1 号	スポーツの森駅（仮称）新設に向けた調査・検討等に関する陳情	大津町中島303 中島区区长 西本 哲治 大津町森411 森区区长 吉岡 和夫 大津町大林725-1 大林区区长 林田 敏明	総 務 常任委員会

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 2 年 9 月 9 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5 9 号 大津町議会議員及び大津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6 0 号 大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 1 号 大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6 2 号 大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 3 号 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 4 号 令和 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 0 議案第 6 5 号 令和 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 1 議案第 6 6 号 令和 2 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 2 議案第 6 7 号 令和 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 3 議案第 6 8 号 令和 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 4 議案第 6 9 号 令和 2 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 5 議案第 7 0 号 令和 2 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 6 議案第 7 1 号 令和 2 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 7 認定第 1 号 令和元年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 2 号 令和元年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 3 号 令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 0 認定第 4 号 令和元年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 5 号 令和元年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 6 号 令和元年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 7 号 令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 8 号 令和元年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 2 5 議案質疑
- | | |
|------------------------|------|
| 議案第 5 9 号 | 質 疑 |
| 議案第 6 0 号から議案第 6 2 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 6 3 号 | 質 疑 |
| 議案第 6 4 号 | 質 疑 |
| 議案第 6 5 号 | 質 疑 |
| 議案第 6 6 号から議案第 6 8 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 6 9 号から議案第 7 1 号まで | 一括質疑 |
| 認定第 1 号 | 質 疑 |
| 認定第 2 号 | 質 疑 |
| 認定第 3 号から認定第 5 号まで | 一括質疑 |
| 認定第 6 号から認定第 8 号まで | 一括質疑 |
- 日程第 2 6 陳情第 1 号 スポーツの森駅（仮称）新設に向けた調査・検討等に関する陳情
- 日程第 2 7 委員会付託
- | |
|------------------------|
| 議案第 5 9 号から議案第 7 1 号まで |
| 認定第 1 号から認定第 8 号まで |
| 陳情第 1 号 |

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄君） ただいまから、令和 2 年第 4 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番坂本典光君、12番手嶋靖隆君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告します。

当委員会は、8月28日午前10時から、また9月4日午前9時15分からの両日、オークスプラザ1階研修室1、2において、委員全員出席のもと、また、桐原議長に出席を願い、令和2年第4回大津町議会定例会について、接近する台風10号への対応も含め、審議いたしました。

まず、町長提出議案の21件について、執行部より大筋の説明があり、協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議事運営全般について協議いたしました。

認定第1号、令和元年大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、令和元年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの8件の決算関係については、本日の会議で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することにいたしました。

一般質問については、10名ですので、一般質問の1日目は、通告者の1番から5番まで、2日目が6番から10番までの順で行うことになりました。一般質問は、新型コロナウイルス感染予防のため、6月定例会と同様に、各60分の持ち時間の中で、30分経過を目途に10分程度の換気のため休憩を入れることにいたしています。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から19日までの11日間といたしました。また、最終日に契約案件及び人事案件が追加提案される予定です。

以上で、議会運営委員会の説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から9月19日までの11日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの11日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第59号から日程第24 認定第8号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（桐原則雄君） 日程第4 議案第59号、大津町議会議員及び大津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第24 認定第8号、令和元年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの21件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由の前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

6、7日の台風10号による議会の日程変更につきましてお願いしたところ、快く変更していただきまして、誠にありがとうございます。そして、台風10号につきましての災害状況につきまして若干報告させていただきますと、たいした被害関連等はありませんけれども、避難所の運営関連につきまして、一番ピークのときが7日の1時、302世帯で572人の方が避難されております。その中で、福祉避難所としてオックス、あるいはふるさと健診センターを社協の施設が満杯になりましたので、そちらのほうを利用させていただきまして、18カ所オープンし、また、4カ所近くが満杯というような状況でございます。特に、郡部のほうにつきましてははともかくとしまして、街中関連等についての避難者の数の多いような状況になっておりますので、今後の避難関係等につきましてしっかりと検証しながら進めさせていただきたいというふうに思います。

では、早速、議案第59号、「大津町議会議員及び大津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」でございますが、公職選挙法の一部改正に伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第60号、「大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第61号、「大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第62号、「大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第63号、「大津町都市計画公園条例の一部を改正する条例について」でございますが、大津町運動公園弓道場の冷暖房設備設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第59号から議案第63号までの案件につきましては、条例の制定及び一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

次に、議案第64号、「令和2年度大津町一般会計補正予算（第5号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9千630万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を233億6千816万8千円とするものです。

歳入では、地方交付税1億1千417万2千円、分担金及び負担金は250万円、国庫支出金が5千245万4千円、県支出金1億75万1千円、繰入金1千941万1千円、繰越金5億4千120万8千円、諸収入42万4千円、町債1億6千538万5千円をそれぞれ増額とするものです。

歳出では、議会費が7万7千円、総務費5億3千770万1千円、民生費5千882万7千円、衛生費1千855万円、農林水産業費5千571万3千円、商工費7千737万円、土木費8千542万2千円、消防費477万3千円、教育費3千929万円、災害復旧費1億947万6千円、予備費910万6千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第65号、「令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千957万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7千915万4千円とするものです。

歳入では、国民健康保険税を407万円減額し、国庫支出金243万8千円、県支出金165万2千円、繰越金8千955万6千円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、諸支出金1万2千円、予備費8千956万4千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第66号、「令和2年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4千321万2千円とするものです。

歳入では、繰越金11万6千円を減額するものです。

歳出では、予備費11万6千円を減額するものです。

次に、議案第67号、「令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億422万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億4千457万8千円とするものです。

歳入では、支払基金交付金272万7千円、繰入金14万6千円、繰越金2億134万8千円をそれぞれ増額し、歳出では、総務費3万円、地域支援事業費11万6千円、基金積立金1億円、諸支出金7千6万8千円、予備費3千400万7千円をそれぞれ増額するものです。

議案第68号、「令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5千589万4千円とするものです。

歳入では、繰越金が216万6千円を増額し、歳出で、予備費216万6千円を増額するものです。

議案第69号、「令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、歳出で、収益的支出の営業費用を25万5千円減額するものです。

議案第70号、「令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益を234万5千円、収益的支出の営業費用を170万3千円それぞれ減額し、資本的収入の補助金377万5千円、負担金及び分担金を64万2千円、資本的支出の建設改良費377万5千円をそれぞれ増額するものです。

また、令和元年度決算に伴う、予算開始貸借対照表内の未収金及び未払い金の補正もあわせて計上しております。

次に、議案第71号、「令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、令和元年度決算に伴う、予定開始貸借対照表内の未収金及び未払い金の補正でございます。

議案第64号から議案第71号までの8議案につきましては、令和2年度一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、「令和元年度一般会計、特別会計及び事業会計に係る歳入歳出決算の認定について」でございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会でご審議いただくこととなっております。

一般会計では、歳入総額182億4千136万8千円、歳出総額168億3千507万8千円、歳入歳出差引額14億629万円、ここから、翌年度に繰り越すべき財源、継続費逐次繰越分1億6千366万5千円、繰越明許費5億9千999万3千円、事故繰越142万3千円を差し引きまして、実質収支額6億4千120万9千円となっております。

大津町国民健康保険特別会計外、各特別会計におきましては、歳入総額が76億1千159万5千円、歳出総額68億8千542万1千円でございます。

また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額が1億6万7千円、支出済額が2億3千680万3千円となっております。

決算の認定につきまして、認定第1号から認定第8号までは、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

また、監査委員の監査意見書、決算資料及び主要な施策の成果を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の令和元年度の決算状況について簡単にご説明を申し上げます。

まずは歳入でございますが、大津町の収入の約29%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。町税総額は53億200万円で、昨年より4%増の2億400万円の増額となっております。内訳は、個人町民税は4.5%の増の6千900万円の増額となっております。法人町民税は、5.2%減の2千500万円の減額、固定資産税は、5.8%の増の1億5千200万円の増額となっております。

また、自主財源は、歳入全体の46.3%、84億5千900万円で、前年度比4%の増となっております。要因としましては、町税の増に加え、新庁舎建設に係る基金繰入など、繰入金全体で4億8

千400万円の増となったことが影響しています。

依存財源は、前年度比1.2%、1億1千800万円の増額で、総額98億2千万円となっています。増額の要因としては、被災農業者向け経営体育成支援事業の完了などにより、県補助金が38.9%の減となったものの、新庁舎建設などに係る地方債発行の増や、幼児教育無償化に係る臨時交付金の交付等、増額の要因が多かったことが影響しております。

次に、歳出でございますが、目的別では、総務費は、庁舎建設基金積立金が2億4千万円の減額のほか、繰越金の減に係る財政調整基金積立金等の減額などにより、18%の減となっております。

民生費は、大津小学校校区学童保育施設建設事業による増額が影響し、1.8%の増、また、衛生費は菊池環境保全組合負担金の増により、6%の増額となりました、

農林水産業費につきましても、被災農業者向け経営体育成支援事業の完了による減額が影響し、60.4%の大幅減額となっています。

また、商工費については、大津町工場等振興奨励基金の減額により、31.3%の減となっております。

土木費は、災害公営住宅建設事業の増加が影響し、34.9%の増額となっております。

消防費については、菊池広域連合消防本部負担金の増に加え、瀬田地区避難所整備や、運動公園防災倉庫整備事業などを行ったことにより、10.1%の増となっております。

教育費は、室小学校増築工事や学校給食センター増築事業などの減額が影響し、25.6%の減となりまして、災害復旧費は、庁舎建設事業に係る工事請負費の増が大きく影響し、110.5%の大幅な増となっております。

次に、性質別の歳出ですが、義務的経費は、年々増加傾向にあり、全体で70億3千700万円、4.3%の増となっています。

町債の残高につきましては、令和元年度末で169億9千万円、前年度比6億5千600万円の増額となっています。これは、熊本地震関連事業の新庁舎建設事業や、災害公営住宅建設事業に係る地方債の借入れなどが大きな要因となっております。

基金につきましては、令和元年度末の総額は51億1千万円で、前年度比3億500万円の減額となっております。

財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても、国が示す「早期健全化基準」を超えるものはございませんでした。

しかしながら、熊本地震からの復興が進む中、新型コロナウイルス感染症の蔓延による一連の混乱は、今後の財政運営においても大きな不安要素となっております。先の見えない状況でございますが、引き続き、健全な財政運営に努め、この難局を乗り越えなければならないと考えています。

以上、簡単でございますが、町の財政状況のご説明とともに、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決、ご認定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、各会計の決算の認定以外の議案につきましては、所管部長より詳細説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第59号から議案第63号まで、議案第64号から議案第71号まで分けて説明を求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。議案第59号、大津町議会議員及び大津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、公職選挙法の一部改正に伴いまして条例を制定しようとするものであり、条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の1ページをごらんください。

まず、公職選挙法の一部改正ですけれども、全国町村議長会、全国町村会からの要望を踏まえまして、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営、いわゆる公費負担ですけれども、の対象を市と同様のものに拡大することとあわせて、町村議会議員選挙におきましても、ビラの頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金の制度を導入することを目的として行われたところです。

今回の法改正内容のポイントは、次の3点になります。資料の2ページをお願いいたします。

まず、第1点目は、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大です。選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について、条例を制定することで選挙公営、いわゆる公費負担の対象とするというものです。

第2点目は、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁になります。従来頒布できなかったのですけれども、今回の改正で頒布が解禁され、上限枚数が1千600枚とされました。

以上の2点を今回の条例に制定し、制定を行うものでございます。

最後に3点目は、町村議会議員選挙における供託金制度の導入で、額は15万円とされ、供託金没収ラインは市議会議員と同様とされたものになります。

説明資料2ページの中程の表に一覧表を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明資料の3ページをお願いいたします。

供託金の没収ですけれども、町長選挙では、有効投票総数を10で割った数、町議会議員選挙では、有効投票総数を議員定数で割り、そして、さらに10で割った数に達しない場合が没収となります。

続きまして、選挙公営の主な要件ですけれども、①としまして、必ず有償契約を締結しなければならないこと、2番目に、公費負担は一定の限度額があること、3番目が必ず所定の手続きをしていただく必要があること、4点目が供託金が没収されないこと。5点目が無投票となった場合、自動車使用は告示日1日限り有効で、ビラとポスター作成費は投票の有無にかかわらず対象となることと等が挙げられます。

条例は、全部で12条による構成ですけれども、主に第1条で趣旨、第2条から第5条までが選挙運動用の自動車の使用について、それから第6条から第8条までがビラの作成について、第9条から第11条までがポスターの作成、第12条がその他条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定

めると規定をしております。

まず、自動車の使用についてでございますけども、自動車使用につきましては、説明資料3ページに記載のとおり、「一般運送契約」と「その他の契約」のいずれかを候補者が選択をすることになります。一般運送契約はタクシー会社と契約するもので、自動車の借入れ、燃料供給、運転手雇用を一括した契約になります。他方、個別の契約方式は、自動車の借入れ、燃料供給、運転手雇用を個別に契約をするものです。個別契約方式の注意点といたしましては、生計同一親族がレンタカー業、あるいは燃料供給業、運転業を営んでいない限り、生計同一親族との契約は公費負担の対象とはなりません。なお、親族とは6親等内の血族、それから配偶者3親等内の姻族をいいます。

公費負担の費用になりますけども、1日当たりの単価に選挙運動の日数、町長・町議選の場合は5日間を掛けた金額になります。説明資料の4ページの表で示しているとおりでございまして、一般運送契約では、5日間で32万2千500円、また、個別契約のうち、自動車借入契約では、5日間で7万9千円、燃料供給契約では、5日間で3万7千800円、運転手の雇用契約につきましては、5日間で6万2千500円がそれぞれ上限額となります。この単価、金額を下回る場合は、その額が公費負担額となります。

次に、ビラの作成費です。説明資料4ページの下段から5ページにかけて説明のとおり、単価は1枚当たり7.51円で、町長選挙では5千枚、町村議会議員選挙では1千600枚を上限に公費負担となります。この単価、金額を下回る場合は、その額が公費負担となります。

次に、ポスターの作成費になります。説明資料5ページの説明のとおり、1枚当たりの作成単価の上限は525.06円にポスターの掲示場数、大津町は98カ所ございますので、掲示場数を掛けた額に31万500円を加えた額をポスター掲示場数98で割った額になります。大津町の場合は3千694円となり、これにポスターの掲示場数98を掛けた額が公費負担の上限額となります。ただし、この単価、金額を下回る場合は、その額が公費負担額となります。

冒頭に、所定の手続きが必要ということで申し上げましたけども、手続きの流れにつきましては、説明資料集の5ページ、下段に記載をしております。最終的に、事業者等から請求をしていただき、先ほどご説明いたしました上限額の範囲内で町が事業者等に支払いをする流れとなります。

最後に、この条例は公職選挙法の一部改正の施行日とあわせまして、令和2年12月12日施行といたしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。それでは、ご説明させていただきます。まず、議案第60号、大津特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は7ページから19ページ、説明資料は6ページから38ページになります。

今回の改正は、「子ども・子育て支援法」並びに国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の改正に伴い、本条例の関係する規定について所要の改正を行うものです。

主に、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更と、用語の整理や上位法の改正に伴う条ずれ、文言の訂正などになります。

説明は新旧対照表で行います。説明資料集の6ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和元年10月1日に施行された幼児教育・保育の無償化に伴って行われる改正であり、条例整備の猶予に関する経過措置が適用されております。経過措置の期間内に基準条例の整備、改正を行うものでございます。

改正は複数箇所にわたりますが、改正の大部分は、10月に幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴う、用語の整理となります。

次の7ページをお願いいたします。

新旧対照表の7ページ、第2条、用語の定義では、第9号中、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」などに改正を行うものです。

なお、次ページ以降も用語の整理を行っておりますが、改正の理由と内容はほぼ同様になりますので、説明は省略させていただきます。

次に、説明資料集の12ページをお願いいたします。

12ページが一番下、第13条、「利用者負担額等の受領」です。ここでは、食事の提供に要する費用の取り扱いについて変更を行うものです。

説明資料集の14ページから15ページになります。

同条第4項第3号では、食事の提供に要する費用は、対象外とする費用を除き、保護者から支払いを受けることができると規定しています。対象外とする費用は、次の3つです。

まず、アの幼稚園及び保育所等を利用する満3歳以上の子どものうち、一定所得未満の世帯の子どもに対する副食の提供に要する費用です。次に、イの幼稚園及び保育所等を利用する満3歳以上の子どものうち、小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもに対する副食の提供に要する費用です。3番目に、ウの保育所等を利用する満3歳未満の子どもに対する食事の提供に要する費用となっております。

なお、国の基準の改正においては、地域型保育事業所卒園後の受け入れ先確保のため、連携施設の確保について、特例規定により、基準緩和がなされていますが、本町においては、引き続き地域型保育所卒園後の受け入れ先確保のため、連携施設の確保は必要と考えておりますので、今回の基準の緩和は行っておりません。

議案集の19ページをお願いいたします。

附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第61号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集の20ページから22ページ、説明資料の39ページから51ページになります。

説明に入ります前に一部修正が見つかりました。説明資料の43ページをお開きください。43ページの改正後、左側の改正後の上段の部分、避難用という欄の3番、建築基準法第2条第5と数字がちょっと1字、「7」という数字が抜けておりました。大変申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきます。

それでは、説明させていただきます。今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の関係する規定について所要の改正を行うものです。

主な改正点は、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に、居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すること、保育士とみなすことができる職種に准看護師を加えること、並びに、用語の整理や上位法の改正に伴う条ずれ、文言の訂正などになります。

説明は新旧対照表で行います。45ページをお開きください。

第29条第3項において、保育士とみなすことができる職種に、准看護師を加えています。以降の条文においても同様の改正を行っております。

次に、説明資料の46ページをお願いいたします。

第37条、居宅訪問型保育事業です。第4号において、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に、居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化しています。

なお、議案第60号と同様に、国の基準の改正においては、地域型保育事業所卒園後の受け入れ先確保のため、連携施設の確保について基準の緩和がなされています。本町においては、引き続き地域型保育所卒園後の受け入れ先確保のため、連携施設の確保は必要であると考えておりますので、今回、基準の緩和は行っておりません。

議案集の22ページをお願いいたします。

附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第62号、大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集23ページから、説明資料は52ページから53ページになります。説明資料52ページをお願いいたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

令和元年10月1日に施行された幼児教育・保育無償化により、幼稚園における預かり保育について、支給要件を満たした子どもが利用した際の利用料が無償化の対象となりました。

今回の改正は、町立幼稚園における預かり保育の利用について、無償化の施設等利用費の支給を受けられる場合は、法定代理受領により現物給付化することを明確に規定したものです。これにより、幼稚園窓口において、利用者負担金の額から無償化での支払額である施設等利用費を差し引き、保護者は納付することになります。例えば、施設等利用費の上限の範囲内であれば、納付が不要となります。

議案集の24ページをお願いいたします。

附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第63号です。大津町都市公園条例の一部を改正する条例について説明をします。議案集は25ページから26ページ、説明資料は54ページをお願いいたします。

今回の改正は、大津町運動公園弓道場の冷暖房設備の新設に伴う、大津町都市公園条例第16条第2項、別表第3の弓道場の一部を改正するものです。

近年問題となっております。真夏の熱中症対策として弓道場の控室に冷暖房設備を設置することに伴い、新たに冷暖房の使用料を加えるものです。

説明資料54ページをお願いいたします。

新旧対照表で改正後、新たに「附属施設使用料」で、「冷暖房料」「1時間につき」「100円」を加えるものです。

議案集26ページをお願いいたします。

附則で、この条例は令和2年10月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 次に、議案第64号から議案第71号までの説明を求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） それでは、議案第64号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、4月の人事異動に伴います人件費の補正に加えまして、令和元年度決算に係る繰越金及び財政調整基金積立金等の補正、それから、令和2年度の普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の確定などに係る補正、さらには、令和2年7月に発生しました豪雨災害に係る公共土木施設及び農業用施設の災害復旧事業の増額補正などがございます。

また、新型コロナウイルス関連では、町内保育所等に係る感染症対策物品購入補助事業の増額補正のほか、地方創生臨時交付金対象事業となっております、修学旅行キャンセル手数料や、今回、新たに県が事業を創設しました、飲食店等の感染症対策設備導入支援事業などを新たに計上をいたしております。

さらに、熊本地震関連では、岩坂の仮設団地談話室の移設工事や、室西区の地域生涯学習施設の復旧事業補助金、岩戸溪谷遊歩道復旧に係る調査委託などを主なものとして計上をしております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて、別紙補正予算書の概要をご参照をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9千630万5千円を追加し、予算の総額を233億6千816万8千円とするものでございます。

第2条で、繰越明許費の設定を「第2表繰越明許費」のとおりとしております。

第3条で、地方債の追加及び変更を「第3表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の上段、男女共同参画推進プラン策定等業務委託ですが、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、関係機関との事前協議に時間を要したこと等などから年度内に適正な委託期間を確保することが困難と考えられるために、今回、繰越明許費を設定し、今後、契約を行うものでございます。

下段のあけぼの団地改修事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございまして、これまでの施工計画では、施工業者と居住者、あるいは居住者同士が接する機会も多く、感染リスクが大きかったために、再度、感染リスクの軽減を図る施工計画を検討した結果、年度内の適正工期の確保が困難となる見込みのため、繰越明許費を設定し、今後、契約を行うものでございます。

9ページをお願いします。

第3表、地方債の補正でございます。追加の22、土地改良施設維持管理適正化事業は、おおきく土地改良区が事業主体の下井手及び玉岡井手の水路ゲート更新工事負担金に係るものでございます。次の23、公共土木施設災害復旧事業及び25の農業用施設災害復旧事業につきましては、それぞれ7月の豪雨による災害復旧事業に係るものでございます。24、地域生涯学習施設等災害復旧事業につきましては、熊本地震により被災した室西区の地区公民館の建て替えに係るものでございます。

次に、変更になります。1の臨時財政対策債は、令和2年度の普通交付税算定における借入額の確定に伴う増額でございます。次の9、都市再生整備計画事業は、社会資本整備総合交付金事業の国庫補助金の内示確定等により、変更するものでございます。次の14、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、仮宿のため池整備、それから大林の排水路の改修事業分でございます。こちらにつきましても、国庫補助金の内示による補正でございます。こちらは、国庫補助金が当初見込みよりも増額されたことにより、事業を前倒しして実施するものでございます。

それでは、歳出から主なものをご説明をいたします。

19ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の13財政調整等基金費は、令和元年度の繰越額確定に伴い、繰越額の2分の1を下回らない金額を財政調整基金へ、そして、今後の公共施設更新等の財源としまして、公共施設整備基金へ積み立てるものでございます。

21ページをお願いいたします。

項の3、目の1戸籍住民基本台帳費、節の12委託料は、国外転出者のマイナンバー管理に係るシステム改修が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。

項の4、目の4町長選挙費の節の18負担金及び目の5町議会議員一般選挙費の節の18負担金は、それぞれ公職選挙法改正に伴います選挙運動費用の公費負担拡充による補正になります。

23ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の2障害者福祉費、節の19扶助費の自立支援更正医療給付事業につきましては、生活保護受給者分などの過年度分請求等により、既存予算が不足する見込みとなったために増額

補正をするものでございます。

次に、目の4老人福祉費、24ページに移りまして、節の12委託料は、金婚式の中止の代替事業としまして、対象世帯の記念撮影に係る費用を支援するものでございます。

25ページをお願いいたします。

目の12

新型コロナウイルス感染症対策費の節の18補助金の地域移動販売事業補助金は、コロナの感染拡大防止を目的としまして、販売事業者が導入します改造車両の費用を一部補助するものでございます。

26ページをお願いいたします。

項の2、目の4保育給付費の財源組替は、無償化に係る県多子世帯子育て支援事業の副食費の補助廃止によるものが主なものになります。

次に、目の7新型コロナウイルス感染症対策費、節の7報償費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴います家庭保育の支援としまして、未就学児を対象に1人当たり3千円分の図書カードを配布するものでございます。27ページに移りまして、節の18補助金は、学童保育施設や保育所等の感染防止用の備品等購入補助で、国の事業が拡大されたことによりまして増額補正を行うものでございます。

次に、項の3、目の2熊本地震関係費、節の9交際費の一部損壊世帯住宅補修見舞金は、今年度、申請なさっていない方へ個別通知を送付したところですが、そのことにより申請者が増加したことにより増額の補正を行い、対応をいたすものでございます。

30ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の3農業振興費、節の18負担金の6、公共施設等における花きの活用拡大支援事業負担金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けました、花きの消費拡大に向けた取り組みの一環でございまして、町内の公共施設内に一定期間花を装飾する事業でございまして、その下補助金の12、特殊自然災害対策施設緊急整備事業補助金は、降灰による農作物被害を最小化するための事業でございまして、茶の葉の洗浄機導入に係る補助金になります。

続きまして、目の6農地費、節の14工事請負費は、農村地域防災減災事業の仮宿地区のため池整備、大林地区の排水路改修工事でございまして、それぞれ内示による補助金の増額に伴い、前倒しで事業を実施するものでございます。31ページに移りまして、節の18補助金は、おおきく土地改良区が事業主体であります、下井手及び玉岡井手水路のゲート改修事業に係る補助金です。今回、新たに採択されたことによりまして補正を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

款の7、項の1、目の4企業誘致推進費、節の24積立金は、立地協定に伴う町内進出企業への補助金支出を見込みまして、大津町工場等振興奨励基金へ積み立てを行うものです。

続いて、目の6新型コロナウイルス感染症対策費は、今回、県が新たに事業を創設しました、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金事業に係るものでございまして、飲食店等の感染症対策強化を目的に、アドバイザーの報酬や、33ページの補助金の4にありますように、飲食店等の衛生管理設

備等の導入補助金などを計上をいたしております。

その下、目の7熊本地震関係費、節の12委託料は、地震で被災しております、岩戸溪谷遊歩道の復旧にあたり、新規ルート等の調査も含めた業務委託になります。

34ページをお願いいたします。

款の8、項の2、目の2道路維持費、節の14工事費請負費は、美咲野地区及び南部農免道路にございます、調整池の浚渫工事が主なものでございます。

35ページに移りまして、目の4社会資本整備総合交付金事業費は、町道室工業団地4号線整備事業につきまして、用地交渉に伴います線形見直し等に係る、測量設計委託料の増額補正が主なものでございます。

37ページをお願いします。

項の4、目の4熊本地震関係費、節の14工事請負費は、岩坂仮設団地内談話室の移設に係るものでございます。

続いて、款の9、項の1、目の4水防費、節の3職員手当等は、水防班で出勤した職員に対する管理職特別勤務手当と時間外勤務手当の増額補正でございます。

38ページをお願いいたします。

款の10、項の1、目の4新型コロナウイルス感染症対策費補助費、節の11役務費は、小中学校の修学旅行に係るキャンセル料でございます。現在のところ、修学旅行については実施する予定としておりますけれども、直前での判断も想定されることから、今回、計上を行うものでございます。

40ページをお願いいたします。

項の4、目の2新型コロナウイルス感染症対策費、節の10需用費及び節の17備品購入費は、それぞれ町立幼稚園2園の感染症対策に係る衛生用品及び備品等の購入費用でございます。

43ページをお願いします。

項の5、目の9熊本地震関係費、節の18補助金の1、地域生涯学習施設等復旧事業費補助金は、熊本地震により被災しました、室西地区の地区公民館建て替えに係る補助金でございます。補助要件の認可地縁団体の手続きが完了したことに伴いまして、新たに計上するものです。その下の2の地域コミュニティ施設等再建支援事業費補助金は、地震で被災しました円満寺の庫裏解体に係る補助金でございます。

44ページをお願いいたします。

款の11、項の1、目の1農業用施設災害復旧費、節の14工事請負費は、令和2年7月発生の豪雨災害に係る災害復旧工事でございます。引水地区水路他、合計3カ所分の工事費になります。

45ページをお願いします。

項の2、目の1公共土木施設災害復旧費は、こちらも令和2年7月発生の豪雨災害による災害復旧工事でございます。町道杉水水迫線の復旧に係る工事費及び用地費でございます。

款の13予備費で、財源の調整をしています。

次に、歳入について、主なものをご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款の11、項の1、目の1地方交付税です。普通交付税は、交付額の確定に伴う増額になります。

款の13、項の1、目の6災害復旧費負担金は、令和2年7月豪雨の災害復旧事業のうち、農地の復旧に係る受益者負担金を計上しております。

次に、款の15、項の1、目の1民生国庫補助金は、歳出でもご説明いたしました、自立支援更正医療給付事業に係る国庫補助金でございます。

14ページをお願いいたします。

目の3災害復旧費国庫負担金は、7月豪雨の町道杉水水迫線復旧事業に係る国庫負担金になります。

次に、項の2、目の1、民生費国庫補助金、節の1児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費国庫補助金は、それぞれ学童保育施設と町内保育園の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入に係る補助金でございます。

次に、目の3土木費国庫補助金、節の2都市計画費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金事業の内示額確定に伴う補正でございます。

目の4教育費国庫補助金、節の5教育環境整備補助金は、新型コロナウイルス感染症対策物品購入事業の町内幼稚園分でございます。今回、国ではなく、県からの直接補助に変更となったため、減額するものでございます。

その下、目の5、節の1総務費補助金は、国外転出者のマイナンバー管理などに係る住民基本台帳及び戸籍関係のシステム改修に係る補助金になります。

15ページをお願いいたします。

款16、項の1、目の2民生費負担金、節の4障害者福祉費負担金は、自立支援更正医療給付事業に係る県補助金でございます。

次に、項の2、目の1総務費県補助金、節の1総務費補助金は、今回、県が新たに創設いたしました、新型コロナウイルス感染症対策総合交付金でございます。感染拡大の防止と、経済回復とのバランスをとっていくことを目的に創設され、款の7商工費でご説明いたしました、飲食店等の衛生管理設備等の導入補助金等に充当するものでございます。

その下、節の2、熊本地震復興基金交付金は、岩坂仮設団地談話室の移設工事に係る補助金になります。

次に、目の2民生費、県補助金の多子世帯子育て支援事業補助金は、無償化に係る副食費分の補助金でございます。今回、県補助金の廃止に伴い、減額するものです。

次に、目の4農林水産業費県補助金、節の2農業振興費補助金は、款6の農業費でありました、降灰対策事業に係る補助金でございます。その下、節の3農地費補助金につきましても、款6でご説明いたしました仮宿のため池整備、大林の排水路改修事業に係る県の補助金になります。

16ページをお願いします。

目の6教育費県補助金、節の3幼稚園費県補助金は、公立幼稚園2園分の新型コロナウイルス感染症対策物品購入事業に係る県補助金でございます。先ほど款15の国庫補助金で少し触れましたけど

も、国庫補助から県補助へ変更されたことに伴う組み替えも含まれております。

その下、目の8災害復旧費県補助金は、7月豪雨災害の農業用施設災害復旧事業に係る補助金でございます。

次に、款の19、項の1、目の1介護保険特別会計繰入金は、令和元年度の決算に伴い、介護保険特別会計から繰り入れるものになります。

17ページをお願いします。

項の3、目の7、節の1熊本地震大津町復興基金繰入金は、熊本地震の市町村創意工夫事業に対する繰入れでございまして、歳出予算に計上しております、岩坂仮設団地の談話室の移設工事、それから一部損壊世帯住宅補修見舞金などに活用するものになります。

続いて、款の20、項の1、目の1繰越金は、令和元年度決算に伴う繰越金の補正でございます。

18ページをお願いします。

款の22町債は、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩をします。11時20分より再開します。

午前11時07分 休憩

△

午前11時20分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） こんにちは。それでは、説明させていただきます。

議案第65号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、令和元年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う、前年度繰越金の増額と、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免に伴う保険税の減額などがございます。

予算書の1ページをお願いいたします。概要書は11ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千957万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7千915万4千円とするものです。

まず、歳出について説明いたします。

予算書の10ページをお願いいたします。

款3、項1、目1一般被保険者医療給付費分は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免に伴い、減免に対する補てんとして、国から交付されます災害臨時特例補助金等の増額に伴い、財源組み替えを行うものです。

款9、項1、目3償還金、節22償還金、利子及び割引料の1万2千円の増額は、令和元年度国民健康保険制度関係業務事業費補助金の実績額に伴う、国への償還金でございます。

予算書の11ページをお願いいたします。

款10、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税、節1、節3、節5の現年課税分、総額407万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年より10分の3以上減少した世帯などに対し、国民健康保険税を減免したことに伴う減額でございます。なお、国民健康保険税の減免を実施するための特例条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯を救済する観点から、急施を要したため、5月13日に専決処分をさせていただき、6月定例会においてご承認をいただいたところでございます。

款3、項1、目1災害臨時特例補助金、節1災害臨時特例補助金243万8千円の増額は、ただいま説明いたしました国民健康保険税の減免に対し、減免額の10分の6が補てんされるものでございます。

予算書の9ページをお願いいたします。

款4、項1、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金165万2千円の増額は、こちらも同様に、国民健康保険税の減免に対し、減免額の10分の4が補てんされるものでございます。

款7、項1、目1繰越金、節1前年度繰越金8千955万6千円の増額は、令和元年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

続きまして、議案第67号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ2億422万1千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ29億4千457万8千円とするものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。予算書の概要は12ページになります。

款1、項1、目1一般管理費、節8旅費の3万円から予算書の10ページをお願いいたします。款3、項3、目2任意事業費、節8旅費5万2千円、これらの4項目は、すべて会計年度任用職員の費用弁償の増額分となります。

款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金1億円は、前年度繰越金のうち、償還金や一般会計繰出金を除いた剰余金から基金に積み立てるものでございます。

款5、項1、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料5千768万6千円は、令和元年度の介護給付費等の精算による国・県等への返還金でございます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

節27繰出金1千238万2千円は、令和元年度の介護給付費、事務費等の精算による、町への返還金でございます。

款6、項1、目1予備費3千400万7千円は、今回の補正に伴う財源調整でございます。

歳出の説明は以上でございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1介護給付費交付金、節2過年度分272万7千円は、令和元年度の介護給付費等の実績報告による社会保険診療報酬支払基金からの追加交付でございます。

款6、項1、目4その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金の14万6千円は、一般会計補正予算で繰り出した令和2年度の会計年度任用職員の費用弁償の介護保険特別会計への繰り入れ分になります。

款8、項1、目1繰越金、節1の繰越金2億134万8千円は、令和元年度繰越金の確定に伴うものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の説明は終わります。

続きまして、議案第68号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。概要書は13ページとなります。

今回の補正は、令和元年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出の額の確定に伴い、繰越金を増額するものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5千589万4千円とするものでございます。

まず、歳出について説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。

款5、項1、目1予備費の216万6千円の増額は、財源を予備費で調整するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。

款5、項1、目1繰越金は、令和元年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金216万6千円を増額計上したものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） こんにちは。議案第66号、令和2年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案集は29ページ、補正予算書の概要は11ページをお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千321万2千円とします。

歳入からご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節1前年度繰越金でございます。前年度繰越金の確定に伴い11万6千円を減

額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款2、項1、目1予備費につきましては、補正に伴う財源調整となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。議案第69号、令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）にいてご説明いたします。

補正予算の概要は13ページになります。補正予算書につきましては1ページをお願いいたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の減額です。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出を25万5千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を25万5千円減額するものです。

説明書により詳細をご説明いたします。説明書の2ページをお願いいたします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費を人事異動に伴い25万5千円減額するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第70号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正の概要は13ページと14ページでございます。補正予算書につきましては1ページをお願いいたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正と受益者負担金の収入実績に伴う補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「営業外収益」を、4月の人事異動に伴い減額し、また、支出の第1項「営業費用」を同じく人事異動に伴う減額及び受益者負担金納期前払報奨金の不足分を増額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第3項「補助金」を、4月の人事異動に伴い増額及び第4項「負担金及び分担金」を受益者負担金の実績に伴い増額するものです。また、支出の第1項「建設改良費」は、4月の人事異動に伴い増額するものです。

第4条、特例的収入及び支出の補正は、予定開始貸借対照表の未収金及び未払金の金額が、令和元年度の決算に伴って確定したことによる補正です。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費につきましては14

3万円増額するものです。

第6条、他会計からの補助金の補正は、人事異動に伴い補正しました人件費分を補正するため、予算書10条中の数値を改めるものでございます。

説明書により説明をいたします。説明書の1ページをお願いします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人事異動に伴い234万5千円減額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、人事異動に伴う減額及び下水道受益者負担金納期前払報奨金の不足に伴い増額するものです。

2ページをお願いいたします。

資本的収入、款1、項3、目2他会計補助金は、資本的収支対象職員の人事異動に伴い377万5千円増額するものです。

また、款1、項4、目1受益者負担金及び分担金は、収入の実績に伴い64万2千円増額するものです。

資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、人事異動に伴い377万5千円増額するものです。

以上でございます。

続きまして、議案第71号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の概要は14ページ、予算書につきましては1ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和元年度の決算に伴う補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、特例的収入及び支出の補正は、予定開始貸借対照表の未収金及び未払金の金額が、令和元年度の決算に伴って確定したことによる補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、決算認定について、監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

代表監査委員松永高春君。

○代表監査委員（松永高春君） こんにちは。令和元年度大津町一般会計、特別会計決算及び各基金の運用状況、審査意見書に基づき、報告いたします。

1ページをお願いします。

第1章、審査の概要の1、審査の種類から4、審査の対象については、記載のとおりです。

5、審査の着眼点及び主な実施内容については、審査に付された令和元年度大津町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況に関する書類について、大津町監査基準に準拠して審査を行った。

審査にあたっては、例年のとおり、①から⑧までの各項目に主眼を置き、慎重に審査を実施した。

また、例月出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取し

た。

2ページをお願いいたします。

平成から令和への新たな時代の幕開けに後押しされ、雇用・所得環境の改善等により内需を中心に緩やかな回復を見せていた経済だが、令和元年10月の消費税引き上げの影響と見られる消費の落ち込み、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、今後の見通しが立たない状況となった。

町の令和元年度当初予算は、熊本地震からの復旧・復興のさらなる加速、地域コミュニティの強化、教育施設・交通手段の整備等を中心に効果的な財源の配分に努めて編成され、第6次大津町振興総合計画に基づき様々な事業が進められてきた。特に、平成30年度に着手した町内4カ所の災害公営住宅の完成により、熊本地震からの復旧・復興は大きく前進したと見られるが、続く感染症の流行に伴う各種方面への経済的支援等、限られた財源の中でメリハリをつけたスピード感のある施策展開が必要となっている。

そのような中、我が町の令和元年度決算は、一般会計の歳入総額182億4千136万8千円、歳出総額168億3千507万8千円で、対前年度比、歳入2.6%、歳出1.4%の増となっている。なお、歳入歳出の状況については、先ほど町長から説明がありましたので割愛させていただきます。

3ページをお願いします。

高齢化等に伴う扶助費の増加、新庁舎建設事業、学校教育施設をはじめとする公共施設の老朽化に伴う更新費用、熊本地震関係の起債発行に伴う公債費の増加等、今後も財政需要は増大することが見込まれる。その中で、長期戦になることが予想される感染症との闘い・共存における地域経済への対策等、緊急的な対応も求められる。

それぞれの部署において、事業の検証・評価を行い、事業の優先度を見極め、限られた財源の重点配分と効率的かつ効果的な行財政運営に努める必要がある。

こうした状況の中で実施した今回の決算審査においては、令和元年度の一般会計並びに各特別会計について、関係する帳簿及び伝票、台帳等の証拠書類と照合した結果、証憑書類の処理や整理保存に若干の不備は見られたものの、審査した範囲内においては計数及び金額について誤りは認められなかった。

基金の運用管理については、毎月行っている例月出納検査でも確認しているが、基金台帳、預金通帳・証書を1件ごとに審査した結果、適切に管理されていることが確認された。

4ページから25ページまでは一般会計の歳入歳出の状況、財政全般及び主な財政指標について記載しておりますが、状況の変化や重要と思われる点に関して、ページごとに説明いたします。

最初に、第3章の1、歳入の状況についてですが、町税全体の歳入総額は53億161万2千円で、前年度に比べ4.0%、2億417万5千円の増額となっている。これは4から5ページに内訳を記載しておりますが、法人町民税は減額となったが、個人町民税や固定資産税で宅地、新增築家屋の増加、企業の設備投資等による償却資産の増加が主な要因である。

不能欠損額に加え執行停止額も減額となっているが、収納率は令和元年度で96.85%、前年度

比0.39%増加となり、ここ数年順調に伸びてきている。職員の徴収努力を大いに評価したい。

今後も広域的な取り組みや効果的な財産調査を行い、個々に対応した納税交渉、滞納整理を実施するなど、公平公正な税制維持のためにも、引き続き徴収強化に期待する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の悪化は、今後地方税の税収に大きく影響することが予想される。自然災害による影響とは性質が異なり、税収の落ち込みが長期化することも考えられるため、今後注視する必要がある。

6、7ページをお願いします。

分担金及び負担金の中で、74.42%を占める児童福祉費負担金の推移について第2-1表に示す。前年度までの金額との差は、主に令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響によるものである。

現年度分の収納率が99.38%と前年度とほぼ変わらず、収入未済額は112万8千円で、前年度に比べ45万1千円の減額となっている。

8、9ページをお願いします。

第3表のとおり、使用料及び手数料については、全体の収納率が95.86%で、前年度とほぼ横ばいである。

町営住宅については、令和元年度末時点で入居戸数は708戸であり、入居者の固定化や高齢化等の課題を抱えている。

また、災害公営住宅の建設に伴い管理戸数が増加している。災害公営住宅への入居は、被災者の自立を意味するだけでなく、新たな生活支援の始まりも意味する。福祉部門と十分に連携し、コミュニティの形成及び生活状況の把握や福祉支援についても重要視していく必要があると思われる。

10ページをお願いします。

諸収入については、令和元年度の収入済額は1億8千613万2千円で、前年度に比べ4千291万9千円増加しているが、主に雑入で受け入れた建物災害共済金、線下補償料等の増額が影響している。

諸収入の収納率は、88.74%であり、収納率を下げている主な要因は、住宅新築資金貸付収入の未納分である。貸付金の性格上、返済期間が長期間にわたるため、面談記録の保存・返済計画の書面化により事務引継を徹底するとともに、適切な徴収事務及び個別の状況に応じた納付相談に努めてほしい。

11ページをお願いします。

不納欠損額及び収入未済額についてですが、町税の不納欠損額は1千193万9千円で、前年度より1千270万8千円減少している。前年度に比べ、不納欠損全体の件数は増加しているが、前年度に高額滞納者分を不納欠損としたことにより、令和元年度の固定資産税の不納欠損の額が前年度比1千326万4千円減少していることが影響している。

一方、12ページの第6表に示す収入未済額12億3千226万4千円は、主に熊本地震関連事業で、翌年度へ繰り越したものの影響によるものである。

13ページ、2、歳出の状況についてですが、令和元年度の普通会計の歳出総額は168億3千80万8千円で、前年度と比べ2億1千975万円、1.3%の増額となっている。

人件費については第1表のとおり、前年度に比べ6千41万円増額の18億7千102万1千円となっている。これは選挙等による時間外勤務手当や退職金の増額が影響している。

14ページをお願いします。

物件費の令和元年度の決算額は17億6千128万2千円で、前年度に比べ1千148万5千円の減額となっている。主な要因は、給食センター増築事業に係る代替用給食提供業務委託等の減額によるものである。

15ページをお願いします。

扶助費は年々増加傾向にある。令和元年度の決算は35億3千83万7千円で、前年度に比べ4千677万円の増額となっており、依然として義務的経費増加の主因となっている。高齢化の進展及び幼児教育・保育の無償化等に伴い、今後さらに扶助費の増大が進むことが懸念される。

16ページをお願いします。

補助費等は、令和元年度の決算額16億4千461万6千円で、前年度に比べ10億7千389万4千円の大幅減額となっている。これは主に熊本地震に伴う補助事業の完了によるものである。

菊池環境保全組合と菊池広域連合消防本部の近年の負担金の推移は、17ページ、第4-2表のとおりである。菊池環境保全組合負担金は、令和3年供用開始予定の新環境工場の建設により、大きな投資が必要となっている。

繰出金は、令和元年度の決算額12億9千826万8千円で、前年度に比べ5千559万5千円の減額となっている。

18ページをお願いします。

第5-2表を見ると、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計については、近年少子高齢化の進行による保険給付費や被保険者数の増加に伴い繰入金も増加傾向であったが、令和元年度においておいては、全体的に減少傾向にある。

19ページ、3、財政全般についてですが、税収の状況について、第1表税収の推移で示していますが、4ページでも述べましたので割愛いたします。

21ページをお願いします。

財政調整基金や減災基金等各種の基金の積み立ては、第2表各基金の推移のとおりである。

令和元年度末の基金の総額は50億9千891万1千円で、財政調整基金は2億7千万円を取り崩しているが、繰越分として4億7千337万4千円の積み立てを行ったため、2億337万4千円の増額となった。また、公共施設整備基金等の取り崩しに加え、新庁舎建設事業の本格化に伴う庁舎建設基金からの取り崩し等により、基金総額は前年度に比べ3億471万9千円の減額となっている。

22、23ページをお願いします。

公債費は16億3千500万3千円で、前年度に比べ1億8千217万9千円の増額となっている。熊本地震関連の元利償還金の増額が影響しており、今後も増加する見込みである。

第3-2表に示す令和元年度末の普通会計の地方債残高は、169億8千993万6千円で、前年度に比べ6億5千617万5千円の増額となっている。これは熊本地震に係る新庁舎建設事業や災害公営住宅建設事業等に伴う主な要因である。

新型コロナウイルス感染症の蔓延や自然災害の規模拡大等、財政運営に突発的な影響を及ぼす事態も起こっているため、今後もより一層起債の計画的な借り入れが必要である。

24ページ、25ページ、4、主な財政指標についてですが、令和元年度の実質収支比率は8.5%で、前年度に比べ4.4%下がっている。主な要因は、繰越事業の増により実質収支が前年度に比べ減額になったこと。税収増加に伴い、標準財政規模が増加したことによるものである。

次に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和元年度は89.7%と前年度に比べ2.9%増加している。この要因については、24、25ページで述べていますが、令和元年度は固定資産税をはじめとする地方税の伸びに助けられたが、今後の推移には注視が必要であり、引き続き経常経費の抑制に努める必要がある。

令和元年度の財政力指数は単年度で0.790となり、3年間の平均値は0.768となった。税収増により基準財政収入額は増加しているが、基準財政需要額の公債費は今後も増加していく見込みであるため、引き続き十分な注意が必要である。

28ページをお願いします。

第5章、特別会計に関する審査意見ですが、最初に、国民健康保険特別会計を支える国民健康保険税の収納状況は第1表のとおりである。

令和元年度の収入済額は5億9千948万4千円で、前年度に比べ1千165万5千円の増額となっている。収納率は前年度から0.23%増の94.01%となった。

令和元年度の収入未済額は1億4千891万4千円で、前年度に比べ558万7千円減少し、不納欠損額は1千331万2千円で、前年度から181万6千円減少している。

29ページをお願いします。

第2表にします保険給付費と加入者数の状況によれば、令和元年度の保険給付費は19億5千305万7千円で、1億1千88万3千円の増額となった。

後期高齢者医療制度への移行等により、加入世帯数、被保険者数は減少傾向にあるが、全国的にも生活習慣病の増加や医療技術の高度化による医療費の増加が懸念されている。

次に、31ページ、2、大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計決算については、記載のとおりです。

32ページ、3、大津町公共下水道特別会計決算についてですが、大津町下水道事業は、令和2年4月1日から地方公営企業法第2条第3項の規定に基づく財務規定等を適用しているため、今回は同法施行令第4条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって打ち切り決算となっている。

下水道使用料の収納状況は第1表のとおりである。令和元年度の収納率は、公営企業会計移行に伴う打ち切り決算の影響により、前年度より5.27%低下し、92.82%である。

公共下水道事業は、長寿命化のための老朽管等の更新や経営安定化のためのさらなる普及率の向上

等の課題を抱えている。公営企業会計への移行を円滑に行い、健全な経営及び効率的な運営により一層努められたい。

33ページ、第2表公債費の推移、第3表下水道普及率と水洗化率の推移、34ページ、第4表実質収支に関する調書及び第5表財産の状況については、記載のとおりです。

35ページ、4、大津町介護保険特別会計決算についてですが、介護保険制度の要介護認定者数は、第1表のとおり、介護保険事業がスタートして以降、毎年増加傾向にあり、令和元年度は前年度に比べ41人増加の1千445人となっている。

前年度からさらに施設受給者数が減少し、居宅受給者数が増加しているが、要支援1～2の認定者数が増加傾向にあること等から、施設サービスより居宅サービスの需要が高まっていることが要因と見られる。

保険給付費については36ページ、第2表のとおり、前年度に比べ減少しているが、今後も注視する必要がある。

なお、37ページの第3表実質収支の状況、第4表財産の状況については、記載のとおりです。

38ページ、5、大津町農業集落排水特別会計決算についてですが、農業集落排水事業は、平成13年度に着手し、平成24年度に計画面積241haの整備が完了しているが、令和元年度末現在における処理区域内人口2千848人に対し、水洗化済人口は2千456人、水洗化率は86.24%となっている。なお、本会計は令和2年4月1日から地方公営企業法第2条第3項の規定に基づく財務規定等を適用しているため、同法施行令第4条第1項の規定により、令和2年3月31日を持って打ち切り決算となっている。

分担金と使用料の収納については、第1表と39ページ、第2表のとおりである。

令和元年度の分担金については、農業区域内の住宅地開発により増額しているが、一時的なものと思われる。引き続き、収入未済額の減少に努めていただきたい。

なお、第3表公債費と起債残高の推移、40ページ、第4表実質収支の状況、第5表財産の状況については、記載のとおりです。

41ページ、6、大津町後期高齢者医療特別会計決算についてですが、被保険者数は、初年度3千253人であったが、移行毎年増加しており、令和元年度では、前年度に比べ13人増加の3千863人となっている。今後も高齢化の進展に伴い、増加傾向が見込まれる。

また、保険料の収納状況については、第1表のとおりであるが、財源確保と負担の公平性を図るには、一層の収納率向上を図る必要がある。

続きまして、別冊となっています大津町工業用水道事業会計決算審査意見書の報告をいたします。1ページをお願いします。

第1、審査の種類から第5、審査の着眼点及び主な実施内容については、記載のとおりです。

第6、審査の結果ですが、決算報告書、財務諸表及びその他の書類は、地方公営企業の関係法令に準拠して作成されており、各計数とも審査を実施した範囲内においては正確と判断した。

また、予算の執行に関しては、おおむね良好であったと認めた。

1、工業用水道の概要及び実績についてですが、①事業の概要、2ページの②給水の実績及び営業収益決算額の推移については、第1表及び第2表のとおりです。

令和元年度の給水事業者数は前年度と同数の6事業所、年間給水量は前年度比0.9%増の113万4千846m³、営業収益は前年度比0.2%増額の6千710万円となっている。

3ページをお願いします。

①収益的収入及び支出については、収入は予算額6千121万1千円に対し、決算額7千996万7千円、支出は予算額7千770万6千円に対し、決算額6千55万9千円で、執行率は77.9%となっている。

4ページをお願いします。

②資本的収入及び支出については、収入は予算額2千10万円に対し決算額は同額、支出は予算額2億1千816万5千円に対し、決算額1億7千624万4千円、また、地方公営企業法第26条の規定による繰越額が2千893万円となっている。この繰越額は、第4水源地整備事業に伴う予備ポンプ等の備品購入分である。

5ページをお願いします。

③財政状況ですが、貸借対照表から見ると、資産の部では、固定資産総額が3億6千291万9千円で、前年度比1億4千681万4千円増加している。これは、主に令和元年度の第4水源地整備により、有形固定資産のうち構築物が7千481万9千円、機械及び装置が8千535万9千円増加したことによるものである。

また、流動資産は現金のみであるが、前年度比4千724万1千円の減額であり、資産合計は9千957万3千円増額の5億6千218万5千円となっている。

④企業債の償還は順調に進んでおり、令和元年度末の未償還残高は281万円となっている。

4、審査意見。平成30年度から令和元年度にかけて、以前より課題であった第4水源地の整備という投資活動に力を入れたことで、資金残高の減少は見られるものの、今後の需要増加及び新たな企業誘致にも対応できる体制が整ったと言える。

令和2年度までに、将来にわたって安定的な事業を継続していくための経営戦略の策定が求められている。中長期的な視点による事業の健全経営を目指し、今後の施設・設備更新を見通した計画により、事故なく安定した供給事業の推進を図られたい。

事務処理については、効率化・リスク回避のため、情報共有・見える化を図り、システムの改修を含めた改善策について検討していただきたい。

ここで、別に配付しています令和元年度財政健全化審査意見書と公営企業会計経営健全化審査意見書をお願いします。

1、審査の概要については、記載のとおりです。

2、審査の結果については、審査に付された下表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲内においていずれも適正に策定されているものと認められる。

3、審査意見の①実質赤字比率と②連結実質赤字比率についても良好な状態を示している。③実質

公債費比率については、9.6%となっている。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好な状態を示しているものの、平成30年度の熊本県内市町村平均値（7.7%）と比べると決して低い数値とは言えない。④将来負担比率については、令和元年度の将来負担比率は、新庁舎建設事業や仮庁舎リース料、災害公営住宅建設事業など主に熊本地震に伴う地方債の発行により、地方債の残高が前年度比6億5千617万5千円増加しているが、マイナスの値となっている。

しかし、これは標準財政規模の増額や地方債に充当することができる特定歳入や基準財政需要額算入見込額などの充当可能財源等の増が大きく影響しているためであり、決して楽観視してはならない。今後も注視していく必要がある。

なお、令和元年度公営企業会計経営健全化審査意見書については、記載のとおりですが、3審査意見として、令和元年度は、平成30年度と同様、各会計とも資金不足がないことから、資金不足率は生じていない。

しかし、公共下水道事業及び農業集落排水事業は、使用料以外に一般会計からの繰入金等に頼る財務体質となっており、今後も厳しい経営状況が続くと考えられるため、より一層の経営健全化に努められたい。

それでは、最後になりますが、元の意見書に戻って26ページをお願いします。

第4章、審査意見。1、財政状況について。令和元年度は、税収増等による歳入総額の増が影響し、プライマリーバランス（基礎的財政収支）は前年度に比べやや改善される結果となったが、今後、地震からの復旧事業に加え、増加する社会保障関係費や公共施設の更新費用、大規模災害等の不測の事態など、将来的に見込まれる財政負担に対応するため、引き続き行財政改革の取り組みを維持・推進するとともに、さらなる行財政基盤の強化に向けた対応が必要である。

熊本地震の経験を経て、世界的な感染症の蔓延という未曾有の事態に遭遇し、これまで以上に備えることの大切さを町としても感じていることと思われる。「転ばぬ先の杖」で将来負担に備えた財政運営に努めていただきたい。

2、適正な事務執行のために。令和元年度において、法令等の確認・認識不足や事務引き継ぎの不十分さが要因と見られる不適切事務の事案が数件発覚した。これらの事案については、その後の処理対応状況及びその要因、再発防止に向けた対応策を確認し、さらに事務マニュアルや事務フロー図等の提出を求め、必要に応じて改善を求めた。

定期異動のある組織体制においては、前例踏襲になりがちな部分があるが、適正な事務執行のためには、法令等の根拠を含めたマニュアルの整備及び定期的・継続的な見直しは不可欠であると言える。その中で「事務事業の可視化」は、事務改善はもとより情報共有や危機管理のためにも重要である。

3、財産の利活用について。前回の審査意見において、自主財源の確保のため、計画的な遊休財産の売り払い等に取り組んでいただくよう述べたが、現在、町全体の公有財産の利活用について、一定の方向性が検討されている。今後、将来を見据えた財産管理及び計画的かつ有効な活用がなされることを期待したい。

4、内部統制について。平成29年度の地方自治法の改正により、地方公共団体の事務執行の適正

を確保する取り組みとして、令和2年4月から都道府県知事及び指定都市の市長に内部統制に関する方針の策定と必要な体制を整備することが義務付けられ、指定都市以外の市町村長には努力義務が課された。その後、平成31年3月には、国から内部統制制度の導入・実施ガイドラインが示されている。将来的には、指定都市以外の市町村長にも義務付けられる可能性が高いと推測される。

昨今、町において立て続けに不適切な事務処理が発生していることに鑑み、職員が一丸となって信頼される組織を目指し、強い意志で再発防止に取り組みなければならない。これまで以上に職員のコンプライアンスの推進、リスク管理を徹底し、担当業務や管理体制を十分に理解したうえで、事務事業の可視化等、内部統制の一層の推進について検討されたい。

以上、審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩します。午後1時10分より再開します。

午後0時12分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸君より早退の届出がっておりますので報告します。

日程第25 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第25 議案質疑を行います。

まず、議案第59号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第59号について質疑をいたします。

これ国のほうのですね、制度が変わったからそれにあわせてということで、そこは理解できるんですけども、実際にですね、そのやっているところ、すでにやっている市ですね、市までのところを見ていくと、実際にどれだけの経費がかかったのかというのを公開しているところというのが結構あるんですね。公開するにあたって、規則とか、条例とかで定めているところもあれば、選挙前の説明会で立候補者、予定者の同意をとって公開しますよというやり方をやっているところもあるというような感じだと思うんですけども、今回については、その辺については何か議論がされているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回、議案関係係出しましたけども、様々な選挙の制度の中で、今回はいかにその環境をよくするかということで条例を制定させていただくこととしております。いろんなその情報の公開については、説明会あたりでですね、こういった形で公費負担でやっていきたいということとを当然やっていきますし、また、各候補者におきましては、今までの収支報告書あたりでですね、

いろいろな形で出していただいておりますので、もしその辺のですね、情報公開について候補者の説明会あたりでいろいろと議論して、同意を求めるものが必要であればですね、同意等いただいて、内容等についてもですね、公開できるような形で進めていきたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 公開はできる限りでというようなお話かと思うんですけども、せっかくであればですね、もう公開するというルール決めたほうが手取り早いんじゃないかなというふうに思うところで、その辺を例えば規則とかでですね、今後うたっていくというようなことも検討していただければと思います。

それと、何でもかこういこと言っているかといいますと、結局、この制度を使うことで、やっぱりどうしても過去に悪用された事例がいくつもあるということですね。そうしたその悪用というものをやっぱりなくしていかなきゃならないし、新しく導入するのであれば、それを防ぐための仕組みを入れてですね、やっていくべきだと思います。そうしたとき、そのやり方としてですね、プライスキャップという考え方があるんですよ。例えば、支出した金額に最低額から最高額までありますと。その平均を取りまして、その平均の3割増し、このあたりを次の選挙のときはこの数字でいきますみたいなですね、やり方で、どんどんどんどん経費を実践にあわせていくという考え方ですね。そういったやり方というのは検討できるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の条例については、国が示します公職選挙法に基づいて限度額を設定させていただいています。ただおっしゃいますように、いろんな実勢がどうかということでもありますので、そういった実勢については十分調査をしてですね、その辺りについては盛り込んでいければというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 世の中からはですね、なかなか目を付けられやすい制度でございますので、きちんと対応できるような仕組みをぜひ入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第59号について質疑いたします。

先ほど同僚議員のほうからは、このお金使ったあとの話をされましたけども、この使う前ということで、こちら説明にもありましたとおり、出る方の環境をあげることによって挑戦できる人を、成り手不足が叫ばれる中、増やしていくこともあると思うんですけども、であるならば、やはりこれ選挙準備も時間かかるものですので、なるべく早く、効果的にこの制度、できたことをわかりやすく周知する必要があると思うんですけども、今現状どのように、これが通った際、進めていく予定かを教えていただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の条例をあげておりますけども、すでに選挙日程等もですね、町長、町議選については選挙日程等も決まっております。そういった関係で、そういった選挙をお知らせするのとあわせて、当然、町の広報誌、あるいはいろんな情報ツールを使ってですね、今回の条例をもし制定させていただければ、その内容については、しっかりと周知をしていきたい。特に今回は、町議、町長選を間近に控えておりますので、そういった形での周知とあわせてですね、皆さん方に十分周知ができるような形でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） この部分だけではなくてですね、そもそも選挙全体について理解されていない方が多いんです。例えば、町の議員の選挙でも、すでに供託金があると思っていられる方とか、あるいは、選挙カー等に補助金出ていると思われている方々、そういったこともありますので、このところとあわせて全体的にわかりやすく伝わるような広報等も使ってですね、やっていただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

内容を59号見てみますれば、私がどうも引っかかるのが供託金導入のところでありまして、15万円ということです。15万円というそのこうお金の価値、人それぞれ違うでしょうが、町の議員という特別職の公務員という形をですね、担う、そして志を高く持って臨むためにはですね、ちょっと安すぎると思うんですよ。やっぱりですね、きちんとした姿勢を持って取り組むのならば、供託金の没収といいますか、戻ってこないような状況にはもうなりにくいと考えられます。ですから、やはり安易な出馬をしてもらっても困るわけです。愉快犯みたいなのが出てくるのが私が一番困るんですよ。やっぱりそれなりの野望じゃなくて、志を持った方、そういった方々がやっぱり多く出馬していただきたい。そしたら、この値段というのも抑止力になるような値段というのが何かありやしないかなど。これって、まあこの説明資料の2ページを見て話してますけれども、県知事選で300万円とか、市長で100万円とかいろいろ書いてありますよね。この算出の仕方というのは、根拠はおそらくないものだと思います。それか時代にマッチはしてないと、そういうふうに考えられます。ですから、この供託金の妥当性というものをですね、やっぱりきちんと求めたいと思います。なぜかと申しますと、もう一つ、例えば、今回、補正予算であがっておりますけれども、町長選挙、と議員の選挙ですね。かなりの額の公金が出ていくってことですよ。この公費に見合った選挙にならんといかんようになるわけですね、この公費負担をするということは。だから、公費負担をするということは、公益に付すことが目的です。公費を支出することは、大前提は町の皆様方が納得することですよね。ですから、そのためにもこの15万円という算出というものは、全体の、例えば、定数の出馬がありました。定数以上の出馬がありましたといったときに、そのどれだけお一人に対して大体考えられるのが100万円ですよ、200万円ですよとか、50万円ですよというのが算出できると思うんですよ。基礎

的なその一人当たりのかかる経費っていうものを合算して、単価として出していただいて、そして、それにその供託金を照らし合わせてみて、妥当な金額かというのを出すべきではないかなと、そういうふうに思います。

そしてまた、今回の条例の制定にあたってですね、このポスターとか、ビラとか、そういったもので公費負担というのは、私も何度もこう選挙を望んできましたんで、非常に助かる、そのやつではありますけれども、ただ時代がですね、そのビラを入れたから見もしませんとか、自分はスマホで何でも見ちゃうんだよというような、要は、アナログとデジタルの今ちょうどこうきれいに合致あわせている半々の状態じゃないかなと私思っていますんで、デジタルだけでもだめ、アナログだけでもだめ、今、これに必要なのは、デジタルの紙ですよ。今、これはアナログ的なものの提案ですね。デジタル的なものを入れてあって、そして、例えば、多くの方々が、1人でも多くの方々がですね、そういった出馬する方々の思いや志が見れるようなものというのもきちんと整備しなければならないと思います。そこのバランスというのも非常に大切だと思うんですよ。かといって、もう時間が、例えば、町の選挙を考えたならば時間がありませんので、なかなか難しいとは思いますが、それを構築しながら少しずつ更新していいものにしていかなければならないと思います。その点について、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今の質問、大きく2点あったかと思います。まず、1点目が供託金の妥当性ということでございます。それから、2点目がデジタル、アナログということの話があったと思います。

1点目の供託金につきましては、選挙公営の制度については、公費負担ということで、ポスター、それから自動車、ビラということで公費負担をするということで今回提案をさせていただいています。それはある意味選挙についての環境を改善するという一つの目的があります。ただ一方で、おっしゃいますように、そういう環境改善をすればいろんな方たちが出てくる。どう規制するかという中では、やはり供託金という制度を入れさせていただいて、そこである一定の制限をかけていくということになります。今回、供託金は15万円ということで申し上げましたけど、これは公職選挙法の中ですね、規定をされておまして、それに基づいて供託金15万円ということをお話をさせていただいているところになります。

それからですね、はい、すみません、説明が不足して申し訳ございません。今回の議案関係については、3点のうちの2点だったんですけど、1点のその供託金については、公職選挙法の上位法があるものですから、それに基づいて設定をさせていただいたということです。すみません、説明が不足して申し訳ありません。

それから、2点目のデジタルとアナログについては、確かにアナログ社会の中でどうデジタルをやっていくかということで、選挙活動、あるいは時代もどんどん変わっておりまして、今はSNSだったりとか、あるいはいろんなホームページだったりとかネット社会もありますので、まあいろんな公職選挙法の規定はもちろんありますけど、そんな中でいかに情報を発信をしていくかというのは、そ

ういったアナログのみならず、デジタルでもきっちりできますので、公職選挙法の範囲内の中でできることを我々としてもしっかりと推進をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第60号から議案第62号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号を議題とします。質疑ありませんか。

山部良二君。

○2番（山部良二君） 議案第64号について質疑いたします。

補正予算の概要の8ページ、熊本県多子世帯子育て支援事業の副食費補助廃止についてお伺いいたします。

今回の保育料無償化で副食費の補助が廃止になりました。これ前も質問したと思いますけれど、この多子世帯において、その逆転減少、これ今コロナ、その前の消費税増税で多子世帯の生活環境負担増がかなり厳しい状況であると思いますので、逆転現象が起こるようなことがあってはいけないと思いますので、その辺を指摘します。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） こんにちは。山部議員の質問にお答えします。

今、昨年10月からの無償化に伴って逆転現象があるのかどうかということなんですけども、これにつきましては、実際、制度が変わりましたので、実際、今13件逆転現象というような形になっている部分がございます。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） もう今、全国的に少子化が問題になっているこの状況で、逆転現象が起こって負担増になっているという家庭があることは、本町のその子育て支援としても由々しき自体じゃないかなと思っております。要は、国の無償化で浮くことになる町独自の保育料の軽減費用なんかを副食費分に充てる、無償化に充てるなどやり方はいろいろあるのではないかと思います。今後どういうふうにこの逆転現象をそのままに放置するのか。対策を考えるのかお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） 失礼します。今、山部議員のほうからありました、町としてどのようにやっていくのかということにつきましては、課題として認識しておりますので、今後、国・県、それから近隣自治体の動向も注視しながらですね、考えていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） これもう絶対逆転現象はなくす必要があると思いますので、今後検討、勉強などしていただいて、近隣市町村でも副食費無償化になっている市町村もありますので、今後検討していただけたらと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 一般会計補正予算の38ページの新型コロナウイルス感染症対策費の中で、修学旅行キャンセル料というのを計上してあるんですけども、最近、テレビ見たときに、阿蘇のほうに修学旅行生が、今回、長崎だったかな。見えられているんですけども、こういう旅行のキャンセル料というのは、もうコロナがあるから見込んでおこうというので組まれたのは分かるんですけども、せっかくの修学旅行、極力ですね、やっぱり子どもたちにとっては一生の思い出になると思うんで、その部分でどうやってキャンセル料の部分はもう、それを含んだキャンセルがあるものという認識で組まれたのか、それとも、いや、もう組んどったほうがいいのかという部分で組まれたのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、山本議員の質問にお答えします。

修学旅行のキャンセル料につきましては、今年度、コロナの関係で国のほうもですね、できるだけこう子どもたちが一番こう小学生、中学生のですね、子どもたちが楽しみではないですけども、している行事になりますので、極力こう安易にこう中止するようなことがないようにということですね、国あげて推進をされております。大津町のほうでもできる限りこう小学生、中学生の皆さんに修学旅行に行っていただきたいという思いで計画を今進めているところでございます。ただ、今後ですね、またその感染の拡大の状況とか、行先あたりのですね、状況とかもありますので、万が一そのどうしても行けなくなったような状況があった場合に、保護者の負担の軽減ということで、今回、キャンセル料ということであげさせていただいております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 九州圏外とは言わないけども、九州圏内をぜひ極力できればしていただきたいなと思いますし、小学校の場合は、九州内であれば、熊本県でもやっぱりどこかに行ったことによって修学旅行という思い出が残ると思うんですよ。だからそういう意味での旅行先の変更なんかも考えて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第64号について、1点質疑いたします。

予算書、補正予算書の25ページ、補足資料の9ページのこの移動販売事業補助金になりますが、こちら過疎自治体を中心にすでに実施されているようなところありますけども、やはりその収益上の問題でなかなかやっていくのが難しいような状況があるのを聞いております。大津町も今JAさんのほうで一部地域を回っているのは伺っています。その上なんですけども、まず、こういうのをどういった団体を想定しているのかというのが一つ。

もう一つがですね、例えば、これって売れる場所とニーズがある場所って違ったりすると思うんですよ。そうした中で、例えば、どういった地域は回って欲しいとか、あるいは週何回は回ってもらうとか、あるいは、2、3年続けてもらうとか、そういった取り決めだとか、契約ですね。履行できない場合には、返納をいただく一部をだとか。そういったところまで決めているのか。その2点について伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田議員の質疑にお答えをいたします。

議員がおっしゃったとおり、現在ですね、JA菊池のほうで巡回の移動販売車をですね、展開されておりますので、今回もですね、JA菊池さんのほうにお願いするならばというふうに思っております。今後はですね、南部地域も含めまして、町内全域を拡大してですね、住民の方のニーズに対応できるように検討していただきたいなということで、まあJA菊池さんとですね、協定書を結びまして、長期に渡ってですね、事業展開をしていただければというふうに思っているところでございます。

また、町民のニーズをですね、今現在調べておりまして、今現在、北部に回っておりますけども、南部の地域からもですね、非常に回ってほしいというようなニーズもございますので、今後はですね、JA菊池さんとコースとかですね、巡回のコース、回数、いろんな面でですね、協議をしながら、また、協定書を結んでですね、事業展開をしていければというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） はい。協定書を結んでしっかりやっていくというお話なんですけども、やはり事業として考えてときにですね、業者さんの回りたいところ、事業者さんが回りたいところと、本当に地域が必要としている過疎の遠く離れた地域だとか、そういったギャップって生まれてくると思いますので、そこは重々協議して内容を詰めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第64号について、2点質疑をいたします。

まず一つ目がですね、予算書の15ページの住まい再建継続利用支援事業ということで、これは歳入側と歳出側で課が違いますので、歳入のというような意味でですね、ちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけれども、これ多分今回初めて出てきた事業名ではないかと思っております。これまでその菊陽とかですね、甲佐とかで活用されたというような話は聞いているんですけども、大津町では、多分今回がこれが初めてかなというところで、ただ、その木造仮設とか、みんなの家とかですね、そういった

ものは有効活用を今回しますということなので、ほかにもですね、できることがあるんじゃないのかなというふうに考えるところです。そうしたとき、この住まい再建継続利用支援事業というのの枠組みというのをですね、どういうときに使えますよとか、県のほうの説明を、この事業の枠組みをお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点がですね、14ページが歳入側で、社会資本整備交付金ですね、これが2千640万円の減額がっております。それに対して、これの支出が、歳出側の事業費を見ますと、追加になって土木債というか、都市計画債か、によってこう追加がされているわけなんですね。だから、その追加の差額というのがありますして、減額されている分よりも都市計画債の増加のほうが大きいんですね。ここの差ってどういうことなのかなというのをお尋ねしたいんですけども。

以上、2点お願いします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず1点目の住まい再建の継続利用支援事業の枠組みということですけども、熊本地震でですね、仮設住宅等をつくらせていただいて、その中で、それぞれの被災者の方のコミュニティの場としてみんなの家というのを設置しております。これ県のほうがやった事業でございます。実は、岩坂のほうでご協力いただいて、あそこの場所で南阿蘇の方たちがですね、被災されて、避難されたときに仮設住宅とあわせてみんなの家をつくっております。そのあと、南阿蘇のほう 皆さんそれぞれのところに戻られたものですから、地元のほうからもですね、せっかくそのそういったみんなの家、談話室みたいなのあるんで地域コミュニティとして使えないかというようなご意向もありましたし、熊本県のほうのやっている事業としてですね、そのみんなの家について、それを利活用するような事業として900万円を限度としてですね、4分の3が事業になるんですけど、4分の3の分の675万円を計上しておりますけども、そういった形で、いわゆるその建物自体を町が無償で譲渡していただいて、それを地域の、いわゆる住民の方全体のコミュニティの場としてですね、使えるような形として、今回あげさせたところでございます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 佐藤議員の質疑にお答えします。

質疑については、款15、目2、節3の都市計画補助金の2千640万円の減額に対し、款22、項1、目2、節2都市計画債4千270万円の増額についてのご質問だったかと思います。こちらについては、事業的には、北部の再生計画に当たりまして、北部癒しの里地区の事業が2千130万円減額になり、南部地区観光が510万円の補助金の内示が減額になっております。それに対して、北部癒しの地区の起債を3千810万円増額し、南部地区観光を460万円増額したものでございます。それについては、所管課のほうでご説明があると思いますが、事業的には説明した方がよろしいですか。事業をちょっと、内容的には今の起債が増額し、北部癒しの里を事業、そういう内容でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） すみません、まず、一つ目の住まい再建継続利用支援事業のほうですけど、今回、大津町が何に使うかということを出したのではなくて、県のほうがどういうものに対してこの事

業を使っていいですよということを行っているのか。どういう枠組みで使っていいですよって言うのかという、そっちのほうをお尋ねしたかったんですよ。それで、財政のほうの歳入側で質問という意味ではそういう意味でした。改めてそこをお願いしたいと思います。

それと、この都市再整備のほうですけども、お尋ねしたのはですね、趣旨としては、まず一つは、国は何で減額しましたかと、これは予算の総額があるから多分その配分でそうなったんだろうというのはよく聞く説明なんですけれども、それに対して、じゃあそれを補うための起債であれば、その額と同じであればいいはずなのに、追加の部分が出てきているというのは、何か追加の事業が出ているんじゃないでしょうかということですね。そうしたときに、その事業というのは、もともとあった北部、南部の癒しの里と観光地化、これの都市再生整備計画の計画の中に入っていたものなのか、そうでないものなのかという違いも出てくるかと思います。おそらくその4号線、室工業団地の4号線ということであれば、それは北部の癒しの里のほうには入ってなかったものですので、それにこれを充てるのはいいのかなというところがちょっと疑問に思ったものですから、あるいは、その4号線の分をきちんと北部の計画にうたい込んだという変更がなされたのかですね、その辺のことをお尋ねしたかったというのが趣旨です。

以上、再度お願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 先ほど住まい再建の件ですけども、県の復興基金の関係で、そちらのほうの事業メニューで住まい再建ということっておりますので、事業費4分の3というところで計上しておるところでございます。

○6番（佐藤真二君） どんなことに使えるその事業なのか。

○総務部長（藤本聖二君） それについては、先ほど言いましたけども、いわゆる地域の方のコミュニティの場として使うということで、いわゆる被災者の方がその後の被災者支援として地域のコミュニティとしてそういった形で、いろんな形で交わる、そういった形のメニューということで考えております。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 佐藤議員の質疑に対してお答えいたします。

先ほどの北部地区の北部癒しの里地区の事業増額に対しては、補正の概要の7ページの建設課にあります。真ん中に8の2の4、12委託料と言うことで測量設計業務委託が今回新規で出てございます。室工業団地4号線測量設計につきましては、現在、測量設計をいたしておりますが、今回、用地交渉の関係で路線変更に伴いまして1千300万円の増、こちらについては、すでに当初から北部癒しの里に入っております。猿渡線測量設計業務についても同じように当初から北部癒しの里に入っている事業でございます。以上なふうに、事業の増に伴いまして、今回、先ほど申されたとおり、国については、国の補助金の枠がございますので、その内示に応じまして事業を行い、その分を起債を対象としてまた事業を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） まず、再建継続利用支援のほうですけど、これは県のほうの募集というのかな、何か交付の要綱みたいなのですね、それがわかるものがあつたらちょっとあとでも結構ですので、いただければと思います。

それから、こっちの都市再生整備のほうですけど、国のほうが減額をしました。だから起債でってすぐこう変えてしまっていていいものなのかなというところも少し思いとして残りますので、その辺については、また所管の委員会のほうでですね、お話いただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第65号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号から議案第68号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第67号について質疑いたします。

今回の補正予算におきまして、款の5、目の1、節の2償還金が前年度の精算という形で5千700万円出ております。そしてまた、前年度の繰り越しとして2億円余りが来ておりますけれども、先ほど代表監査委員による意見のほうと照らし合わせてみました。この意見書の中をずっとこう見ておきまして、要介護認定者自体はやっぱりそれなりに増えていっているということと、もう介護保険料の改定を行ったので、収入は増えております。ただ、収入は増えました。そして、居宅介護の受給者が増えたせいか、給付費自体が減っておりますね。これはですね、非常にこう認定者増えたけれども、給付費が減るといのは好ましい状態だと、それは認めます。どういった努力されたのかなっていう疑義が出てくるんですね。料金自体は改正しました。そして、その財政の安定化を図りながら、あらゆる対応をですね、できるようにするのは、これは当たり前だと思います。ただ、ここでどうやって好転できたのかなっていうですね、褒めたいけれども、ちょっと内容とちょっとちゃんと聞きたいないうところですね。本当ここは高齢社会におきまして、非常に頭が痛い問題ですので、どういった介護のあり方が望ましいのかということをやっぱり我々は審議しながら取り組まなければならないと思いますので質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 永田議員の質疑にお答えをいたします。

今、議員さんからご質疑がございましたけれども、2億円ですね、まず2億円と言いますか、繰り越しが2億円あつてますけども、こちらにつきましてはですね、第7期の計画で推計しました当時は、熊本地震の影響からですね、認知症の数も増えるだろうということで考えておりました。給付では、

先ほどおっしゃいましたけれども、施設サービスの利用が増えるだろうということを考えておりましたけれども、実際はですね、施設サービスの利用が落ちまして、在宅の利用が増えたというようなことで繰り越しが増えたというような状況でございます。

また、今回は何でこういうふうに好転したかというような話もございましたけれども、包括とか、いろんな担当のほうでですね、介護予防の事業を展開しております。いろんな通いの場とか、はつらつ健康とか、いろんな介護予防のですね、事業を展開しております、それが要支援の1、2のですね、要支援の1、2、大きな介護の重度化、そういうのを防ぐためにいろんな事業を展開しましたので、要支援の1、2の人が増えたので給付費が少なくなったかなというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

なかなかそれなりに予防介護ということで取り組まれてきたのが要因かなと思われるということですね。非常にいいことだと思います。ただ、これを見まして、もう一つちょっと心配になるのが居宅が増えればご家族の方々、ご家族ですね、介護を受けられる方の周りの方々ですね、その方たちの負担というものがどうなるのかと、ここはちょっと難しいかもしれませんが、全体的にそういったものをひっくるめて介護というものを考えないと、たまたまそれが1年続いたとしても、それから先がやっぱ続かんだったなじゃやっぱりこう恒久的にどの形がいいのかという取り組みは必要かと思っておりますので、先ほどの数値的なものというのは、そういった要因で出ました。これからもということは、それが効果的に効いてきたならばですね、もっともっと逆に介護保険料が下がるような形になるかもしれませんよね。ですから、そういったものがもしこう取り組みとして何かそのご家庭に対する、だからそのその世帯のですね、全体の影響、そういったところまでは調べられていないのか。そういったところまで調べられたならば、より何ていうか、充実した制度になっていくのかなと思っておりますので、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 永田議員の再質疑にお答えをいたします。

家庭内でのですね、老老介護とかいろんな問題で、非常に家庭の方々の負担がですね、増大しているというのは認識をしております。ただ、今国のほうでもですね、地域包括ケアシステムというのを構築したいということで、地域でみなさいというような国の方針で、町もですね、やっているところでございます。ただ、今永田議員のほうから質疑がありました、家庭内のですね、ご家族の方の負担はですね、非常に大きいのかなと思っております。

また、もう一つが医療と介護の連携ということも今叫ばれておりますので、そちらのほうにもですね、力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第69号から議案第71号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

三宮美香さん。

○1番（三宮美香君） 令和元年度大津町一般会計決算及び特別会計決算に関する主要な施策の成果のところで3点質疑いたします。

まず1点目、31ページ、空き家対策事業についてです。こちらのほうが昨年度の主要な施策の成果を見ると30軒ぐらいの空き家の持ち主の方が使ってもいいよという意向であった。あと、今後民間の不動産なども依頼することを考えるというようなことが書いてあったと思うのですが、今回出された令和元年度の成果の中には、そこら辺のことが書かれてありません。あと、空き家を空き家バンクに登録する方がいないのに、その先の制度のほうはつくりました。でも実際使う人が出てきていませんというようなことになってしまっているように見えます。先日の命に関わるような大きな台風が来た時にも、空き家がある地区の区長さん方もだいぶ心配をされたと思うのですが、これからも空き家の状態がこのままであるならば、やはり何らかの対策を別に考えるべきだと思うのですが、そこら辺については今後どうされる予定なのかというところ。

2点目が133ページのブロック塀撤去補助金事業についてです。この目標値が毎年と書いてあるんですが、多分一度すべてのブロック塀、町内については調査をされたと思うのですが、全体的な数がわからないので、これはどういうふうな評価になるのかが今一つわかりにくい状況だと思います。ただ、例年ブロック塀も劣化していくので目標値が書けないのであるのだとすれば、この残された課題のところ、再築に高額な費用がかかる人は申請が少ないと書いてあります。費用がないと危ないブロック塀も申請をせずそのままの状況が続くというふうに受け取れるので、こちらも今後の方向性のところに撤去を行うよう広報していくとありますが、広報をしても費用がかかる人は撤去せず、再築もされない状況が続いていって危ない状況が続くということにつながるのではないかと思います。今後どうされるのかを教えてください。

3点目が107ページの新規就農のところのこの107、108ページをみると農業に携わる方が皆さん高齢化していて、若い方が少なく農家が減っていく状況であるというふうに受け取れます。それによって、農地の荒れている状況が広がっていくのだと思うのですが、107ページ下のほうの解決した課題のところ、新規の就農相談者のうち、2名、1名というふうに給付対象者があるというふうに書かれています。昨年度も見ましたが、やはり1名程度の給付対象になっています。この数名というのがどれぐらいの割合で相談に来ていて、そのうちの2名、1名が給付対象になったのが高い水準なのか、それともやはり先が心配な低い水準なのかというところがわかりにくいというところと、やはり全体を見ると、大津町の農業が衰退していくのではないかという心配がここから読み取れるのですが、今後の考え方を教えてください。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず、1点目の空き家についての現状といたしますか、それから、今後の方向性についてのお尋ねだと思います。

空き家については、ここ数年調査をしております、最終的には30軒ですね、おっしゃいました、そういった方について利活用できるんじゃないかということで、空き家の所有者、あるいは管理していらっしゃる方たちにもいろんな意向調査をしております。ただ、やっぱりなかなか難しいところがありましてですね、それぞれの財産をだれが引き継ぐのか、だれが管理するのかと、そういったいろんな課題もあるもんですから、そういったところの課題を解決する必要があるのかなというふうには思っております。

あとその空き家の所有者と、あと使われる方のマッチングといたしますか、必要な方と求めている人ですね、その辺がまた今後検討すべき課題だと思っております。実際にいろんな空き家バンク制度について、確かに以前から制度はつくってきたところですけども、現実としてはなかなかいろんなその相続、あるいは管理の問題もありまして、空き家バンクとしての登録がなかなか登録していただけないということもございますので、その辺の現状等も踏まえて、町のほうでも空き家対策協議会というのをつくっておりますので、我が町にとってどういったやり方がいいのかというのをですね、さらに協議を深めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 三宮議員の質疑にお答えいたします。

ブロック塀撤去補助金事業ということですが、まず一つ目としては、目標がわかりにくいというご指摘でございました。こちらについては、町内ブロック塀の調査をしておりますが、その部分について、毎年申請があった分を目標にして、それに対して実績を行っているような状況です。今回、ご指摘のとおり、目標としては非常に設定しにくかった分とわかりにくいというのは、今後改善をしていきたいと考えております。

それとブロック塀の撤去について課題があるということで、撤去分しか助成できないため、再構築に高額な費用がかかる人は申請が少ないということですが、今回、167万1千円で11件の申請になっております。割りますと大体15万1千円、上限が20万円の補助金でございますので、20万円以上の方については、11件のうち4件になっております。今回、再構築については、費用がかかりますので、今後、広報とかで推進していく場合は、例えば、ブロック塀で再構築するのじゃなくて、沿道緑化モデル助成事業や町のつつじの苗の無料配布等がありますので、こちらの再構築については、そういったモデル事業やほかの事業を併用しながら再構築をお願いしたりなどして推進していければと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 三宮議員の質疑にお答えいたします。

主要な施策の成果の107ページの下段の表、担い手育成総合支援事業についてのお尋ねかと思えます。議員からありましたように、現在の農業は、高齢化が進展し、若い方の就農が少ないという現

状がございます。その中で、町としましては、この107ページの下段の表、それから、先ほど指摘がありました108ページの上段の人・農地問題解決加速化支援事業、その下の農地中間管理機構事業等を使って新規就農者のみならず、担い手の方の支援を行っているところでございます。そのうち107ページの解決した課題について高い水準か低い水準かというご指摘がありまして、昨年度、新規就農について相談があった方は5名となっております。そのうち3名は仮に農業をするとするならばとか、まだ具体的ではないが、農業に進むにあたってはどういうことが必要かというような相談で、具体的な就農計画のある方ではございませんでした。残りの2名につかれましては、具体的な自分の経営計画をもとに新規就農をしたいということでございまして、1名の方がそのうち認定新規就農者という町で審査をして町長が認定する就農者となり、そのうちの1名の方が国の事業で5カ年間、お一人であれば150万円、ご夫婦であれば225万円、最初の就農を支援する制度がございますので、その交付を受ける対象となられたということでございます。水準としては、ご相談に来られて具体的な就農計画がある方については、すべて支援ができたというふうに考えております。

今後の考え方としましては、107ページの事業の概要のところには地域の担い手を支援するというのがありまして、対象がその下の対象ですけど、集落営農組織、集落営農法人、集落を単位とした組織とか、会社ですね、それから認定農業者、個人の方も会社組織の方もいらっしゃいます。それから、今御説明しました認定新規就農者ですけども、この3本の柱で担い手を育成していきたいと考えております。あわせて、108ページの事業が農地をその方に集約するような事業ですので、このような事業もしっかり活用していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1 番（三宮美香さん） すべてのことに言えるんですが、ブロック塀などもほかの事業でできることがあるということなどを町の方もご存じなかったり、やはり周知されていないところも多いと思うので、そこら辺の周知方法なども考えていってください。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6 番（佐藤真二君） 一般会計の決算につきまして質疑をしたいと思います。

ちょっと細かいところもありますけれども、まず、3点あります。

一つ目が、ホームページに掲載されてます例規集ですね、よく見られるかと思うんですけども、昨年の12月末に更新があったあと、今年の6月まで更新がなかったんですね。で、実際にその毎年多分委託業者さんとの契約はされていると思いますので、そうした場合に、最終的な作業が6月であったのであれば、出納閉鎖後の作業でどうやってその完了確認、業務完了確認というのをできたのかなというところで、その辺のことをまずお尋ねしたいと思います。契約がどうなっているのかということですね。

それから、2番目がですね、プレミアム付商品券のことです。昨年の6月の補正予算で出てきまし

て、非常に議論があったところです。例えば、その販売の単位を500円にするのか、1千円にするのかとかですね、こういったそのプレミアム付の商品券という形がいいのか、それとももう5千円の現物給付のほうがいいんじゃないとか、いろんな議論がありました。で、そんな中で、結局、最終的に執行率として補助金の部分では33.8%に止まったんですね。3分の1です。その前回の全住民を対象にしたプレミアム商品券があつときは確か41か2か、何かそのくらいの数字だったんじゃないかなと思います。結局、あれだけ議論してきちんとしたやり方でやっていきましょうねって、実行委員会もつくります、何とかもつくりますみたいな話で行われた事業が、結果、この33.8%ということで、幾ら返さないかなのかな。3千万円ぐらいは国に返さなきゃいけないということになっているわけです。賛成討論なさった方たちは、これがちゃんと住民に配布されるのであれば、やったほうがよいという根拠で賛成をされているんですね。それにも関わらず、結局3千万円を返さなきゃいけないということになれば、反対も賛成もどっちもですね、条件を満たしてないということになるんです。それについてどういうお考えなのかというのをお尋ねしたいと思います。

それから3点目ですね、先ほども質問ありましたけれども、この主要な施策の成果です。これ毎年毎年ですね、出させていただいておまして、毎年毎年これで本当にいいのかということで申し上げ続けているところです。指標の作り方、あるいはそのまず項目の選び方ですね、主要な施策って何なんだということ。それから、成果指標とかですね、どうやって定めているのか、目標指標が正しいのかということ。それから、振興総合計画との関係性というのをどういうふうに整理されてこれをつくっておられるのか。これをつくっておられるときのどういうやり方が生かされるやり方として考えておられるかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今、大きく3点ご質問があったかと思えます。

まず1点目が、例規集関係についての契約内容あたりがどうなっているかということですが、基本的には定例会ごとに整理をしまして、その翌会の3カ月後ですね、3カ月後の定例会時に前回の分を更新するということになるかと思えます。ちなみに、契約関係については、委託をしておまして、4月1日から翌年の3月31日ということで委託契約をしております。

それから、どのタイミングでということで、要するに、4月から3月までの間にデータ更新をするんですけども、契約上の中ではですね、データの構築、それからデータ更新に関する業務というのを入れておまして、要するに、データを更新したり、データを構築したりしたタイミングでもってそこでやるということですので、前回、6月の分については、すでに7月には6月ですね、データ構築している分については、もうすでに7月に検収を終わっておまして、業務委託料としてはお支払いをしているというようなことになります。あくまでも、通常年度の4月から3月までということがありますけども、それから、定例会6月、9月、12月ということがありますけど、6月で改正したもののについてのデータ更新は大体9月ぐらい、3カ月後をめどに更新されると。それから、9月で今回改正させていただくものについては、次の12月をめどにデータ更新、データ構築をするということですので、その委託契約のタイミングとしては、あくまでもそのデータの構築、更新をした時期が

いつかっていうことで4月から3月までの中ですね、委託料としてお支払いをしているところがございます。一応契約の中でもですね、そういった形の取り扱いをうたっているところでもあります。

それから、2点目のプレミアム商品券ですけれども、確におっしゃいますように、これもいろいろとご議論をいただいて、逆に5千円、プレミアム分を直接配った方がいいんじゃないかというようなお話もいただいております。実行委員会等もございましていろんな議論をさせていただいております。ただ、これにつきましても、国が示す制度がありますので、まずやるかやらないかということについては、当然、対象者は非課税世帯と子育て世帯ということが対象ということになっています。前回の2015年のプレミアムについては、全世帯が対象ということで、今回、対象も若干変わっております。その中で、取り組むか取り組まないかということの判断としては、やはりプレミアムという有利なものがあるので、ぜひ国が示すものについては取り組みたいということで取り組んできたところで

す。ただ、結果としてはですね、いまおっしゃいましたように、執行率が確かに33.3%ということで、事務経費も含めてですね、あっております。ちなみに、非課税世帯と子育て世帯のいわゆる申請割合といいますか、非課税世帯については、申請された方が43%、それから子育て世帯については54%ということの結果になっております。

確かに、当然、最初の段階では5千円配布をしたほうがいいんじゃないかというようなご議論もいただいたとこなんですけれども、やはりそのいろんな購入された方等に聞きますと、やはり購入にするにあたっての元の原資ですね。それを生み出すためになかなか非常に苦労するというお話もいただいております。要するに、例えば、4千円で5千円のプレミアム券になりますけれども、その4千円を出すのがなかなか厳しい状況にあるというようなご意見もいただいております。町としましても、国の制度設計に乗りながらですね、やってきたところですけども、確かに、プレミアム率とか、販売の期間、販売方法については、国が示す、当然他の自治体も同じようなやり方でやってきたかと思っております。特に、周知等についてもですね、なかなか申請率が芳しくないということで、改めてそれぞれ該当する方にも通知をしたところなんです。特に年金支給月にあわせてですね、購入されませんかというような通知もしたところですけども、なかなか結果としてはですね、43%、ほぼ全国が42%と聞いておりますので、全国同じような内容になっておるかと思っております。今回の検証も含めてですね、どういった制度設計がよかったのかというのは、我々も整理をする中で、県あるいは国あたりにもですね、今回の現状については、きちんと伝えていきたいというふうに思っております。

それから、最後に、主要な施策の成果についてですけども、主要な施策の成果については、決算時期にあわせてそれぞれ課ごとに主要な事業としてあげて整理をしています。ただおっしゃいますように、いわゆるそれぞれの所管によってですね、いろいろと事務事業レベル、あるいは施策レベルということではばらばらになっておりますので、これについては再度もう一度ですね、しっかりと主要な施策の位置づけについて整理をさせていただきたいというふうには思っております。

特に、もう一つ、振興総合計画の中で目標値とかですね、成果指標もあげております。確かに、その辺の整合性がとれてない。あるいは、成果指標の設定の仕方がですね、なかなか不十分だというの

は以前からご指摘をいただいております。その辺についてもどのような成果指標がいいのかというのですね、いろんな先進事例あたりの事例もありますので、そういったところの事例も取り組みながら検証をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 事前に通告をしておりましたのに、ちょっと少し物足りない答弁でいただいってしまったのではないかなと思っているところです。

まず、例規集についてですけれども、12月のデータ、12月に改正があった条例等のデータが6月まで更新されて反映されてなかったと、データをつくった時期が業務の完了だっていうのであれば、それはまだ委託の目的を完了してないんですね。それをオープン、公開するところまでが業務の内容となるはずですので、そこが本当にその考え方でいいのかということについてももう一度ですね、考えていただきたいなと思います。いずれにしても、この例規集というのは、議会のたびにですね、私たちこれを確認しながらいろんな質疑、質問、お尋ねしたいこととかですね、確認していくわけなんです。これがきちんと正しく更新されないと、先ほどもちょっとありましたように、準備ができないと言ってしまうとですね、準備がきちんとできませんので、そこはもう少しお願いしたいと思いません。

それから、プレミアム付商品券について、事実としておっしゃっていただいたんですけども、どのように受け止めますかというところが最終的にお尋ねしたところだったんですよ。他の市町村との比較も含めて、効果を検証できるように取り組んでいただきたいということであのときに要望していたと思います。その効果の検証というのが、その結果としてどうだったのかということですね。国がこういったやり方でいったからそれに乗ってやりましたということではいけないだろうと思えます。そこについてももう少しですね、深掘したお答えをいただきたいなと思います。

それから、主要な施策の成果について、これも毎回同じようなお答えをいただいているところでして、今後改善していきます、改善していきますということで、いつになったら改善されるんだろうかなというところがですね、本当にこれ大事なものだと思うんですよ。これがこうきちんとできないということは、業務を、仕事を、施策を改善していく根拠というものができないわけですから、もう少しここは本気でですね、取り組んでいただきたいなと思います。

お答えとしては2番目のところだけで結構です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 2つ目の質問のプレミアム商品券の件ですけれども、確かに、事実申し上げました、非常に申請率がですね、悪かったということで検討しなければならないということで、以前、前回のプレミアムのときには、各それぞれの購入者、あるいは方等についてですね、アンケート調査を実施しております。その中でいろんな意向等をですね、聞いておるんですけども、今回については、そういった形の事務経費がなかったものですから、そこまでのアンケート調査ではできてない。ただ、今の町の実行委員会等もございますので、その中でこういった検証については議論はしたところですけども、やはり結果として、いろんなやり方は検討はできたと思うんですけども、最終的

にやる方法としては、国が示します統一的なやり方でやったというようなことでもんですから、結果として、全国と同じような申請率約40%の申請率になったということ。ただ、今後につきましては、こういった形のプレミアム商品券をやるかやらないか等はまだわかりませんが、やるにあたってはですね、今回の検証結果をきちんと整理して、その辺も踏まえた中でですね、実施をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議論の中でですね、これは最終的には自治体の判断でやり方を決めてもいいよというような話があったというようなこともあったと思うんですね。そういったことを含めた議論であったはずですので、国がということをおっしゃるのもわからんではないんですけども、もう少し考えようがあったんじゃないのかなと、あまりにもですね、かたくなな施策の作り方ではいけないんだろうなというところを指摘して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時半より再開します。

午後2時21分 休憩

△

午後2時30分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 認定第1号について質疑いたします。

この主要な施策の成果のほうで質疑をいたします。

2点ありまして、まずは16ページ目の防犯対策事業に関しまして、防犯カメラだとか、街灯防犯灯の事業費、新設だと保守で3千45万3千円ということだと思いますけども、一番下の今後の施策の展開の方向性というところに、LED化されてない防犯灯及び街灯が多くあるため、更新の際はLEDに変更することにより、地域住民の安全を確保すると、これは以前からこの記載なんですけども、これ思うにですね、LEDのほうが電気代も安くて寿命も長いというところで、逐次換えるよりも、ある程度特に危険地域を優先的に、面的に変更をしていったほうが費用的にも優位ですし、より早く住民の皆様の安心だとか、安全とかも確保できると思うんですが、何か方針とか、議論だとか、この間の何か動きがあればですね、教えていただきたいと思います。

もう1点が31ページの下の方のふるさと寄附事業に関してなんですけども、こちら大津町のほうも力を入れてきて、微増というか、増加傾向にあったんですけども、本年度に関しては、おそらく半額ぐらいに減っているんですかね。というところで、ただ外部環境を見てみると、総務省の規制強化によって、ふるさと寄附金の総額は減ったんですが、もう一部の5割返納、6割返納した自治体の部分がならされて、多くの自治体で増加しているんですね。そうした中で、大津町は減少していると。西原村も当初1千500万円ほどが2、3年前から1億円を超えて、去年は5億円を超えたと聞いて

いるんですけども、この大津町、今現状分析だとか、今後の方向性だとか、改善のためにですね、そういうところをお示しいただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今、2点質問があったかと思えます。

まず、LEDの防犯灯関係ですけども、LEDにつきましては、街中心部は以前社交金ですね、街灯事業で国の補助を使いながら整備をしたところですが、ただ、北部、南部については、なかなかここまですべて補助対象にならなかったということでやってないというような現状がございます。今おっしゃいましたように、今、個別にですね、電球が切れたごとに取り換えているということですけども、おっしゃいますように、全体的に換えたほうがですね、全体的に見ればより効果的というところもありますので、その辺あたりについてはちょっと検討はしてみたいと思っております。

あと北部と南部についてはですね、やはり国の補助事業等がですね、あれば一気にこう換えることができますので、その辺も含めて、まとめて換えるとなればですね、いろんな補助事業がないかあたりについても十分検討させていただきたいというふうには思っております。

それから、2点目のふるさと納税の件ですけども、確かに、おっしゃいますように、金額については落ち込んでいるというのが事実です。ただ、これにつきましてもいろんな規制がされる中で、今まで町内の産品をとというのが県内産品までできることになったということで、逆に、町で出していたようなものがほかの地域でも出せるようになったということが大きな要因だと思います。そうなりますと、逆に考えればですね、増やすためには、今の商品だけじゃなくて、今の商品以外のものをですね、新たに考えていく必要があるんじゃないかなと思いますので、そういった品目がどういったものかですね、町で出せるのかということのをですね、改めて検証して財源確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） LEDに関しましては、国の動きもありますので、確かにすべて早めに換えてしまっただけで、あとで国の補助が出てきたら、今やっとならばよかったとなり得る話なんですけど、特に危険性の高そうな地域だとかは、LEDは限定しても面的に先行して進めたほうが国の動向ってやはり見えませんので、いいのではないかと思っております。

ふるさと納税に関しましては、おっしゃるとおり、単なる税金集めではなくて、町内産業事業者の応援という面もやはりありますので、何でもかんでも外のものをとというのはいろんな異論もあるかもしれませんが、ただ、魅力的な商品、大津町で揃えることによって、それが呼び水になることも十分あり得ますので、県内から幅広く載せて、それにあわせて町内事業者さんのものもしっかり売り込んでいくみたいな方向性もあると思いますので、そこで新たな税収確保できれば、それでまた産業の応援だとか、住民サービス向上できていきますので、ちょっといろいろと十分考えてられると思いますけども、また伸ばせるようにですね、よろしく願います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号から認定第5号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号から認定第8号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 陳情第1号 スポーツの森駅（仮称）新設に向けた調査・検討等に関する陳情

○議 長（桐原則雄君） 日程第26 陳情第1号、スポーツの森駅（仮称）新設に向けた調査・検討等に関する陳情を議題とします。

陳情第1号は、今定例会までに提出されました陳情であります。その内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

日程第27 委員会付託

○議 長（桐原則雄君） 日程第27 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第59号から議案第71号まで、認定第1号から認定第8号まで及び陳情第1号を、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時35分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和2年第4回大津町議会定例会会議録

令和2年第4回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)																																					
令和2年9月17日(木曜日)																																					
出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																																				
欠席議員	14番 津田桂伸																																				
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">町 長</td> <td style="width: 30%;">家 入 勲</td> <td style="width: 30%;">総務部総務課課長補佐 兼 行政係長</td> <td style="width: 10%;">伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>杉 水 辰 則</td> <td>総務部財政課主幹 兼 政 係 長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>教 育 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>豊 住 浩 行</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>田 上 克 也</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>平 岡 馨</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 併任工業用水道課長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>齊 藤 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 選挙管理委員会書記長</td> <td>白 石 浩 範</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>清 水 和 己</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>坂 本 光 成</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	家 入 勲	総務部総務課課長補佐 兼 行政係長	伊 東 正 道	副 町 長	杉 水 辰 則	総務部財政課主幹 兼 政 係 長	本 司 貴 大	総 務 部 長	藤 本 聖 二	教 育 長	吉 良 智 恵 美	住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	平 岡 馨	土 木 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 孝 浩	総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	白 石 浩 範			総務部財政課長	清 水 和 己			会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 光 成		
町 長	家 入 勲	総務部総務課課長補佐 兼 行政係長	伊 東 正 道																																		
副 町 長	杉 水 辰 則	総務部財政課主幹 兼 政 係 長	本 司 貴 大																																		
総 務 部 長	藤 本 聖 二	教 育 長	吉 良 智 恵 美																																		
住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	羽 熊 幸 治																																		
経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	平 岡 馨																																		
土 木 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 孝 浩																																		
総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	白 石 浩 範																																				
総務部財政課長	清 水 和 己																																				
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 光 成																																				

一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 68～p 75

1. 高齢者の移動手段の確保と負担軽減について

(1) 本町では、生活の移動手段として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの移動手段の確保が重要な取り組みである。高齢者の方を対象とした、乗合タクシー料金の負担軽減のため「定額制」や「乗り放題」等のフリーパス制度を導入するべきではないか。

2. 特定定額給付金の基準日である4月27日より後に生まれた赤ちゃんにも特別定額給付金（特別祝い金）を支給するべきではないか

(1) 妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化しやすいと言われている。そのため、妊婦の方は新型コロナウイルスに感染しないよう、神経を使っておられる。里帰り出産もできず、出産時はマスクをし、家族の立ち会いや見舞いもできない。産後も感染しないようにしながらの育児は本当に大変だと思う。「安心して出産・子育てができるまち」を掲げるのであるならコロナ禍に産まれた赤ちゃんにも特別定額給付金（特別祝い金）を給付するべきではないか。

3. 三密による新型コロナウイルスへの集団感染を防ぐための分散投票について

(1) 投票所に多くの人が密集することによる新型コロナウイルスへの集団感染が心配される。密集による感染を防ぐために分散して投票できるよう期日前投票所の増設と時間延長をするべきである。

3 番 山 本 富二夫 君 p 75～p 85

1. 防災対策の再点検を

(1) 線状降水帯と言う、ゲリラ豪雨が球磨川水系を襲って甚大な被害をもたらした。いつ、阿蘇・菊池地区に線状降水帯が数日間襲うかもしれない。災害時の準備と対応などを聞きたい。

- ① 避難所でのプライバシー保護の徹底を。
- ② 避難指示のタイミングについて。
- ③ 避難所の3密と暑さ寒さ対策。
- ④ 避難所に避難された高齢者対応。
- ⑤ 河川沿いの避難所（公民館・体育館）の在り方。

2. 肥後おおづ観光協会を肥後大津駅南口へ

(1) JR豊肥本線の全面開通や国道57号が全面復旧していくなか、大津町の観光案内を考えるうえで観光案内所のあり方について

- ① 肥後おおづ観光協会の肥後大津駅南口への移転拡充をするべきではないか。
- ② 拡充後の観光協会内での、大津町の特産品・工業製品の展示販売。
- ③ 南口での大型スクリーンによる大津町内の観光PRを。

13番 永田和彦君 p 85～p 94

1. 公衆衛生を高め住みよい街に

(1) コロナウイルスの脅威に日常の生活を晒されながらも、今を生き抜く為に不
断の態度として基本に立ち返り公衆衛生を徹底しなければならない。

基本は手洗いとうがいマスク着用だが、特にウイルス対策として顔を触らな
いようにしなければならない。教育で公衆衛生に取り組めば末広がり
に効果が期待出来るだろう。

これから先も人類とウイルスの戦いは続く、ハードの整備に公共手洗場兼噴
水や休憩所を設置し街並みや衛生効果を高められる町とし、総合的な公衆衛生
へとつなげ、その予防効果は住みやすさとなり経済効果へ続くものと考えられ
る。

10番 大塚龍一郎君 p 94～p 101

1. 自転車を活用したまちづくり推進

(1) 国や自治体も自転車利用の有用性を認識しはじめ自転車活用推進計画が進め
られている。公共利益の増進に期待し地方創生の推進の目玉となっている。県
はサイクルツーリズムの効用を地域振興に生かす為に「大津・菊陽」ラインの
ルートを整備することになっているが、本町の歴史的資源が生かされるよう
になっているか、又これからの自転車を活用したまちづくりの推進に対して何う。

2. 文化財「江藤家住宅」と郷土愛

- (1) 大規模復旧工事の間で実施されている「見学会」の状況について。
- (2) 江藤家（一族）から有為な人材が出ているが認知度が浅い。国や地方での活
動を郷土の歴史遺産に加え郷土愛の育成になると思うが見解を問う。
- (3) 復旧工事と共に新たに隣接地に作られる公園的施設はどのようなイメージに
なるのか。
- (4) 修復作業内容を含む新生「江藤家住宅」の完工記録誌の町独自の作成、発刊
について何う。

1. 道理のない町有地大幅値引き売却、町長の説明責任を問う

- (1) 社会福祉法人に賃貸借した町有地が半ば半額で売却された。議会は賛成多数で可決されたが、大幅値引きの根拠、売却の相手について、道理が通らない。大津町まちづくり基本条例に照らして、第三者である不動産業者に不可解な価格の値引売却について、町民が納得できる説明を求める。

2. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) コロナ感染症の拡大が地方まで広がっている。これ以上の拡大を抑えるためにはPCR検査を抜本的に拡充する必要がある。特に老人福祉施設などでは、神経を張り詰めておられる。施設の経営支援とともに、PCR検査を受けられる配慮が必要ではないか。

3. 熊本地震、町の復興基金の活用

- (1) 地震から5年目となったが、いまだに屋根にブルーシートがかかっている建物がある。何らかの理由で公費解体ができなかったのか、間にあわなかったのか。これから台風による風害が心配される。瓦などが隣近所に飛ばされ、被害が想定される。基金を使ってでも、対応が必要ではないか。

1. 種苗法改正について

- (1) 種苗法が改正された場合、大津町の農業への影響について

- ① 大津町を代表する農産物である甘藷「紅はるか」や「シルクスweet」等の登録品種を多く栽培する本町において「農家の自家採取を原則一律禁止」となった場合、本町の農業における影響は。
- ② 日本の優良な種苗を海外に流出させないために、改正が必要との声もあるが本当か、町の見解を問う。

2. 有害鳥獣対策について

- (1) 今年の7月過ぎから猿が北部地区を中心に大挙して押し寄せ、からいもなどを食い荒らしており、今後、被害が拡大することが懸念される。農家にとって死活問題となるのではないか。又猿は学習能力が高く、従来の対策では対応できないのではないか。町の見解と対策を問う。

3. 地域防災計画について

- (1) 度重なる豪雨災害等から町民の命を守るため、今後、集中豪雨や台風などの水害に備えるため「水害危険箇所総点検」を早急に実施して、河川や排水路の点検をおこない土砂等堆積・障害物等の確認・除去作業を実施する必要があると考えるが本町の見解を問う。
- (2) 本町では国道57号北側復旧ルート of 建設や太陽光発電施設等の人工物が山地斜面に設けられているが、豪雨時の土砂流出等に影響が懸念されるのではないかと。今後、砂防・治山・景観・生態系から災害対策までの総合的な森林管理の推進が必要と考えるが本町の見解と対策を問う。

4 番 金 田 英 樹 君 p 128～p 138

1. 町営住宅駐車料金の収納方法の見直し

- (1) 現在、大津町の公営住宅における収納（集金）は口座振替が基本である。一方で駐車場に関しては、町が入居者から直接収納するのではなく、各町営住宅あるいは棟別などで住民が駐車場の管理組合を設け、組合内の担当者が戸別に集金したうえで役場担当課へ毎月現金を持参している。

まず、駐車場に関しても住宅同様に町有財産であるため、収納は直接町が行う方が本筋である。また、事務の効率と品質面からも、町営住宅の家賃と駐車場代金を合算して町が一括収納する方が都度、集金や窓口持参するよりも住民と役場双方にとって手間が少なく、現金取り扱いに伴う事故発生の防止にも繋がり合理的である。さらに、近年の個々人の生活リズムの多様化や、新型コロナウイルスの蔓延状況を踏まえても、対面集金によるデメリットは大きいと考える。

以上を踏まえ、下記の2点を明らかにしたうえで、家賃と駐車場料金の収納を一元化し、役場直轄へ変更する考えはないかを問う。

- ① 現行の手法をとっている経緯と利点。
- ② 変更における課題とデメリット。

2. コロナ禍の経済政策

- (1) コロナ禍で宿泊業・飲食サービス等をはじめ、様々な業種業態の事業者が大変厳しい状況にある。こうした状況に対する経済刺激策・事業者救済策として、国はG o T o キャンペーンや持続化給付金、家賃補助などの施策を打ち、大津町としても外需を期待しての独自観光施策や、家賃の一部補助、飲食業等への10万円の給付などを打ち出している。

しかしながら、コロナ禍での外需だよりの施策は不安定であり、家賃補助や

給付も短期間における応急かつ限定的な支援に留まる。

もちろん、これらの取組みには効果もあり事業者の方々の助けになったと考えるが、コロナ終息の兆しが見えない現状を踏まえれば、町内あるいは近隣の市町村を含んだ形で、住民の安心感を育みながら「内需」を喚起することに、より焦点を当てた経済施策が有効かつ必要であると考え。

以上を踏まえ、次の5点を進める考えはないかを問う。

- ① 住民が安心して店舗を利用するための感染防止策に対する事業者向け補助（消毒、検温機器、アクリル板など）、および取組み支援・啓発。
- ② 商工会や観光協会などとも連携した各事業者の感染防止策に関する対外向け情報発信
- ③ 中食需要を喚起するためのテイクアウト等に対する利用者向けの補助制度。
- ④ 国のG o T oキャンペーンと組み合わせた、住民が町内のホテル・飲食店グループを割安で利用できる事業者と住民双方への「応援プラン」の仕組みづくり。
- ⑤ コロナ禍でのお取り寄せ需要の伸びに対応した、ふるさと納税返礼品の拡充と対外プロモーション。

6 番 佐 藤 真 二 君

p 139～ p 153

1. 固定資産台帳と財産管理の在り方について

(1) 町有地の売却にあたり不合理な処理が行われ、町の財産管理や処分の在り方の課題が見えた。ルールの方針策定が必要。

- ① 新地方公会計制度に移行しているが、その意義をどのように考え活用しようとしているか。
- ② 財務諸表等調整と決算を同時にすべき。
- ③ 固定資産台帳の更新周期を明確にすべき。
- ④ 「保有する財産の活用や処分に関する基本方針」の方針策定が必要。
- ⑤ 財産の売却処分のルール策定が必要。
- ⑥ 新地方公会計制度に対する職員の習熟が必要。

2. パワーハラスメント等の防止・対策について

(1) パワーハラスメント等が課題となっている。

職員を守り、業務遂行へのモチベーションを高めるためにはあらゆるハラスメントへの対策が求められている。

また、対策の枠組みだけではなく、実効性を持たせる職場風土の醸成が必要。

1. 空港ライナーの現況と今後の展開

- (1) コロナウイルス感染症の影響で熊本空港の発着便が減っている。空港ライナーの現況はどうなっているか。
- (2) 県はJR三里木駅から熊本空港までの鉄道を計画している。しかし今度の球磨川洪水の復旧で空港線建設は多大な影響を受けるのではないかと思う。県庁と密接な関係にある町長の見解を問う。

2. 不知火顕彰館の件

- (1) 南部の象徴であり観光拠点江藤家住宅である。いま国の重要文化財として工事が進んでいる。次に南部の観光地として横綱不知火顕彰館が欲しい。民間団体を軸として町が全面的に支援する。資金は全国的に寄付をお願いする。今風に言えばクラウドファンディングで賛同者を募る。という考えはいかがなものか。

3. 阿蘇観光の拠点

- (1) やっと豊肥本線が開通し元のように大津と阿蘇は近いものになった。まもなく待望の国道57号北側復旧ルートも開通する。今後大津町は観光案内、宿泊、飲食を中心に阿蘇観光の拠点になってほしい。

1. 福祉施設の応援体制について

- (1) 介護施設などの福祉施設で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、職員が不足する事態が発生している。県によっては応援職員派遣の仕組みづくりを検討しているところもあるが熊本県はまだ協議中と聞く。しかし、この間にも新型コロナウイルス感染は拡大しており大津町でも規模に関わらず多くの福祉施設が感染と隣り合わせで運営されている。クラスターが発生した近隣の施設では、もともとの業務に加え感染により職員も不足し、誹謗中傷も受け大変な状況だったと聞いた。

大津町での福祉施設への応援・支援体制についての現在の状況と今後の考え方を問う。

2. 男女共同参画社会と大津町の考え

- (1) ここ数年、大津町の男女共同参画は進んできたように見えるが、実際の数字としては男女共同参画には遠いと感じる。

審議会や政治参画の場への女性の参加も、男女人口から考えても女性がもっと発言し提案できる状況へと変えていくべきだと思う。

大津町としての考えを問う。

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 2 年 9 月 1 7 日 (木) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸君より欠席の届けがっておりますので、報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 1 0 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 8 日が 6 番から 1 0 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからお越しいただき、大変にありがとうございます。5 番議員、公明党の豊瀬和久です、通告にしたがい、3 点簡潔に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、令和 2 年 7 月豪雨と台風 1 0 号災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

現在、社会は新型コロナウイルスの感染拡大という困難に直面しています。このウイルスの出現によって私たちの生活環境は一変し、多くの人たちが不安を抱えたままの生活を余儀なくされています。新型コロナの感染拡大防止とともに、いまだ収束が見えない中で、今後どう社会活動を続けていけばいいのか、コロナ後を見据えた新しい社会像を示し、町民の皆様が安心と希望を持てるような取り組みを進めていくことが重要だと思います。

本日は、そのような観点から質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、高齢者の移動手段の確保と負担軽減についてお伺いいたします。

今、地域では、人と人の接触が減ったことで地域のつながりや絆が失われつつあります。この流れに歯止めをかけなければいけません。特に高齢者の方々が外出を控え、自宅での生活が中心となると足腰が弱くなり、認知症のリスクが増えるなど、病気がちになることが多くなります。

そこで、外出を控えがちの高齢者の方々に対し、外出の機会を増やし、身体的にも健康増進に役立ててもらうための取り組みが必要です。また、最近では、高齢者のドライバーによる事故が大きな社会問題となっており、特に 7 5 歳以上の方が自動車免許を返納した場合の移動手段の確保が重要な取

り組みです。

本町では、周辺地域から町の中心部に行くために乗合タクシーが導入されており、今年の4月1日からは利用可能な対象エリアが拡大され、大変に喜ばれています。しかし、高齢者の方にとっては利用料金が大きな負担となっています。その利用料金の負担を軽減するためには、多くの自治体では敬老フリーパス制度などが導入をされています。制度の内容としては、自治体ごとに異なりますが、一定料金を支払えば敬老パスが交付され、そのパスを見せるだけで乗車ができる形態や乗車の度に通常の料金よりも安い金額を支払う形態など多様です。

近年では、一般的にもサブスクリプションというビジネスモデルが注目をされています。今までは商品やサービスを購入するときには、商品そのもの、サービスそのものに対して対価を払っていました。しかし、サブスクリプションモデルでは、商品やサービスを一定期間利用する使用料を支払う新しいビジネスモデルです。ものの所有からサービスの消費へと世の中が大きく変化をしています。サービスの内容としては、食品・食材の定期の宅配、音楽や動画の配信サービス、車の定額利用サービス、携帯電話などの通話料やインターネット通信料などです。

日本での定額制の原点は、1982年に発売が始まった青春18切符だと言われています。現在でも販売は続いており、5枚の切符で1万1千850円、1回の乗車は2千370円で、1日乗り放題のサービスです。今では幅広い年齢層に愛される大人気の切符になっています。サービスを利用する側は一定額でどれだけでもサービスが受けられ、サービスを提供する側は、固定で売り上げが上がることで収益が見込めます。

今後もこれまで所有することが当たり前だったものがサービス化し、サブスクリプションという形で一般的に消費者に浸透していくことが予想されます。

公共交通の割引制度としては、熊本市にさくらカードという制度があり、カードの提示により、市内を通行する路線バス、JR以外の電車、市電が障がい者の方は運賃の1割、高齢者の方は2割の負担で利用することができます。最も有名なのは70歳以上の東京都民が利用できるシルバーパス制度です。東京都のシルバーパスは、高齢者の社会参加を促進するもので、多くの人に活用されています。このパスがあれば隣りのバスや都営地下鉄などの都営交通と都内の民営バスに無料で乗車できます。パスの発行費用は、一般の人は年間2万510円ですが、住民税が非課税の人は年間1千円で発行されます。このシルバーパス制度が導入されたのは46年前の1974年で、本年度利用者数が初めて100万人を越す見込みとなっているそうです。また、高齢者や免許証を自主返納した方に対して5千円分の乗車券を1千500円で販売したりする制度を導入している自治体もあります。

公共交通は、健康、コミュニティ、経済など影響が多岐にわたります。本町でも生活の移動手段として車が欠かせない高齢者が多い中、自主的に免許を返納した場合などの移動手段の確保が重要な取り組みだと思います。だれ一人置き去りにしない社会をつくるためにも高齢者の方が安心して自動車免許の自主返納ができる環境整備を進めるとともに、乗合タクシー料金の負担軽減のため、定額制や乗り放題等の高齢者の方が利用しやすいフリーパス制度を導入すべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員のご質問の前に、大津町生まれ、育ち、坂本哲志代議士が1億総活躍、地方創生大臣という誕生されまして、本当に町民の皆さんと喜びを申し上げ、また、今後、彼の活躍を期待申し上げたいと思います。

では、早速、乗合タクシーにつきましては、だれでも利用できる公共交通機関として位置付けており、その料金は同じ公共交通として共存する路線バスの料金と調整のうえ設定をしているところです。

また、高齢者の移動手段確保を目的として、今年4月には乗合タクシーの利用可能エリアを北部・南部において全域化しまして、新型コロナウイルスによる影響により積極的な周知等ができてなかったのも確かでございます、しかし、新たに利用可能となった地域の方からは好評のご意見をいただいております。

議員のご提案いただいた高齢者の負担軽減策につきましては、しばらくは現在の乗合タクシーの利用状況を見極めてまいりながら、既存の支援策である外出支援タクシーの制度などを合わせて研究を今後進めてまいりたいと思います。

現状につきまして、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。まずは現状の乗合タクシーの料金体系等についてご説明を申し上げます。

乗合タクシーの料金につきましては、町の地域公共交通会議において協議をし、設定をいたしております。町中心部からの距離に応じまして、150円から500円の範囲内で料金を定めております。なお、昨年度の延べの利用者数は約1万人というような状況でございます。

現在、乗合タクシーの利用者は高齢者がほとんどですけれども、基本的な位置付けとしましては、だれでも利用できる公共交通として導入をしております、その料金については、一般のタクシー料金の4分の1を基準として、同じ公共交通として共存する路線バスの料金と調整のうえ料金設定をしているところであります。これはバスよりサービス性の高い乗合タクシーに利用者が偏ってしまうことを緩和させるために、乗合タクシーの料金が路線バスの料金より安くないようにしているためになります。

当然、バスの利用者が減ればバス路線の減便、あるいは廃止といったことにつながり、現在、通勤通学で使っていらっしゃる方にも影響が及ぶことにならうかと思っております。この公共交通機関の共存についての考え方につきましては、乗合タクシーの運行を許可します熊本運輸支局からも常々ご指摘をいただいております、今後も公共交通を考えていく上での指針の一つというふうに考えております。

以上のことから、現在の乗合タクシーの制度上で高齢者の支援を行う場合は、委員ご提案いただいております高齢者のみの定額制の導入といった乗合タクシーの料金設定自体を変えることも考えられますけれども、高齢者、あるいは障がい者の移動支援策、そして、先ほどおっしゃいました免許の返納促進策としての考え方に基ついていろんな手法も考えられると思うところであります。

今後につきましては、現行制度の周知を図りながら、町の公共交通会議において議論をですね、深

めていきたいというふうに思っております。

また、高齢者への外出支援制度といたしましては、既存の外出支援タクシーもございますので、こちらの関係部局とも協力のうえ、高齢者にとって利用しやすい支援制度というのを研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 高齢者の利用料金の見直しにつきましては、しっかりと地域公共交通会議で議論をしていただいて結論を出していただきたいと思っておりますけれども、これもう自動車の免許証を自主返納した方に対する取り組みといたしますか、環境整備につきましては、これ何年も前から言ってきたにも関わらず、そういう自主返納した方に対する環境整備というのは、特に何もされてない状況だと思います。乗合タクシーが地域を拡大されましたけども、乗合タクシーがまだ対象となっていないところもあると思っておりますので、そういう乗合タクシーも乗れない、車の免許も返納したいという方に対するそういう乗合タクシーが対象になってない方は何の環境整備もできていない状態ですので、ぜひこの自動車免許証を自主返納された方に対して、何らかの支援といたしますか、そういう環境整備を早急にしていただきたいと思っておりますけれども、その点のこの自動車の免許証を自主返納された方に対して、何かできることとか、環境整備考えられていることがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 免許の自主返納ということで、大津警察署管内で町内です、大体年間80名の方が1年間で返納されているというふうに聞いております。今おっしゃいましたように、免許返納促進策として、いろんな形があろうかと思っております。どういった形がいいのかについてはですね、高齢者、あるいは障がい者への移動支援策等もありますので、そういったところも含めてチケットの割引制度がいいのか、あるいは乗合タクシー制度のですね、制度設計そのもので考えていくのかですね、いろんな議論をですね、さらにしていきたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） もうすでに自主返納された方の支援をされている自治体というのは多くあると思っておりますので、いろんな事例があると思っておりますので、その辺りを検討していただいて、できるだけ早めに自主返納された方に対する支援、環境整備をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、2点目の特別定額給付金の支給対象の基準日である4月27日より後に生まれた赤ちゃんへの特別定額給付金の支給についての質問をさせていただきます。

新型コロナ感染拡大による影響調査に取り組む中で、生まれる日がわずかに違うだけで特別定額給付金の支給対象とならないのは不公平ではないかとの相談を受けました。国民全員に支給された特別定額給付金は、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との戦いという国難を克服するための支援だったと思います。しかし、国が制度として実施する以上、1日でも早く支給するために、今年4月27日までに生まれた人が対象という基準日を設けることはやむを得ません。基準日以降に生まれた新生児への支給は、まさに町の役割として実施するべきで、給付金事業に対する国と町との役割分担

だと思います。妊婦さんは、新型コロナ感染拡大の中での出産や産後の育児などで多くの不安を抱えられています。妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時と比べて重症化しやすいと言われていています。そのため、妊婦の方は、新型コロナに感染しないよう神経を使わなくてはならない状況になっています。里帰り出産もできません。出産時であってもマスクをし、家族の立ち会いや見舞いもできません。産後も感染しないようにしながらの育児は本当に大変だと思います。

本町は、「安心して出産・子育てができるまち」というスローガンを掲げています。そうであるならば、コロナ禍に生まれた赤ちゃんにも特別定額給付金を支給すべきではないでしょうか。財源は、国が新型コロナ対策として第二次補正予算で倍額した地方創生臨時交付金が新生児などに町が独自で行う給付金の支給に活用できます。内閣府が作成した地方創生臨時交付金の活用事例集の中で、感染症の拡大の中で、出産や産後の育児などに不安を抱える妊産婦や新生児などへの給付金の支給が有効活用の一例として挙げられています。コロナ禍であっても安心して出産・子育てができるまちとして、4月27日以降に生まれた未来の宝に対して、出産お祝金の意味も含めた新生児特別定額給付金を支給すべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の特別定額給付金の対象外となっております新生児を対象とした特別給付金の支給はできないかというご質問でございますけれども、大津町におきましては、年間大体300人以上の赤ちゃんが生まれておりますが、新型コロナウイルス感染症が発生以降、妊産婦さんやそのご家族の方におかれましては、議員のお話にもございましたように、感染拡大防止による母親学級の中止や、里帰り出産の制限等に伴い、平時に行われてきた出産の事前準備や産後のケアが受けにくい状況にあると聞いております。また、感染予防については、人一倍神経を使われるなど不安な日々を過ごしていることと思います。

議員ご提案の特別祝い金につきましては、町の独自事業として、コロナ禍における出産や子育てに係る生活支援策として取り組みたいと考えておまして、今後につきましては、引き続き、出産・子育ての支援の充実を図ってまいりたいと思いますので、しっかりと地方創生臨時交付金関連等を活用していければなというふうに考えております。

詳しいことにつきましては、また、担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 特別定額給付金の基準日である4月の27日より後に生まれた赤ちゃんにですね、特別定額給付金、いわゆる祝い金ですね、特別祝い金を支給すべきかということですが、この特別定額給付金につきましては、国による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、全国一律で実施をされたところですが、国が定めた要綱に基づき支給をしたところがございます。そのため、市町村独自に基準日を変更したり、あるいは延長したりということができないような状況になっております。

この給付金の受付におきましてもですね、先ほど議員おっしゃいましたけれども、「4月28日以降に生まれた子どもは対象にならないのか」とか、あるいは、「不公平ではないか」と、そういったご

意見もいただいております。今回、国の要綱によりまして4月28日以降に生まれた新生児についてはですね、その時点では対象外としてきたところでございます。

しかしながら、先ほど町長の答弁にもありましたように、地方創生臨時交付金を活用し、町独自のですね、施策として新しい給付金制度を設けることは可能ですので、これまでもコロナ禍により家計負担の軽減として、ひとり親家庭、あるいは非課税世帯への支援も予算化をしてきたところでもあります。

議員ご指摘のとおり、妊産婦さん、あるいはそのご家族の方におかれましては、コロナ感染防止のために大変な思いをしながら出産・子育てに関わっているというふうにも聞いておりますので、出産・子育ての支援として、担当部局ともですね、連携しながら新生児の特別祝い金の事業推進に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、3問目に移りたいと思います。

次に、3点目の3密による新型コロナウイルスへの集団感染を防ぐための分散投票についてお伺いをいたします。

来年は町長選挙と町議選が1月26日告示、1月31日投票で行われます。その選挙を感染拡大のきっかけとしないようにするためにも、また、投票率を上げる取り組みが重要だと思います。今年3月には総務省より選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応についての通知が出されています。その内容によると次のように各選挙管理委員会に求めています。地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用の呼び掛けを検討すること。そして、その際、選挙人の分散を図る観点から、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用、期日前投票所内の設備の増強を図るとともに、投票所や期日前投票所の混雑状況やその見込みに関する情報提供に努めるなど、混雑対策について十分に留意することとなっています。

また、7月に行われた都知事選挙において、都の選挙管理委員会は、投票所内の混雑を避けるため、各区市町村の選管に期日前投票所の増設や開設期間の延長を求めました。足立区は、全期間投票できる会場をこれまでの1カ所から10カ所に増やされたそうです。7月5日の投票日に投票場で人が集中するのを防ぐため、期日前投票の積極的な利用を呼び掛け、これまでは足立区では告示の翌日から毎日期日前投票を受け付ける投票所は区役所の1カ所だけでしたが、今回の選挙では、有権者を分散させて密になるのを防ごうと投票所を10カ所に増やしました。そうしたところ、足立区では期日前投票を利用する人が増えて、3日間の投票者数が前回の4年前の5.44倍に増えているという結果が出ています。

また、一部の区の選管では、ホームページ上に時間帯別の投票所の混雑傾向を公表をされたそうです。都の選管は、投票所へ向かうことに不安がある有権者もいるかもしれないが、安心して投票ができるよう準備を進めたということです。

本町でも密集による感染拡大で高齢者や病気がちな人、妊産婦さんなどの重症化のリスクが高い方々への感染を防ぐため、また、有権者に安心感を与えられるよう、分散して投票ができる期日前投票所の増設と時間の延長をするべきだと思いますが、選挙管理委員長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 選挙管理委員会書記長白石浩範君。

○選挙管理委員会書記長（白石浩範君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員の投票所における新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えします。

現在、選挙の投票におきまして新型コロナウイルスの感染が心配で投票所に行くのが非常に不安に思われる有権者がおられるということから、投票率の低下が懸念されております。そのような中、町選挙管理委員会としまして、総務省の通知を受けまして、現在、その対応を行っているところでございます。

まず、投票所におきます新型コロナウイルス感染症対策の現状についてご説明いたします。

今年3月の熊本県知事選挙では、投票所の入口にアルコール消毒を設置し、換気対策や鉛筆などの消毒を実施いたしました。その後も有権者が安心して投票できる投票所の環境整備が強く求められておりまして、7月の東京都知事選挙を参考に、8月の補正予算でお願いいたしました備品等を購入し、投票所における感染症対策を徹底して行っていく予定でございます。

具体的には、投票所入り口でのアルコール消毒やサーキュレーター等を利用した換気対策を行いまして、鉛筆の消毒やフェイスシールド、手袋の着用、また、今回新たに導入します自動交付機による投票用紙の交付など、感染症対策を徹底し、有権者が安心して投票所に来て投票ができる環境整備を行い、あわせて、投票率の維持向上に努めていきたいと思っております。

次に、投票所の混雑緩和対策として、分散型期日前投票の設置についてでございますが、これまでも有権者の利便性、それから、投票率の維持向上の観点から検討してまいりましたが、人員配置や費用面についての課題もございまして、イオン大津店や子育て・健診センターで、期日前投票の期間中にですね、限定的に行ってきております。今回、議員ご提案の分散型投票は、新型コロナウイルス感染症対策として、投票所の密集や混雑を避けることができ、有効であると考えております。

今後、選挙管理委員会におきまして、投票所の場所の選定を行いまして、年明けに実施されます町長・町議選挙から、期日前投票期間の4日間、できるだけ多くですね、投票所、それから、できるだけ広い投票所ということで、常設の投票所をですね、開設しまして、投票所内の混雑緩和対策を実施していきたいと思っております。

また、有権者の皆様にも投票所の感染対策についてしっかりと周知を行い、安心して投票ができる環境整備に努めてまいりたいと思っております。

なお、投票時間の延長につきましては、分散型の投票の結果を踏まえまして、感染対策の効果や費用対効果などを総合的に検証してまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） それでは、少しだけ再質問をさせていただきたいと思っております。

期日前投票所を増やす方向でということだったんですけど、もともと2カ所されててですね、オー

クスとイオン大津店さんでされてて、もともと2カ所ですから、増やすということは2カ所以上に増やされる考えがあると思うんですけども、例えば、そのイメージとしてですね、東西南北あったとして、そのいろんな地域に1カ所ずつあって、そして街中とショッピングセンターというところにあるようなイメージを私は考えるんですけども、そのようなイメージで、各地域に1カ所ずつと、中心部とショッピングセンターというような形で考えていいのかどうかお伺いをさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 選挙管理委員会書記長白石浩範君。

○選挙管理委員会書記長（白石浩範君） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

投票所の分散型の設置ということですね、もちろん大津町全域ですね、町民の皆様の利便性をですね、考慮しながら、あと人員配置の課題、それから、あとコスト的な課題あたりもございますので、なるべく利便性の高い場所の選定をですね、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 危機管理対応というのは、やっぱり事前の準備がすべてだと思いますので、しっかり、今はもう想定外を想定してそういう災害対応であったり、危機管理をするというのは、これはもう自治体の役割だと思いますのでですね、そういうしっかり想定外を想定した事前の準備をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時45分から始めたいと思います。

午前10時32分 休憩

△

午前10時45分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 皆様、おはようございます。3番議員、山本富二夫です。本日、議会も新型コロナウイルスの対応の中、傍聴に来ていただきありがとうございます。

質問に入る前に、今回の7月豪雨でお亡くなりになられた方へのご冥福をお祈り申し上げます。

では、通告書に基づき、今回は2問質問いたします。

1、防災対策の再点検を。線状降水帯というゲリラ豪雨が7月に球磨川水系を襲って甚大な被害をもたらしました。いつ、阿蘇・菊池地域に線状降水帯が数日間居座るかもしれないです。そのため、対策を検討すべきだと思い、今回の質問に至りました。

8月初旬に八代市坂本町荒瀬地区にボランティアとして行き、災害状況を実際に見られたことは、今後の台風対策等にも生かせるし、来年の梅雨の時期の災害対策にも少しは地域の住民の役に立つのではないかと参加してきました。ボランティアの活動の当日は、朝7時に家を出て、8時半に八代ボランティアセンターに着き、マイクロバスで球磨川沿いの県道に入りましたが、河川沿いの国道219号線や県道が大規模崩落し、道はえぐられ、半分の道幅と一方通行、軽自動車も離合できない狭い道、離合に時間を費やしながら路線に砂利を敷いた道もおおり、球磨川の橋を数回行ったりきたりし、

坂本町のボランティアセンターに八代から1時間強かけて着きました。その後、割当ての民家に入りました。民家は国道219号線の高さ4メートルぐらいのところ建っていましたが、その民家の1階天井裏まで水位が上がり、家主さんが言われたのは、今までの水害では国道219号線まで上がったことはあったが、今回は朝7時ころから短時間に水位が6メートル増して、車の移動も家財の移動も何も手づかずのまま、区内で一番高い神社にやっとの思いで避難をしたと言われました。豪雨後の梅雨明けまでは雨が降ったら山からの土石流で道が通れないので、2日間片付けはできない。そういう日が7月はあり、梅雨明けからボランティアでの片付けが本格的に始まったとのこと。1カ月が過ぎた現場は、道沿いの両脇に流木や災害ごみが2メートルぐらい山積みで、ようやく片付けが始まったばかりの印象でした。今回の豪雨で約8千台の車が被害を受けたとのこと、片付けに使用できる自家用車もなく、避難者も避難所が坂本町の場合は八代市内ですので、遠く、家に帰れず、自宅の片付けも進まない状況でした。坂本町荒瀬地区は、遠くの避難所に避難され、自宅に1、2名で片付けをされ、夜はまた避難所へ帰っていくとのことでした。坂本町体育館を見ましたが、救援物資は体育館にたくさんありましたが、今は自宅に住める状況ではなく、今後、帰られてからの有効利用をしてほしいと思いました。災害ごみ置き場も始まったばかりで広く空いた状態でした。再度、8月下旬にボランティアで八代市坂本支所近くでの活動に参加しましたが、いつ頃までに電気配線工事が終わり通電するかわからない状態でした。地域によっては、電気も水道もない状態です。球磨川沿いの市町村では、7月3日の段階で防災無線等での避難指示が行われており、人吉避難所には3日の昼過ぎから一部の避難者が避難され、担当者は3密にならないようされ、4日の朝には多くの住民が押し寄せて3密のコロナ関係でできないが、まずは受け入れを優先してからの対策に右往左往されたとのこと。最初からの避難者は、3密を避けるため、自分の車での車内泊へと移動されたとも聞いております。坂本町は急な増水のために、屋根に避難され、ヘリコプター等救助された方もおられたということです。

大津町も白川の大水害や今回の球磨川沿いのような状態を想定した場合、もし水位が4メートル上昇した場合は、白川沿いの集落は水没し、大量の避難者が出ます。今回はコロナ対策もし、大量の避難者を受入れることも想定していただきたいと思います。

そこで①、避難所でのプライバシー保護の徹底での質問をします。

大津町総合体育館へ町からの避難勧告が出され、避難者Aさんの相談を受けました。自宅が白川増水のときは水没するため、2018年、2019年の避難勧告で3回総合体育館へ避難されました。その時点では、Aさんのために職員の対応もよく、感謝しておりましたが、他人のBさんから「また総合体育館に避難しとったね」と言われて、避難者Aさんは、自分のプライバシーが人に漏れて不愉快な思いをされ、もう二度と総合体育館への避難はできないと思い、その後は車中泊をしていたとのこと。近所の住民の方から、「我が家でよかったら避難してください」と言われ、今は近所の方での避難をされておられます。立派な避難所がありながら利用できないと言われました。町は、避難者のプライバシーなど、職員に対しての指導はどうされているか伺います。

②の避難指示のタイミングについて。

八代市や人吉市の場合、避難指示は前日の日からしていたが、水位が4日の朝5時半ごろから急に増水し、短時間で2階まで水嵩が増してきて、鳴るのはサイレンの音だけが鳴り響いたと聞いております。同時に、停電、雨音、防災無線は聞き取れなかったとも言われました。回りの災害状況などを確認するには、乾電池式のラジオでの情報しか受け取れなかった。球磨川豪雨は朝方からの増水で避難はなんとかできたが、夜中なら雨音と増水の水の雨の音で防災無線は聞き取れないと言われておりました。坂本町は、4日の朝5時3分には停電で携帯やネットも使えなかったと職員の方が言われておりました。

豪雨での大津町の避難指示のタイミングは二通りあると感じています。1は、白川が氾濫する危険度は、阿蘇山に数日間豪雨が続きたら起こり得る可能性が高まります。そこに線状降水帯が居座ったら、非常に高い水害危険が起こります。阿蘇山に振った雨は3時間後には確実に大津町のほうに流れてきます。絶えず、阿蘇方面の降雨を見ておく必要があり、状況を見ながら地域住民に対しての早めの避難情報をお願いしたいと思います。

2のパターンとしては、俵山や鞍岳に豪雨が続き、白川の水はあまり増水は考えられませんが、矢護川や鳥子川などの中小河川、それと上井手沿い、下井手沿いの氾濫の危険度が増すと思われまます。令和2年度の更新のハザードマップは白川沿いの危険度はよく記載されていますが、これがハザードマップなんですけども、記載されておりますが、上井手沿いの危険度は、特に上井手から下のほうの危険度の記載が全然ない状態です。数十年前に上井手沿いで氾濫が起き、文洋堂前の県道がひざ上まで増水したという記憶もあります。上井手沿いのハザードマップの見直しを検討し、追加してほしいものです。また、上井手が氾濫した場合は、役場の被害も考えられるので、そういう対応もお願いできればと思います。

地区の避難指示は区長さん方も難しい対応をされておられます。ましてや夜中の避難指示は危険度が増すために躊躇されているのが現実です。町はもっと適確な避難指示を区長さん方に対応すべきではないかと思いますが、今後の対応方法をよろしくお願いします。

③避難所の3密と暑さ寒さ対策。

梅雨の時期から台風の災害は避難所が高温多湿では避難者は体力的にまいってしまうと思います。7月豪雨では、八代市は3カ所、冷房設備があり、人吉市では6カ所で2カ所冷房設備があるということでした。あと4カ所が小中体育館ということでした。両市とも総合体育館には冷暖房設備があります。大津町も至急の暑さ、寒さ対策に配慮した対応を考えてもらいたいと思いますが、町はどう対応を講じられますか。

道が寸断した坂本町からは遠い八代市での避難所生活は大変だということを住民の方が言われておりました。

④避難所に避難された高齢者対応について。

地区の区長さん方は最初に高齢者の方の避難を第一に考え、次に、1人暮らしの方の避難を指示されております。高齢者の方は足腰が弱く、自宅ではベッドでの生活だと思えます。段ボールベッドでの対応が人に優しい避難だと思えますが、今年の台風10号で朝9時から生涯学習センターに行きま

したが、もう避難者の方が受付をされていました。今回の台風10号では、町の対応が早くからされた結果だと思います。台風10号当日、多くの町民の方が避難され、被害も少なく、大津町を通り過ぎて行きました。ただ、問題点も聞きました、一つは、老人福祉センターに民生委員さんが朝9時ごろ、要介護の高齢者を避難させて同行したが、センターより、「満室なので他の施設を」と言われました。人の手がいる要高齢者を民生委員さんでは対応できないので無理を言って1人は受け入れてもらったとのこと。他の高齢者は他の避難所へ連れて行ったと言われました。老人福祉センターは、要介護者などの特定の人を受け入れる施設に特定すべきではないかと思いますが、町は民生委員さんなどとよく検討されて、この対応をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは、畳のある避難所が早めに避難さて、すぐに満室になり、他の避難者は固い床の上に避難されている状況です。高齢者の方には導入予定の段ボールベッドの早期の購入をお願ひしたいです。市販で2千円ぐらいで売られているエアベッドも高齢者対応では検討価値があると思います。

⑤番目の白川沿いの避難所（公民館・体育館）のあり方についてです。

坂本町の場合は、被害が出た年の水位より、今回は6メートルから8メートルくらい水嵩が増したとの現実があります。今年の梅雨の時期、大津町も避難勧告が何回が出されましたが、白川沿いの中島区は避難勧告が出たら、その役員さん方が公民館に国土交通省の河川モニターを見ながら、徹夜で待機をしておられます。白川の水位が危険水位に近づいたら、まず一人暮らしの高齢者の方から安全な陣内地区の公民館へ避難を誘導されておられます。本来は中島区の公民館が避難所としては、白川を渡らなくてよく安全であります。水害時の避難所としては水没し、役に立たないのです。身近な避難所にするためには、中島公民館など、白川沿いの公民館は古くて建て替えの時期でもあり、鉄筋コンクリート2ないし3階建ての水害や地震に強い公民館を考えてみてはどうでしょうか。水害対策のため、岩坂区阿原目のお寺は鉄筋コンクリートで高さ3階建てぐらいで建築をされております。

以上、5つについて、町長の見解をお伺ひします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） まず、今回の県南の災害地への支援について、山本議員をはじめ、町民の多くの皆さんのボランティア活動に心より厚くお礼を申し上げたいと思います。

では、早速、山本議員の視察研修、いろいろお気づきになられた提案等につきましてお答えをしたいと思います。

九州に甚大な被害を与えた9号、10号台風、そして県南において7月の4日の明け方に、いわゆる豪雨により被災された皆様に心よりまずもお悔やみやお見舞いを申し上げます。

人吉・球磨地方を中心に死者65名、行方不明者2名の人的被害をはじめ、住居の全半壊3千件以上の被害をもたらした今回の災害を受けた地域の町村に視察や見舞いに7月5日に芦北町、8日に球磨郡の3町村にまいりまして、本当に自然の猛威とそれに対しての住まいの重要性を改めて考えさせられてきました。

大津町としましても、県南地域の一日も早い復旧・復興のために、芦北町には7月から8月にかけて、延べ150人の職員を災害支援のために派遣を行っております。

大津町におきましても、一級河川である南部地区を流れる白川、町中心部を流れる上井手、あるいは北部地域の平川や矢護川が東西に貫流しており、町内や阿蘇地方、または鞍岳地方で局地的な線状降水帯が発生した場合は、河川の氾濫等が懸念される場所でもあります。今回の県南の事例を教訓として、しっかりとした防災体制の再点検を図ってまいりたいと思います。

また、避難所の開設や運営におきましても、高齢者等の早めの避難を促すとともに、新型コロナウイルス感染症対策を行い、安心して避難ができるような環境整備に努めてまいります。また、避難者のプライバシーの保護や個人情報の取り扱いにつきましても、より慎重に行うように再度職員に徹底を行いたいと思います。

避難指示の発令につきましては、タイムラインにより、その基準にしたがい、早めの判断を行い、町民の皆さんの避難判断・避難行動につながるように日頃の防災意識啓発をしっかり行ってまいります。

また、避難所の環境対策につきましては、多種多様な自然災害に加え、猛暑や酷寒なども考慮しながら、新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策などを行い、施設の環境整備を図ってまいります。

詳細につきましては、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 現在の町の対応状況についてお答えをいたします。

近年の水害等の災害につきましては、毎年のように各地において計測史上最多の降雨が発生をしているような状況です。今回発生しました令和2年7月豪雨におきましても、予測が難しいと言われております、線状降水帯が発生をし、長い時間同じ場所に大量の雨を降らせたということで、県南地域を中心に甚大な被害をもたらしたものです。

避難者のプライバシー保護につきましては、避難所では、まず、今コロナ対策等で受付を行いながら感染症の対応等もやっており、健康状態の情報等も受付時に聞いているところです。その情報につきましては、災害対策本部に伝達をし、必要に応じ関係機関と共有を行っているところであり、そののち、避難所を閉鎖してからは対策本部の中で管理を行っているところです。

今後につきましては、避難所運営時の個人情報を含めた情報管理の徹底をはじめ、運営に携わる職員の留意事項として周知をさらに行ってまいりたいというふうに考えております。

また、新型コロナウイルス感染症禍における避難所としては、避難者同士のプライバシーを保護するためにパーティション、あるいは室内のテント等をですね、活用するとともに、ソーシャルディスタンスに基づく避難者の間隔を確保する必要があります。

次に、避難勧告や避難指示のタイミングについてですが、現在、町の地域防災計画やタイムラインがございまして、それにより避難勧告等の発令基準を定めております。県南における7月豪雨では、職員が対応する以前に庁舎が浸水をして対応に苦慮したというような話も聞いておきまして、気象庁、あるいは県など関係機関からの情報収集、あるいは我々自ら収集した情報等によりまして、早い段階から避難準備、高齢者等の避難情報等を発令することにより、警戒レベルを含めた早め早めの避難を促すことも必要だというふうに考えております。

白川水系につきましては、計画規模や想定最大規模の浸水想定区域が示されるとともに、陣内における水位等により、警戒レベルとなる消防団の待機の水位、あるいは氾濫注意の水位、避難判断水位、氾濫危険水位というのが示されております。

また、町を流れます矢護川、平川、上井手につきましても、これまでの災害の経験や白川の水位を参考に、そして、それぞれですね、河川ごとの避難判断水位等を定めておまして、それによることとあわせて、河川の監視カメラ、あるいは巡回等による河川の水位に基づいて避難勧告を行う体制を取っているところでもあります。

このため、新庁舎建設にあわせて構築します防災システムでは、河川水位の予測等も含めてよりわかりやすい情報提供により、災害が発生する前に住民自らの判断で自発的な避難ができるような体制づくりというものについても検討を進めているところでもあります。

避難所の3密と暑さ寒さ対策につきましては、避難行動の判定フローにより、まずハザードマップで避難の必要性を確保することにより、自宅避難を考慮したより安全な親戚、あるいは知人宅への避難について考えるとともに、庭先等への車中避難ということで、コロナ対策ということで検討する必要があるというふうに思っております。

また、町の指定避難所につきましても、小中学校の体育館等大規模収容施設を除きましては、平常時に使用しております空調機器が常備されておりますけれども、また、総合体育館につきましては、大会議室、それからホールについては空調機器がありますけれども、アリーナについては、地中熱を利用した空調機器、それから、室内換気の施設が今あります。それにあわせて、サーキュレーター、あるいはスポットクーラー等で対応を行っているところですが、今後につきましては、小中学校の社会体育施設の運用とあわせて、整備できる国、あるいは県の補助事業等をですね、十分検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

避難所に避難されました高齢者の対応につきましては、町の備蓄計画では簡易ベッド、それから段ボールベッドを備蓄する計画となっております。避難者の衛生面はもとより、身体的な部分においても安心できるよう運営をしているところでございます。

先の台風時におきましても、簡易ベッド、あるいはマット。そしてそれからパーテーションあたりを各避難所で活用したところでもあります。また、段ボールベッドについてもすでにそれぞれの避難所にですね、配置をする予定にしておるところでもあります。

白川南部の避難場所につきましては、現在、総合体育館、菊阿体育館、大津南小学校と白川をですね、横断しなければならない状況となっております。昨今の災害事情等を考えますと、急な河川水位の上昇による越水、あるいは決壊が懸念されるところであります。

町としましても早めの避難準備情報の発令を行い、水位が上がる前に避難していただくよう区長さん等をですね、通じながら関係機関とも協力し、町民の皆さん方の安全確保に努めてまいっているところでもあります。

また、河川沿いの公民館の一時避難所を含む避難所につきましては、先ほど浸水高を含めた避難場所及び建築物についても検討していく必要があると思っております。特に、白川以南の指定避難所に

については、以前からの課題でもございまして、また、町の復興まちづくり計画においてもその必要性がですね、避難所としての必要性が示されているところでもございますので、土砂災害警戒区域、あるいは最大浸水の想定区域等考慮しながらですね、さらに引き続き調査を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、こんにちは。山本議員の老人福祉センターは要介護者などの特定の人を受け入れる施設にするなど、民生委員の意見も聞いて検討してほしいというような質問がございました。

今回の台風10号では、多くの民生委員さんの協力により、高齢者などの要支援者が避難できたという状況を聞いております。その中で、要支援者に対する配慮や避難所のあり方などについて、民生委員さんなどの視点を求めることも多くあったと思っております。今後、民生委員さんの意見も聞きながら、避難所における要支援者の対応について、さらに考えていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 避難指示というのは大変タイミング的に、今回の台風10号のように早い時期での対応が大変すばらしかったと私自身は思っております。

再質問をします。ボランティアに参加して感じたのですが、高校生のボランティアが、大変今回の坂本町の場合はおられました。八代の高校生のボランティア活動が盛んであると感じました。学校側の考えもあると思いますが、大津町の高校生のボランティアの育成をするつもりはあるかどうかちょっとお伺いできればと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山本議員の再質問にお答えをいたします。

災害ボランティア活動についてですが、平成28年度熊本地震では、大津町も多くのボランティアの方々から避難所運営や支援物資の配付などにおいて支援を受けております。熊本地震時のボランティア総数が約4千名のうち、学生ボランティアが約600名でございました。大津町におきましても、県立高校が2校ございますので、今後も大きな災害時においては、ボランティア活動が必要となるため、学生ボランティアが参加しやすいボランティアセンターの雰囲気づくりも必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 高校生のボランティアも立派なボランティア活動をされておりましたので、そういう検討もぜひしていただきたいなと思います。

もう一つ、今回の7月豪雨がもし白川水系、大津町であった場合の洪水被害があった場合の被害状況等の検証はされておるのかどうか、そこもお聞きしたいと思います。7月豪雨の部分で八代・人吉区で大水害が今度起こったわけですが、それがもしも大津で起きた場合のことについて検証されたかどうかの部分で、したかしないかでも結構です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 災害における検証のやり方についてのお尋ねと思います。

各災害ごとにですね、対策本部の会議を開催して、そして、最終的には検証結果というのをその対策会議の中で報告をいたします。今回の県南の場合もですね、いろんな形で想定をされますので、町に起こった場合についてはどうするかという形ですね、いろんな訓練等もありますので、その中で関係機関とも連携をしながら対策会議も開きながらですね、町での対応というところを今考えているところでございます。

○3番（山本富二夫君） ぜひ検証して、大津町の災害に役立てていただければと思います。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。新型コロナ関係で換気を申し上げます。11時25分より再開します。

午前11時17分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 2問目の質問に入らせていただきます。

肥後おおづ観光協会を肥後大津駅南口へについてであります。

JR豊肥本線の全面開通や国道57号線が全面復旧していく中、大津町観光案内を考えるうえで観光案内所のあり方、重要性について、肥後おおづ観光協会の肥後大津駅南口への移転拡充をするべきではないかということで質問差し上げます。

肥後大津駅から阿蘇駅まで汽車の旅をした中で感じたことを今回の質問にしたいと思います。阿蘇市の2つの案内所の皆さんにはいろいろと質問をし、答えていただきました、阿蘇市の観光案内所は阿蘇駅構内に旅館組合の案内所があります。この案内所は、国鉄時代に国鉄阿蘇駅の依頼で設置された案内所ですが、今は旅館組合が独自に2名体制で運用されております、もう一つは、阿蘇道の駅構内にあります、阿蘇市観光課出先の案内所です。体制としては、4名プラス3カ国語の通訳ガイドがおられます、両方とも利用者は多いということです。阿蘇駅と道の駅との案内所はお互いに協力しながら、阿蘇を訪れた観光客の皆様の対応をされておられます。きれいに整備された阿蘇道の駅広場には、ウソップの像があり、観光客の記念撮影場所になっており、多くの利用者が訪れて記念撮影をされております。駅には乗り物でウォーキングバイシクルが4台あり、利用者も多く、観光客の足になっております。

そこで、肥後おおづ観光協会の肥後大津南口ビジターセンターへの移転拡充をすべきじゃないかという提案をします。令和元年度主要施策の成果で、大津町ビジターセンターの管理費の中の事業費、約1千500万円とあり、多くの予算で運営されているのがわかります。成果の中に残された課題として、観光拠点の利用の仕方を検討する必要がある。もう一つ、今後の施策展開の方向性として肥後大津駅南口を観光の拠点とし、今後の活用方法を検討していくとうたっています。そのことも踏ま

えて伺います。

以前はバスの便が多く、大津中央バス停が交通の要でしたが、今は大津駅が交通の要だと思います。南口には毎日数十本のバスが停車し、熊本空港には定期的に空港ライナーが運行し、多くの利用者があります。観光客や利用者にとって南口に案内所があることで便利が高まり、大津町の総合的なPRになると思います。お客様と職員が直に接することでいろんなアイデアも生まれてくると思います。職員の方はもっと大津町のPRをするにはどう取り組めばよいか、お客様の意見を取り入れながら実行されていけるのではないのでしょうか。

パンフレットに動画配信のQRコードを入れてみたり、SNSでのPR活動は南口であればできると思います。JR九州熊本と企画事業なども南口に移転をすれば取り決めやすくなるのではないのでしょうか。

移転拡充には資金も必要ですが、少ない投資で最大限の効果がある移転を検討すべきだと思います。

②の拡充後の観光協会内での大津町の特産品・工業製品の販売を。サンプル展示やパンフレットの斡旋も積極的にすべきではないでしょうか。一部の汽車は肥後大津駅を始発であり、宮地駅を終点になります。汽車は往復を繰り返している状態ですが、その車内をもっと大津町のパンフレット等での宣伝をしてはどうでしょうか。阿蘇駅から乗車された観光客の皆さんは、終点の大津駅で下車され、すぐに熊本行きの電車に乗り換えられておられました。車内に大津町のPRがされていたら、30分散策でもしようと思われるかもしれません。阿蘇駅のようにレンタルの乗り物を置いておけば利用者はあると思いますが、今、大津町には半日無料のバイク3台もあります。大津駅南口に利用のPRをすべきで、有料の1時間100円レンタルバイクや自転車の設置もつくり、30分コース、60分コースを企画するのも南口に案内所があれば実現可能だと思います。

利用者が少ない南口駐車場も新たなイベントの会場として観光協会が利用活用できると思います。すぐに取り組みができるのは、阿蘇駅、宮地駅に大津町のPRチラシやパンフレットを置くことはすぐにでもできると思います。

③南口での大型スクリーンに大津町の特産品や観光PRをということで、阿蘇道の駅にはスクリーンでのPRをされているスクリーンがありますが、画面が小さいため、それと外部に向かってのスクリーンではないため、定期観光バスや車で来られた方についてはなかなか見られていないようです。大津町の観光が見られるような大型のスクリーンを設置していただけたら大津町の観光と特産品の販売につながると思います。中央公園に設置予定のゾロの案内などもできるのではないのでしょうか。

以上、3つについて町長の見解を伺います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の肥後おおづ観光協会の事務所を移転等についてでございますけども、大津町の観光振興というようなことで、前は地産地消の推進で道の駅大津で頑張らしていただいております。現在も矢護川地域の皆さんがしっかりと大津の特産関連等をしっかりと販売、PRをしていただいております。そういう中に、肥後おおづ観光協会が設立しまして、現在7年目が経過しております。その間、熊本地震以降は運営状況が厳しくなったために、また、昨年4月の観光協会

を交流センターの中に大津町の商業観光課を移転させまして、事務局体制の立て直しを図ってきております。

大津町の観光事業の充実を図るために、南部の白川水系や北部の矢護川山系などの恵まれた自然と歴史遺産の活用、あるいはスポーツ施設や飲食・宿泊施設の利活用増による経済の向上が根幹であり、飲食・宿泊施設については、「もてなし」のレベルアップをお願いしているところでもあります。

大津町の特性といたしまして、交通の利便性、宿泊施設の充実、多様な飲食店や全国レベルのスポーツ施設などが挙げられますが、本町を観光やビジネスの拠点にすれば熊本市や天草への利便性が向上することも強みであります。

今後の観光協会のあり方については、現在、関係団体で町の特性を踏まえた上で足元の整理や関係団体との連携・統合の協議がなされておりまして、町としても町内事業者を連携させる窓口、いわゆるプラットフォーム一本化を観光協会に提案をいたしております。

ご質問の点について、財政面の課題もありますので、最小の投資で最大の効果を発揮するための戦略や整理を町全体から見極めて考えていきたいというふうに思っておりますし、大津町観光協会、あるいは肥後おおづスポーツ文化コミッション関連の事務局を今1本に持っていくような検討を今進めておりますので、今後につきまして、そういう方向の中で事務所の移転関連等は十分検討していかなくちゃならないと思っておりますので、内容につきまして、また担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 皆さん、おはようございます。山本議員の肥後おおづ観光協会を含む観光関連のご質問について説明いたします。

今回のご質問は、調査に基づく貴重なご意見であり、大変感謝申し上げます。

まず、1点目の観光協会の移転・拡充についてですが、移転については先ほど町長が答弁しましたとおり、町全体の観光拠点のあり方から十分な検証が必要であると考えております。

阿蘇方面の熊本地震からの復興や、三里木駅分岐といった近隣の情勢も考慮し、大津町が目指すこれからの観光のあり方も踏まえ、観光協会をはじめとする関連団体との協議をさらに進めたいと考えております。また、拡充についてですが、ビジターセンター前の町有地につきましては、都市計画の区画整理事業でロータリーと駐車場として整備された経過があり、狭小であります。時間帯によっては混雑をきたす状況もございます。予算も伴いますので、2点目の特産品とか工業製品の販売ができないかという点とあわせまして、慎重に協議を進めたいと思っております。

阿蘇方面から大津町に来られる方を対象にした観光PRの推進についても具体的にご提案をいただきましたので、積極的に取り入れるべきだと考えております。

実際、今年の6月からビジターセンターにおきまして、年3回程度をサイクルとする大津の特産品の展示を今行っているところでございます。中身については、からいもやオイル、清流米や豚肉、お茶などを6月のテーマを大津の特産品と題して今展示を行っております。また、調査交渉も実施いたしました。

阿蘇駅などにパンフレットを置く件につきましては、ＪＲ九州熊本支社に相談したところ、有人駅でスペースが空いている場合に限り置いて構わないと好意的な回答を得ております。先に開催されました「ＪＲウォーク」では、町としてできる限りの連携・協力体制を取らせていただきましたので、今回の回答につながったと認識しているところです。

道の駅阿蘇にも同様の相談をしたところ、こちらもパンフレットの中身を精査のうえではあります。スペースがあれば設置には協力いただけることとなりましたので、早急にパンフレット送付し、協議を進めることとしております。

ＪＲの車内吊りの広告については、広告料が必要となります。

３点目の大型スクリーンの設置につきましては、かなり高額な費用が必要となりますので、費用対効果を十分に見極めるとともに、観光協会や関係団体とも協議を行いたいと思っております。

まずはパンフレットの配置など取り組めることについて早急に取り組みたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○３番（山本富二夫君） ＪＲとの取り組みも一部ではされていると思いますけれども、定期的な会合とかのお考えがあるかどうかをちょっと、ＪＲとの定期的な会合はすべきだと思いますが、その取り組みの考えがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山本議員のＪＲとの定期的な協議についての再質問について説明いたします。

ＪＲとの協議事項について県がとりまとめを行うということがありましたので、協議の場を設けていただきたいということで、今要望をしているところでございます。

それから、先ほど申上げました７月１８日のＪＲウォーク、それから８月８日の豊肥線の開通イベントでもかなりＪＲさんと良好な関係ができましたので、その辺も踏まえまして、協議の場をぜひ設けていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○３番（山本富二夫君） ぜひ協議を進めていって、大津駅の活性化につなげていっていただきたいなと思います。

今回の質問はこれで終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後１時からお願いしたいと思います。

午前１１時４２分 休憩

△

午後１時００分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○１３番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして一般質問を行います。

今回は公衆衛生を高めて住みよい街にしましょうという提案であります。

新しい総理大臣が菅総理大臣が誕生しまして、大きく政策に期待するところであります。そして、また我が町におきましては、坂本大臣が生まれるという非常に流れる的にはこれからよりよき方向に行ってくればなと思っている次第であります。そのお手並み拝見という感じでありますけれども、現在、コロナ禍におきまして、その中でも今回の菅首相におきましては、官房長官時代から新型コロナウイルスの感染リスクを押さえつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げるというふうに強調しております。ということは、そこのバランスを取りながらも経済活動というものをやっていかないと、それこそ成り立たない、納税もできない、そしてまた、いろんな会社が今苦しんでおりますけれども、やはり経済活動がなければ、そういった普段の生活もままならないというような状況に立たされております。そしてまた、こういった状況が続けますればいろんな計画変更、方向転換が求められております。

前々回の週刊ダイヤモンドの特集が狂乱決算であると、7割経済の衝撃という見出しであります。それこそどこの企業も非常に苦しんでおられる。この7割というものは平均した数でありますので、5割のところもあるでしょう、9割のところもあるでしょう、黒字のところもあるでしょう。しかしながら、実際周りを見てみますれば新聞等々で、例えば、JR各社、西日本とかは200数十億円の赤字とか先日出ておりました。JR九州におきましても数十億円の赤字が見込まれているということもありました。そしてまた、いろんな計画変更ということを考えてみますれば、九州の一番の都市であります福岡ですね。天神ビッグバンという形で行政主導の再開発が計画されておりました。多くのビルが解体され、新しいビルに建ち替えられ容積率を増やして人をたくさん集めるという、それこそ中央に対する宣戦布告のような大きな計画でありましたが、これも凍結された。そこの出店の企業も契約前に引いてしまうという状況でありますから、実際、経済活動が萎んでいるのは否めない事実であります。

というところで、この経済活動を推進するには、順番的にはこのコロナ対策をしっかりとやらなければ前へ進めないという状況が明らかだということです。実際、県でレベル4を出しましてから一層そういった飲食業あたりの客は減っておるのは事実であります。ですから、これを段階的にどんどん下げていくような施策といったならば、何を、何ができるのか。今日の熊日の新聞にも私の一般質問に対する応援みたいなものを書いてありまして、自治医科大の中村教授っていう方がですね、感染対策は個人防衛が重要になってくるということをご指摘されております。まさしく我々がどんなに感染対策をしても、1人、2人の無謀な方々がおれは陽性だと暴れまくったりされたら大変であります。しかし、目に見えないこのウイルスに対して我々ができることは、やはり密を避け、そして手洗いをしっかりとやる。そしてこの体に付いたウイルスを払い落とす。そういったことで対策をするしかないわけです。周りを見回してみますれば、それではどういった形で手を洗うんですか。言ったときに、基礎・基本に返ったときに、あ、そういえば家の中、建物の中には手洗いはあります。しかしながら、通りやいろんな、例えば駅の口とか、例えばバス停とかにはありません。やっぱりそういったところですね、人がたくさん集ったり、行き来するところに手洗いがあつたらいいなと。そのウイルス対

策でなくても衛生観念、公衆衛生の概念からすれば何を触ったかわからないような手をきれいに石鹸を使って、この界面活性の力を借りてそういったウイルスや菌を洗い流す。これ非常に大切だと思います。ですから、そういったことが取り組めないかなと。これは個人で取り組むのは、その各位がするわけですから、私の家あたりも今回立ち退きで建て替えまして、入り口を入ったあとすぐ手洗いという形で手洗い場をつくりました。私はもともとクリーニング師も持ってますんで、そういった公衆衛生の概念というものはある程度持っているつもりであります。ですから、そういった講習を受けなければなかなかそのクリーニング師あたりも取れないもんで、そういうところに対してからはある程度の知識は持ち合わせております。やはり手洗いというものは非常に重要です。そして、その菌やウイルスに侵された手で、この顔を触ったりとかするのは非常に最悪の状況になってしまいます。特に今回のウイルスは、独自では増えません。人体、そういったものに付いたあとにそれを栄養として増えるわけですから、我々が気を付けるというものが基礎・基本になると思います。

ということで、今回の質問の趣旨であります、これから先もですね、人類は歴史的に見てもウイルスの戦いは続いていくと思います。ですから、ハードの整備というものがこの公共団体において、地方自治体において必要になってくるというのは明らかだろうと思っております。ですから、この質問の要旨に書きました。公共の手洗い場、それと噴水や休憩所、いろんなものそういったものを設置して、街並みや衛生効果を高められる町としたい。そこでは、多くの方が集い、休憩し、高齢社会でありますから、そういった方々も木陰において、水が置いてありますんでゆっくりできる。そういったですね、オアシス的なものを点在させられないかなという思いであります。

そういった形で一石二鳥ですね、狙うは。公衆衛生も高められ、そして、皆様方がそういった安らぎの場となるようなそういったポジションの確保はできるのではないかなと私は考えます。

ですから、そのポジションというのを場所が問題になってきますけれども、この点についてもいろいろ考えてみました。できるできないは別にして、じゃあ水がこの大津町で出るところ、道沿いで出るところ何だろうと考えたら消火栓がありますね。消火栓というものを、そこには水道がきているわけですから、その横なり、そっから引くなり、いろんな形でその消火栓自体もしゃれた形のものにできないかなと。いろんな形でよりよきものそういったそのハードの整備につなげていって、住みよいまちづくりにしていく。こういったものがなかなかいろんなニュースの中でどこの自治体はこういった取り組みをしましたというのが、目を見張るものがないものですから、もうただ単純に基礎・基本を考えたら手洗いにいきつき、水の大切さというものに気づいたわけです。

私は水道企業団の議員でもありますので、水の豊富さというものの恩恵は大津町は非常に恵まれております。こういったものを利用して、そして住みよい大津町をつくっていただきたいと思います。

教育長におかれましては、教育の場で公衆衛生というものにどんな形で取り組んでおられるのか。現状も踏まえて方向性を示していただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新型コロナ感染につきましての要望と申しませうか、生活、あるいは野外

での整備のお願いの提案でございますけれども、現在、新型コロナウイルスにつきましても2波、3波を警戒しながら、新型コロナウイルスとの長期的な戦いを視野に入れて、国は「新しい生活様式」の実践になる感染対策と社会経済活動の両立を目指しております。そういう中で、9月19日以降のイベント関連等も国は大分緩和してきておりますけれども、熊本県におきましては、まだ熊本ではレベル4というようなことで感染予防に努めをしていきたいというようなことになっております。

町も新しい生活様式の定着に向けた啓発に取り組んでいるところでございますけれども、啓発に加え、議員がご指摘のように、町民の皆さん一人一人が基本的な感染対策である手洗いができるような施設整備などの公衆衛生を意識したまちづくりの重要性についても認識しているところであります。

そのためには、これまでの施設については、トイレや水飲み場というような状況でございましたけれども、議員の指摘のように、新しい公共施設の整備と現在ある施設の改修も必要になってまいりまして、公園の横に休憩所と一緒にあった水飲み場と手洗い場を設置し、景観と街並みを配慮したまちづくりを考えていければと思います。

まずは財政的な課題もありますが、新庁舎西側のトイレ整備とあわせまして、衛生面に気を付けて休憩所を兼ねて、公共手洗い場の検討を行っていききたいと思います。

今後は、手洗いや休憩所ができる施設を整えながら、大津町が健康で文化的に住みやすく、衛生的、活力あるまちづくりになるよう努めてまいりたいと考えております。

関係担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。永田議員の公衆衛生を高め住みよい街にとのご質問にお答えさせていただきます。

現在の国内外の感染状況をみますと、「withコロナの時代」と言われますように、新型コロナウイルス感染症につきましても、新しい生活様式に基づいた長期的な対応が求められていると考えております。今後も継続して児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくためにも、学校においては、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減したうえで、学校運営をしていく必要があると考えております。

教育委員会としましては、随時、臨時校長会等を開催し、学校の新しい生活様式における感染症予防対策と衛生環境の整備について指導するとともに、児童生徒の学びを保障する取り組みを進めてまいりました。

永田議員がおっしゃる公衆衛生の視点から見ますと、学校教育におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行以前からインフルエンザ等の感染症の予防について、保健体育や学級活動等で計画的に指導をしてきたところでございます。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症につきましても、これまで以上に児童生徒自身がこの病気について正しく理解し、感染のリスクを自ら判断しながら、自分の行動の変容を図ること。そして、そのことを各家庭や地域において共有することが重要であると考えています。

各学校では、このような視点に立ちまして、児童生徒が従来の学習で身に付けている感染症予防に

係る知識と行動様式を関連させ、新型コロナウイルス感染症予防資料等を活用した新たな指導を行っています。学校内に限らず、児童生徒が主体的に判断し、感染リスクを下げる行動をとることができるよう日常生活とのリンクを重視しているところでございます。

その上で、永田議員がおっしゃるように、感染症対策においては、児童生徒に加え、保護者や地域の方々との連携が極めて重要でございます。各学校におきましては、学校だより等を通して、感染症対策に対する指導内容や取り組みをお伝えするとともに、その取り組みについてご理解・ご協力をいただいています。

共同社会の中で組織的に取り組みながら疾病を予防し、寿命を延ばし、私たちの健康で文化的な生活を実現するのが公衆衛生だと考えます。学校教育もその一端を担うべく、家庭・地域と連携を図りながら、今後とも感染症に係る教育の充実を図りたいと考えております。

学校における児童生徒への感染症予防に関する指導、並びに感染症予防対策、環境衛生の整備等につきましては、このあと担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 永田議員の公衆衛生に関するご質問について、私からは、町としての新型コロナウイルス感染症に関する公衆衛生の考え方やソフト面での取り組みなどについて説明いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、町長も申されましたが、新型コロナウイルスの感染防止については、国が提唱する新しい生活様式の定着を図りながら感染対策と社会経済活動との両立を目指していく必要がございます。

新型コロナウイルス感染症に関する公衆衛生につきましては、町の基本的なスタンスといたしまして、国が専門家会議の意見を踏まえ、推奨している新しい生活様式を基本とする感染対策について、町民や事業所などの皆さんに徹底していただけるように、わかりやすく啓発していくことが重要だと考えております。

新しい生活様式の実践例の中では、日常生活を営むうえでの基本的な生活様式として、こまめな手洗いが冒頭に掲げられております。手洗いは、最も有効な感染対策の一つであり、まさに公衆衛生の基本であると認識をしているところでございます。

町では、新しい生活様式の定着に向けて、手洗いはじめ、マスクの着用、咳エチケット、身体的距離の確保など、町民一人一人に基本的な感染対策を徹底していただけるようホームページや広報紙などへの掲載をはじめ、公共施設へのポスターの掲示、出前講座など、様々な機会、媒体を活用しながら啓発に取り組んでいるところでございます。

啓発につきましては、議員からも以前、「家庭の目につく場所に貼って使えるような、わかりやすい内容のチラシなどをつくって啓発してはどうか」というようなご意見もいただきました。このご意見を参考に、家庭内に貼って使っていただけるようなチラシを作成し、8月に全戸配布を行ったところでございます。

わかりやすくという点での取り組みとしては、ほかにも保護者の皆さんが子どもさんと一緒に、あ

るいはご家庭で、コロナウイルスことの興味を持って学べるようリーフレットや紙芝居方式の教材などホームページで紹介するなど、少しでも感染症に対する理解を深めていただけるように工夫をしながら啓発に取り組んでいるところでございます。

また、感染対策の基本である手洗いを習慣化し、徹底していただくためには、これまで述べてきました啓発に加え、議員ご指摘のとおり、町民の皆さんがいつでも手洗いをできるような環境を整えていくこともとっても大切なことであると考えております。

今後も地域の公衆衛生の拠点である保健所をはじめ、関係機関などと連携し、新しい生活様式が定着し、町民のみなさんが手洗いをはじめとする基本的な感染対策を徹底していただけるような、「感染症に強い町」の実現に向けて鋭意取り組んでまいります。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。永田議員ご質問の公衆衛生を高め住みよい街に、公共手洗い場兼噴水や休憩所を設置し、街並みや衛生効果を高められるということですが、現在、設置されている場所としましては、町立公園や都市公園になります。町内には18カ所ありますが、手洗い場につきましては9カ所であり、現状は5割の公園に手洗い場が整備されている状況でございます。

また、休憩所につきましても9カ所の公園に設置されております。

新型コロナウイルスなどの感染症対策として手洗いが有効と言われておりますので、設置においても衛生面など配慮しながら、公園全体の規模、配置や景観等を考えて、今後のまちづくりの中で計画的な整備を考えていきたいと思っております。

公園管理の中においても、適切な使用が行われているか、今まで以上に心掛けながら、安心安全なまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） こんにちは。説明させていただきます。

学校教育の感染症予防に関する指導は、これまでも保健体育領域において、「消毒や殺菌等により発生源をなくすこと」「周囲の環境を衛生的に保つことにより感染経路を遮断すること」「栄養状態を良好にしたり、予防接種の実施により免疫をつけたりするなど身体の抵抗力を高めることが有効であること」を理解できるように発達段階に応じて指導をしております。

また、学級活動でも、「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」について、自分自身の健康状態に関心を持ち、身近な生活における健康上の問題を見つけ、自分で判断し、処理する力や心身の健康を保持増進する態度の育成を図ってきました。

この指導の延長として、現在、新型コロナウイルス感染症について、手洗いの徹底やマスク着用をはじめとする具体的な感染予防のあり方について学んでおります。

学校における感染症予防対策と衛生環境の整備については、文部科学省からの「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を参考にして、学校内で感染が広がるリスク

を低減できるよう、熊本県の感染状況に応じ、きめ細やかな感染症対策を講じているところです。

学校においては、まず、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」、この3点を踏まえ、感染症対策に取り組んでおります。

まず、学校の感染源を絶つためには、学校外からウイルスを持ち込まないことが重要でございます。児童生徒、教職員及びその家族の健康観察を徹底し、いずれかに発熱等の症状がある場合には登校しないなど、共通理解を徹底しております。

次に、感染経路を絶つための取り組みとして、接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解をさせ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、石鹸・アルコール消毒液を使ったこまめな手洗い、マスクの着用、咳エチケットの周知と徹底、清掃などによる良好な環境衛生の保持に取り組んでおります。

集団感染リスクへの対応については、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件が同時に重なる、いわゆる3密となる場面を避けるなど感染症対策を行っております。対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動においては、実施の有無や時期を慎重に検討しているところです。

また、全校生徒が集合する活動においても、発表を各学級にオンライン配信するなどICT機器を活用した方法も取り入れております。

衛生環境の整備といたしましては、飛沫感染防止のため児童生徒用マスク、教師用フェイスシールドの配布、また、清掃や手指消毒のための消毒液の配布に加え、小中学校の手洗い場を増設しております。これにより児童生徒が密集をさけつつこまめな手洗いができるようになっております。

健康状態をチェックするための非接触型体温計も町内で130台購入し配布をいたしております。これにより水際対策もさらに強化をされております。

さらに、学校だより、保険だより、学年・学級だより等の各種便りやホームページ等を通じて、感染症対策に関する指導内容や取り組みについて保護者、地域に情報を発信し、情報連携・啓発を進めております。特に、本年度導入しました「パスキャッチ」につきましては、学校からの文書配布や相互連絡が個別で可能であるため、これまで以上に感染予防に関しても学校と各家庭との連携が細やかに取れるようになっております。

児童生徒等の行動の変容を図ることで、各家庭における公衆衛生の向上も期待できるため、学校教育における感染症予防対策等につきましては、今後ともその役割を自覚しながら充実を図っていきたいと考えます。

以上、説明終わります。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問します。

今、答弁を聞きながら、教育関係におきましては取り組みがしっかりしておるなと感じました。まさしく教育に取り組むことでご家庭にその知識を持ち帰り、そして、家族の皆様方がそういった最新の知識を得るといような良い流れがそういった形でできていくのかなど。これはやっぱり信憑性が

ありますよね、学校で習ってきたと。こういった自分たちが新聞で読んだとか、雑誌で読んだとかよりも信憑性があるって非常に有効な手立てだと思うわけです。ですから、全体的にコロナ禍の中で、このコロナウイルスに対する、またインフルエンザに対する知識というものが非常に高まっているということですね。これ非常にいいことです。じゃあその後、じゃあどうするか、それ以上に感染源を絶つということですね。今の中では、確かにもう接触感染というものが非常に心配であろうかというふうなことも含まれていたと思います。やっぱり子どもたちがですね、抵抗力を高めるために良質な睡眠と食事そういったものに取り組んで、そういったものはいいんです。ただ、そのウイルスに触ってしまった、感染してしまったと、こう手に付いてしまったと、身体に付いてしまったということをどうやって断つかというものをですね、今後は、我々はそのハード的なもので克服するしかもうないのかな。付いてしまったものはどうしようもないんですよ。洗い流すしかないんですね。それから消し去るしかないんです。そう考えたときに、今回の補正予算におきましてもコロナ対策としてアドバイザーを派遣して、各店舗にいろんなそのコロナ対策の機器の導入の10万円補助ですかね、そういったものに取り組むと。もう県から降りてきたということで、これは委員会では可決でしたけれども、本会議明後日かかって可決するものと信じておりますが、そういったものを考えたときに、ハード的な整備を進めていこうと。もう次の段階に入っているなっていうことです。これは県が認識したんだなというふうに私は思っております。じゃあその後、そういった飲食店とか、そういったものを密を避けるために、密閉を避けるために、そういったものを考えたときに、もう一つ気がかりなのがですね、量販店なんですよ、私は。量販店に行ったときに、私は、酒もたしなみますんでつまみを買に行ったりとか、何か食べもの買に行ったりします。そしていろんなものを触ります。これが不特定多数の人たちが触った形跡が多々あるわけですね。ですから、じゃあその後どうするっていうことですよ。ですから、本来ならば、そういった量販店の出入り口に、この役場の出入り口というのは早々から私言ってきましたけれども、そういった手洗い箇所を付けてもらいたい。そして、そのアルコール消毒以上にきちんと手首までちゃんと洗ってしまう。その時に応じては顔も洗ってしまう。それぐらいでもいいかもしれませんね。ですから、その場所がほしいんですね。考えたときに、量販店というのは、もう人の行き来が桁違いと、普通の飲食店とは全く違いますんで、それに補助金を10万円出しますんで、それ以上は自分で賄ってください。考えたときにどういう対策になるかは別にして、そのコロナ対策というふうに認められるのであるならば、面積とか、売上とか、いろんなものに対して上乗せ分の補助が必要になってくるんじゃないかなと、そういうふうなことも考えました。そしたら、この大津町もたくさん量販店がありますので、そういったところに行ってもきちんと入りも出るも手を洗ってきちんとした状況で家に帰れる。車に乗り込める。そういったものが考えられるんじゃないかなと思っております。

最初に申し上げましたように、この人類とウイルスとの闘いはまだまだ続きます。永遠に続くんです。これはですね、歴史が物語っておりますので、皆さんもうご承知と思います。ですから、そう考えたときに、やっぱり自らを清潔に保つという観点からするならば、こういった一つの社会資本ですね、この手洗い場というのを、社会資本、インフラ整備と位置づけて、今後の予算編成なり何なりに

組み込んでいく。そういったことで抑え込むし、発生源をできるだけ早期に駆逐してしまう。こういったものが好ましいのではないかと、そういうふうに考えますが、補助金の問題ですね、それをつくりなさいと言ったときに、いろんな量販店を見ると、もう人の出入りがすごいです。そういったところで小さい手洗いを一つ付けても話にならないでしょう。おそらく3つ、5つ、7つとそういった大きい手洗い場が必要になるかもしれませんが、補助金が出るか出らんかでだいぶ違うと思います。こういったものは、公益に付す補助金、交付金の資質と私は考えますが、この点については、再度質問をしたいと思います。

とにかく感染源を絶つ、そういった接触したと考えられる方々のきちんと対応をしてあげられる町、そういうふうにこの町を高機能にしていきたいと思いますので、再度質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 永田議員の再質問についてご説明いたします。

町内の量販店における感染源を絶つという予防対策についてのお尋ねかと思います。実は、プレミアム商品券で用途についてですね、その使途が8割が大型の外資の量販店だったというようなお話もあったかと思います。確かに、私も町内で買物に行くときに、大変多くの方がですね、買物をされている光景を見ます。私も実際手に取って必要なものを購入する。要らないものは戻すということで接触する機会も非常に多いかと思います。今度の補正につきましては、県の臨時交付金を活用して、委員会の中でも審議いただきましたような、先ほどご指摘であったようなアクリル板ですとか、換気扇、サーキュレーターについては4分の3を補助するというような予算を計上させていただいております。上限額が10万円ということになっております。確かに、人の流れが非常に多い量販店についてはですね、このような対策については有効かと思います。現時点で飲食店のみならず、小売店も対象になりますので、この事業の対象とはなりますが、今後についてはですね、そのほかの対応ができるかについては、十分検討していきたいと考えております。

今回計上しております臨時交付金については、小売店等も対象になりますので、この対象にはなると思いますけども、量販店だけを対象にした補助金制度というのは現在考えておりませんので、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問します。

色々申し上げましたけれども、要は、大津町という地域に行ったら手を洗えるんだと、美味しい水が飲めるんだと、我が町の地域通貨は水水ですよ、どこに水があるんでしょうかという状態じゃ話にならないでしょう。思いだけでは世の中良くならんわけですよ。ですから、こういったものを逆にきっかけとしてよりよき町をつくっていく、そういったものというふうに考えたらいかがでしょうか。例えば、温泉地あたりに行きますと、各自治体やいろんな取り組みで足湯とかが無料ではいられますよとか、菊池とか行ったらありますよね。寒いとき、私も冷え性なもんでよく使わせてもらいます。非常に気持ちがいいものです。もう本当温泉地だなと感じるときですね。ですから、そういったことを考えますれば、こう相乗効果ということを行いましたけれども、そういった点で清潔に保つという

ものは大津の地域の方々に非常に貢献するものと、量販店に来られる、それこそ町外の方々も来られる。そういったものに対しても我々は構えなくてはならないと。そう考えたときに、先ほど言ったのは、10万円じゃ到底及ばないんじゃないんですかって、へたすりゃ10分の1もないかもしれない、ということです。ですから、このときには有利な補助金あたりがあるかないかは別として、国・県の何か引き出せるような補助金があるならば、そういったものを引き出したいし、そして、ないのならば独自で町金を支出するもやむなしかもしれません。とにかく町民の方々の健康と生命を守るのは、そういった公衆衛生で守ってあげるんです。そのためにもそういったものが必要になると思います。ですから、この補助金について、最終的に印鑑を押すのは町長でございますので、町長に対して質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほど経済部長が言ったように、量販店だけでなく、小売店関連等の関係の状況もしっかり把握しながら、それに基づいて町が、議員が心配されておるその量販店の人の出入りが多いものですから、量販店の方々と十分相談しながらどれくらいの場所と資金関係が出されるかどうかというのを検討しながら、それによって大津町の補助事業関連等がどこまで出せるかというようなことも国の補助関連というものを今後検討をしていくプランをつくっていければなというふうに思っております。もちろん、そのような量販店の補助も確かに必要でございますけども、やはり街角、あるいはそういう公園関係等について、まず最初にその辺のところからもしっかりと対応を取っていきけるようなことを考えていければなというふうに思っておりますので、補助等については、また地元の大員が地方創生でございますので、我々がしっかりプランをつくりながら、彼が働きやすいようなものに我々はお願いができればなというふうに思っておりますので、今後十分検討をさせていただければなというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後2時より再開します。

午後1時43分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大塚龍一郎君。

○10番（大塚龍一郎君） 皆さん、こんにちは。昨日の夕方ですか、ビッグニュースが飛び込みまして、何だろかったら坂本代議士の初入閣というニュースでございました。本当に私どもとしては待ち遠しい入閣でございました。彼はもうご案内のとおり、努力家の人でございます。二世議員でもなく、ただのサラリーマンから地方議員と、そして今度の担当が地方創生という非常に彼の活躍の場ができたんじゃないかと思っております。心からお祝いを申し上げ、この大津町議場からエールを送りたいと思います。

それでは、通告にしたがいまして質問を続けていきます。

1番、自転車を活用したまちづくり推進についてでございます。

地方創生推進の目玉として自転車を活用したまちづくりに取り組む自治体が増えております。2017年5月活用理念を定め、自転車活用推進法ができ、具体的施策と定めた自転車活用推進計画は2018年6月に決定されております。その中で4つの目標として、一つ、自転車交通の役割拡大による良好な都市整備環境の形成、一つ、サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現、一つ、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現、一つ、自転車事故のない安全で安心な社会の実現と定められております。

多くの自治体が自転車を切り口としてまちづくりに取り組む中、環境、健康、観光、教育、経済、交通等々の分野に効果をもたらすことに注目しはじめ、住民の健康福祉や交通混雑の緩和、観光振興や環境負荷の軽減といった公共利益の増進が期待できるとして、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会が2018年11月に設立されております。古い記録でございますが、2019年7月現在におきまして、356の自治体が加盟されているそうでございます。また、その中の設立発起人の1人であります愛媛県今治市の市長様が、「自転車を活用したまちづくりは、お金をかけずに交流や環境をはじめ、様々な面で優れた効果が期待できます。地方創生推進の目的となります。思いを同じくする首長さんの皆さんと手を携えて、この機運を盛り上げていきたい」と述べておられます。

本県では、自転車活用推進計画の策定に向け、有識者懇談会が開かれ、その中で県がたたき台と示しました、環境、健康、観光、安全・安心の4要素を柱にサイクルツーリズムの普及や自転車通行空間の整備、交通ルール啓発などを掲げ、県内全域をサイクリングルート設定や駅周辺への駐輪場設備を検討し、議論を進めております。令和元年10月には菊池・山鹿地域の3市2町と国、県サイクリング協会などと菊池・山鹿地域自転車ネットワーク推進協議会が設立され、人吉・球磨と天草と阿蘇に続きまして、サイクルツーリズムの推進に取り組むこととなり、その会長となられた県北広域本部の本部長様が、自転車に安全・安心な環境整備と地域観光の活性化を一帯となって進めていこうと述べておられます。令和2年7月には、ネットワーク推進協議会におきまして、菊池溪谷や菊池城などを結ぶ菊池・山鹿ラインの約59キロ及び鼻ぐり井手や江藤家住宅などを結びます大津・菊陽ライン、約16キロの2つのサイクリングルート整備を計画すると発表しております。サイクルツーリズムの効用を地域振興にいかにかが重要となってきます。

ここで、南部地域におきまして歴史的な地域資源を眺めてみますと、世界かんがい施設遺産登録の上井手、下井手、岩戸溪谷、チッソ株式会社の経営の白川発電所、また有名であります国重要文化財江藤家住宅、また国登録文化財岡本家住宅、そして新しく指定されました上町区江藤分家であります江藤家主屋等々があります。また、それに加え、震災遺構としての瀬田神社があげられます。これらの地域資源の価値と魅力を地域で暮らす人々とツーリストをつなぎ、交流人口の広がりとともに、地域活性化を高め、持続可能な社会づくりを役立たせなければなりません。

そこで、県の整備するサイクリングルート案に、本町の歴史的資源が活かされるようになっているか。また、これからの本町の自転車を活用したまちづくりの推進に対してお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大塚議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員のご指摘のとおり、本町でも県の計画に基づきまして、菊池・山鹿地域自転車ネットワーク推進協議会に加盟し、県北本部の指導のもと、ルート整備の計画を進めております。

大津町は参勤交代の宿場町として繁栄し、また、広大な山林原野を有することから、南部は白川水系の歴史的資産と田園風景、北部は矢護川山系の雄大な自然と文化財を有しています。このように、すばらしい町の宝物を次世代に継承するとともに、町内外へ発信するため、町内を回遊できるルートを今検討中であります。

議員おっしゃる、南部のほうの白川水系の歴史文化関連等については、もう江藤家をはじめ、岡本家をはじめとする上井手や瀬田神宮や椋天神、不知火光右衛門など、そして広域的に菊陽の鼻ぐり井手、そういう岩戸溪谷までのすばらしい、引いては立野ダムへというような思いを巡らしていただき、また、北部では真木・矢護川の広葉樹と清流などの自然と歴史を巡るもの、また、菊池の四季の里への桜並木など、いろんな自然の宝物が眠っております。また、中心部につきましても、かんがい遺産関係の上井手関連等につきましても、大松山から昭和園関連等につきましても神社仏閣、石橋群など、また、新たにゾロ像やからいも君のモニュメントを巡る構想が考えられております。

ご質問の「整備案に本町の歴史的資産が活用されるのか」という点についてでございますが、第1段階の大津・菊陽ルートにつきましては、江藤家住宅をはじめとする多数の歴史・文化遺産コース設定がされており、先ほどお答えいたしました町の回遊ルート構想とも一致しますので、今後の有効活用が期待できるものと考えております。

なお、自転車を活用したまちづくり、あるいはバイクの町としての活用も考えておりますので、詳細については担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 自転車を活用したまちづくりの推進について説明いたします。

第6次大津町振興総合計画の観光振興において、滞在型・体験型観光の振興として、阿蘇を望むまち、豊かな森林や水、美しい田園環境を活かし、サイクリングやフットパスなど、新たな観光の創出やヘルスツーリズムを展開し、大津町の魅力を高めていくことを掲げております。

新たな観光の創出として、肥後おおづスポーツ文化コミッションの調査研究においても、大津町運動公園を起点とする白川に沿ったコースは眺めがよく、比較的自転車で走りやすいという研究結果が出ております。商品化も十分可能ですので、今後はサイクルツーリズムの実践に向けたレンタサイクルの環境整備やその管理、受付窓口の設置、コースマップ等の整備を検討しているところでございます。

交流人口を増やし経済効果を高めるために、歴史や文化を生かしつつ、飲食店等もコースに取り入れた商品開発を継続して進めてまいります。

また、県の菊池・山鹿地域自転車ネットワーク計画の第1段階は、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、さらにそのルートを生かしながら、駅を起点とした中心部を回遊するコース、北部地域を回遊するコースのほか、県構想の第2段、第3段の近隣自治体をつなぐ基幹ルートの結合を見据

え、広域的な事業展開による交流人口の増加を目指していきたいと考えております。

推進協議会は、昨年設立であり、今後も様々な議論がなされると思われまので、観光ルートの広域的なPRイベント、サイクリストの受入環境の充実についても交通安全対策も含め、積極的に提案していきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 大塚龍一郎君。

○10番（大塚龍一郎君） サイクルリングは、先ほど申しましたように、いろいろな現代の社会課題に対応する大きな役割を果たすものと思ひます。また、地震の後でございます。阿蘇、ずっと菊陽、いろいろな震災の遺構も活かしながらこのサイクリングを利用したまちづくり、ぜひ今後とも活用していただければと思ひます。

また、大津町には、大津駅、瀬田駅、また、今度陳情がありますように、新駅が希望されております。そうした駅を活用したサイクルトレインといひますかね、これは先月のニュースで平成筑豊鉄道の実証実験で行われております。サイクルツーリズム増加と、この公共交通の利用促進のためには非常にこれマッチしているかなと思ひますので、この大津町の観光の一助になると思ひますし、また、人の交流というのはこれからも大事な視点でございます。これからも取り組んでいただきますことを期待して、次に移ります。

文化財「江藤家住宅」と郷土愛。平成17年（2005年）12月に国の重要文化財として指定された江藤家住宅も2018年熊本地震により母屋をはじめ、各建造物に甚大な被害を受け、現在、約7年をかけて大規模復旧工事が行われております。令和3年3月末ごろには母屋の修理は終わり、残りの蔵や馬屋、長屋なども令和5年末ごろには昔の姿がよみがえると聞き及んでおります。着々と工事が計画どおり進んでおります。震災1年前に地元下陣内区の住民で江藤家住宅をまもろう会が組織され、地域みんなで敷地内の庭の掃除や石垣の草取りなど、献身的な活動が続けられております。重要文化財に指定されてから震災まで年間十数回程度、江藤家住宅一般公開が行われておりますことはご案内のとおりでございます。その中で、会員の皆さん方はその準備や運営を手伝わられております。現在、修復工事中におきまして、一般の見学会が4回行われているそうでございますが、その状況についてを伺ひます。

次に、県内有数の歴史的建造物としての価値もさることながら、歴代における当主たちの郷土発展に尽くした数々の活動ぶりに関心を示されることは少なく感じられます。今日は特に2人の人物を取り上げて紹介をさせていただきたいと思ひます。と言ひますのは、昨年春にちょうど東京から1冊の本が送られてきました。それは江藤哲蔵伝という地方出身の政治家の本でありました。私はこれを調べまして、本当に地元におりながら知識の浅さに愕然としたところでございます。名前だけは小さいころから頭に残っておりました。初めてお聞きされる方も多しと思ひますので、これ400ページほどございますので全部話す時間ありませんので、簡潔にまとめてみますと、江藤哲蔵氏は、青雲の志を抱き、明治20年、16歳で上京し、東京専門学校、現在の早稲田大学であります。を卒業し、郷土の後進の教育のため、東京小石川に東肥義塾を開き、また、女性教育のためにはるか朝鮮・ソウ

ルにも明新女学校を設立し、明治37年32歳で衆議院議員となり、以来4回の当選を果たし48歳で政友会幹事長として党中枢部にあり、総理大臣で経験者であります西園寺公や大隅公に大変信頼されて、大正7年歴史上に輝く日本初の政党政治の原敬内閣の設立に大活躍をされました。江藤氏は、政治家の中でも自分の選挙だけではなく、全員の選挙を非常に精通され、選挙の神様としても知られて、政友会にはなくてはならない存在であったと聞き及びます。志半ば、大正8年、48歳の若さで逝去された中央政界の実力者であります。

もう一人ご紹介いたしますと、江藤家9代当主江藤繁雄氏でございます。県立旧姓大津中学校、現在の大津高校でございます。この設立に絶大なる功績を残された人物であります。当時、大津町は憲政会と政友会の政争激しい町でございました。特にこの大津町は憲政会一色でございました。その中にありまして、政友会系の9代当主江藤氏は、中学校の新設は地方の反映、文化の発展、教育の向上を願い、一刻も早く地元に設立しなければならぬと走り回り、県内激しい陳情合戦の中勝ち抜き、それまで教育の谷間となっていました菊池・阿蘇地域の中に一大光明としての大事業をなすとげ、ここに県立大津中学校が誕生したわけでございます。

今、2人を例にあげましたが、このように、代々の当主が政治、経済、教育の分野におきまして郷土の発展に大きな影響を及ぼし、今なお私たちはその恩恵を受けているところであります。先達の数々の業績が今日の豊かな郷土を作り出していることに関心を持ち、興味を持つことは郷土愛の育成にもつながり、後世に正確に伝習し、郷土の歴史を活かす教育行政は大変重要と思われませんが、ご見解を伺います。

次に、復旧工事とともに新たに隣接地につくられる予定の公園的施設の事業に地域の皆様は大変期待されております。江藤家住宅まもろう会会員をはじめ、地域の関係者と十分協議を重ねて進めていってほしいと思っておりますが、どのようなイメージになるのかを伺います。

次に、修復作業の過程で建築時での特徴や新しく発見された資料等の記録保持は、文化資産として後世に残さなければなりません。国の公式な記録は専門的になり、編成され、作成されると思いますが、復旧完成記念として、町独自で記録し、作成し、そして発刊される計画はあるのかをお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 大塚議員の文化財「江藤家住宅と郷土愛」についてお答えさせていただきます。

江藤家住宅は、国指定の重要文化財であり、かつ現在もご家族が住み続けておられる生きた文化財として全国的にも貴重な重要文化財であります。

見学会につきましては、熊本地震前の一般公開は、江藤家当主並びに江藤家住宅まもろう会と協力し、春と秋の年2回実施してまいりました。熊本地震後の一般公開につきましては、復旧工事の進捗状況をみながら開催してきたところでございます。

また、この一般公開に際し、平成30年度からは、地域学校共同活動のモデル事業としまして、大津南小学校の子どもたちが江藤家住宅のことを学び、ボランティアガイドとして説明をしてくれてい

ます。地域にある貴重な文化財について理解を深めることは、子どもたちの地域への誇りを高め、愛着を深めるものと考えます。

なお、令和4年度の復旧工事完了後の一般公開につきましても、多くの見学者に来ていただきますよう、広報等の工夫をしていきたいと考えております。

次に、江藤家から有為な人物が出ているが認知度が浅い。郷土の歴史遺産に加え郷土愛の育成につなげてはというご指摘についてお答えいたします。

大塚議員から先ほどお話がありましたとおり、江藤家の江藤哲蔵氏や江藤繁雄氏をはじめ、大津町には、大津町の政治、経済、教育の発展に多大な貢献をされた方が多くおられます。郷土の歴史を学ぶ中で、そのような方々の活躍を知ることは、子どもたちの郷土に対する誇りや愛着に加え、その志をも高くするものだと考えます。

今後、江藤家住宅の歴史を説明する上では、そういった有為な人物の功績なども大切にしていきたいと考えます。

3点目のご質問。隣接地の公園的施設についてです。

江藤家住宅の南側に計画中の広場につきましては、江藤家住宅を訪れる人の憩いの空間としまして、また、江藤家住宅を中心とした南部地区の観光の拠点となるよう整備をしているところです。

最後に、完工記録誌の作成、発刊についてですが、江藤家住宅の復旧工事に伴い、建物の解体作業において、新しく発見された事柄が少なくありません。町としましても熊本地震の被害を風化させず、また、文化財建造物としてさらに高まった江藤家住宅の価値を今後も伝承していくために、独自の記録誌の作成を考えております。

なお、詳細につきましては、このあと担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） ご説明させていただきます。

1点目の見学会の状況につきましては、先ほど教育長からありましたように、熊本地震後の一般公開は、復旧工事の進捗状況を見ながら、平成29年度に1回、平成30年度に2回、令和元年度に1回実施し、毎回約200名ほどの方が見学に来られています。そのときにしか見ることができない復旧工事の現場を見学した人からは、「また復旧の経過を見学したい」や「復旧完了が楽しみになった」など、感想をいただいているところです。

大津南小学校の学習の中では、江藤家住宅の文化財としての価値や地域で見守られていること、修理方法等を学び、実際に塗り壁に土を塗る体験などを通じて、子どもたちの地域の文化財に対する愛着、興味がわくよう取り組んでいるところです。

また、子どもたちがボランティアガイドに関わることで、その保護者の方々にも自分の地域には貴重な文化財があることを知る機会にも繋がっていると考えております。

なお、ボランティアガイドは、南小学校独自の取り組みになりますが、教育委員会としましては、町内小中学校の地域学習の中にも国重要文化財として江藤家住宅の学習等を教育活動の計画の中に入れてもらうよう検討させているところでございます。

また、復旧完了後の一般公開につきましては、町ホームページや生涯学習情報誌等を活用し、より多くの見学者が来られるよう、南部交流広場の活用も含め、工夫していきたいと考えております。

2点目の有為な人材を郷土遺産に加えての郷土愛の育成につなげないかにつきましては、歴代の江藤家の中には、先ほど大塚議員のほうからもお話がありましたように、明治中期から政界に進出し、衆議院議員となり、政友会「原総裁」の下で幹事長を務められ、原内閣成立の原動力となりました江藤哲蔵氏や現在の県立大津高校の設立に尽力された9代当主江藤繁雄氏など、大津町の発展に大きな影響を与えられた方がおられます。

また、江藤家の方以外にも、大津町には政治、経済、教育、文化、芸術など様々な分野で活躍し、大津町の発展に寄与されてきた方がおられます。

教育委員会としましては、現在、町のホームページの江藤家のあゆみの中で、江藤家の有志の一部を紹介したり、おおづ図書館の郷土資料コーナーの中に、大津町の人・芸術コーナーを設けて紹介をしているところです。郷土の歴史を深く学んでいただくためにも、引き続き、資料の充実に努めるとともに、大津町の歴史文化、芸術等の情報発信について工夫を行ってまいります。

3点目の南側広場の整備計画につきましては、訪れる人の休憩及び滞留空間となるよう、江藤家住宅と一体感のある広場を整備していきます。

具体的には、東屋とトイレを設置し、また、江藤家住宅一般公開の際には、大型バスが駐車可能となる広場を計画しています。江藤家住宅と景観を合わせ、地区のシンボルとして、かつ南部地区の観光拠点としての広場となるよう考えているところです。

なお、整備時期は、令和3年度を予定しております。

最後に、復旧記録誌の発行についてですが、平成28年熊本地震により、江藤家住宅は母屋、中の蔵、長屋門、馬屋など甚大な被害を受けました。解体作業を進める中で、増築された部屋の建築年代が墨書で記されていたり、江戸末期から明治にかけてつくられた瓦の刻印が、一部熊本城でも仕様されていたり、2階の部屋の壁には格式のある装飾があったりと、さらには、現調理場の床下に流し場の跡があったりと新たな価値ある発見がっております。

教育委員会としましては、それらを記録保存し、復旧経過とともに町独自の記録誌を作成し、今後の文化財学習や地域学習にも繋げていけるよう考えているところです。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 大塚龍一郎君。

○10番（大塚龍一郎君） 大津南小学校の学習活動は大変興味をもって眺めておりました。いつも紙芝居等思考を凝らしながら楽しくやっておられました。私はいつも思っていたのは、国の重要文化財というのは、そうあるものではありません。せっかくの町内にあるものですから、ぜひ町内の全域の小学校、中学生はぜひこれに参加いただきまして、それからのいろんな歴史学習にもいろんな教材になると思いますので、先ほどご答弁ありましたように、これから、完成後はその学習ができるということで安心したところでございます。本当にこの日本伝統の文化が詰まっておるわけでございます。お金を出して新幹線、飛行機に乗って遠くのところに行く必要はないわけでございますので、非

常に完成後は活用をしていただきたいと思います。

2問目の歴代の人物の件でございます。江藤家の歴代の方の哲蔵氏のことを少し述べられましたが、ちょっと、せつかくですので付け加えさせていただきます。

この江藤哲蔵ですね、この人の秘書をしていたのが松野鶴平元参議院の議長さんでありまして、その息子さんがお馴染みの頼三代議士でございます。まさに、昔この松野といえば非常に強い代議士系列でありまして、この本流は、実はこの大津町の江藤家であったということでございます。この松野鶴平氏が余談になりますが、亡くなられましたときに、大野伴睦というベテラン代議士がこう言ったそうであります。「松野鶴平さんが政界で大成したのは、大津町に江藤さんがいたから大成したんだ」と、追悼の言葉を述べたそうでございます。また、家屋敷には、皆さんごらんのように、書の額がたくさんあります。原家、松方正義、西園寺公望、犬養毅、伊藤博文、熊本の清浦奎吾、まさに歴代の総理大臣経験者の額がずらりと並んでおるわけでございます。まず、一つの家こんな額が全部揃っている家は、私もだいぶ旧家をめぐっておりますが、まずありません。なぜこういう書が集まっているのかというのは、その先ほどの人物をたどってみればわかるわけでございます。そうした建物自体だけではリピーターはまた増えないと思います。私はいつも飯塚市にあります、伊藤伝右衛門という宅を訪れますが、炭鉱の大成金王でございますが、そこに行きますと、なぜいつも多いかと言いますと、そこの中の屋敷をめぐり、いろんなご案内の資料・物語いろんなロマンがあるわけでございます。人を引き付ける要素が必ずあるわけでございます。非常にそこに観光客が増えるのは当然でございます。

私も先ほど申しましたように、こういったことを知りますと、この見学と言うのが増えるというか、そういう新しい道が増えてくるんじゃないかと思っております。

また、お隣菊池市にまいりますと、図書館ではいつも郷土の歴史資料として人物の偉業をたたえ、その企画展がされております。ぜひ、大津町においても、この名の知れない非常に埋もれた人材を掘り起こす必要はあるかと思しますので、この点をぜひ今後ともよろしく願い申し上げます。

かつて日本画家の東山魁夷がこういったそうでございます、「古い家のないまちは思い出のない人間と同じである」。本当にそのとおりでございます。私は、この江藤家が完成の暁には、この大津町の大イベントとして大々的に活用してもらい、この大津町におけるこの新生江藤家を活用してもらいまして、利用していただきまして、ますますこの大津町の力といいますか、なぜこの大津町が反映したか、その基礎でございますので、ぜひその点の教育のほうもよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時50分より始めたいと思います。

午後2時38分 休憩

△

午後2時50分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問の第1点目は、道理のない町有地大幅値引きをして売却、この件について、町長の説明責任を問うものであります。

5年前に室地区の北部に社会福祉法人光進会による特別養護老人ホーム計画がなされ、大津町は建設用地として町有地約8千400平米を5年契約で賃貸借いたしました。ご承知のとおり、社会福祉法人光進会は、老人ホームや保育園など福祉施設を集約して一帯を福祉の村としたいと報道されました。町の一番の大事な仕事は、町民の福祉の充実であり、福祉の村構想は社会的にも称賛され、尊敬され、町民はもちろん、私も大いに歓迎をしているところであります。

今回、町は面積8千400平米、不動産鑑定価格とされる約8千600万円の町有地をほぼ半額の約4千200万円で売却いたしました。普通に考えれば営利を目的としない社会福祉法人になるべく負担にならないように価格を抑えて売却することは、町民の皆さんにも納得してもらえるところだと思います。ところが、土地の売却相手がいつのまにか第三者である不動産業者の光進商事株式会社になっていました。4千200万円もの大幅値引きの一番の根拠が、土地の造成費用であるとしながら、施設建設の発注者である社会福祉法人光進会は、工事をやった光進建設に対して、造成費を払っていない、請求書ももらっていないと言ったそうです。一方、工事を行うとする光進建設側は、今ごろになって、5年前に造成費がかかったと言いながら、社会福祉法人光進会に請求していないと声明しているそうでもあります。いずれも町担当者の聞き取りの報告であります。公有財産の不可解な売却、町有地は町民の財産であり、町民には納得できない4千200万円もの財産の損失ではありませんか。4千200万円もの財源があれば、今多くの人たちが苦しんでおります新型コロナウイルス感染症で神経を張り詰めて働いておられる、こうした社会福祉施設職員の方々に慰労金を差し上げたり、あるいは、後ほど質問する予定のPCR検査の費用に充てることのできるではありませんか。

大津町まちづくり基本条例第11条、町は、町民に対して、まちづくりに関する情報を積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めなければならないとされております。ところが、6月議会の定例会の審議で、担当職員は、「相手の都合、それ以上説明できません」としか答えませんでした。第三者である不動産業者に不可解な価格の値引き売却について、真相を知っているのは町長であり、町民が納得できる説明をお聞きしたい。

そこで、具体的にお尋ねをいたします。添付しております一覧表をごらんいただきたいと思います。

疑問の第一番目であります。売却価格の大幅値引きの根拠とされる土地の造成工事費用についてであります。工事を行った光進建設が5年前に造成費用が4千300万円かかった、だからそのかかったら値引きをと主張されたようではありますが、建物の発注者である社会福祉法人光進会と光進建設との請負契約の見積り内容、これを確認されたのですか。

なお、5年前に町と社会福祉法人光進会の賃貸借契約書がございます。この賃貸契約書の中には、こうした造成工事については一切触れられておりません。賃貸契約の第2条で、光進会、借りる側の光進会は、現存する建物を速やかに解体撤去し、賃借物件を地域密着型の特別養護老人ホーム並びに

グループホーム事業の用に供するものとする。つまり、既存の建物を撤去解体については、この契約書の中でうたわれておりますし、町がその分を負担をしておりますが、土地の造成工事については一切契約書の中では触れられていないわけであります。ということは、どう考えても造成工事費用を大津町が負担する道理は通らない、このように考えられますが、答弁を求めます。

質問の第2点目、今回の町有地売却の一番の問題は、社会福祉法人光進会に老人ホーム運営のため貸し付けた町有地でありますから、本来であれば光進会に売却する。価格の問題は別といたしまして、光進会に売却したのであれば町民の皆さんにも納得してもらえることでありましょう。

そこで、これまでの町の説明どおりでありますならば、造成工事費用を負担したのは光進建設であります。いくら親族企業とはいえ、第三者の不動産業の光進商事に売却する道理は通りません。第三者である不動産業者に町が負担する義務もない造成費用の大幅値引きをする道理は通らないわけであります。さらに、福祉事業に配慮して10%の値引きもだれが考えても到底納得、理解できないところであります。売却先が不動産業の光進商事になったのは、相手の都合だと説明されましたが、もともとのこの問題の発信地であります光進建設が値引きをしてくれ、売却先は光進商事にしてくれと要求したのではないですか。真相を明らかにしていただきたい。

疑問の3点目です。5年前の12月定例会で私は当時を総務常任委員会の委員長をしておりました。その委員会の審議の執行部の説明についてお聞きします。5年前、10月5日から社会福祉法人光進会に町有地を貸し付ける際、地代の根拠となるはずの不動産鑑定が間に合わない担当者が説明をしております。ところが、今年の6月定例会におきまして、当時の不動産鑑定は11月24日付で受け取っていることが判明しました。12月定例会の審議の中で、11月に受け取った不動産鑑定がなかったと、あなたは部下に対して虚偽の答弁をさせたのですか。今回の6月の売却提案の際も、私、担当の委員長に対しても、また全員協議会においても、この土地を光進商事に売却するとは一言も言わなかった。いや、意図的にその情報を隠していた。このことはすでに明らかなことであります。そういう虚偽の答弁を部下に強いるようなことをやっていたら、町の職員も非常に辛い目にあわなければなりません。真相についてきちんと答弁されるよう求めたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 公有財産の処分についての経緯について説明させていただきたいと思います。

価格面の関係とこれまでの流れにつきまして、6月の総務常任委員会でしっかりと審議をさせていただいております。また、本会議においても、ご承認をいただいておりますことを十分重く受け止めながらしっかりと福祉行政に活かしていきたいというふうに思っております。

この公有財産の土地でございますけども、この土地は昭和55年に農業近代化施設利用組合が町の土地、施設を借り受けながら花き共同施設を利用されておまして、その後、会員の高齢化、あるいは後継者不足により、平成25年には、農業近代化施設利用組合が撤退をされました。

その後、町は、平成26年度で公共施設等の総合管理計画を策定しながら、関係の土地について、関係者といろいろとご相談をまいりました。そのとき、利用組合の撤退にあたり、この土地については、社会福祉としての利活用にしてほしいとの申し出もあっているところであります。

その後、平成27年度に大津町地域密着型サービス事業者を公募により募集し、選定の結果、社会福祉法人光進会が選定され、その事業用地として、今回の土地を希望されたため、平成27年10月9日から5年間、令和2年9月30日までに土地の賃貸者契約を交わしております。

平成28年には地域密着型特別養護老人ホーム「喜寿園」及びグループホームの「光喜園」を開設されており、その間、土地売却の交渉も進めてきているところであります。

土地売却については、光進会と交渉を進めてきたところですが、今回、光進グループの不動産部門を担う、光進商事と売買契約を結んだものでございますのが、光進会には、土地を購入する資金がないため、関連企業である光進商事で購入をしたいとの申し入れがあつてありまして、社会福祉法人におかれましては、これまで、「福祉村構想」を打ち出され、高齢者対策や待機児童対策などの子育て支援として、養護老人ホームや2つの保育園の開所など、町の福祉にも大きく貢献していただいております。

今回の土地の売却等により、より安定した経営をされる福祉の推進に取り組まれることを願っております。

3つの質問関連等につきまして、造成費関連等の要望につきましては、これにつきましては、町のほうでもその請求、要望につきましてしっかりと担当のほうで検査をさせていただいております。

また、光進商事との契約は即用地交渉の確定するときにお話がありましたので、いろいろと検討しますとグループ企業というようなことでございますので、我々としては、用地交渉に大変職員が苦勞しておりましたので、この際、光進会のグループの光進商事との契約を結ばさせていただきました。しかし、その光進会につきましては、光進商事との契約関連等については一切何もあつていないというようなお話をしておられます。また、用地鑑定等については、当初この土地につきましても、建物や樹芸、いろんなものが建っております、その辺の解体とか、いろんなものにつきまして、建設を、老人福祉施設の建設を急ぐために時間の暇がないというようなことで、光進建設のほうで解体、造成をされたというような状況でございまして、我々としては、その後に大津町において向こうの不動産鑑定と差がありましたので、我々としては町独自で不動産鑑定を行ってきたわけでございます。不動産鑑定については、そういうような形の中で、公表とか、職員に対してこうやれとか、ああやれというのは一切やっておりますし、職員が用地交渉のまだ段階でございましたので、いろいろとその辺につきましても、公表をしてなかったんじゃないかなというようなこういう回答になつたんじゃないかなというふうに思っております。

○15番（荒木俊彦君） 不動産鑑定は間違いがあつたんでしょう。

○町長（家入 勲君） だから、向こうの鑑定とうちの鑑定とが差があり過ぎましたので、町独自で鑑定。

○15番（荒木俊彦君） 造成費用が差があつたけど、不動産鑑定のことを言っているんですよ。

○町長（家入 勲君） だけん、不動産鑑定も向こうもやっております。うちのほうも鑑定をさせていただいております。そういう中での鑑定の差が、造成後の状況でのうちの鑑定というような形になっておりますので、その辺の金額の差がありましたので、そういうような状況の中で用地交渉をず

っと進めてきたというような状況でございます。

我々としては、今まで大津町はいろんな福祉施設関連等についても町営でやっておりましたが、その後、公設民営という形に運営方針を変えてきましたけれども、民活で今後やっていこうというような形で、今そういう形で、民活でお願いをしているところでもあります。もう公設民営関連等につきましては、もうご承知のとおり、若草学園がそうでもあります。そういう公設民営の中でやっていて、途中で民営化にお願い、切り替えたというような状況もございます。あるいは、養護老人ホームのすぎなみ園につきましても、公設民営でやろうかと思ってもあの建物の立て直しとか、人件費が相当我々としては持ち込んでおりましたので、そういう形の中で、これはまずいなということで、民営化で募集をしたというようなことで、民営でやっていただいたというような流れもございます。それはもう金額、この売買金額とは関係ございませんけど、町の方針としては、そういう形で大津町の福祉、介護やあるいは待機児童関連等の解決のためにしっかりとその辺の推進を図るために今回そういう形で用地交渉と民営化にもっていったというような状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） お断りしておきますが、それ公設民営が悪いとか一言も言ってません。それも聞いていません。

○町長（家入 勲君） いや、言っておりました。

○15番（荒木俊彦君） それが良いとか悪いとか一言も言っているわけじゃないです。言ってない。いいですか、資料の裏側に大津町まちづくり基本条例の抜粋をしてみました。先程も言いましたように、まちづくりに関する情報を積極的に公開、分かりやすく提供するとなっているんです。これはあなたが町長のときに作られた条例です。町長が提案されたものです。この一番下の欄を見てください。大津中学校のあの敷地を当時の町の大手企業のために宅地開発のための道路を造ろうとして、最後は町長がこれに陳謝されたわけです。今後は大津町まちづくり基本条例に基づいた情報の公開を計画の段階から積極的に行っていくと、これは大津町の広報に書かれた文章です。ところがどうですが、6月の定例会で担当の部長が私のところに来て、今度この町有地を売却したいと、その全員協議会で出された資料と全く同じであります。売却先については一言も言わなかったじゃないですか。あなたが意図的に売却先は言うなと命令したとしか考えられないじゃありませんか。これでは、部下は本当かわいそうですよ。そして、地方自治法の237条のまさに裏技ですよ。確かに、議会の議決が通ったから、これは成立をしたことでしょう。しかし、このまちづくり基本条例に照らせば、これ基本条例は町の最高規範なんですよ。国で言えば憲法ですよ。それに明らかに違反をしていると私は一線を見る。それを見たものがあれば、真摯に陳謝するのが筋ではありませんか。

それから、光進会が資金がないので光進商事に売却してくれ。そういう話があったかもしれませんが、じゃあ光進商事が造成費用を出したわけじゃないでしょう。光進会も造成費用は出してないんですよ。造成費用は、買ったらまけてくれと言ったら、これは光進建設しか考えられんじゃないですか。光進建設が勝手にやった造成工事をなぜ第三者、いくらグループ企業とはいっても、企業というのはですね、いくら親族であっても別企業なんですよ。まして、光進会は社会福祉法人でありますから、

私は最初社会福祉法人に安く売るのであれば致し方がないと、そう信じ込んでいたところ、直前に出された議案書では、相手が光進商事になっていたと。しかも6月の定例会は実質半日しか審議する時間がなかったんです。地方自治法の273条、私は28年議員をやってますけど、こんな裏技を使われたのは初めてですから、それに対抗する時間はなかったんです。議員をうまく騙せたと思っているんじゃないですか。そんなことをやってたら、大津町が壊れてしまいます。町長になったら確かに大統領ですから何でもできます。しかし、そんなことをしていたら町として政治が成り立たないし、まちづくり基本条例に違反をしてしまうということだと思います。

それから、もう一度確認しますが、相手も不動産鑑定をやったと、大津町も不動産鑑定をやったと、じゃあ11月24日に不動産鑑定ができていましたと、今年の6月に答弁したんですよ。これはどっちの鑑定ですか、大津町の鑑定ですか。そうであるならば、5年前の虚偽の答弁ですよ。不動産鑑定はできてないと言ったわけですから。ここをもう一度確認したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくり条例の中で、おっしゃるように、真摯に止めていきたいというふうに思いますが、第8条で、町長は、町民の代表者であることを自覚し、常に町民の意向を把握し、この条例の理念に従い、施策を計画し実現するために、全力をあげてまちづくりを推進しなければならないというようなことをうたっておりますが、まちづくり条例も確かに私がお願いした条例でございます。これは、いろいろな用地交渉とか、いろいろなことを事業を進めるためには、町民の皆さんの理解とご協力がほしいなということで、そういうものにご理解していただくようなための条例をつくらせていただいて、みんなでまちづくりをやっていこうというような形で、こういう形を、条例をつくらせていただきました。しかし、用地交渉というのは、大変我々が想像できないように厳しい状況にありまして、職員は大変苦勞をしておるような状況でございます。もちろん、鑑定との関係は用地交渉の当初の段階で向こうがつくっております。それで我々としては、町自体での不動産鑑定をつくらせていただきながら用地交渉をやってきたというような状況で、その中で、今年に入ってよいよ話がある程度前へ進んできて、その光進会のほうと契約を結ぶ関係をできるような状況になりましたので、いろいろと総務常任委員会のほうでも2日審査をしていただきましたけれども、そういうような中で、十分審査されておると思っておりますけれども、その辺の流れについては、我々としても今後しっかりと事業計画関連等の中でどう進めていくかというのをやっぱり今後検討していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。いろんな形で相手の思う気持ちと、我々のお願ひする気持ちとがなかなかうまく合致しないものがあります。そういう意味におきまして、我々としてはある程度の説明、町民に説明できるような形の中で売買をやっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、そういう中で、いろいろとこれまでの交渉の期間が長引いてきておるというような状況であったわけでございます。そういうふうに変更ができないような状況もございましたので、そういう意味におきまして、今後につきましても、しっかりとその辺は反省しながらしっかりとやらせていただければなというふうに思っております。そういう意味におきまして、今後の福祉活動支援関連につきましても、やはり光進さんのほうも待機児童の解決で保育園を2つつくるとか、それから、

養護老人ホームの関係もすぎなみ園の分の代わりに光進園というのをつくっていただいて、いろんな形で事業推進をしていただいておった関係で、即用地交渉の関係がまとまりましたので、その金額を光進商事のほうから立て替えちゅうか、そういう形で契約をさせていただいたというような形になって、議員のおっしゃるとおりに、光進会との我々は同族企業というか、グループ企業でありますので、一帯としたところで考えさせていただいたわけでございます。

○15番（荒木俊彦君） 鑑定は、11月24日は町の鑑定ですかって確認したんです。

○町長（家入 勲君） なら、すみません。担当部長から金額とかいろいろについては。

○15番（荒木俊彦君） それだけ教えてください。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） おっしゃっている鑑定につきましては、町が評価した不動産鑑定になります。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 用地交渉で職員が苦勞する。それはわかります。それは町が道路用地とか、相手の土地を買い入れるときに苦勞するんですよ。これは売るんですよ。何の苦勞がありますか。しかも、坪幾らですか、1万7千円ですよ。私だって買いたいぐらいですよ、金があればですね。光進会に金がないなんてその委員会の審議のときは一言もありませんでした。相手の都合、相手の都合、だからこれで勘弁してください。それを言わしたのは、あなた、町長ではありませんか。それを用地交渉で職員が苦勞するなんて、まさにすり替えとしか言えないと思います。まして、光進商事がですね、お金を立て替えた。そうでありますならば、光進商事はこの買い取った土地を社会福祉法人に無料で譲渡すればいいんですよ。寄附をすればいい。そんなにグループ企業、グループ企業というのであれば、同じ身内であるならば、無料で譲渡すれば町民の皆さんも納得するかもしれません。

最後ですから、私はですね、この家入町長が3期12年間、いわば役場のたたき上げとして頑張っただけでこれだけ大いに評価をしていたところでもあります。また、私も議員生活が7期28年間、役場の課長時代から尊敬をしてきたところでもあります。この間ですね、28年間、たくさんの議案に対して賛成していいものか、反対をするべきものか、迷うことがたくさんありました。賛成反対に迷うときは、町民の利益になることか、町民の皆さんの納得が得られるか。これを物差しとして判断してきたつもりです。大津町役場の先輩職員の数人の方から、行政に関わるものを格言として、法に叶い、利に叶い、情に叶っているか、常に行政に携わるのはこれでチェックをしなくてはならないという言葉をお教わったところでもあります。

今回の町有地大幅値引き売却は、自治法237条の2項、これのまさに裏技であります。必ずしも法の趣旨に沿うものではありません。特に社会福祉法人を看板にしながら、町民の財産である町有地を建設業者と不動産業者との利益に結び付ける行為は社会の動議に反することではないでしょうか。本来であれば、社会福祉法人になるべく土地を安く提供してあげたい、これこそ情に叶うことであります。情を掛ける、情けを掛ける相手が不動産業者にすり替えられたではありませんか。この問題を解決するには、本来、優遇措置を受けるべき社会福祉法人に、先ほど言いましたように、

土地を譲渡する、無償譲渡する。あるいは、町長、あなたがまちづくり条例に照らして責任を取って損失額4千200万円を返却するか。この2つしか私は解決の道はないと思います。

この問題は、不動産鑑定の中身がまだ確認もされておられません。引き続き、私は町民の利益を守って、また、法に叶い、利に叶い、本当に町民の代表として道理に立った解決を目指して、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

これ以上議論をしても時間がないので、次の問題に移ってまいりたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 荒木議員、しばらく休憩します。35分から再開したいと思います。

午後3時26分 休憩

△

午後3時34分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 公有財産の取得については、もう3回の質問が最後でしたので、一言だけ申し述べておきたいと思います。

今度の問題は、どう考えても町民の皆さんには納得をしてもらえない、このまま放置をすれば町長の名誉にも関わる。また、役場職員の公務員としての信頼にも傷が付いてしまいます。そして、何よりも社会福祉法人、福祉の村構想を打ち上げた光進会の名誉は大いに傷ついてしまうのではないのでしょうか。そのことを一言述べておきたいと思います。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症対策として、大津町でも数人の方が陽性判明しております。これ以上、特に秋から冬場に向かってインフルエンザとコロナ感染症がダブルパンチで拡大をする可能性がある、非常に懸念がなされております。先ほど問題になりました、老人福祉施設、介護福祉施設等、特に高齢者の方が新型コロナに感染すると非常に重篤な事態になってしまうことが心配されます。介護施設で働く、あるいは保育園や学童保育、障がい者施設、こういったマンパワーが必要とされる施設で働いてこられる方々、毎日毎日神経をすり減らしている、神経を張り詰めて働いておられるわけでありまして。私の母親もこういった施設にお世話になっておりますが、本当にもう頭が下がるだけであります。こういった人たちには、経営の支援とともに、そこで働く人たちが安心して働けるようにせめてPCR検査が受けられるような配慮が必要ではないかと思うわけでありまして。日本医師会も大規模PCRの検査拡大が必要であると述べております。大津町として可能な限り、財政措置も含めて、PCR検査の拡充、とりわけ福祉施設で働く人たちを優先して検査が無料、あるいは定額で受けられるような配慮が必要ではなからうか、このことについてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

国は、8月28日に新型コロナウイルス感染症の検査体制について、今後、抜本的な拡充を図る方

針を示しました。

方針では、感染者が多数発生している地域などにおいては、その期間、高齢者施設等に勤務する方や入所者全員を対象に、一斉に定期的な検査を実施するよう、都道府県等に要請することなどを示されているところであります。

高齢者施設等の職員や入居者に対するPCR検査については、国から詳細が示された後に、県が検査体制の拡充についての検討を行う予定と伺っております。その中で、専門家の会議の意見も踏まえながら、適切に判断されるものと考えております。

以上を踏まえ、現時点では、町が検査費用の補助を行うことについては考えておらず、まずは、行政検査の実施主体である県の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

担当部長より詳細についてご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の新型コロナ感染対策に関するご質問について、検査体制に対する国の方針や、県内のPCR検査体制の状況等についてご説明をいたします。

まず、PCR検査については、都道府県をはじめ、特別区、保健所設置市が実施主体となり、国の基準に基づき検査を受ける方の費用負担がない行政検査として実施されているところでございます。

国は、これまでに蓄積された知見などを踏まえまして、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取り組みについてとりまとめ、8月28日付けで、都道府県宛に周知を行っております。

この中で、検査体制の抜本的な拡充につきましては、今後の方針がしめされており、まず、感染者が多数発生している地域や、クラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関や高齢者施設などの職員と、入院・入所者全員を対象とした定期的な検査の実施について、都道府県等に要請をしているところでございます。

また、地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、感染者が発生した店舗や施設などに限らず、地域の関係者を幅広く積極的に検査を実施するよう、都道府県等に要請することとなっております。

こうした県の方針を踏まえ、PCR検査の拡充につきましても、国から今後の方針の詳細が示された後、専門家会議による専門的な知見を踏まえ、県が議論をされる予定と伺っております。

この件につきましては、県では、全国的に先駆けて3月11日から症状がない濃厚接触者へのPCR検査を実施するなど、積極的に検査に取り組んできた経緯もございますので、高齢者施設などにおける検査体制の拡充につきましても、適切に判断されるものと考えております。

また、幅広くPCR検査を実施するためには、検査体制を整えておくことが不可欠となります。現在、県では検査体制の拡充に取り組まれているところでございます。

現状としましては、7月末現在の県内の1日当たりの検査能力は322件となっておりますが、県は、補正予算を計上し、医療機関への検査機器購入の補助などを行いながら、10月頃までには現在の4倍強の1千400件まで増強する方針となっております。

地域の医師会が運営する検査センターにつきましては、熊本市ではすでに開設されておりますが、

県でも、現在、県北4カ所、県南3カ所での開設が計画されており、検査体制の拡充に向けた取り組みが着々と進められているところでございます。

説明は以上となりますが、今後につきましても関係機関と連携しながら、高齢者施設等での感染対策に万全を期し、クラスターの発生防止に努めてまいります。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 政府もPCR検査に対して財政措置をすると答弁しております。また、これは鹿児島県の指宿市では、だいたいPCR検査1人2万数千円かかるところを1万円補助をすると。2千100万円の予算を専決処分したとなっている。地方自治体でもですね、県の動き待ちではなく、こうやって積極的にPCR検査をやっているところがどんどん出てきているんです。地方から声を上げていかないと、国はPCR検査、要請はするけど、先頭に立ってこう指導しないという状況であります。ですから、住民に一番身近な地方自治体が率先してPCR検査を拡大することが私は重要だと思います。

時間がありませんので、最後の質問に移ります。

熊本地震、町の復興基金の活用ということで、熊本地震から5年目となりましたが、いまだに屋根にブルーシートがかかっている建物があります。何らかの理由で公費解体ができなかったと思われる。私の知っているだけでも吹田団地、あるいは、吹田の本部落にもありますが、明らかに空き家になっている。熊本地震で壊れて、風雨にさらされて老朽化して、先般の台風10号が史上最大の勢力でやってくると聞いたときに、あの台風が本当に予報どおりきたら、多分こうした老築、ブルーシートがかかったような住宅は倒壊する可能性は十分あったと思います。倒壊しなくても、瓦が乗っております。瓦が壊れてブルーシートがかかっているわけですから、そこに台風の暴風が来れば、瓦がどんどん飛んで、隣近所に莫大な被害をもたらすことは十分に想定できるわけでありまして。こういったところでですね、町独自の復興基金を活用して、迷っておられる持ち主の方、可能な限り財政を援助して、一刻も早く解体を手伝ってやったほうがよろしいかと思うわけですが、この点について、まだ台風が今年も来るかもしれません。早急な対応を求めたいと思いますが、お答えを願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 熊本地震から4年半となりますが、災害は毎年のように発生し、豪雨による災害はもちろんでございますけども、先の台風10号が襲来し、幸い大きな被害には至りませんでした。今後も台風が発生することが予想されます。

地震発生当時と比べまして数は減ったものの、熊本地震の爪痕は街中にもまだ見られるようであります。

熊本地震からの復旧復興にあたり、取り残しがいないのか、それぞれの部署において確認を行っているところです。

議員おっしゃるように、本来、行政支援が受けられたのに、何らかの理由で受けることができなかったような事例もあると思われまますので、当時の状況を勘案しながら、行政支援が受けられる事案で

あるような事例については、町の復興基金を活用することも検討していかなければならない課題であると考えておりました、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 復興基金についてのお尋ねだと思います。

熊本地震からの復旧・復興につきましては、災害公営住宅の工事も完了し、生活再建の観点では、おおむね完了が見えてきたところですが、先ほど町長のほうが申し上げましたように、町といたしましては、本来受けられるべきであろう、行政支援が本来受けられるべき住民の方が、行政支援が何らかの理由です、受けられないということであれば、周知あたりをしながらですね、必要なものについて、必要な支援に向けてですね、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時49分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山部良二君。

○2 番 (山部良二君) おはようございます。まず初めに、熊本南部を襲った豪雨災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。ともに、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

今回は、通告書に記載のとおり 3 点の質問を行います。1 点目は、種苗法が改正された場合、本町の農業への影響について、元農水大臣の山田正彦先生、東京大学鈴木教授の論文を参照し、質問します。

種子法が廃止されて 2 年が経ち、それから地方が動き出し、種子法に変わる条例を制定する動きが加速しており、北海道から鹿児島まで 2 4 の道県で種子条例が制定、もしくは準備中で、国会でも野党提出の種子法廃止撤回法案に自民、公明が応じて審議が始まりました。農水省も今では種子条例の制定は地方の特性、独自性を活かすものと歓迎すると言いはじめました。まさに地方が変わると国の政治も変わります。

そんな中、日本の貴重な品種が海外に流出ことを防ぐという声が大きくなり、自家採取に制限をかけるという種苗法改定の議論が始まりました。本当でしょうか。登録品種の自家採取一律禁止にすることが海外流出を防ぐことになるのか。農水省はシャインマスカットなど、日本の優良な育種知見が海外に流出するのを防ぐため法改定が必要だと述べています。ですが、中南米諸国では、自家採取禁止法案が一たん成立したあと、農民の暴動もあって次々と廃止されています。今、種子メジャーは標的を日本、東南アジア、アフリカなどに向けており、禁止法案の成立を迫り、種子支配を完成させようとしています。

今回の法改定は、優良な育種知見が海外に流出を防ぐための法案ではなく、農家が種苗をすべて種子メジャーから購入せざるを得ないような制度に変え、莫大な利益を得るため、種子法は、自家採取禁止を実現するために邪魔だったから廃止したにすぎず、種苗法改定が本来の目的だったわけです。改定されると農家は登録品種を育種権利者に自家採取の対価を払い、許諾を得るか、許諾が得られな

い場合は、苗を新しく購入するしかなく、違反すると10年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人では、3億円以下の罰金、共謀罪の対象です。驚くことに、大麻を栽培するよりも重い刑罰が科されます。以上のことを踏まえ、お尋ねいたします。

大津町を代表する農作物である甘藷「紅はるか」や「シルクスイート」等の登録品種を多く栽培する本町において、自家採取を原則一律禁止となった場合、本町の農業における影響は。

日本の優良な種苗を海外に流出させないために改正が必要との声もありますが、本当でしょうか。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。山部議員の質問にお答えしたいと思います。

種苗法改正法案については、今年度の通常国会で十分な審議時間がとれないことから先送りすることになり、その後の状況を注視しているところでございます。

種苗法は、新しい品種を開発し、農林水産省に登録した新品種を知的財産として保護するのを目的とした法律でございますが、品種の育成には、長期にわたる労力と多額の費用が必要となりますので、第三者が勝手に増殖して利用すると農家の方にも甚大な被害を及ぼしかねません。

食と農の将来に関わる重要な改正法であるため、大津町の農業、特にからいも農家にどのような影響するか、引き続き注視していきたいと考えております。

詳細について、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 皆さん、おはようございます。山部議員の種苗法改正について説明いたします。

先ほども町長が述べましたとおり、種苗法改正につきましては、次の国会まで継続審議となっております。動向を注視しているところですが、議員ご指摘のとおり、大津町の主要農産物である甘藷の中で、紅はるかやシルクスイートなどは種苗法上の登録品種になります。登録品種であれば、現行法においても農家が種苗を購入する際に許諾料を払い許諾を得られます。

「農家の自家採取を原則一律禁止」となった場合の大津町の農業における影響については、現行の種苗法では、農業者個人または農業法人が最初に育成者権者より譲渡された種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は及ばないこととなっております。

ただし、改正案では、農業者の登録品種の自己増殖にも育成者権の効力が及ぶこととするとなっていて、育成者権者の承諾を必要としております。農林水産省の資料では、甘藷では、農業者が購入種苗を自家増殖して栽培しているが、種苗法改正により流出防止の観点から、許諾契約が見直されたとしても、農業者の事務負担や許諾料の増加は想定されないとされています。今回の改正は、種苗という法制度の大きな変革を迎えようとしていますので、町としても注意深く見守る必要があると考えております。

次に、「日本の優良な種苗を海外に流出させないために改正が必要との声もあるが本当か」につき

ましてですが、今回の法改正案では、登録品種の海外流出や特定地域以外での栽培を制限することとなっております。

現行法では、植物の新品種の保護に関する条約、この加盟国であれば登録品種でも持ち出しが可能となっております。そのため、過去にぶどうのシャインマスカットや熊本県で申しますと、デコポンが海外に流出し産地化した事例もございます。

このようなことを防ぐために、輸出先または栽培地域の指定や、利用条件に反した行為を育成者権者が制限できることとする旨が盛り込まれるようです。

優良な登録品種を守るために、違法な海外持ち出しの差し止めや開発者が輸出国で品種登録するなど、日本産ブランドの侵害を防ぐことは必須であると考えております。

食は生命の根幹に関わる問題となりますので、町長が申しましたように、情報を精査し、状況を注視したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 今回の改定案では、育種知見を保護するために種苗の持つ特性法を新たに法律に加えることとなります。今までは農家が企業から育成者権を侵害しているとして賠償を求められても、裁判所は新種の持つ特徴の特性だけを見れば、確かに権利を侵害しているかに見えるか、現物を比較しなければわからないとして企業の主張を破棄しています。でも今回の改定案では、育種知見者を守るため、新品種のもつ開花時期や葉の色等の特性を特性表に表して、それだけで裁判に勝てるように改定、第35条3を加えています。これは本町の農家にとって圧倒的に不利な条件ではないでしょうか。

2点目です。農水省は、海外流出防止のために現行制度を見直す必要があると言っておりますが、2017年の段階での農水省資材課の説明は、UPOV条約による品質保護制度の枠組みが整備されており、海外で品種登録されていない場合は、他国で育成者は育成者権を主張できず、海外流出を防ぐためには、海外において品種登録をすることが唯一の対策だと述べています。これはまさに手のひら返しではないでしょうか、ゆえに、今回の法改定が優良な種子の海外流出を防ぐものではないと言えます。

以上のことを踏まえ、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山部議員の再質問について説明いたします。

まず1点目の育成権侵害の賠償に関するご質問だと思います。

今回の改正では、育成権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しが図られるようです。ご指摘の特性表を使用した侵害品種の推定制度の導入が試みられるようでございます。育成者権者が第三者の育成者権侵害を立証しやすくすることを一つの狙いとした育成者権の保護強化のための政策であり、現物主義から特性表主義への転換とも言えるようです。育成者権というのは、開発に時間も費用も費やした英知の結晶であるため、種子利用許諾ビジネス及び知的財産権というものを尊

重しなければなりません。今後、提出される改正案の内容を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、2点目の海外流出防止の件かと思いますが、この点についても説明させていただきます。

農林水産省では、現在の種苗法では、登録品種であっても正規に購入した種苗であれば、購入者が海外に持ち出すことは合法で認めることはできませんというような説明がなされております。このため、海外への流出を防ぐためのできるだけの措置を取るため、海外での品種登録に加えて、国内法でも登録品種の海外への持ち出しについてきちんと対応できるようにすることが必要であることから、新品種の権利を守る制度の整備が必要であるという説明がなされております。

町としましても、今後の国の推移を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 2点ほどお伺いいたします。

1点目は、育成者権の侵害についてですけれども、この特性表というのはですね、遺伝子解析等をするわけではありませぬので、要は、担当者の目で判断するような状況になります。もしもですね、農家が意図せずですね、外来種が変化し、登録品種とかに似てくることがあります。これは往々にしてあることだと聞いております。そうした場合に、登録品種を自家採取していないと証明することが本当にできるのでしょうか。特性表のみでですね。

もう1点はですね、17年度に農水省の地財課長の談話ではですね、海外流出は海外で品種登録をすることのみで阻止できると、17年の談話にあります。今回の令和元年の11月の優良品種持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関するとりまとめの中では、主に、海外流出を防止するために現行制度の見直しを検討すべきとあります。海外における権利化の推進と、もう最後のほうにちょこっただけしかうたってありません。これ整合性がとれるのかどうか、町長の見解をいただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 今回の種苗法の改正につきましては、改正案の論点は、保護と規制の2点があるかと思っております。保護につきましては、それから規制につきましてもいろんな意見がございます。その意見の中には、種の権利、家族、農業を支え、食糧主権の根幹であるこれを守らなくていいのか。日本は一律に許諾性の規制が本当に必要なのか。いろんな意見がございます。このような点を踏まえまして、今回、継続審議になっていると思っておりますので、私たちも県を通じてですね、ご質問のような様々なケースが想定されると思っております。国に対して、説得ある説明、農家の不安、それから疑問を解消するようなですね、丁寧な説明を求めていきたいと思っております。

それから、特性表につきましては、そういう制度になるということでございますが、その表を付けただけでその品種の特性をですね、断言できるのかと。やはり、人間の目によるところが大半を占めるといような見解もございますので、その点も含めましてですね、経過を注視するとともに、町として要望が必要であれば、その辺もしっかり意見を出していきたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 最後に、種を制する者は世界を制すという言葉どおり、種を自らの所有物にして、それを購入せざる得ない状況に広げたいのは、企業の理論であり、決して国民のためではありません。今後、農家や消費者にとって安心できる農業、日本の食の安全保障を守ることができるかが重要ではないでしょうか。

それでは、次の質問に入ります。

今年に入り、サルの農作物の被害が顕著化しています。被害は家庭菜園の野菜など多岐にわたります。目撃情報からしますと、サルの群れは3グループぐらいあると考えられ、群れでやってくるため、被害が甚大です。これまでの1、2匹の単独行動から群れでの定住傾向が見られる、これから収穫期を迎えるからいも農家の皆さんが毎朝畑の見回りに行き、花火を打ち上げて追い払っているそうです。農作物のおいしさを知ったサルたちは、栄養豊富な野菜や果物を食べることで個体数も増加するのではないのでしょうか。全国的に鳥獣被害は年間158億円に及び、鳥獣被害を理由に離農する人も出てきています。大津町でも被害の拡大により離農者が増えることが懸念されるのではないのでしょうか。そして、太陽光発電施設の乱開発、国道57号線北ルートや立野ダム建設等の開発が結果的にサルの生息域を奪った可能性があり、決して一市町村で対応できるものではなく、県や近隣市町村との連携が重要であり、抜本的な対策が必要な段階にきています。

以上のことから、踏まえて質問させていただきます。

今年の7月過ぎからサルが北部地区を中心に大挙して押し寄せ、からいもなどを食い荒らしており、今後、被害が拡大することが懸念されます。農家にとって死活問題となるのではないか。また、サルは学習能力や運動能力が高く、従来の対策では対応できないのではないか。

町長の見解と対策をお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員のサルに対する農作物の保護、あるいは被害防止等についてのご質問かと思っておりますが、生産者のみならず、地域の活力と安全を維持する上で大変重要と考えております。

議員おっしゃるように、7月以降、北部地域を中心にサルの群れの目撃情報があり、農作物の被害、特にからいもの引き抜き食被害が発生しています。

町では、町の鳥獣被害防止計画を定め、大津町有害鳥獣保護隊に有害鳥獣の捕獲業務を依頼し、捕獲を中心として有害鳥獣の個体数調査による被害防止対策を取ってきました。

鳥獣被害防止対策としては、平成16年からの電気牧柵の資材料の補助事業を実施しておりますが、イノシシやシカの被害防止対策には有効でございますが、サルは群れを形成し、社会性の高い動物でもあり、学習能力が高く、イノシシやシカ等の有害鳥獣とは異なる対策が必要と考えております。

今後は、大津町有害鳥獣捕獲隊による捕獲、追い払いの実施や地域とともに集落での対応を検討していきたいと考えておりますが、議員おっしゃるように、町だけでなく、近隣の市町村と連携を取りながら、しっかりとサルに対する対応をやっていきたいというふうに考えております。

細部について、また担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山部議員の鳥獣害対策について説明します。

今までサルを目撃情報は中部地区である、美咲野団地の南側や立石団地付近、吹田団地の北側等の山林や、大林や瀬田、錦野等の南部地区からの情報が多くありましたが、今年度に入り、北部地区の平川、杉水、真木からも目撃情報及び農作物の被害報告を受けております。目撃される頭数も1頭だけではなく、群れでの目撃も多数あっております。

被害の状況としましては、山際の家庭菜園が主だったものから、圃場のからいもにも被害が見受けられるようになりました。

現在の対応状況としましては、サルを目撃連絡を受けた場合、農政課職員が現地に赴き、被害状況の把握を行い、状況に応じ職員による追い払い、農家への追い払いのお願い、学校及び地区への情報提供、防災無線やからいも君便りによるメール配信等の対策を講じております。

また、被害を受けた地元でも早朝の暗いうちから爆竹を使って追い払いを行われております。

さらに、からいもなどの農作物被害が発生した8月には、イノシシ、シカ、カラスを中心に捕獲していた大津町鳥獣捕獲隊にサルの捕獲についても依頼し、サルの捕獲許可権者である熊本県に捕獲許可申請を行い、罾及び銃、これによる追い払い、捕獲を捕獲隊と一緒に実施していくこととなっております。

生態調査につきましては、多額の費用がかかることから取り組みがなかなか難しい状況にありますが、現地調査や聞き取り調査で頭数や習性の把握や、長年の狩猟や駆除経験を有する捕獲隊員等の意見を収集しながら対応について検討をしているところでございます。

今後は捕獲隊とも連携して対応するため、大型罾での一斉捕獲等の個体数管理も農作物被害レベルに応じて必要と考えておりますが、専門的な知識、経験を有し、地域における被害防止対策の実施に対し助言等を行うものとして、農林水産省が登録している農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー、こういう方がおられますので、このような方の活用も検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 今現在の対策ではですね、なかなか難しいところもあると思いますし、やはりサルは人間に近い動物ですので、やっぱり殺処分とかいうのはなるべく最初のうちは仕方ないと思いますが、やらないほうがいいのではないかと思っております。

それでは、質問に入ります。

○議長（桐原則雄君） 山部議員、30分近くなりますので、換気のために10ほど休憩します。10時35分からスタートしますので、換気をよろしく申し上げます。

午前10時25分 休憩

△

午前10時34分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

○2番（山部良二君） それでは、2点ほど提案したいと思います。

政府は、国連の持続可能な開発目標SDGsを積極的に推進していますが、その中で自然環境を有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラの推進は、SDGsの目標達成に貢献するものと期待されています。国土形成計画の中に、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能、生物の生息、育成の場の提供を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みを推進するとあります。

今、本町で計画が進んでいる太陽光発電等の乱開発などは、政府が進める形成計画に反するのではないのでしょうか。サルを始めとした野生生物の生息育成の場を奪っていないのでしょうか。今こそ人と野生生物が共存するための対策が必要です。

その対策として、サル位置情報配信システムを用いたサルの追い払いが効果をあげています。兵庫県では、一つの群れの中のボスザルに発信機を付け、行動を監視し、その情報は県森林動物研究センターのシステム上にアップされ、市町村にも供給され、サル対策に活かされています。

SDGs、グリーンインフラの観点からも検討課題として一定の効果をあげている野生ザル追い払い犬事業、モンキードッグ育成支援事業の実施とサル位置情報配信システムの設置を提案いたします。

2点をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午前10時36分 休憩

△

午前10時37分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） すみません、2問目のサルの捕獲の基本的な考え方の部分でよろしいでしょうか。

農作物の被害をなくすためには、被害を出している特定の群れ、あるいは特定の個体を捕獲する必要があります。出産経験が豊富なメスを捕獲した場合などで群れが分裂し、新たな被害地域が拡大することがあるというようなこともあるようです。

そのため、捕獲を実施する前に被害の原因となっている群れやハナレザルを観察して特定し、効果的な捕獲が行えるように計画を立てることが肝要だと考えております。

例えば、今後はですね、モンキードッグですとか、サルの位置情報発信システムの設置、そのほかにもサルの農作物被害防止のための効果が上がるような対応策を研究してまいりたいと思います。

ちなみに、今年、サルではありませんが、鳥獣被害でICTを使ったような事業にも取り組むようにしておりますので、新しい取り組みにも研究・調査をしていくようにしているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 最後に、人間が人工林などを植林し、野生生物の食糧となる樹木を伐採するなど、人間の活動による影響が大きく、駆除から共存へ、生物多様性の森を取り戻すことから始めなければならないと考えます。そんな中、お隣の鹿児島県のさつま町では、鹿児島県初のモンキーDOG事業が始まりました。メリット・デメリットあると思いますが、今後、調査・検討が必要であると思います。鳥獣被害の現状を考えれば、これからも問題提起していきたいと思います。

それでは、3点目に入りたいと思います。

熊本県は、梅雨前線の影響により、7月の3日から4日にかけて記録的な豪雨となり、河川の氾濫や堤防の決壊、土砂崩れなどが発生し、大雨特別警報が発表されました。降り始めからの降水量は平年の1カ月降水量に相当する量の雨が降り、今回の豪雨では6時間雨量最大500ミリを記録しています。これは河川整備の目標となる計画規模の138%に相当する降雨量でした。もし、本町で河川の整備目標の130%に相当するような豪雨災害が起きた場合、どのような対策を取るのでしょうか。

また、阿蘇外輪山西側一帯に最大7つのメガソーラー建設が予定されています。全国的には日経新聞で報じられたように、森林伐採や災害不安視等も絡んで、環境対策が問われており、すでに87の自治体が規制条例を制定し、事業用の一部を副回線にしたり、災害への懸念から大規模発電を認めない条例など具体的な対策を取っています。

また、林野庁委託事業の検討会の中で、太陽光発電事業を目的とした小規模林地開発の調査では、災害の28%が施工後に発生し、土砂崩壊、流出など太陽光発電事業区域外まで影響を及ぼし、ほとんどが事業区域内で発生したことから、事業区域外の被災は開発の影響であると結論付けています。つまり、開発によって災害が発生した場合、その影響は広範に及び、事業区域内の土砂の流出をいかにして防ぐか。また、法面の強度をいかにして上げるかが災害を防ぐ上で課題であると述べられており、また、災害防止や景観保全、生物多様性を示す公共的価値は低下する可能性があることに留意したいと考察されています。

以上のことを踏まえて、2点、町長にお伺いします。

度重なる豪雨災害等から町民の命を守るため、今後、集中豪雨や台風などの水害に備えるための「水害危険箇所総点検」を早急に実施し、河川や排水路の点検を行い、土砂堆積・障害物の確認・除去作業を実施する考えはありますか。

本町では、国道57号線北ルートの建設や太陽光発電施設等の人工物が山地斜面に設けられているが、山地の土砂流出等に影響が懸念されるのではないかと。今後、砂防・治山・景観・生態系から災害対策までの総合的な森林管理の推進が必要だと考えるが、本町の見解と対策をお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の地域防災計画による危険箇所点検等に関する質問でございますけれども、大津町には、一級河川白川をはじめ普通河川の平川や矢護川など多くの河川があり、過去には豪雨等による被害を受けております。

町では、毎年、梅雨時期に入る前に、大津町消防団や警察、あるいは大津町の関係課と危険箇所調

査を実施し、関係者で協議を行っております。

なお、町内で一番大きい、一級河川白川におきましては、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所と熊本県が白川水系河川整備計画を策定し、集中的に浚渫や河川整備を今進めております。

また、町管理の河川についても、今後、短期間豪雨の発生頻度や降水量が増大することも予想されることから、起債事業であります。浚渫の事業推進を図るために5カ年間の間に緊急浚渫推進事業が本年度から設定されております。そのような状況をしっかり調査して、必要な防災・減災対策を講じていきたいと考えております。

次に、総合的な森林管理の推進についてでございますが、本町の山林において、林地開発許可制度により、太陽光発電施設が設置されておりますが、森林の持つ多面的な機能を損なえることのないように許可基準が設けられており、その基準を満たした施設が現在設置されております。しかし、基準以上の降雨が大津町でも予想されることから、施設の維持管理については施設管理者にお願いをしているところです。

また、森林管理につきましても、管内の森林について大津町森林整備計画を策定しており、計画に基づき森林整備を行っております。適正な施業を行い、良好な森林環境を形成することが、森林の多目的な機能を発揮させる、災害に強い森林となると思っております。

詳細について、それぞれの部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。山部議員の河川や排水路の点検を行い、土砂等堆積・障害物等の確認・除去作業の実施についてご説明いたします。

河川の状況については、白川は国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所と熊本県が、平成14年7月に「白川水系河川整備計画」を策定し、河川整備を実施しております。

その計画策定以降、平成24年7月には九州北部豪雨による洪水被害が発生し、集中的に河川整備を進め、その事業も終盤を迎えておりますが、全国的に豪雨による甚大な浸水被害の発生など、河川を取り巻く社会状況が大きく変化しております。

さらに、気候変動の影響により、今後、短時間強雨の発生頻度や降水量が増大することも予想されるような状況を鑑み、さらなる治水安全度の向上を目指し、河川整備計画を変更しております。

そして、普通河川や準用河川などの町管理河川の浚渫は、これまで単独事業で実施しておりましたが、先ほど町長からもあったとおり、本年度から起債事業ではあります。緊急浚渫推進事業が創設されました。河川維持管理計画等において、緊急的に実施する必要がある箇所と位置付けることにより、河川の浚渫経費に対して地方債が発行されることになりました。

この事業は、令和2年度から令和6年度までの5年間の予定であります。地方財政措置は、充当率100%で元利償還金に対する交付税措置は70%となっており、対象経費は、土砂等の除去だけでなく、土砂等除去の実施に必要な測量・設計費や除去した土砂等の運搬・処理費用、必要不可欠であれば恒久的な維持管理に必要な道路等の用地取得なども対象となると聞いております。

なお、平川などの県の砂防指定を受けている河川では、砂防法で一定行為の禁止や制限があり、別

途熊本県との協議が必要となることや、ほかにも条件等があると思われませんが、本事業を活用して土砂等の堆積状況などを調査し、地元のご意見なども伺い、河道を阻害している堆積土砂及び倒木等がある箇所は、浚渫・撤去を行い、河川の流下能力の維持・回復を図り、防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山部議員の地域防災計画の総合的な森林管理の推進について説明いたします。

森林は、水源涵養、災害防止、環境の保全といった多面的かつ公益的機能を有しております。開発によりこれらの機能が損なわれることがないように、森林法に基づく林地開発許可制度により、基準を満たした開発行為に対し許可をしております。許可権者は熊本県となっております。

大津町における太陽光発電施設につきましては、完成している施設、工事中の施設、開発申請中の施設、申請手続き中の施設がご指摘のように数カ所ございます。林地開発の許可基準としましては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全、以上4項目が設けられておりまして、議員質問の土砂流出の防止につきましては、災害防止の項目の中で基準が定められているということになっております。

本町における森林の管理状況としましては、大津町管内の森林につきましては、国有林を除く町有林を含む民有林に対して、町が策定している森林整備計画に基づき施業を実施しており、皆伐にあたっては、気候、地形土壌等の自然的条件及び土砂流出防止機能を含む公益的機能の確保の必要性から、伐採区域の1カ所当たりの面積規模や、伐採区域のモザイク的配置の配慮、規模に応じて保残帯を設ける等の的確な更新を図るようにしているところでございます。

伐採後は、地ごしらえ後に植栽をし、下刈りを行い、生育過程の中で保育間伐を実施し、林床に陽を当てることで、林床の裸地化を防ぎ、良好な森林環境を形成し、適正な生育を促すとともに、表土の保全も行っていることになっております。

また、森林所有者が森林の伐採を行う場合は、市町村に伐採及び伐採後の造林計画の届出を行うことが義務付けられており、伐採後の管理について確認、指導を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、はようございます。私のほうからは、各種危険箇所ですね、危険箇所の点検についての町の対応状況についてご説明を申し上げます。

集中豪雨や台風などの災害危険箇所の確認につきましては、毎年、梅雨時期前に消防団、あるいは土木関係、それから警察とともに地域の危険箇所について現地を確認し、協議を行っているような状況でございます。この点検につきましては、水害の想定はもとより、土砂災害等の想定も含めているところであり、事前に各分団による地元調査を行ったのち、全体での情報の共有を図っており、災害発生の恐れがある場合の事前の見守り、それから、発災時における避難経路の確認、対応等の準備

を行っているところです。

今後につきましても、継続して各地域の危険箇所につきましても、地元からの情報収集と事前の危険箇所点検を行いながら、自然災害からの被害を最小限に防ぐ取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 2点目の鳥獣対策でも触れましたが、国道形成計画の中で自然生態系を活用した防災・減災の考え方が示されています。緑斜面研究会の研究で、山地に育成している樹木について、天然木と植栽木の根茎形態の違いを調べており、土石流発生時の樹木と土石流未崩壊部に成立している樹木の根茎の伸張状態を見れば、未崩壊部分の樹木は太く、直根が地中深く2m前後伸長しており、下層の固い地盤まで達しています。

資料をごらんいただくと一目瞭然でわかると思いますが、天然木は直根がまっすぐ伸びて、地中深くまで入っており、岩盤まで届いておるといことです。また、側根は太く長く、隣木の側根と相互に混じり合うネット構造を形成し、さらに、根茎の育成空間が大変広い、これに対して、植栽木のほうは、細く短く密生していて、直根は消失し、根茎の伸長範囲が狭く、地中深くへの進入はほとんどみられません。植栽木の根茎は天然木に見られない不自然な根茎体系となっています。こうした根茎体系の相違は土壌保全力など、森林の諸機能の発現にマイナスの影響を与えていると考えられます。今まで大津町でも植林の際には、市販の苗木、ポット苗、コンテナ苗を使用してきたと思いますが、これが土壌の保全力など環境保全機能や有機物生産量の低下をきたす要因となります。したがって、斜面の安全性の確保や機能的景観の創出にあたっては、根茎の発達に重視した計画が必要ではないでしょうか。

そこで何点か質問いたします。

本町ではこれからも多くの太陽光発電施設の建設計画がありますが、減災・防災の観点から見て非常に危険ではないでしょうか。大規模発電を認めない条例の制定やハザードマップの危険箇所や道路斜面上に植林する場合には、直根切りの苗やポットなどは使わず、直根苗や保育ブロック苗の推奨や助成金を検討するべきではないでしょうか。

最後に、本町には、人工林が多く存在し、表層崩壊の危険性がある斜面を安定化させ、森林の持つ減災・防災機能を発揮することが望ましく、また、土砂災害の発生源となる危険斜面は目に見えず、地域住民が土砂災害の危険性を認識できません。そのため、表層崩壊危険斜面を防災マップに表示する必要があり、その防災マップを活用し、地域住民が主体となり、土砂災害の危険性の程度を理解し、豪雨時の警戒避難に役立てる地域防災計画が新たに必要ではないでしょうか。

町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 山部議員の太陽光について説明いたします。

太陽光事業につきましては、国のエネルギー政策の一環として進められております。全国的には、景観条例やガイドラインなどを制定している市町村もあります。議員御指摘のとおり、防災面での不

安があることも事実です。開発地が林地であれば、先ほど経済部長が申し上げたとおり、林地開発の許可が必要となり規制ができますが、そのほかの地域では、都市計画法上の開発行為には該当しないため、町の開発指導要綱での指導を行っている状況です。

また、メガソーラー事業者で今後協議会をつくってもらい、防災対策としての調整池などの対策をお願いできないかと考えております。開発指導要綱の一部を改正し、そのようなお願いも考えているような状況でございます。開発にあつては、最善の防災対策を講じるように引き続き指導を行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 植林についてご説明いたします。

現在の町有林で使用しております苗は、山行苗と呼ばれまして、裸根の状態のものでございます。ポット苗ではございません。現在、県内で主流になりつつあるものとしては、根巻きが起らないマルチキャビティコンテナ苗というものがございますが、ご指摘の保育ブロック苗は、県内での実績がない状況でございます。

今後も関係機関と調査研究を行いまして、地域の防災計画に反映できるようなですね、形をとっていければと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸君より早退の届出があつておりますので報告いたします。

一般質問を続けます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆様、こんにちは。お許しをいただきましたので、通告にしたがい、議席番号4番、金田英樹が一般質問をいたします。

本日は、通告書に記載の2点、町営住宅駐車場料金の収納方法の見直しと大津町におけるコロナ禍の経済政策について質問をいたします。

それでは、早速、一つ目の質問を行います。

現在、大津町の公営住宅における収納、こちら家賃徴収ですね、は、様々な事情での例外もありますが、口座振替が基本となっております。一方で、駐車場に関しては、町が入居者から直接徴収するのではなく、各町営住宅あるいは棟別などで住民が駐車場の管理組合を設け、組合内の担当者が戸別

に集金をした上で、役場担当課へ毎月現金を持参しております。今回の質問の趣旨は、この住居部と駐車場部で別々になっている収納方法を一本化すべきではないかというものです。

この点について、まず駐車場に関しても住宅同様に町有財産であるため、収納はやはり直接町が行うほうが本筋、通常の流れだと考えております。

次に、事務の効率と品質面からも町営住宅の家賃に駐車場利用料を合算して町が一括して徴収するほうが住民と役場、双方にとって手間が少なく、さらに現金取り扱いに伴う事故発生の防止にもつながり合理的だと考えています。さらに、近年の個々人の生活リズムの多様化や新型コロナウイルスの蔓延状況を踏まえても、対面集金によるデメリットは大きいと感じております。

実務的な流れをもう少し詳しく見ていきますと、まず、集金担当の方は訪問、あるいは極力寄合などの際に戸別に集金をして現金を保管し、その後は、役場の担当窓口に出向いて現金を手渡すという負担が毎月発生しています。また、入居者の方は、毎月現金を用意しておく必要があり、集金担当の方となかなか都合が合わずに支払えない場合には、心理的な負担にもなります。一方で、役場の担当課としても、毎月20人以上の方が納めにくる現金を都度、窓口で確認し、受領証を発行した上で、さらに会計担当への伝票を施行する必要があります。もちろん受け取った金額などは担当課としてデータの入力や管理をする必要がありますし、施行される会計担当にも事務作業が発生しております。現行の手法ですと、住民側、役場側双方にとってかなりの負担、業務量が発生しますが、冒頭に述べたとおり、この駐車場の利用料を家賃と一括して、例えば、口座引落としなどで収納すれば引き落とし料金も変わりませんし、この多大な事務のほとんどは自動化され、事務の品質も効率もともに大きく向上すると考えております。

役場のシステム及びデータの持ち方の詳細はわかりませんが、お話を伺う限りでは、システム的な対応としても、現在の個々の入居者情報に駐車場ありというサインを立てて、サインのある入居者の方には規定の駐車場料金を加算すればよいだけです。システム改修及び費用担当課の事務手順の見直しが必要だとしても一括化、一元化によるメリットと比較すれば負担は軽いと推測しています。

以上を踏まえ、家賃と駐車場料金の収納を一元化し、役場直轄で変更する考えはないか、町長の考えを伺います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の町営住宅関連等の駐車場徴収関連等について質問かと思えますけれども、経緯関係等について説明させていただきますと、管理組合による駐車場使用料徴収、納付については、町で「町営住宅駐車場取扱要綱」を制定して、要綱に沿って運用しております。団地ごとに駐車場管理組合を設置していただき、駐車場利用について管理を行っていただいております。大変組合のほうには大変ご苦勞をおかけしておる次第でございますが、団地ごとに利用管理や使用料徴収を行うことで滞納の減少と路上に駐車するなどの違法駐車がなくなり、団地内をはじめ地域安全の確保ができるものと考えております。

管理組合の使用料徴収を口座振替に変更した場合、住宅使用料と一元化することで、駐車場使用料を支払わず滞納により駐車場が使用できなくなる入居者が増え、路上駐車が增加することが懸念され

ます。

今後は、口座振替への変更を前提に、管理組合との間で運営方法や徴収方法のメリット・デメリットを精査し、課題を出しながら協議を行っていきたいというふうに思っております。

町営住宅の駐車場関連等について、これまで1世帯1台というような流れから、世帯によっては2台、3台ということで、町営住宅内の駐車場の敷地が足りないということで、ある程度町としても駐車場の拡幅工事をやってきましたけども、それでも足りないということもありまして、組合のほうで近隣の駐車場をお借りになって、プール計算というか、そういう形で組合のほうで管理を今お願いしておるような状況でございますけども、今後についても十分組合と相談しながらやっていきたいと思っておりますけども、この件につきまして、また担当のほうより説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、こんにちは。金田議員の質問について説明をいたします。

現行の手法の経緯と利点ですが、町営住宅駐車場使用料の徴収の運用方法は平成9年4月1日から施行しております、「町営住宅駐車場取扱要綱」に沿って運用をしております。路上駐車により通行に支障をきたし、近隣からの苦情や駐車場利用のルールが統一化されてないことから、駐車場が整備されている町営住宅に駐車場管理組合を設立していただき、管理組合において、駐車場の円滑な運営のための様々な業務を行っていただいているところでございます。その中でも、棟前に駐車スペースが不足する団地もございますので、輪番制による駐車箇所の管理や車庫証明の発行、路上駐車の管理を行っていただき、地域の安全と居住者の利便性に深く関与していただいております。また、管理組合が現在の駐車場使用料の徴収を、入居者が相互に徴収を行っていることで滞納が減り、平等性が図られていることや、駐車場の利用管理が容易になるものと考えています。

管理組合の駐車場使用料の徴収、納付を口座振替に変更した場合、現在の住宅使用料システムの中で、家賃と同様の取り扱いを行うということで家賃の滞納イコール駐車場使用料の滞納となり、駐車場が使用できなくなる入居者も増えるかと思われます。引いては、路上駐車が発生しまして、交通事故の危険性も心配されるところでございます。また、現在の住宅使用料のシステム改修につきましては、概算ではございますが、約150万円ほど必要かというふうに思っております。管理組合を廃止し、役場が直接滞納により駐車場使用の取り消しを行った場合、路上駐車の監視など管理が行き届かなくなった場合、他の入居者へご迷惑をかけることとなると思っております。

しかしながら、議員が言われるように、口座振替はキャッシュレス時代の流れや新型コロナウイルスの影響を考えますと取り組むことが有利だと考えております。

駐車場管理や徴収方法にはメリット・デメリットがあることや、管理組合ごとに運営方法について違いが見受けられますので、管理組合の組織のあり方や運営方法の調整など、今後、管理組合と協議を重ねていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

取り組み自体はいろんな課題があるものの前向きに進めていただけたことだったと理解はしたんですけども、少し幾つか理解をできないところがありまして、あとは正確にお伝えしたいところですね。

一つは、管理組合の話がされましたけども、私も管理組合の利点等は重々認めているところがございます。ただ、その駐車場の管理の話と、家賃徴収、駐車場料金の収納の話ですね、はもう別の話なので、例えば、その駐車場料金自体の収納は口座振替等で行って、必要な部分で向こうにも利点があるのであれば、管理のほうは一部住民自治の中でやっていただくやり方等もあると思いますので、そこはちょっと勘違いしていただかないでほしいなと思っています。ですので、例えば、先ほど路上駐車の問題だとか、駐車場で発生し得る問題に関しては、組合等としっかり話し合っ、よりよき方法を探して、収納の話と切り分けて考えていけばいいんじゃないかなと考えています、なので、1点目は、その点についてご質疑いたします。

2つ目がですね、近隣自治体の情報等もある程度調べたんですけども、やはりどこも家賃と同時に口座引き落とし等で収納しているところが多いんですよ。その例外、私は見つけられなくてですね、なので、恐らく私の知る範囲では、大津町が特殊なやり方をしている、それに大きな利点があれば別に異なってもいいんでしょうけど、そもそもやはり最初述べたとおり、その駐車場というも物件と同様に町有資産であって、町がしっかりと責任を持って料金を収納すると。かつ、先ほど収納率のお話もありましたけども、私も大津町の駐車場の収納率はほぼ100%だと聞いています。ただ、こっちで聞いた話で、別に書面等を見たわけじゃないんですけども、現在の棟長さんとか、過去の棟長さんのお話を聞くと、やはり徴収できない場合には、だれかが一時立て替えたりとかしているというお話も聞きますので、そこも一つ問題だと思っております。

なので、その2点も踏まえて、改めて答弁いただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田議員の再質問にお答えをいたします。

1点目の管理組合で駐車場の管理と料金の収納は別ではないかなというようなご質問だったと思います。確かに、その通りだと思いますけれども、現在は、管理組合のほうにですね、維持管理をしていただいて、非常に駐車場の運用がうまくいっている状況でございますので、町としましてはですね、管理組合のほうに引き続き運用していただきたいと思っておりますけども、やはり、今言われたとおり、その管理と料金は別ものだということでございますので、その点についてはですね、ちょっと考えさせていただきたいなというふうに思っております。

また、近隣の情報は、住宅の使用料と駐車場の使用料が一体となっているということでございますけども、担当のほうでも調べまして、確かに近隣の市町ではですね、一体的になって管理組合がないというような近隣の自治体でございます。そちらにつきましては、大津町と状況が若干違うのではないかなというふうに思っておりますので、さらにですね、近隣の状況についても再度調査させていただくならばというふうに思っております。

3点目の徴収率が100%ということで、役場のほうでは説明をいたしておりますけども、今、議員がおっしゃったとおり、立て替えの問題もあったというようなことは、今回初めて私としましては

ですね、聞いたところでございます。このような問題があるのであればですね、先ほど説明いたしましたけれども、いろんな組合のあり方、組合のいろいろな事情もあると思いますので、今後ですね、さらにいろんな課題を出し合いながら、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 私もその過去の棟長さんとか、今の棟長さん、あるいは管理の方に何人かにお話を聞きまして、ただおっしゃるように、各団地で取り扱い等も異なるようですので、そこはもう戸別だとか、あるいは全体で協議をして、よりよき方法を探していただければと思います。

付け加えますと、この質問をしたのがですね、私1年目のころから言っていますけれども、やはり業務の効率化と業務の品質の向上、あるいは住民サービスの向上って同時に実現できるものだと思っているんですよ。すべてじゃないですけど。これも一つには、口座振替にすることによって、業務の効率化もできますし、住民の方の負担も減っていきます。こういったものがほかにも役場の中で多少なりともあると思っておりますので、そういったところも今後、私もいろいろ提案、提言していきたいですし、ぜひ一緒に頑張っていきたいと思っています。

それでは、2つ目の質問に移ります。

次は、コロナ禍の経済政策の質問になります。

コロナ禍で宿泊業、飲食サービス業をはじめ、様々な業種業態の事業者が大変厳しい状況にあります。こうした状況に対する経済刺激策・事業者救済策として、国はG o T oキャンペーンや持続化給付金、家賃補助などの施策を打ち出し、大津町としても外需を期待しての独自観光施策や家賃の一部補助、飲食業等への10万円の給付などを打ち出しております。

しかしながら、コロナ禍での外需頼りの施策は不安定で、実際に多くの自治体ではG o T oキャンペーンは期待ほどの反響はないとの声が聞かれ、大津町においても、今のところは利用は限定的だと伺っております。

さらに、これから寒くなる時期にかけて、仮に感染が拡大してしまった場合には、より一層外需頼りの施策は効果が期待できなくなると考えております。

また、家賃補助や支援金などの給付も短期間における応急かつ限定的な支援に止まります。もちろん、これらの取り組みには効果もあり、事業者の方々の助けにはなったと認識しておりますが、コロナ収束の兆しが見えない現状を踏まえれば、町内あるいは近隣の市町村を含んだ形で、住民の安心感を育みながら「内需」を喚起することに、より焦点を当てた経済施策が有効かつ必要であると考えております。

先月末、熊本市内の老舗旅行用品店がコロナ禍で閉店したとの記事がありましたが、全国的にもコロナ倒産は増加しております。町内事業者の閉店や撤退は法人税、個人事業税、固定資産税の減少、街のにぎわいや雇用の場の減少など、事業者の方の生活だけではなく、町全体の財政や経済にも大きく影響するものです。また、住民生活の面からみても、飲食やサービスなどの多様な店舗事業所等があることは、日々の利便性、生活の豊かさの向上につながるものであり、コロナ禍で町の産業や事業

者を守る意義はここにもあると考えています。

以上を踏まえ、次の5点を進める考えはないか伺います。

1点目は、住民が安心して店舗を利用できるようにするための感染防止策に対する事業者向けの補助です。こちらは県のほうでも先月、感染防止アドバイザーの派遣やアクリル板、換気設備など、最大10万円補助、対策店舗へののぼりやタペストリー交付など、施策が打ち出されており、本町でも議案として上程されております。県の施策も最大限に活用しながら、効果的に取り組んでいただきたいと考えています。

2点目は、商工会や観光協会などとも連携した各事業者における感染防止策の情報発信です。各店舗で感染防止策が徹底されたとしても周知されなければ誘客にはつながりません。また、飲食にしても、買物にしても、外出を伴う以上は感染の可能性はゼロではありませんが、多くの方が外出、特に外食を躊躇する理由は、感染への恐れに加えて、世間の目、一種の世間体も影響していると感じています。しかし、過度な自粛や引きこもりはストレスや運動不足などの心身の機能低下の原因にもなります。よって、個人の健康状態や世帯状況など、感染によるリスクが非常に高い方への配慮や感染防止策の徹底は前提として、上記取り組みなどともあわせて、町内の事業者の感染防止策の徹底状況を町広報などでも有効に発信していく必要があると考えております。

3点目は、中食需要を喚起するためのテイクアウト等に対する利用者向けの補助制度です。

○議長（桐原則雄君） 金田議員、ちょっと放送があつているので、しばらくちょっと休憩します。

午前11時30分 休憩

△

午前11時32分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

金田議員、どうぞ。

○4番（金田英樹君） はい。3点目から始めます。

3点目は、中食需要を喚起するためのテイクアウト等に対する利用者向けの補助制度です。

コロナ禍で多くの飲食店がテイクアウトやデリバリーを始めています。しかし、何事も1回目の利用、あるいは慣れるまでは敷居が高いものです。こうした面を踏まえて、民間のキャッシュレス決済やデリバリー業界などは、初回利用などに対する様々な特典を設定して、利用者のすそ野を広げる施策を打っています。この取り組みの目的も同様です。特に、アルコールを提供する店舗においては、来店しての飲食のほうが経営的には望まれるとは思いますが、様々な業種、業態があり、さらに、こういったコロナの先行きも不透明な状況ですので、テイクアウトの利用を喚起するための施策をとることも有効だと考えております。

4点目は、国のGOTキャンペーンと組み合わせた、住民が町内のホテル・飲食店グループを格安で利用できる事業者と住民双方への応援プランの仕組みづくりです。

コロナ禍で、特に県外からの利用が伸び悩む中、地元住民や通勤者などに向けた地元応援プランを提供している自治体があります。これは、国のGOTと併用できる形、あるいは、単独で自治体独

自の助成を行うことで、地元住民などが格安で地域内のホテル、旅館などに宿泊できる仕組みです。その多くは、大きな食堂やレストラン附属のシティホテルやリゾートホテル、部屋食可能な旅館であるのが特徴です。

一方で、大津町はビジネスホテルが中心のため、全く同じ発想、手法では厳しいかもしれませんが、一つには、地元産業の応援や環境を変えてリフレッシュするためのプラン、あるいは制度的、事務的な実施の難しさはあるものの、宿泊施設と飲食店のグルーピング、例えば、宿泊はホテルA、飲食は提携の食事処Bとし、割引は総額に適用による宿泊・飲食パッケージプランなどによる内需のための施策を国のG o T oキャンペーンの財源も最大限に活用して実施してはどうかと考えております。遠方の利用者が定期的なリピーターになるケースはまれですが、副次的な効果として、地元住民が当該施策を通して、普段行かない地元の飲食店を新規開拓し、リピーターとなれば中・長期的な効果も見込めると考えております。

5点目は、コロナ禍でのお取り寄せ需要の伸びに対応した、ふるさと納税返礼品の拡充と対外プロモーションです。

コロナ禍で産業全体が大きな打撃を受ける中で、一部の業種業態は需要を伸ばしており、巣ごもり需要として、各種通販やお取り寄せグルメなどの利用も伸びております。ふるさと納税は、還元率規制によって、寄附総額自体は減少傾向ですが、以前の一般質問でも述べたとおり、当初から3割以下の地場産品というガイドラインを守っていた大津町にとっては、規制強化による還元率の横並び化はポジティブな変化、チャンスと言えます。この機に、ふるさと納税にも一層力を入れることは有効だと考えております。

以上、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の経済関連等について質問かと思いますが、議員からの外需頼りの政策は何かと不安定であり、限定的な支援に止まるのではないかというご指摘、確かにそのとおりであります。しかしながら、大津町商工会や大津ホテル連絡協議会からの要望を受けまして、現場の声を丁寧にお聞きする中で、町としまして、まずは外需を取りこぼさないよう緊急的な施策を展開しております。とはいえ、町外や県外からの多くの宿泊を誘致して、町内の飲食店の利用を促す上で、住民の方々や事業者の方々の不安があることも事実です。その不安を取り除き、大津町を訪れた人はもとより、大津町の住民の皆さんや事業者の方々も安心して外食に出かけるような町全体の行きやすい空気がつくられるよう並行して感染予防の取り組みを徹底してまいります。

議員提案の内需の喚起策につきましては、商工会や観光協会などの関係機関と連携して今後取り組んでいきたいと思っております。

最後に、ふるさと納税についてですが、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛の影響により、インターネットでの商品取り寄せが増えており、その影響もあってか、全国的にふるさと納税の件数も増加しております。

議員ご指摘のとおり、町へのふるさと納税の件数が増えれば、その分、返戻金を取り扱う町内業者

やPRや販売促進にもつながります。

町としましても、現在、返礼品の拡充や寄附を扱う専用サイト数を増やすなど、寄附促進に向けた取り組みを進めております。コロナ禍の影響でご苦労されている事業者の応援のために、引き続き力を入れてまいりたいと思います。

詳細については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 金田議員からのコロナ禍の経済対策の経済部所管の4点について説明いたします。

まず、1点目の感染防止の事業者支援等についてですが、緊急ではありましたが、先月の上旬、県と市町村が連携し、飲食店の感染防止の取り組みを支援する、新型コロナウイルス感染症対策総合交付金事業を発表いたしました。期間が大変短い状況ではございましたが、すぐに関係機関の商工会さん、ホテル連さん等々も打合せを行いまして、対象となるであろう事業店舗も50店舗ほど回らせていただきまして、今議会に、先ほどご指摘のありました、補正予算を計上させていただいた状況となっております。

この事業につきましては、アドバイザーの派遣、感染防止の設備投資について、事業費の4分の3を補助すること。感染防止に取り組む事業者にステッカーやのぼり旗などを掲示いただき安全性をPRする3つの事業を基本とするものでございます。

2点目の関係団体との連携と情報発信につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたが、町全体を覆っているような不安、これを払拭し、安心して外出ができるような環境を整備する必要があると感じております。

そのためには関係機関との連携が肝要となることから、商工会には感染防止対策のセミナーを開催していただきます。これは実際1回目は終了しております。観光協会は、イベントを活用した、マスクケース活用による新しい生活様式の周知を計画しているところでございます。また、菊池食品衛生協会大津支会とは、巡回に帯同し、飲食店への啓発を行う予定としております。各機関と連携した感染防止の啓発と徹底に注力いたします。

3点目の中食需要を喚起するためのテイクアウト等の利用者向けの補助制度についてですが、まずは、宿泊誘致事業を行う中で宿泊者のデリバリー需要を探っていくことから始めたいと感じております。そのデリバリーの協力店舗からの状況を聞き取りながら、今後のテイクアウトに対する補助制度の可能性を確認していく予定としております。

議員ご提案の内需の喚起につきましても、関係機関と連携し施策を今協議しておるところでございます。まずは肥後おおづ観光協会に住民向けのイベントの開催にあわせて、町民向けのクーポンを発行することで内需を掘り起こしたりできないか、今協議を行っているところでございます。

最後に、国のG o T oキャンペーンを町の宿泊客誘致事業と併用することで住民向けの応援プランを創出することについてご説明いたします。

G o T oキャンペーンにおけるG o T oトラベルとクーポンの利用は、その大半が全国規模の代理

店やインターネットサイトであるOTAでの事前決済の旅行申し込みでありますので、制度的には併用が大変難しいところがございます。しかし、一部の独自パッケージを作り出すことで併用できる可能性もあるようなので、事業者の方と協議を行い、先ほど住民の方というお話がありましたので、大津町は企業が非常に集積しておりますので、通勤者の方々とか、そこまで含めたところで利用できるような商品化を協議していきたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうからは5点目のふるさと納税返礼品の拡充と対外プロモーションについてご説明をいたします。

今年の4月に県内の他自治体で実績をあげていましたふるさと納税の委託事業者と新たに契約をしまして、現在の事業者と協力しながら返礼品の拡充にも力を入れているところでもございます。

前年度の返礼品の登録数36品に対しまして、現在の登録数は70品ということになっております。また、取扱事業者の登録も11社から19社ということで増えているような状況です。

さらに、今年の5月には、新たに楽天と契約をいたしまして、同社のサイトにて町のふるさと納税の取り扱いをスタートさせたところであります。これにつきましては、楽天ユーザーの獲得を狙うというような趣旨でございます。

今年の4月から8月末時点での寄附は591件、約630万円ほどの寄附がっております。寄附の大半は年末にこれから集中をいたしますので、その時期に向けて各ふるさと納税サイトもPRを強化をしていくというような状況になります。町でもその流れに乗ってより多くの寄附を集められるように返礼品の拡充をはじめ、寄附しやすい金額の設定、それから寄附者の目を引くような商品掲載などプロモーションの強化にも努めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

この内需喚起に関しては、臨時議会のときもかなり言って、前々から考えていたところに県のほうからもこういう仕組みが出てきたものなんですけども、そこはしっかりと連携していただきたいと思っています。その上でなんですけども、この①②に関するところで、やはりその店舗自身の安全安心、衛生状況の向上は必要だと思うんですけども、やはり重要なのは、そうなっていることを住民の方にしっかりと知らしめて周知していくこと。そして、安心しながら使っていただくことはもちろんなんですけども、やはり町長もおっしゃった、空気というか、今、やはりよく聞くのが、大丈夫だと思うけど、あれは家族だけだとしても、やはり周りの目があるから飲食店使いづらいという声をかなり私は聞いております。ですので、そこがしっかりと少しずつでも伝わるような情報発信の仕方というのを事業者の方としっかりと相談しながら考えてほしいんですけども、そこに対して現在考えている取り組み等があれば教えていただきたいと思っております。

次に、③のテイクアウトに関しましてなんですけども、こちらに関しては、最近テイクアウトのほうも、業者さんのほうも身に付いてきている状況だと思います。ただ今後ですね、冬になって、仮に感染拡

大がしてしまった場合、また、来店者が少なくなってテイクアウト、あるいはデリバリーにまた力を入れ始める業者が増えてくるのではないかと思います。仮にそうなったときに、もちろん財源を伴うことなので難しいところもあると思いますけども、すぐに動ける準備というものをぜひ進めていただきたいと思います。

④のG o T oキャンペーンとの組み合わせなんですけども、ここまあ部長もご存じと思いますが、実際に一緒に使っている自治体もごございますので、そこは大津町自体の状況もちろんあると思いますが、ご答弁のとおり、しっかりと協議というか、交渉というか、やっていただければと思っております。

⑤のふるさと納税に関してなんですけど、こちら特に答弁は結構ですが、おっしゃるように、年末にこれ駆け込みというか、たくさん集中することがありますので、そこに間に合うようにしっかり進めていただきたいのと、あとはなかなか難しいところもあるとは思いますが、町内の大きめの企業さんとか、支店があるところかですね、あるいは、単身赴任で住民票を、期間が短いんで移されてない方だとか、そういった方にも何かPRできる方法をぜひ考えていただきたいなと思います。

以上、経済部のみ再質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 金田議員の再質問について説明いたします。

3点あったかと思いますが、まず1点目の住民への周知、店舗が一生懸命頑張っておられる取り組みに対して、住民への周知。それから、空気感といいますか、なかなかこれ目に見えないものですね、非常に難しいところはございますが、いろんな手法を使ってですね、周知は徹底して図っていきたくて考えています。それから、今県のレベルが非常に高い状況にありますが、これも一つのボーダーラインといいますか、ラインになるんじゃないかと思っておりますので、情報発信はしっかりやって内需も促すような政策を取っていきたくて考えているところでございます。

それから、2点目のテイクアウトの関係ですけども、近隣の町村では合志市さんが先にテイクアウトをやられたような経緯がございます。反省点としては、利用者の視点に立った視点が高くですね、事業者視点がもう少し欠けていたんじゃないかというような情報交換も行っておりますので、先ほどご指摘がありましたように、協議を進めながら、すぐに動ける準備は整えていきたいというふうに考えております。

それから、3点目のG o T oの併用ですけども、議会の中でもいろいろご提案をいただいておりますので、先ほど説明の中で申しましたけども、事前予約のOTAというシステムですけども、インターネットだけで取り引きを行う旅行会社がやるような仕組みなんですけども、一部ですね、可能性として考えられる部分についてはですね、町としてはできるかぎりやっていきたいという方向で観光協会さんとも今詰めを行っているというところでございますので、しっかりその辺は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

1点だけなんですけども、先ほどの安心感だとか、空気感を作り上げる手法というお話の中で、一つ具体的な話としてですね、県のほうも先ほど部長からもアドバイザーだとか、あるいはタペストリー、のぼりなどの認証制度、優良認定というんですかね、というものご説明がありましたけども、こちら委員会でも少し触れましたけども、東京都で行っていますが、手続きを簡素化しているような業者さん使ってくれたのはいいんですけど、結局、その認証した店舗自体の信頼感というか、安心感が担保されていないで、結局貼っていても意味ないじゃないかという議論も出ていると伺っています。ですので、大津町のいろんなやり方あると思うんですけども、やはりそれを貼っていれば本当にやっているんだということをわかる形にしてほしいですし、それを実現するためにも関係者の方にはしっかり趣旨を説明して、仮に、それを貼って、その一時だけで対策を止めてしまったら、それを見た顧客の方が、結局このシール役に立たないんだ、タペストリー役に立たないんだと思って、ほかの業者さんにも迷惑がかかるということも重々わかっていただいた上で進むようにやっていただきたいと思っていますけども、現状でどういった形がよいと考えているかということ伺いたしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 再質問についてご説明いたします。

空気感を変えてしっかりやっていきたいということですが、アドバイザーについてもですね、単純なステッカーとかのぼり旗だけではなくて、今まで受けておられないような補助事業、これご存じですかとか、そういうところまで含めてアドバイスをやっていくというふうに感じております。

それから、ご指摘の東京で自分で入力すればシールが出ると、そこから感染症が発生したということで、逆にそれがあっても安心できないんじゃないかと、そういうことがないようにですね、商工会さんとも打ち合わせをやっているところでございます。意見交換の中で、長期化する上では、お店がしっかりした感染対策をやっていないと自分たちもこの後に事業継続に支障をきたすというようなことは、しっかり商工会のほうでも認識しておられますので、それが末端の会員さんにしっかり伝わるようにですね、町としっかり連携をしていくということは確認をしておりますので、そこに衛生協会の大津支局さんも先ほど申しましたような取り組みを一緒になってですね、空気感を変えていきたいと思います。具体的にこうすれば空気が変わるというような案はですね、今の段階では持ち合わせておりませんが、役場だけの知恵ではなくてですね、関係される方、事業者の方お一人お一人の意見をくみながらこの町の空気を変えていければというふう考えております。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） まだコロナ収束もしていませんし、次の波も心配される中ですので、もちろん経済経済というばかりは言えませんが、しっかりとその公衆衛生面だとか、あるいは住民の方への感染予防の呼び掛けも継続していただきながら、持続可能な形で経済面も、その衛生面も、あるいは健康面もですね、進めていただければと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時53分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 皆さん、こんにちは。はじめにお断りを申し上げておきます。3月からのですね、長い自粛とマスクの生活のせいでいろんなところにカビが生えたりですね、きちんと声が出なくなったりしてしまいまして、今日はマウスガードですね、話させていただきます。申し訳ありません。その代わりに、これ私が準備いたしましたので、ご勘弁いただきたいと思います。

それではですね、6番議員、佐藤真二が一般質問を行いたいと思います。

まず、一つ目のですね、質問は、固定資産台帳と財産管理のあり方についてというものです。昨日のですね、日程の最後の質問でも取り上げられましたけれども、今回の土地売却の件につきましては、私も強い問題意識を持っております。ただ、昨日とはですね、少し違った角度からですね、今日はそのことを含め考えていきたいと思っております。

まず、処理がですね、通常のものではないということについては間違いないと思います。そこから疑念が生じているわけなんですけれども、では、通常のやり方とは何なんだろうかとということですね、これをはっきりと明確化させて実行していく必要があると考えております。

今回の事例と対比するつもりはないんですけれども、国のほうでは財務省の理財局ですかね、森友学園に対して、やはり通常とは言えない手続きで土地の売却を行い、それが問題になっております。その後ですね、財務省は、普通財産の処分等に係る事務取扱要領というものをですね、改定しまして、第三者チェックを義務付けるなど、国有財産の売却等の手続きを厳格化いたしました。3つの柱があるんですけれども、まず一つは、管理処分手続きの明確化、それから、価格の客観性の確保、それから、文書等の適切な管理による説明責任の確保、この3つをですね、行うことで厳格化したということでありまして。とすれば、私たちのこの大津町にもそういったルールが必要になってくるのではないだろうかということです。また、多くの自治体がですね、こうした要領や要綱を定めております。町の財産をどのように管理し、あるいはどう処分するか。そのことについて、今日は考えていきたいと思っております。

このことを考えるにあたりまして、まず、起点となるのが、新地方公会計制度です。これは平成23年度から段階的に整備を開始して、平成27年から29年の間に全国で基準を統一して、現在は全市町村で実施されている制度でございます。

その目的は、資料のほうお配りしておりますが、①のところをごらんいただきたいと思っております。地方公会計の意義ということで、そこの上に目的というのがあります。一つは、説明責任の履行、そして財政の効率化・適正化です。ざっくり申しますと、現在の現金主義、単年度単式の会計処理に加え、その欠点を補うために、さらに発生主義に基づく複式簿記の会計を行うことで、自治体の財政の管理、分析、説明に役立てることということができるとかと思っております。また、そのための道具として、財務4表、固定資産台帳などの書類が作られることとなります。

そこで、今度は資料の②のところを見ていただきたいんですけども、じゃあそうやって作られた資料がどのように活用されていますかということを見ます。これはちょっと真ん中が割れているかと思いますが、ここは県とか政令市とかですね、というような情報が入っておりますので、そこを割愛しまして、指定都市を除く市区町村での活用というものがどの程度行われているのかということを表示した表であります。

一番上の各種指標の分析を行ったということが半分なんですけれども、それ以下のところを見ていきますと、ほぼ活用がまだなされていないというような状況になっております。いろいろとですね、利活用の方法はあるんですけども、市町村ではあんまり進んでいないということで、現在、大津町ではどのような活用がなされているのでしょうかということですね。聞けば、昨年ですね、今後5年間の財政シミュレーションというのを作ったというふうに聞いておりますけれども、そういったところにもですね、どのように活かされているのかというようなことについてもお尋ねをしたいと思います。これが質問通告の①になります。

それから、資料の3、裏面になりますね、をごらんください。その活用の仕方の中に、議会での決算審査の補足資料というような話が出てまいります。つまり議会で決算を審議する中に、その補足の資料としてこうした財務諸表、あるいは固定資産台帳というものを活用しなさいというようなことが書いてあるわけです。

もちろんですね、それを理解するには、私たち議員、議会側もですね、それがなによりか理解できるようにしっかりと勉強しなければいけないんですけども、町のほうでもこれまで8年、9年かけて導入してきたものでございますので、少しは理解もされていると思います。そうした中でですね、決算で利用できるようにきちんとテーブルに載せてですね、検討する必要があるのではないかとすることで、それが通告の2番目の財務諸表調整と決算を同時にすべきだという部分になってまいります。

まずは作成を早くすること。決算までに間に合わせることを求められます。

次に、固定資産台帳の更新の周期についてです。固定資産台帳の更新は、財務諸表以上に素早くこまめにやる必要があることが求められます。町では、先般までこの固定資産台帳の公開はできておりませんでしたけれども、今回、質問をするにあたりまして、これ公開してくださいとお願いしたところ、過去3年分に遡ってですね、公開をしていただきました。内容を確認しましたが、とにかくこれ量が膨大なものです。ですから、先般の売却した土地というのはちょうどタイムリーでございましたのでそのところを確認したんですね。それがこの裏面の一番下のところにある表になります。中身を見ますと、所有区分は町有ですと、施設の名称は、花き共同集出荷場です。それから、所属課は農政課です。それから現況の地籍、それから評価額といったものが書いてございます。これは平成30年度末のデータですので、その時点では、この土地はもう名称も変わっていれば、管理所属課も変わっていたはずなんです。それがずっと更新されてないままに残っていたということになります。そして、この土地が今貸し付けられているんだということも記載がされておられません。つまり、この固定資産台帳が更新をされていないんですね。評価額もですね、先般の議会の説明の中であったものとはだいぶ異なるようで、全体で2億円を超えるぐらいのですね、金額になっております。じゃ

あこれがきちんとですね、更新されて、公開していればですね、6月議会での議論はまた別のものになっていたのではないかなと思うところでもあります。更新の周期を定め、この現状の変更があった場合には、その都度更新すべきだというのがこの通告の3番目ということになります。

それから、今度4番目に入っていきますけれども、固定資産台帳がきちんと管理できるようになったら、今度はそれを有効に活用するための保有する財産の活用や処分に関する基本方針というものがですね、これ国のほうがこういうものを作りなさいということを言っているわけなんですけれども、この策定が必要になります。残念ながら、私はまだこれを大津町の分としては見たことはありません。公共施設だけではなくて、普通財産の活用と処分の方針を定めておく、その中では財産の価値、その価値というのは、経済的な価値だけではなく、将来的な活用や保有することの意味を含めたところでの価値ですけれども、これがあればですね、そうした価値を共有することができるわけです。これがあれば、今回の売却が持つ意味、社会福祉法人に土地を売却することと、株式会社に売却することの意味の違いというものきちんと事前に理解されていたことだと思います。今後ですね、同様の処分が行われないように、早期にこの方針を策定するべきであると思います。

それから、次が財産の売却処分等のルールの方針が必要ということですが。質問のこの話の冒頭で、財務省が普通財産の処分に関する事務取扱要領を厳格化したということをお知らせしました。この名称のとおりではありませんけれども、言い方はいろいろあるんですけれども、多くの自治体に同様のルールがござります。現在、町には財産の交換譲与無償貸与等に関する条例というものがあります。この条例の第3条には、普通財産は次の各号の一つに該当するときには、これを譲与し、または時価よりも低い価格で譲渡することができるというような条項があります。そこにはいくつかのですね、条件が書いてあるわけなんですけれども、そのどの条件も今回のような1割の減額というものを行う理由はないわけです。今回の1割の控除とは何だったのか。説明では、慣例だとか、政策的な判断ということはおっしゃるけれども、これまで確かに社会福祉法人への土地の売却にあたって1割を減ずるといったような措置はありました。けれども、今回のような商事会社に対する売却ではそういう話はなかったと記憶しております。これは運用のぶれです。こういうぶれがないようですね、きちんと厳格なルールが必要だということで、それがこの通告の5番目にあたります。

少し過去の事例を申し上げます。平成26年度に若草学園の跡地を売却いたしました。今は保育園になっておりますけれどもですね、そのときの課題を2つ挙げたいと思います、一つは、売却した土地の活用の問題です。現在は保育園と申しあげましたけれども、売却したのは約8千300平方メートルです。しかし、現在活用されているのはその半分弱です。残りは、当初の計画では、児童発達支援センターやサッカー場、駐車場として活用できるとのことでした。しかし、5年経った今でもそこは空き地のままとっております。そのとき、一括購入は8千平方メートル以上だったんですけれども、議会でこの件を審議したとき、質疑の中で、「サッカー場と駐車場部分、約3千200平方メートルまで売らなければならないのか」ということをお尋ねしましたら、「この工事は2期工事、今後、県との協議が必要となる」という説明がありました。結局、その後どうなったのかと、活用されないままとっております。そして、そのとき予定されておりました、児童発達支援センター、これ非常に必要

性の高いものだと思いますけれども、それも現在建設はされておられません。もう一つの問題ですね。この土地も単価は、評価額約1万8千円、1平方メートルあたりですね、を1万6千円に減額して売却しております。おおむね1割というところですね、その理由として4つあがっております。町が保育園建設の条件を付けて公募し、保育園用地として提供するものであるから。それから、売買先が社会福祉法人であるから。それから3番目に、一括購入は8千平方メートル以上と大きな面積であるから。それから、売却する4筆の間に里道があるからというような理由がそのときに言われました。この理由の一つは、2番目には売却先が社会福祉法人であることというものがあります。今回はそうでもなかったんですね。この2点において、前回の若草学園方の売却の根拠も値引きの根拠もですね、もうすでに成り立たなくなってしまうんですね。こうしたことを曖昧にしたまま進めていけば、今回のように同じことが繰り返されるということになるかと思います。こうしたことを考え合わせれば、先ほど申しました、財産の売却に必要なルール、これをきちんと定める必要があるのではないのでしょうかということです。

それから、最後が職員の習熟についてということですね。これ新地方公会計制度に対する習熟という意味ですが、先ほど議員や議会もしっかりと勉強しなければなりませんということを申し上げましたけれども、職員はそれ以上にこの制度について学ぶ必要があると考えます。昨年3月の総務委員会の中で、今後、職員研修を重ねながら、職員でも仕訳けや分析をできるように取り組んでいきたいというお話がっております。平成23年度から導入を開始し、まもなく10年になるうとしておりますので、また統一基準の導入でもすでに3年経っておりますので、今後取り組んでいきたいという段階ではないかと思いますが、確かに難しい内容ではありますから少しは時間はかかると思います。別にすべての職員がですね、仕訳けに習熟する必要はありません。求められるのは、こうした諸表に示される数値の結果、これをきちんと理解して、マクロ、ミクロの視点から分析ができるようになることです。そして、これは民間企業であればですね、部課長クラスの必須の能力です。これを役場の職員が持たなくていいという理由はないと思います。しっかりとですね、データを活用できるように習熟に取り組んでいただきたいと思います。

この6つにつきまして質問をいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の町の保有している財産管理について、行政財産として利用計画がなく、未利用の状況にある町有財産等がまだまだたくさんあります。熊本地震からの復興や地域活性化を進める上でも限られた資産を有効活用、財政基盤の強化に向けた取り組みとして、町有財産の売却や貸し付けなど利活用を行い、自主財源の確保を図ることが重要となってきております。

このため、土地や建物などの財産の管理や処分における現状と課題を明確にし、その利活用に対する基本的な考え方を定めるとともに、財産の適正な管理と公平公正で透明性の高い有効活用を行っていきたいと考えております。

また、平成28年度決算分より、統一的な基準に基づく財務書類の作成が始まっておりますが、これにより、町の公共施設や公有財産の台帳整備もデータ化されておりますので、これらを基に、公共

施設の更新のほか、適切な財産管理に活用してまいりたいと思います。

議員のご指摘のそれぞれの件につきまして、甚だ実施ができていない状況でございますので、今後についてはしっかりと取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

細部については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、地方公共団体の会計につきましては、先ほどありましたように、今まで現金の出入りのみに着目した、いわゆる現金主義・単式簿記でしたけれども、すべての地方公共団体において、発生主義、いわゆる複式簿記会計の考え方を取り入れた新たな地方公会計を導入することになりまして、町でも平成28年度の決算から取り組んでいるところでございます。

この制度を導入することにより、従来会計では把握ができなかった資産などのストックの情報、あるいは減価償却費などのフルコストといった視点による決算情報が把握できるような状態になります。

まず、議員ご質問の財務諸表の調整と決算を同時にやるべきじゃないかということですが、今やっております具体的な流れにつきまして申し上げますと、固定資産台帳の更新の作業とあわせまして、出納閉鎖の期間ですね、5月末ですが、の満了後に前年度の伝票データを一括して仕訳けする作業というのを行っているような現状でございます。

この作成の流れにつきましては、一般的に「期末一括方式」というふうに言われておりまして、業務の負荷軽減は図れるものの、財務諸表の完成が決算時期と離れてしまうと、そういった状況になるかと思えます。

これに対しまして、日々の業務の中で、起票した伝票データをその都度仕訳けをしていく「日々仕訳」という方式がございますけれども、こちらにつきましては、財務書類作成がより迅速に行える反面、財務関係システムの改修、あるいは、すべてのある程度職員がですね、ある程度のスキルがないとなかなか分析あたりもですね、難しいというような現状もあるかと思えます。

そのためには、新地方公会計制度に対する職員のスキルアップというのも非常に重要であるというふうには考えております。

総務省の見解では、財務書類を早期に調整、分析を行うことによって、翌年度の予算編成に役立てることも可能であるため、いわゆる、先ほど申し上げました、日々の仕訳けによって財務書類を調整することが望ましいということでされておりますけれども、全国的な例をみますと、我が町も含めて、日々仕訳を導入している自治体はまだまだ少ない状況でありまして、期末一括仕訳、いわゆるうちでやっている方式ですね、それが現在の財務処理の作成、公表までに留まっているというような現状でございます。

しかしながら、財務書類の調整に時期的なずれは生じるものの、いわゆる統一的な国の基準による財務書類の作成に係る制度の高い固定資産台帳整備につきましては、重要な基盤と位置付けているところでもあります。

引いては、今後の公共施設の更新をはじめ、適正な財産管理のあり方を構築していくことの入口にもなりますので、引き続き、より精度の高い台帳整備にも努めてまいりたいというふうに思っております。

また、町が保有します財産の管理につきましては、新地方公会計制度に基づき、毎年、資産の確認を行いながら固定資産台帳の整備を行っているところです。

台帳更新時に行います資産の評価につきましては、総務省より統一的な基準による地方公会計を行うために、取得後については、原則として取得原価を採用し、再評価は行わないということになっているような状況です。これは、すべての地方公共団体が同じ基準によって財務諸表を作成し、いわゆる経年比較の分析を行うことを目的としているためであろうかと思えます。

保有する財産の活用、あるいは処分に関する方針につきましては、平成27年の3月に公共施設の総合管理計画を策定いたしまして、公共施設等の維持管理に関する基本的な方針と、管理運営の効率化を図る方策の一つとして活用を予定しない施設については廃止を含めた検討をすることとしております。

それとあわせて、平成27年には、町有財産の利活用の基本方針というのも定めておまして、その後、熊本地震等もございまして、なかなかその辺の周知がですね、できていないところで、今改めてその辺の見直しも含めてやっているところでございます。

現状としましては、民間宅地などでの活用が想定できるものもあれば、あるいは立地条件等により利活用が困難なものもあるというような現状でございます。

一方で、いわゆる利用していない、未利用地ですね、の財産における維持管理業務などの維持費が年々増加もしておるような状況でございます。

経費の節減や財源確保の上からも個別に利活用方針を定め、売却処分や貸付等による有効活用が必要であるとともに、公平公正で有効な活用を図る上で、基本的考え方を整理しておく必要は当然あるかと思っております。

また、地域コミュニティを目的とする財産の活用として、行政利用に支障のない範囲での未利用地の利用などを推進することも必要であるというふうに思っております。

今後につきましては、町の公共施設等の総合管理計画の改定等もあわせて、保有する土地の情報を整理した上で利活用を図るとともに、それが見込めないものについては、個別に売却、あるいは貸付等の検討を行いながら利活用についての促進をしてみたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 再度質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初の活用の問題ですけれども、先ほど申上げましたように、これまでこの制度の導入には3千400万円以上ですね、導入支援のために費用をかけております。今後もですね、恐らく仕付け等ですね、作業を委託していく中で数百万円の委託を続けなければならないわけです。それがですね、まだ活用が進んでいってないというふうに一言だけで片付けていい話ではないと思うんですね。きちんと目的に沿って、やはり活かしていくということをですね、一生懸命にやっていただかなければ

ばならないかと思えます。

それから、次が、決算に間に合わないという話ですね。期末の一括仕訳だからというようなことで理由を言われました。資料のほうをもう1回見ていただきたいんですけども、期末一括仕訳と日々仕訳の2つを例として言われたんですが、この資料③の真ん中のちょっと図みたいなのがあるかと思えます。これと和光市の例ですけれども、和光市では、その期末の期ですね、を半年に1回としているわけです。そうすると、3月末、あるいはその出納閉鎖のあとにやるべき作業の量というのは半分になるわけですね。そうすると、間に合わせられるんじゃないかというふうに和光市は考えたわけです。つまり、これは間に合わせようという気持ちがそういうふうにしたわけですね。最初からできませんというのではなくて、どうやったらできるのだろうかとか、そもそもなぜ決算を9月までに、遅くとも9月までにやろうとするのかということ、それは当然、次年度の予算に反映させるためです。予算というのは事業計画でありますので、その事業計画に昨年の成果というものがどうだったのかということ、それを次の年に反映させるわけです。ですから、現在の決算制度よりはるかに優れているこの制度を使わないということはもったいないですね。だからきちんとこれは活かしていただきたいということで、何とか決算には間に合わせていただきたいというのがもう一度お尋ねしたいと思えます。

それから、更新周期の中でですね、更新はしておりますということを言われたんですけど、先ほど私は更新ができていないですねと申し上げたつもりなんです。精度の高いものにやっていかなきゃいけないというようなことを言われますけれども、これはもう更新された結果がこれであれば、これはそれができていませんねということになりますので、そこにつきましてはもう一度ですね、ちょっときちんと取得価格の何とかていうようなこと言われたかと思えますけれども、その辺まで含めてですね、ちょっとご説明をもう一度いただければと思えます。

それから、保有する財産の何とかの方針というものは、策定はされているということで、私もこれ最初にヒアリングがあったときには、ないということで聞いておりましたけれども、あとで、昨日ですけれども、そういうものが実はあるんだということをですね、作っていたけどみんな忘れてしまったということですね、聞いたんです。どうしようかなと思ったんですけども、逆に言えばですね、今回の売却がこの方針にですね、沿ったものであるかというチェックがなされていないということになるわけですから、これはこれでやはりきちんとですね、考えなければならぬことではないかと。そうした視点に立ったときに、これが今後どのように扱っていくのかということについてはですね、一つコメントをいただきたいと思えます。

それから、このルールの方針に関しては、あまりコメントがなかったかと思えますけれども、これも必要なものだと思いますので、作っていただけるといって考えてもよろしいでしょうかという確認になります。

6番目は外しましたので、5点についてお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今の大きく5点ご質問があったかと思えます。

まず1点目ですけれども、この公会計制度についての意義をどう考えて、どう活用していくかとい

うようなご質問だと思います。

この公会計制度については、町がどれだけ今資産を持っている、あるいは負債がある、そして、いろんな事業についてはどういったフルコストがかかっているという概念のもとにですね、仕事をやっていく上では非常に有効な手段ですので、そういった分析をすることによって、次の予算編成、あるいは決算の分析あたりができるということですので、なかなか28年度からスタートしまして、まだ3年目ということどうまく回っていない部分は多々あるかと思っておりますので、そういった目的は十分わかっておりますので、それに沿うような形でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。そのような中で、特に専門知識をもってどう育成するかということで、国のほうが今そういった新しい公会計制度について専門家の派遣のアドバイザーみたいな制度がありますので、そういったものをうまく活用しながらですね、我が町にとってはどういった活用ができるかというのは十分検討していければなというふうに思っております。

それから、2点目、和光市の例を参考にされたかと思っております。我々1年で一旦締めて、それを分析するという方法ではなくて、半分に分けて半期で分割してやればいいんじゃないかというようなご提案だと思います。全国的な事例見て、いろんな事例があると思っておりますので、その辺りを十分いろいろと研究させていただいて、より精度の高いものをつくっていききたいというふうに思っております。

それから、3点目の固定資産台帳の更新についてです。すみません、これは確かに説明が不十分で申し訳ないんですが、固定資産台帳については、毎年1年間、新たな取得したものについては追加で入れていくんですが、ただおっしゃいますように、じゃあ今までの既存の部分の見直しをしっかりとやっているのかということですので、ただ、それについては、冒頭のご質問の中でのですね、ご指摘いただいた点ですので、名称等がですね、以前のものになっている物件もあるようですので、その辺りについてはしっかりと見直しをですね、やっていきたいというふうに思っております。

それから、4点目のですね、財産の基本方針についてということで、我が町の基本財産についての利活用の方針は平成28年につくっております。確かに、熊本地震がございまして、その後ですね、なかなか周知徹底ができておりませんので、今、その方針関係の見直しをしておりますので、その方針がある程度見直しのできた段階で、また皆さん方のほうにはですね、お示しをさせていただければというふうに思っております。

それから、最後、財産についてのルールを設けるべきじゃないかということで、まさしく我々は行政をやっていく上では、公平公正という立場から言えば、きちっとしたルールのもとですね、やるということが大原則ですので、そのルールの策定についてはですね、しっかりと取り組んでまいりたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） コメントたくさんいただきましたけれども、一つですね、最後にこの2番の部分ですね、ちょっともう一度確認をしたいと思っております。

お話としては、いろんなやり方があるのを研究して検討していくことを言われたのかと思えますけれども、先ほど私お尋ねしましたのは、それをどういうつもりでやるのかということなんです

ね。間に合わせるつもりで検討されるのか、どういうやり方があるということを探るのか、それともできるかできないかわからないけれども検討するというのではですね、その違うんですよ。ここはぜひ決算に間に合わせてほしいということでお尋ねしているわけですので、そのつもりでされるのか、そうではないのかというところですね。

これは5番のルールを作成に関してもそうなんですけれども、策定する、検討、これも検討されるとおっしゃいました。やる方向で検討されるのか、それとも検討をされるのか、というところについて確認をしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） いろいろご意見いただきまして、どういった形でやるかということについてはですね、我々も公会計まだ始めて3年ですので、しっかりと勉強させていただいて、当然、ご提示いただいた和光市の例とかもございまして、その辺はしっかり取り組みたいと思っています。やはり住民への説明責任という観点から申し上げますと、できるだけ早い段階でできることはですね、やっていきたいと思っております。ただ現状としてなかなかそこまでの専門的な知識が不足している部分については、先ほど冒頭申し上げました、国の専門家のアドバイザー等の派遣もありますので、そういったところをうまく使いながら、できる限りのことをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 3年しかないのか、3年もなのかはですね、あるかと思いますが、しっかりとですね、やはり取り組むべきことではないかなと思います。私も勉強しますのでですね、ぜひ一緒に活用していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時40分より再開します。

午後1時32分 休憩

△

午後1時40分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） それでは、続きまして、2問目にですね、移りたいと思います。

パワーハラスメント等の防止・対策についてということになります。

パワーハラスメント等が問題となっております。どんな組織もですね、メンバーが力を発揮するには、組織の環境というものが大切です。活発な風土やいわゆる風通しの良さとかですね、意欲や志気の高さというのは仕事の成果を高め、そこでは組織のメンバーが大切に扱われ、活躍できる仕組みが整えられるものです。

反面、メンバー個人が尊重されず、活躍の場を奪われ、ひどい場合は個人の人格さえも否定されてしまう場合があります。そして、それが最近、ことに顕著になってきております。

大津町も構成員である大津町の菊池広域連合におきましても、まだ調査の途中ではあり、結論は出

てはおりませんけれども、恐らくはこのパワーハラスメントを原因とするという自死が疑われる事案が発生しております。

今年5月に成立しまして、今年6月に施行されました、通称パワハラ防止法というものがあります。略称がですね、労働施策総合推進法で、略称がこれですから、正式名称は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律というそうですけれども、パワハラ防止法ですね、これの中にはですね、企業に職場環境の配慮義務を科し、パワハラを含む各種ハラスメントを防止するための環境を整え、ハラスメント事案が発生した際には、速やかに対処することを求めるというような性質のものでございます。そのときのパワハラの内容とは何か、優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの。それから、労働者の就業環境が害されるもの。これは精神的や身体的苦痛を与える言動というようなことになっております。この法律は、大企業では2020年の6月、中小の企業では2022年までに対応する体制を整えることを求められております。

では、役所のほうはどうなのかと言いますと、個人情報保護法というのがございます。これ個人情報保護法は、企業等を制約するものでありますけれども、それに対して、役所ではですね、個人情報保護条例を備えて対応させているわけですね。ところが、このパワハラ防止法に関しては、そうした条例というものが特に求められていないですよ。あくまで人事院の規則の定めとか、あるいは厚労省、総務省の通知の中で対応することとなっています。そうすると、役所の中できちんとそのパワハラ防止法に対比され得るような体制が構築されるのかなというところが少し疑問になってくるわけです。

大津町にもですね、200人以上の職員とそれを上回る数の会計年度任用職員がおります。町が所管する職場において、これまでパワハラの実例が確認されているのか。そしてまた、どのような防止対策を仕組みとして持っているのか。パワハラが発生しない職場の風土をつくるための仕組みは用意されているのか。パワハラ等というふうに考えていただければいいかと思いますが、そこについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

近年の社会問題として、民間企業だけではなく、国や地方公共団体においてもパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの各種ハラスメントが発生し、テレビや新聞等で数多く報道されております。

議員先ほどおっしゃいましたように、菊池広域連合消防本部において、今年の4月に男性係長が自らの命を絶つという事案が発生し、今回の事案がパワハラ等に起因するものであったかどうか等について、今、第三者委員会が設置され、現在、調査中でございます。このように、身近にハラスメントの事案が数多く発生しているという状況を踏まえ、令和2年6月から法改正によりパワーハラスメント防止のための措置が義務付けられ、セクシャルハラスメント及び妊娠や出産、育児または介護に関するハラスメントについても防止対策が強化されました。

大津町においては、8月に管理職等を対象にハラスメント防止研修を行い、ハラスメントを未然に防ぐ職場づくりに向けた取り組みを強化しました。また、大津町コンプライアンス行動指針、あるいは人材育成基本方針等に職員の行動規範としてハラスメント等の防止や風通しのよい職場環境の整備などを示しておりますが、現在、法改正に基づく防止対策の強化として、相談機関の設置や懲戒処分等の処分例の見直しなど、各事案に適切に対応できるように見直しを行っているところであります。

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけるなど人権に関する許されない行為であり、一度発生してしまうと勤務意欲の低下や精神的、身体的な体調不良、職員の信頼関係が崩れるなど職場環境の悪化につながる重大な問題です。すべての職員が働きやすい、相談しやすい職場環境を整えるために、今後も継続的に職員研修等を実施し、ハラスメントの防止及び解決には組織全体として取り組み、ハラスメントを「しない」「させない」職場環境を目指し、対策を充実し、強化してまいります。

細部について、また担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。佐藤議員のパワーハラスメント等の防止・対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

町長からもありましたとおり、社会問題となっているハラスメントには、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントなど様々なハラスメントが存在します。

学校現場におきましても、同様のハラスメントなどが存在するのも事実でございます。教育現場におけるハラスメント事案は、個人の尊厳を傷つける著しい人権侵害であるばかりではなく、そのことから生じる児童・生徒の教育への悪影響、さらには保護者や地域の信用を失うなど、学校経営上からも大きな損失となる問題でございます。

このような観点から、6月には県教育委員会の懲戒処分の指針にパワーハラスメントに係る類型が追加されるとともに、体罰における不適切な指導に暴言等も加えられております。

各学校の校長には、新しい懲戒処分の指針について、職員に周知徹底するとともに、あらゆるハラスメント防止に向けた職員の意識の向上と具体的な取り組みについて指導しているところであります。

また、ハラスメントに対する相談体制は各学校で整えているところでございますが、議員もおっしゃるように、風通しのよい職場づくりが基盤であり、そのためには、日頃からの職場のコミュニケーションが大切であると考えています。

2016年の厚生労働省の報告では、ハラスメントが横行する職場では、職場でのコミュニケーションが減るという調査結果が示されております。

学校における風通しのよい職場環境づくりは、学校長に課せられた大切な責務であります。見てみぬふりをすることなく、だれかがハラスメントに気づいた場合、速やかに管理職や相談員に報告することができる体制と、また、職場の意識づくりについて、さらに指導を行ってまいります。

なお、ハラスメント事案が疑われる状況を把握した場合、その解決にあたっては、学校のみ閉じた対応にならないよう、教育委員会においても早期に情報を共有するとともに、教育委員会としての対応の必要性を検討し、公正公平な対応を行っていきたくと考えています。

Society 5.0の時代において、学校は多種多様な変化にも適切に対応していく必要があります。そのためには、均一的かつ硬直的な教職員集団ではなく、多様性と柔軟性を備えた、互いの違いを認め合う組織であることが望まれます。

私は教育長として、このような視点からも未来を指向した教職員の意識の向上を図り、子どもたちを含む学校現場において、ハラスメントは決して許されることではないというメッセージを今後も事あるごとに伝え続けていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） パワーハラスメントの防止・対策に関するご質問についてお答えをいたします。

先ほど議員おっしゃいましたように、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等が改正されまして、令和2年の6月から職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられているところです。また、セクシャルハラスメントや妊婦、それから出産、育休等に関するハラスメントに係る規定も改正されまして、これまでの職場でのハラスメント防止対策の基盤に加えまして、相談したこと等を理由とする不利益の取り扱いの禁止、あるいは国・事業主、それから労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られたところです。現在、町でも法改正に基づく防止対策の強化といたしまして、相談機関の設置や懲戒処分等の処分例の見直しなど、各事案に適切に対応でき、また、各ハラスメントの抑止力となり得るような規定等の見直しを行っているところです。

独立行政法人の労働政策研究・研修機構が公表しております「職場のいじめ・嫌がらせ、パワハラ対策に関する労使ヒアリング調査」の結果によりますと、ハラスメント発生の背景や原因の主なものとしましては、「ハラスメント意識の欠如」、それから「過重労働とストレス」、そして「職員のコミュニケーション不足」、「管理職の多忙・余裕のなさ」などが挙げられているような状況になっています。

ハラスメントを未然に防ぐには、職員一人一人が正しい知識を持ち、常に意識し、適切な言動を行う等の自覚や意識を醸成する研修の実施が不可欠でありますので、今後も継続的にハラスメント防止研修、あるいは相手の意見を尊重しながら、誠実に自分の意見を伝えることができる、そういった研修あたりもですね、職員同士のつながりを重視した、対話型の研修も新たに実施してまいりたいというふうに考えております。

また、管理職におきましては、毎年人事評価のための評価者研修も行っており、適正な評価のための面談方法やコミュニケーションの習得など、ハラスメントにならない部下との接し方等を学んでいるところです。コロナウイルス感染症の影響によります人間関係の希薄化や、あるいはコミュニケーション不足によるトラブルなどの組織課題解決のための手段の一つとして、人事評価を活用したマネジメントを強化してまいりたいと考えております。

さらに、毎年ストレスチェックを職員に実施してございまして、高ストレス、いわゆるストレスが高

い人に対しては、町の産業医の面談や、あるいは健康相談等を実施するなど、職員のメンタル不調の予防や健康の維持・増進に努めるとともに、目に見えない職場のストレス要因を早期に感じ取り、ハラスメントの要因が小さいうちに対処することで、未然に防ぐという観点からも効果が期待できるものと考えております。

また、過重労働とストレスの関係など、業務量が多く、日常的に強いストレスがある部署においては、一般的にハラスメント要素の高い組織風土になりうると推察できますので、業務分担の見直しや、あるいは必要に応じて人員を配置するなど、職員の精神的・身体的な負担を軽減する取り組みを行ってまいりたいと考えております。

今後も職員研修等を重ねながら、職員のスキルアップを図りながら、職場全体としてハラスメントを未然に防ぐことのできる風通しのよい組織風土や組織体制の構築に向けて、適正な労務管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） こんにちは。それでは、説明させていただきます。

私からは、パワーハラスメント防止に向けた学校と教育委員会の具体的な取り組みについてご説明をいたします。

まず、学校での対応についてです。学校の管理職は、常に教職員一人一人の勤務状況等を把握しながら、学校教育目標の具現化に向けた職員の組織づくりや意識の向上を図る必要があります。議員ご指摘の「風通しの良い職場づくり」は、職員の働きやすい職場づくりにも通じるものであり、各学校の教育力を高める上で大切な要素でございます。

管理職自らがパワハラを行わないことはもちろんのことですが、教職員の言動に常に気を配り、働きやすい職場づくりを基本においた上で、パワハラ防止と排除に取り組むことが求められております。

特に、パワハラの相談を受けた場合、学校長は、当事者間の個人的問題として片付けず、職場全体の問題として対応すること、相談者と行為者だけでなく第三者の意見も十分に聞き取り、事実関係を客観的に把握することが必要です。

調査の結果、パワハラ行為と判断した場合は、速やかに校長は、教育委員会に報告し、指示を仰ぐとともに、相談者が希望する解決策に向けて、行為者への指導など適切な措置を行います。

同時に、再発防止に向けて、常に相手の気持ちになって考え、相手の嫌がることは行わないよう職場の人間関係づくりについて、管理職自らが率先して取り組み改善していく必要があると考えております。

次に、教育委員会としての対応です。

まず、学校におけるパワハラを未然に防ぐために、管理職をはじめすべての教職員がパワハラに対する正しい認識を持つための研修を実施するとともに、パワハラを受けた職員が1人で悩みを抱え込まないように、教育委員会においても、日頃から相談しやすい環境をつくります。

特に、教職員や町の会計年度任用職員については、定期的実施される校長面談を通し、各学校長

につきましては、学校経営に係る教育長面談などを通して、相談体制の充実や相談しやすい環境づくりを図りたいと考えます。

また、教育委員会において情報を把握した場合は、すぐに状況を確認し、場合によっては教育委員会からの聞き取りを行うなど、速やかに各学校への対応を指示、並びに教育委員会としての対応を行ってまいります。

なお、職員研修については、各学校でも取り組んでおりますけれども、今年度は、会計年度任用職員への制度移行もあり、8月に町の会計年度任用職員を対象とした研修会を開催し、「公務員倫理」、「コンプライアンス」そして「ハラスメント」を内容とした研修会を5日間に分けて実施をしたところです。

また、パワハラが起こる要因として、職員の心理的ストレスやコミュニケーション不足も指摘されます。今後も業務の軽減や時間外勤務の縮減への取り組みを行い、学校における働き方改革を推進するとともに、「チーム学校」としての地域や関係機関と協働することで、教師一人一人が心のゆとりと仕事への充実感が持てるような学校づくりに努めてまいりたいと考えます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 次の質問も考えてはいたんですけども、時間もございますので、当然ですね、その研修とか、規定を作ったりとかですね、そういった取り組みというのはあるわけなんですよ。問題は、それにどう実効性を持たせるのかということですね。その実効性と言ったときですね、そもそもどうやって感知するのかということですね。風通しの良い職場っていうものが有効だということは皆さん言われましたので、共通した認識になっているかと思えます。では、その職場が風通しが良いか悪いかというのはどうやって知ることができるのか。そこについて答えとは申しませんので、どういうことが可能なんだろうかと、どうやって感知することが可能なんだろうかと、そこをご意見をいただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） どうやって風通しをよくするかというようなご質問ですので

○6番（佐藤真二君） 風通しが良いかどうかはどうやってわかるかです。

○総務部長（藤本聖二君） 判断するかですね。まず、風通しをよくするためには、その幹部職員我々いますけれども、お互いがそのそれぞれ言える立場にあるような環境が大事だと思います。要するに、お互いがそれぞれの立場をですね、目配り、気配りをすることによって風通しが良い職場になると思えますので、あと、例えば、そういった中で、もし仮にですね、ハラスメントとかあればですね、相談体制についてもしっかりとやっていかなければならないと思えますので、そういった社会風土にならないように、先ほど申し上げました形の風通しがよいという形で、それぞれ目配り気配りができるような職場づくりにですね、しっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今のはどうやったら風通しがよくなるかというお話だったかと思うんですけども、一つですね、どうすればそれがわかるのかですね。風通しが良いのか悪いのかというのは、そ

こについてもちょっと考えてみる事ができればなと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後2時10分より再開します。

午後2時00分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

1問目は、空港ライナーの現況と今後の展開についてです。

昭和35年、滑走路1千200メートルの熊本飛行場が健軍にオープンし、その後、昭和46年、1971年4月1日に高遊原に飛行場が移転されました。これが今の阿蘇くまもと空港です。当時は、新空港と呼んでいたようです。このときの大津町の人口は約1万9千人、町長は坂本篤美さんでした。この新空港ができるときは、大津南部の方々の一部が建設反対運動をされておりますが、その後、この空港が大津町発展の大きな要因になることを予見した人は少なかったようです。これを契機に、本田技研をはじめ、多くの企業が進出してきました。出稼ぎの町が企業城下町に変貌することとなります。空港が近くにあるということは、大津町の最大の宝です。蒲島知事は当初、大津、菊陽、益城、西原などの地域は、空港のエリア内にあり、熊本空港と一体であるという大熊本空港構想を持たれ、そのエリアを走るシャトルバスを無料にしたいということであったと思います。その結果、熊本県、空港ビルディング、大津町で資金を出して、JR肥後大津駅から熊本空港までの無料シャトルバスを運行しています。今年3月頃から世界中に広がったコロナウイルス感染症の影響で、国内線・国際線とも壊滅的に便数が減りました。空港ライナーの現況を問うものです。

さらに、空港ライナーの運行に伴って、蒲島知事は、JR肥後大津駅の名称を阿蘇くまもと空港駅に変更するように町長に依頼されていたようですが、正式名称はそのままにして、通称阿蘇くまもと空港駅になりました。熊本県知事選で4選を果たされた蒲島県知事は、4月10日に県庁で大空港構想については、熊本空港を整備するとともに、菊陽町三里木、熊本空港間にアクセス鉄道を建設する。この沿線に半導体産業を誘致し、沿線を熊本のシリコンバレーにしたいと。問題はコスト。今のところ380億円かかる見通しと述べております。このアクセス鉄道ができれば、大津駅発の熊本ライナーの役目は終えると思います。大津町にとって大変影響のある計画です。6月17日の西日本新聞では、熊本空港へのアクセス鉄道整備を巡り、熊本県は16日の県議会特別委員会でJR豊肥線三里木駅から県立総合運動公園を経由する4種類の路線案について説明しました。概略調査に比べてトンネル部分が長くなり、整備費が380億円から最大561億円に増加、標準的な工事期間は6年との試算が示されました。工期は、用地取得2年、土木工事4年、設備工事1年半などを含め、全体で6年、着工までに基本計画の策定や環境アセスメント、事業許可の取得などを終える必要があるとしていま

次に、熊本県の財政状況を眺めてみます。7月の球磨川洪水で多くの犠牲者を出してしまいました、誠に残念なことです。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。一部メディアやYouTubeでは、これは人災であると報道されております。当時、国は、災害防止のために利根川水系に八ッ場ダム、球磨川水系に川辺川ダムが計画されていましたが、八ッ場ダム計画は、時の民主党政権の方針で中止されましたが、その後、関係する地域の知事の反対で復活し、2019年3月末にダムは完成しました。川辺川ダム計画は、蒲島県知事の反対表明、翌年の前原誠司国土交通大臣による計画中止表明につながったとされております。国と県、流域、住民、市町村は、その後、ダムによらない球磨川治水策を協議、河川掘削や堤防嵩上げ、遊水池などの設置などを組み合わせた十案からダム代替案を絞り込む協議を本格化させる予定だったと。十案は、概算事業費が2千800億円から1兆2千億円と膨大で、工期も45年から200年の見通しと。球磨川水害後に蒲島知事は、多額の資金が必要で、この12年間で実現できなかったことが非常に悔やまれるとして、気象変動は予測できず、ダムによらない治水策が未来永劫に続く保障もない、次の世代が考えることもあると述べております。ごく最近、9月の定例会で、球磨川流域12市町村でつくる川辺川ダム建設促進協議会長を務める錦町町長は、8月の球磨川豪雨検証委員会で、川辺川ダムがあったと仮定した場合、人吉地区のピーク流量が毎秒7千500トンから毎秒4千700トンに抑えられたとする推計を国が示した点に触れ、ダムはつくるべきだと述べられたと新聞は伝えております。9月5日の熊本日日新聞から県の2020年度一般会計予算が県政史上2度目の1兆円越えとなったと。新型コロナウイルスや豪雨災害の対応に肉付け編成が加わったためだが、多額の支出はこれからも続く。豪雨被害地の復旧は今後本格化し、コロナ禍で税収が下GREする恐れもあると。県財政の先行きが楽観できないと述べております。

このように、球磨川洪水の復旧やコロナ関係で熊本空港アクセス鉄道計画は多大な影響を受けるのではないかと思います。情報も含め、県庁と密接な関係にある町長の見解をお伺いするものです。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の空港ライナーの現状と、それに伴う三里木からの空港鉄道関連等についての思いの質問かと思えますけれども、空港ライナーの運行につきましては、緊急事態宣言が発せられた4月以降、空港便の減便にあわせて空港ライナーの一部時間帯を減便していましたが、空港便の順次再開にあわせて、7月以降は全便を運行している状況でございます。

空港関連等の整備も今進められておりますので、空港ライナーは、しばらくは継続していかれるものというふうに思っております。

そのライナーの関係の詳細については、総務部長のほうから説明をさせていただきます。

肝心の三里木からの思いを、まあもう新聞で報道されているように、本当に7月の豪雨の災害の復旧・復興が与える熊本空港アクセス鉄道への影響について、大変危惧をされておるのではないかなというふうに思っております。今年の2月の豪雨以前の話になると、6月の県議会において、鉄道整備に関する詳細調査の結果が報告され、議員おっしゃるように、560億円、50億円から150億円の増額というような状況になっておりますけれども、そういう中につきまして、今、県議会が開かれておまして、今日、松田県議が質問をされております。また、10月1日においては、県の県議会の

ほうで高速交通ネットワークの整備推進特別委員会が開催されます。そういうような中で、思いを、今日もニュースでも知事言っておりましたように、熊本震災からの復旧の目玉というような形でやりたいという気持ちが強いようでございますけども、まあ財政的な問題もございますので、その辺については、今後、学識経験者で構成する検討委員会を設置されて、新型コロナウイルス感染症が交通や観光に与える影響や採算性の検討、あるいはバスの高速運送システムを含めた他の交通網との比較を行い、事業化の再検討を実施されると聞いております。

そういった中で、今後のそれぞれの県南の復興に対する県の財政の状況もしっかり考案されながら、今後の空港アクセス鉄道の建設をやっていかれると思いますけども、やりたい気持ちでございますので、その辺がどのような事業形態に今後なっていくかを知事は検討されていかれるものというふうに思っております。

そういう意味におきまして、大津町としても今後の県の動きを注視してまいりたいというふうに思っております。

ライナーについて、また担当部長よりご説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 空港ライナーの現状について、私のほうから説明をさせていただきます。

空港ライナーは、肥後大津駅と阿蘇くまもと空港を結ぶ無料の定期便として平成23年度から運行をされております。

熊本県、それから大津町、熊本空港ビルディング、そして熊本国際空港、JR九州の5団体から構成をされておまして、阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会が実施主体となっております、事務局は県が担っております。

財源につきましては、各団体の負担金で賄われておまして、令和2年度の当初予算は4千800万円というふうになっております。予算の約7割が3千500万円ですが、これを熊本県が負担をしまして、町におきましては、570万円を負担をしているというような状況でございます。

平常時は、1日あたり54便が運行されておまして、空港、肥後大津駅、それぞれの発着地からおおむね1時間に2便発着をしております。利用者は順調に増えておったんですけども、令和元年度につきましては11万2千人の方が利用されまして、多い日は1日に560人を超える方が利用をされております。

新型コロナウイルス感染症への対策についてですけれども、県外への外出自粛要請により、空港利用者が激減をしておまして、航空便が減便されたために空港ライナーについても航空便の発着にあわせてダイヤの減便を行っております。具体的には、4月の24日から30便に、そして5月の7日からは22便にまで減便をされましたけれども、航空便が増便され始めた6月以降は空港ライナーも増便を行いながら、7月以降は平時と同じ54便で運行をしております。今後も航空便の増減にあわせて空港ライナーの運行ダイヤを変更していく予定となっております。

また、乗車時の感染症対策としまして、検温の実施、それから乗車人数の制限、マスクの着用、手指消毒、それから、発車直前の乗車、窓を開けた運行、そういったことの取り組みをされております。

新型コロナウイルス感染症の発生以来、空港ライナーの利用者は減っており、令和元年度の1日当たりの利用者は324人でしたが、今年に入りまして、4月が61人、5月が20人、6月が72人、7月が106人というような現状でございます。

最後に、空港アクセス鉄道建設後における空港ライナーの運行についてですが、県は、空港アクセス全体の状況等を踏まえ判断していくとされております。肥後大津駅につきましては、阿蘇へと続く玄関口として大きなポテンシャルを持っているので、この地理的要因を優位性を活かしながら、空港ライナーが継続されるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） この問題は、先ほど町長が言われたように、県の動向を見守っていきたいと思います。

2問目に入ります。

不知火頭彰館の件です。相撲は土俵上で力士が組み合って戦う形をとる日本古来の武道でもあり、娯楽でもあるとされております。日本由来のスポーツとして国際的にも行われています。今、大相撲では、熊本出身の力士として、関脇正代関が活躍しております。皆さん、ご存じのように、現在の大相撲は日本相撲協会によって統一運営されております。階級と格付けがあります。序の口から始まり、幕内は前頭、小結、関脇、大関、横綱となりますが、入門を果たしても十両まで進める人は少ないようです。まして、最高位の横綱は雲の上の人であります。ここで取上げた郷土出身の横綱不知火光右衛門さんは、日本相撲協会ができる前、江戸時代末に活躍された方です。そもそも横綱とは何でしょうか。ウィキペディアで調べてみました。ついこの間まで熊本市藤崎八幡宮の参道に吉田司家というのがありました。吉田司家は、現在まで800年以上の歴史を持つ五条家に代わる相撲の司家、家本であります。相撲の宗家として代々追風の号を名乗る。元来、京都の二条家に奉公し、節会相撲の行事官として務めておりました。その後、二条家の許しを受け、細川綱利公に招へいされ、熊本藩に仕え、武家奉公をしたと。以来、熊本市に住み、相撲に関する全権は後鳥羽天皇より委ねられたということです。江戸時代には、勸進相撲が執り行われるようになり、19世吉田追風は横綱を考案し、1789年、谷風梶之助、小野川喜三郎に横綱を免許したと。その伝達式のあと、両力士は、太刀持ちと露払いを1人ずつ従える現代と同じ形の横綱土俵入りを披露、1791年に上覧相撲が予定されていたこともあって、19代吉田追風は派手なデモンストレーションとして、横綱土俵入りを企画したが、これがたちまち江戸中に評判になったということでもあります。

熊本の吉田司家は、横綱の称号と土俵入りの原型をもつかったということですね。これでいくと、初代横綱は谷風ということになります。私が中学生の頃、教科書に初代横綱は谷風と載っていたような記憶がありますが、記憶違いかもしれません。しかし、日本相撲協会は、初代横綱は明石志賀之助として、谷風は4代になっております。今、日本相撲協会では、横綱審議会では協議して横綱を推薦するシステムになっております。それでも新しい横綱が誕生すると、吉田司家の土俵で土俵入をする慣例がありましたが、吉田司家自体が倒産してしまい、日本相撲協会とも縁が切れているようです。福島県知事、星子熊本市長が尽力されましたが、うまくいかなかったようです。このように、熊本は昔

から相撲と縁の深いところですよ。

日本相撲協会による8代横綱が熊本県宇土市出身の不知火諾右衛門、その弟子で11代横綱が大津町下町出身の不知火光右衛門さんです。光右衛門さんの土俵入りはきれいで有名だったようです。不知火型の土俵入りを始めた人となっていますが、残っている写真では、不知火さんの構えは雲龍型で写真に残っております。この点について、のちの相撲関係者が不知火型と雲龍型を間違えて伝えたのではないかという節もあるようですが、当時の土俵入りは、不知火型と雲龍型が入り混じったようなものだったのでもありそうです。不知火光右衛門型の土俵入りを始めたと言えばより正確かもしれません。ここがミステリーな部分です。

南部の象徴であり、観光拠点は江藤家住宅ですが、今、国の重要文化財として工事が進んでおります。次に南部の観光スポットとして横綱不知火顕彰館が欲しいところです。民間団体を軸として町が全面的に支援する。資金は民間団体が中心となり、全国的に寄附をお願いする。今風に言えばクラウドファンディングで賛同者を集めるというような考えはいかがなものでしょうか。

以前からお城の復興に1口城主などと称して募金活動をしていたではありませんか。今、下町を中心に顕彰会の方々が頑張っておられますが、ここで私が言う資金集め団体とは決して顕彰会を指すものではありません。賛同する人たちという意味です。順調にそのように進むかはわかりませんが、だれかが話題を提供しないと物事は始まりません。不知火顕彰館でも不知火公園でも構いませんが、郷土の偉人であり、不知火光右衛門型の土俵入りを考案された横綱不知火は、大津町の宝であることは間違いありません。地元の方々だけに苦勞をかけるのではなく、大津町町民全体で盛り上げていこうではありませんか。

行かれた方々も多いと思いますが、スペインにサグラダ・ファミリアという鉛筆を5本立てたような変わった形の教会があります。有名なアントニオ・ガウディが設計した建物です。着工が1882年3月19日、竣工は2026年です。100年以上前に着工した建物がいまだに工事中です。日本人から見れば気の長い話ですが、10年とか20年の長期計画で町民を巻き込んで進めば無理なく進むのかもしれませんが。勇退される町長、そして、これからも活躍される教育長の意見をお伺いするものであります。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の不知火光右衛門についての提案でございますけども、本当に不知火光右衛門は、議員がおっしゃるように、本当に日本の宝でもあるし、また、大津町の貴重な宝物であるというふうに思っておりますので、その観光ルートは今現在検討をさせていただいております。そういうその宝物をどう活かすかということで、まずは地元の顕彰会によって保存活動や顕彰活動が今行われておりますけども、議員おっしゃるように、町全体、あるいは町内外に広く知らしめるためにどうやっていくかということの、その功績のために、今、地元とコミュニティ補助事業の活用を今協議しているところであります。それによって、整備関連とPR関連等に努めていければなというふうに考えております。

そういう意味におきまして、PRが一番大切でございますので、道の駅に大津からいも産の不知火

光右衛門というのが売ってありますので、どうか1回試飲していただければいいかなというふうに思いますが、詳しいことについて、また担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

一番新しい横綱と言えば、稀勢の里関でございますが、これまでに横綱は歴代72名がおられます。その内のお一人が大津町出身の第11代横綱不知火光右衛門でございます。国技と言われ、伝統文化でもある相撲は、私たちの日常生活とともに長く親しまれてきました。相撲番付の頂点に立つ横綱をここ大津町から輩出していることを改めて誇りに思います。しかしながら、その偉業についての周知度はまだ十分だとは言えないのではないかと、そう感じております。

町振興計画・南部まちづくりの計画におきましては、白川水系の自然環境や歴史・文化等の観光資源を活かしながら、学び・楽しむ場の創出を進めております。南部観光の拠点としては、国重要文化財である江藤家住宅がありますが、第11代横綱不知火光右衛門も、大津町が誇る貴重な偉人です。町長からもありましたように、南部の歴史散策スポットとして大きなポテンシャルがあると考えております。

現在、出生地である下町区に手作りの土俵入り像と等身大の立像があり、伝承館にも同様の立像が展示されています。このような場所を南部地域の歴史・文化の散策コースに折り込むとともに、下町区を主体とした第11代横綱不知火光右衛門顕彰の会が主催しておられる「不知火記念祭」、相撲の普及活動のための「からいもフェスティバル子ども相撲大会」、県内で行われる催事での「相撲甚句」などの活動について、継続して支援を行いながら、今後とも町内外への周知に努めてまいりたいと考えています。

なお、町の貴重な偉人でするので、議員からの提案である、クラウドファンディングで全国に呼び掛け、資金を募り、顕彰館を設けるということも、町及び南部地域の活性化に向けた効果的な手法の一つだと受け止めます。

しかしながら、施設を設けるとなると、その維持や運営など詳細に検討する必要がありますので、先ほど申し上げましたとおり、まずは第11代横綱不知火光右衛門を偲ぶ方々の支援を充実させていただきながら、偉人の周知度を高め、南部地域の観光資源の一つとして活用を模索していきたいと考えています。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 坂本議員の不知火顕彰館の件について説明いたします。

町では、南部・中部・北部を回遊する観光ルートを検討しております。特に、南部地区につきましては、昨日もご説明申し上げましたが、菊陽町の鼻ぐり井手をスタートし、議員ご提案の不知火光右衛門、棕天神に江藤家住宅、岡本家住宅、瀬田神宮を回り、下井手・上井手堰、それから岩戸溪谷へ抜けるルートでございます。県の自転車ネットワーク計画を有効活用できると考えております。

自転車の効用は改めて注目されており、この機会にサイクリングロードの有効性を広くPRしたいと考えております。また、下井手の屋形井樋などの史跡や周辺整備についても文部科学省等の補助事

業を現在調査をしているところでございます。

不知火光右衛門の歴史や功績は大津町の誇りであるとともに、貴重な観光資源でございます。

ご提案のクラウドファンディングも一つの手法ではございますが、町長答弁にもありましたように、現在、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業の活用を地元と協議をしております。採択された場合は、この事業は地域文化への支援や活力ある地域づくり等に対し助成される事業でありますことから、地域の思いを十分に取り入れた整備ができるものと期待しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時50分から再開します。

午後2時41分 休憩

△

午後2時49分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 第3問目に入ります。

阿蘇観光の拠点についてであります。

やっと豊肥本線が開通し、元のように大津と阿蘇は近いものとなりました。まもなく待望の国道57号線北側復旧ルートも開通します。今後、大津町は観光案内、宿泊、飲食を中心に阿蘇観光の拠点になってほしいものでございます。

阿蘇と大津は細川藩の時代から密接に関係があったことは周知のことでございます。阿蘇谷、南郷谷の年貢米は大津のお蔵に集められました。年貢を納めに来た人たちは、商店で買い物をして帰ったと。藩政時代は変わり、その後の道路の整備と車の普及で状況は変わってしまいました。さらにまた時代は変わり、今後の社会の流れとして、人口の減少があります。平成の合併時には阿蘇市の人口は3万人を超えておりました。今は2万6千人弱です。さらに、高森町は6千人、南阿蘇村は1万1千人です。高森町には、今でも熊本家庭裁判所高森出張所と高森簡易裁判所があります。往年のにぎわいが偲ばれます。幸運にも大津町は地の利を活かして、人口3万人に膨れ上がりました。先ほど申しましたように、飛行場ができたときの人口は1万9千人です。本田技研、ソニーなどの恩恵でビジネスホテルが何軒かできました。大津より東にビジネスホテルはありません。阿蘇にあった法務局は大津に統合され、熊本地方法務局阿蘇大津支店になりました。このように、阿蘇と大津が手をつなぐ傾向が続くような気がします。観光の面でもつながりが強くなると思います。観光地、温泉、ゴルフは阿蘇、宿泊、飲食は大津とかいうふうなことです。何年か前におおづ観光協会が発足し、阿蘇との結び付きを考えていたと思いますが、2016年4月の熊本地震で阿蘇観光も途絶えてしまいました。道路と鉄道の復旧でまた開けてきたようです。地震復興のための技師や建設従事者の宿泊で町のホテル、旅館、民宿、飲食店は潤いましたが、今度はコロナ感染症の影響で逆のことが起こっております。形だけではなく、内容を伴う民間を主体とした社団法人肥後おおづ観光協会の設立が望まれます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

世界の阿蘇を東に有する大津町の強み、また、その阿蘇へ向けた観光案内や宿泊・飲食の中心とすべきとの主張もその通りだと思います。

私も大津町にとって町内のホテルや飲食店は「宿場町おおづ」のもてなしを担う生命線であると確信しております。

スポーツの森・大津の運動公園で開催される数々のスポーツ大会をはじめ、近隣の観光やイベントへ向かう旅行者の方の宿泊や滞在場所として大津町が重要な位置を占めているほかにはありません。

白川水系や矢護川山系の自然と歴史資産や野外活動等研修センターを活用し、安らぎと癒しの場所を提供することで交流人口を増加させる必要もあります。

熊本空港も近くにあり、熊本から大分へと横断するJR豊肥線も完全復旧し、10月3日には北ルートの開通、これにより、阿蘇へは10分、また菊池へは20分と、そのような県内の各名所の出発点として重要な位置にある町こそ大津町であります。

これからの大津町は、世界の阿蘇の玄関口として、その大津町の存在感を大きく示していかなければならないと強く感じております。

詳細について、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 坂本議員の阿蘇観光の拠点について説明いたします。

町長の答弁にもありましたとおり、大津町として町内のホテルや飲食店の重要性は強く認識をしております。

数々の大会誘致を通して、多くのスポーツに携わる方々が大津町を訪れ、宿泊し、食事を堪能いただいております。阿蘇方面へ観光に向かわれる方々も、その多くが旅館や大部屋での宿泊よりもシングルユースのビジネスホテルを求めて大津町へお越しいただいている実態がございます。大分県日田市で毎年開催されるオートボリスのレース参加者や観戦者なども上津江から大津町に宿泊と食事を楽しみにして来られている状況がございます。

ちなみに、明日、明後日、大きなレースがございます。うちの副町長がレースのプレゼンターとしてからいもを持参しまして、大分県の別府の観光協会と一緒にですね、物産の販売とPRと、それから夜の食事のおもてなし箇所とございますか、一日かけてしてくる予定になっております。

こうしたことからかなり広い範囲で近隣の観光地からは「宿泊地・大津」の重要性が高く評価されていることがわかると思います。

参勤交代の昔から宿場町として栄えてきた大津町の歴史と伝統が、今なお多くの方々に愛され親しまれている証しでもありますので、この町としての強みを大いに活かしていかなければなりません。

議員ご指摘のとおり、今年は8月にJR豊肥線が全線開通をし、来月には国道57号線の北側復旧ルートも開通いたします。さらに、来年3月には阿蘇大橋も開通し、熊本地震からの復興を全国に発進する節目の年となります。

この節目の機会こそ、大津町の強みを活かして、阿蘇の玄関口としての存在感を大きく示すことが重要と考えております。

大津町の地理的な優位性と、ビジネスホテルが立ち並び数多くの飲食店がある町として、その強みをさらにPRしてまいります。

現在、阿蘇大橋開通を前に、南阿蘇村、高森町と連携した協議会を設立し、肥後おおづ観光協会とともに協議会に参加しております。今後は、3町村とそれぞれの観光協会との6団体で広域的な連携を図りながら、お互いの観光資源をPRし、少しでも各自治体の滞在時間を増やすよう取り組みについて協議をしているところでございます。

この協議会の取り組みは一つの例ではございますが、今後も様々な方策によって阿蘇観光の拠点としての大津町をさらに打ち出していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。3時10分から再開したいと思います。

午後2時58分 休憩

△

午後3時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆様も最後まで傍聴いただきありがとうございます。議席番号1番、三宮美香です。通告にしたがい質問させていただきます。

質問は、大きく2点です。1、福祉施設の応援体制について、2、男女共同参画社会と大津町の考えです。

まず、一つ目の福祉施設の応援体制について。

新型コロナウイルス感染が収束に向かわない状況が続く、熊本県下でも介護施設などの福祉施設で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、職員が不足する事態が起きています。資料にまとめていますが、補足資料1の上段、9月1日付けの熊日新聞によると、クラスターが発生した山鹿市の介護施設では、感染者が入所者37名、職員12名、あわせて49名に上がりました。クラスターが発生した要因として、すぐに医療機関に入院できなかったことがあげられます。施設入所者は陽性と判断されても入院先が決まるまでは施設内に留まるため、最も長い人はその施設に5日間、一時的に同じ系列のグループホームに移り待機し、入院まで9日を要した人もいたからです。少し戻って、資料の下段、8月14日付けの熊日新聞の記事に、職員が不足する事態に備え、ほかの施設から応援職員を派遣する体制を16の県が整備した。熊本など残り31都道府県も応援職員派遣の仕組みづくりを検討しており、感染拡大に備える体制が全国に広がりつつある。また、熊本県は、高齢者、障がい者施設の関係団体と職員応援の仕組みづくりについて協議中ともありました。ただ、もともと福祉施設は

全体的に人材不足の状態なので、実際に応援職員を確保できるのか難しい状況だと思います。そして、この間にも新型コロナウイルス感染は拡大しています。最初にお話をしましたクラスターが発生した介護施設では、感染者がすべて医療機関に移るまでの間、防護服を着た少ない職員が介護をしていました。新聞記事には書いてありませんでしたが、山鹿市の関係者からの聞き取りによると、職員はもし自分が感染していたらと考えると、家族に感染させるのが心配だったため、自宅には帰らず、車中泊をしていたそうです。また、クラスターが発生した施設に勤務しているということで誹謗中傷も受けたそうです。家には帰れない、でも仕事には行かないといけない。不安とストレスだけがたまる中で使命感だけで頑張っていたと聞きました。しばらくして状況を把握した山鹿市が職員の宿泊施設を調整されたそうです。市が応援体制を取られたということです。

さて、大津町にも多くの福祉施設があり、感染と隣り合わせで運営をされています。今、福祉施設の中でも介護施設についてお話をしましたが、障がい者の施設や放課後デイサービスなどの施設についても考える必要があると思います。町での福祉施設への応援、支援体制についての今後の考えをお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 三宮議員のコロナ感染予防対策の福祉施設の応援体制についてお答えしたいと思います。

議員のご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染は、県内でも日々拡大しており、町内の多くの福祉施設において、日頃よりその感染リスクと隣り合わせで運営いただいていることに感謝申し上げます。

大津町では、現在、町内福祉施設においてクラスターは発生しておりませんが、町からの各施設に対して、いつ発生しても迅速かつ丁寧に対応できるように予め検討されるよう依頼しております。

また、町の施設に対する支援として、感染予防対策に要する経費の補助など、物的支援を行っており、クラスター発生に伴う施設職員の不足に対する人的支援については、県のほうで動きがっておりますので、町としては、県と連携・協力し、施設職員の収入減などの相談には雇用調整助成金などの既存の制度の活用を案内するなどして対応しております。

今後も、町として、県や近隣自治体と連携し、協力をしながら、施設職員の皆様が心配せずに働くことができ、施設入所者が安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

詳細について、担当部長よりご説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 三宮議員のご質問に説明させていただきます。

町の応援体制の現状についてですが、まず、実際に施設においてクラスターが発生したときに冷静に対応できるよう、町内介護施設等のケアマネジャー宛にトリアージ（対応の優先度づけ）の依頼を行っております。これは、利用者のいる事業所でクラスター等が発生し、施設が休業となった場合に、利用者を予め「施設入所受入でしか対応できない方」「他の在宅サービスの利用で、在宅での生活維持が継続可能な方」「短期間は代替サービスを導入しなくても生活維持が可能な方」の3つのパター

ンに分類しておきまして、施設が利用できないと生活維持が困難になる方を事前に洗い出しをしておくもので、4月と7月に依頼をしております。

また、物的支援として、障がい者施設・高齢者福祉施設へのマスクや消毒液の配布や、感染予防対策や面会制限へのストレス軽減、事業継続力強化などを目的としまして6月補正で計上しました新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金の活用を、県の補助金の上乗せ補助として実施しております。

次に、クラスターが発生した施設に対する職員の応援体制の仕組みづくりにつきましては、まず、障がい者施設関係についてですが、県が熊本県知的障がい者施設協会と、また、熊本県身体障害児者施設協議会の2つの団体と委託契約を結び、コーディネート機能を委託しております。各団体から事業所に応援職員を派遣できるか依頼文を発送し、応援可能な方々にはDVDや講師派遣で事前研修を受けてもらい、対応しておられるところがございます。クラスターが発生した場合、応援職員の派遣は入所施設のみで、通所系施設は閉鎖する予定と聞いております。

また、高齢者福祉施設については、8月下旬より県が応援職員派遣の仕組みづくりに取り組んでおられます。高齢者関係施設などで新型コロナウイルス感染症が発生し、同一法人内から職員を派遣しても、なお職員が不足する場合に備え、応援職員として協力いただける方を人材バンクに登録し、応援派遣ができる仕組みづくりを整備するもので、県から県内福祉施設等に応援職員派遣意向調査の依頼文が送付されております。9月11日までを締め切りに調査が行われまして、県に結果を確認しましたところ、現在、調査票の集計中ではございますが、県内でおおむね500人程度の登録意向が揃っている模様でございます。

県は、高齢者福祉施設関連につきましては、障がい者施設関係のように外部に委託するのではなく、県主導の体制づくりを進めておられます。今回の意向調査の結果を受けて、今後、派遣前の研修を実施するなど、10月を目標に派遣体制の構築を目指しており、町としても、県と協力して町内各福祉施設などへの応援協力を今後も継続してまいります。

また、クラスターの発生した福祉施設に勤務しておられる職員が家族等への感染防止の観点から、しばらく自宅に帰宅せずに利用する宿泊施設の事前確保につきましては、自治体が主体となり確保・提供する方法は、大津町も近隣自治体も現在実施しておりません。県が県内ホテルや旅館などと協定を結んでいる宿泊療養施設という事例はございますが、利用対象者は、新型コロナウイルスに感染した軽症者や無症状者向けでございます。

議員ご指摘の福祉施設職員のための宿泊施設の事前確保は、県でも検討されたそうですが、現在の新型コロナウイルス感染症対策の運用では、濃厚接触者については保健所で対応し、その結果、陽性反応が出た場合は病院などに入院していただき、陰性反応だった場合や濃厚接触者でない場合は、通常勤務をお願いしているということでございます。個人的に心配な部分があるのはよく理解しておりますけれども、例えば、ホテル1棟丸ごと借り上げることで発生する費用的なものなど考慮しますと、確保は現実的に難しい状況でございます。ただ、事業者による施設職員のための宿泊先確保につきましては、先に述べました、物的支援のうち、新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金で補助対象としておりますので、相談があればですね、こちらの補助金をご案内するなど対応してまいりたいと

考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 人材バンクの登録については500人いらっしゃるということでしたが、町としても、もしもその方々を依頼することになった場合、スムーズに動けるように町も協力をしていただきたいと思います。

お話の中に、トリアージについての説明がありましたが、もともと施設に入っている方々は、家で見ることができないから施設に入っているわけであって、それを在宅にお願いできないかというようなことは、少し家族に対しても大変な状況になるのではないかと思います。そこら辺のことも考えていただきたいと思います。

それから、最初のほうの説明で、町から施設のほうに検討するように依頼をしているというような、施設に任せるといふような言葉がいくつかありましたが、施設に任せるといふ町は案内をしましたという程度の支援ではとても職員さんたちも大変な状況だと思います。言葉をかみ砕きながらお話をすると、コロナ感染予防の基本として、換気、手洗い、3密を避けると言いますが、介護施設についてはこれが通用しない状況です。皆さん、認知症の方の介護をしたことがありますか。認知症の方はマスクの着用が困難であったり、徘徊によって感染防止が困難な状況の方が多くいらっしゃいます。今回、クラスターが発生したのは、認知症の程度が進んでいる重度の方々がいらっしゃるフロアでした。陽性者の看護にあたったのは、感染対応に特化した医療従事者ではなく、介護施設の職員さんです。たまたま今回の水害で人吉に災害対応で応援に来ていたDMATが防災服の使用方法などを指導されたということでした。突然そんな状況におかれた職員さんたちの気持ちはいかばかりだったかと、とても悲しい気持ちになります。そして、その職員さんは、条件的にいつ感染しても、クラスターが発生してもおかしくない状況で毎日不安な気持ちで仕事をされています。クラスターが発生しないのが一番ですが、もし発生しても町としての支援体制をきちんと準備していますと言える状況にあってほしいと思いました。

再度お尋ねしますが、宿泊施設などについてもほかで事例や症例がないのでできませんではなく、検討します。せめて検討します。これから考えていきたいと思っておりますという返答をいただきましたかと思っておりますが、その点について、再度お尋ねをします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 三宮議員の再質問にお答えをいたします。

認知症の程度が進んでいる方の感染した場合の対応というのも質問の中にあつたかというふうに思っております。確かに、議員のご指摘のとおりですね、本人のマスクの継続着用が困難だったり、マスクの着用自体をですね、拒否をされたりなどされて感染予防対策がですね、取れない状況もございます。また、移動先の確定が難しい状況でもございます。町ではですね、今回の新型コロナ対策の一つとしまして、町内の入所施設に対しまして、予め施設内の区分けを行っていただき、万が一、感染事例が発生した場合でもですね、最小限の感染で抑えられるような工夫をお願いをしているところで

ございます。

しかしながら、寝たきりの方を対象とする施設と異なりまして、認知症の方を対象とする施設では、その設定が議員ご指摘のとおり、困難な状況ではございます。

実際に、町内のグループホームで感染者が判明した場合もですね、非常に対応に苦慮するところでございます。施設内ですね、検査を行いまして、陽性で症状が重度の場合はですね、県が確保している病床に入院していただくなど、また、症状が軽度の場合はですね、また、ホテル利用が難しいため、今回の山鹿のような状況になる可能性が高くなってまいります。現在、県はですね、認知症の方が入院しやすい受入先、医療機関の調整をされていると伺っておりますので、町としましても検査結果が陽性だった方やですね、職員の方などに対する支援をですね、近隣市町と町内施設などと連携をしながら協力して対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また、町としての支援体制の充実についてのお尋ねがあったというふうに思います。

クラスターが発生した施設で働く新型コロナに感染していない施設職員に対して、家族への感染など不安な気持ちが少しでも解消できるようにですね、まずは同一の法人内の複数の所有の建物活用についても検討できないかヒアリングを行っているところでございます。それでも困難な場合に備えてですね、宿泊場所の調整をですね、継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1 番（三宮美香さん） 県の判断を待たずに動けるような状態になれるといいなと思いました。中国でコロナが発生したとき、日本は対岸の火事の状態で見えていたと思いますが、すぐにそうではなくなりました。福祉施設のクラスターについても同じことだと思います。山鹿で起きたことは対岸の火事ではなく、すぐに大津町にもやってくるのだと思われまので、対策、対応準備をきちんとしておいていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

先日、大津町から内閣に入閣されて大きな話題になっていますが、諸外国からは人事的に女性が少なかったと批判をされているようです。私の中でのうれしいニュースは西原村に初の女性議員が誕生したということでした。県の女性議員の会も皆さん喜んでいらっしゃいます。女性が1人ということでこれからいろいろな経験をされることが多いと思いますが、頑張ってくださいと思います。

2 番目の男女共同参画社会と大津町の考えです。

大津町は、平成23年に男女がお互いを認め合って、心豊かで活気にあふれ、夢かなう町を目指し、男女共同参画都市を宣言されました。平成27年に大津町男女共同参画推進条例が設置されています。しかし、実は、平成2年に婦人対策係の新設に伴い、婦人問題懇話会を発足し、平成4年に女性行政懇話会、平成13年に男女共同参画懇話会へと名称を変えています。少しずつ言葉ややり方を変えながら30年が過ぎようとしています。しかし、残念なことに、区長66人中、女性が2人です。資料は平成28年度分になりますが、役場管理職の女性も6.1%、町全体の審議会、委員会の女性登用率は21.3%でした。時間をかけて進めてきた割には、実際の数字としては男女共同参画には遠い

と感じます。大津町が平成28年3月に出している、大津町男女共同参画推進プランの中でまとめられた町民意識報告の男女平等に必要なことという項目では、ポイントの高い順にあげると、一番上に、性別による役割分担意識などを改めること、2番目に、法律や制度上の見直し、3番目に、女性の就業、社会参加の支援充実となっています。私の議員という視点でこれを見ると、大津町の議員は、私の前もその前も女性議員はずっと1人でした。日本の女性議員どうすれば増えるのかという三浦まりさんが書かれた著書によると、日本の女性議員が増えない理由の一つは、家庭の責任が女性にだけ重くのしかかっている。2つは、性別役割分業意識が阻害要因になっている。3つ目が家族からの支援を受けにくいでした。まさに、先にあげた大津町の町民意識報告と重なっていて、これでは大津町では女性議員は増えないと改めて感じました。

一般質問でこれをあげるのはいかがでしょうかとも思いましたが、大津町の人口の男女比から考えても半分は女性なのに組織の意思決定の場に女性は1人という状況は異常だと思います。民主主義の原則として、意思決定は男女半々が望ましいはずです。大津町の男女共同参画を進める中で、先ほどお話ししました町民意識報告の一番上に書いている性別による役割分担意識を改めることと、3番目の女性の就業、社会参加の支援充実については、審議会の中でも進んできているところ数年は感じます。そうすると、必要になるのは2番目、法律や制度上の見直しではないでしょうか。女性がもっと発言し、提案できる状況へ変えていくために、大津町としての考えをお尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 三宮議員の質問にお答えしたいと思います。

少子高齢化社会の進行に伴いまして、生産年齢人口の減少や社会経済状況の急速な変化の中、女性の積極的な社会参画が重要な課題として、これまで国や県、町において様々な取り組みが進められてまいりました。女性がその能力を発揮し、活躍することは、職場や地域、家庭、多様な視点をもたらし、社会全体の活力につながるものと考え、国は、女性の職業生活における活躍の推進が重要であるとの認識のもと、男女共同参画社会基本法の理念に基づく女性活躍推進法を策定し、様々な施策を展開しているところであります。大津町では、平成13年より男女共同参画推進プランを策定し、男女が共に支え合い、安心して自分らしく生きられる社会の実現のための施策を実施してきました。また、平成23年には、大津町男女共同参画都市を宣言し、さらには、27年には、大津町男女共同参画推進条例を制定し、基本理念を定め、町、町民及び事業者との責務を明らかにし、さらなる施策を総合的かつ計画的に今進めているところであります。

内閣府が実施した2019年度男女共同参画に関する世論調査の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方、いわゆる固定的な性別役割分担意識を問う質問では、賛成は35%と、過去最少の割合となりましたが、固定的な役割分担意識が未だ根強く慣習として残っているという結果となっております。その課題の解決のために、家庭や地域、学校や職場などあらゆる分野で男女共同参画に係る啓発を進めてまいりたいと思います。

詳しくは担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 町ではですね、平成28年の3月に第3次の大津町男女共同参画推進プランを策定し、この推進プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向け、2020年度までの5年間で計画的に各施策を実施をいたしております。

その中の基本目標の一つであります、男女共同参画推進体制では、「庁内推進体制の強化」、「男女共同参画を推進するリーダーの育成」、「NPO、各種団体、企業等との協働推進」、それから「国際社会への理解促進」の4つの施策を掲げ取り組んでいるところでございます。特に、庁内推進体制の強化につきましては、町の政策や方針決定への女性参画の促進に努めており、各種審議会や委員会等において、女性委員の登用率を2020年度までに30%を目標に努めておりますけれども、現在、本年度で20.2%と伸び悩んでいる状況でもございます。行政区嘱託員、あるいは区長会等ともですね、現在女性は2名ということですが、地域のまとめ役という立場で女性の割合がなかなか低い状況というようなことが言えるかと思えます。

女性が参画する機会を阻害する要因の一つとして、先ほどから述べられておりますけれども、性別によって役割を分担させる意識があげられます。町民意識の調査でも「男女があらゆる分野で平等になるためにはこの意識を改めること」が約3割を占めておりまして、男女共同参画への意識改革を通して、町づくりの場に女性が積極的に参画・登用できる環境整備が重要な課題となっております。

平成30年の5月に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されました。多様な意見が政治や社会の政策方針決定に、公正・公平に反映され、均等に利益を享受することが必要とされております。町でも地域から多様な議論の可能性を広げ、女性の声が調整に届きやすくなるとう、区長会等へも働きかけを行いながら、また、庁内における各種審議会等への推進と施策の進捗状況等を把握しつつ、役場各課から代表で構成しております男女共同参画担当者部会におきましては、いわゆる女性議員ゼロ会議の廃止を目標に、将来的には女性枠の導入も視野に入れながら、課題解決に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

若い世代への啓発活動としましては、出前講座などによる小中学生向けの人権教育を通し、家庭や学校での固定的な性別役割分担意識の解消や、進路や職業選択において、男女の区別なく能力を活かすことができ、自由な選択ができる社会環境の重要性について啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後につきましても、町内の各種団体に対する研修会や、町の広報、それからホームページ等にも広く掲載をしながら、さらに啓発活動を行いながら、町民の男女平等意識の向上を図り、男女共同参画社会の実現を推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再質問です。

先ほどの説明の中に、組織の中での女性枠のお話をされたと思いますが、では、具体的に議会の中でもクォーター制を取り入れるという考えはないのでしょうか。先ほど西原で初の女性議員が誕生したという話をしましたが、では、西原では今まで女性議員の立候補者がいなかったのかということではなく、前回もお二人立候補者がいました。ただ、やはり2つに票が割れてしまって当選にならな

かった、つながらなかったということです。やはり政治が長く男社会であったことや性別役割分業意識によるものではないかと思えます。

女性議員比率が多分皆さんもよくご存じだと思いますが、193カ国中、165位、これ2019年の1月の調べによります。ただ、193カ国中の日本が165位です。ただ、今後、世界の変化が早まっていくので、170位以下に落ちるのはもう間近ではないかと言われています。

先ほど本の紹介をしましたが、三浦まりさんという方の研究室の共同調査、2019年3月から6月にかけて行われた調査によりますと、例えば、国会の女性比率が3割程度にまで増えたらどのような変化が訪れるかというところで、国会議員のワークライフバランスへの配慮が高まるが79%、政党の組織文化がよりフラットになるが60%、国会議員へのセクハラが減るが37%だったそうです。先ほどセクハラではないですが、ハラスメントについての質問などもあったので、やはり多様性であったり、女性議員、女性が増えるということの利点がここに出てくると思えます。

また、議会に限らず、女性が意思決定の場に参加するという仕組みづくりを先ほどお話をされましたが、町がどのように考えているのか。大津町男女共同参画推進プラン、こちらの冊子の中に、基本目標が書かれていますが、その目標の3番に、男女共生の社会づくりというものがあります。そこに成果指標と過去の実値、そして目標値が書いてあります。見ていくと、成果指標の項目の中に、町立小中学校の女性PTA会長が書かれていて、目標値が平成32年が3人となっています。さて、実際はどうでしょうか。この成果指標を長くPTA役員をしている友人や周りの女性に聞いたところ、小中学校の女性がPTA会長になる目標値というものがあるというものを知っている人はいませんでした。町が大きな目標のために、この具体的な実施目標を立て、動いていますよということを町民が、その成果指標に近い位置にいる人たちが知らないという仕組みはおかしいとは思いませんか。

まず、クォーター制についての考えはないかというところと、このおかしな仕組みづくりになっていることについての説明をお願いします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 2点ご質問あったかと思えます。

まず、1点目がクォーター制についての考え方です。

確かに、クォーター制については、女性の割合を一定的に決めて積極的に登用するというようなことだと思います。当然、クォーター制の意義については十分理解はしております。その中で、ただ、当然これからの課題だとは認識しておりますけども、先ほどおっしゃいました、町でも男女共同参画推進プランをつくっております。その中でいろんな目標を掲げておりますので、まずはその町が掲げる目標に対して達成するためのですね、推進目標がありますので、そういったところについてしっかりと取り組んでいきたいと思えます。それに取り組むことによって、ある一定の女性枠ということもですね、必然的に確保できるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の関係ですけども、いろんな計画の指標についてなかなか住民の方が馴染みがないということでしょうけど、これについては、当然、町のほうでもですね、いろんな人権啓発、あるいは男女共同参画についてのPRあたりも広報紙等を使っておりますので、そういったところについ

でも機会を見つけてやっていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1 番（三宮美香さん） 私はもともとPTA会長でした。しかし、議員になったのは、町のことに興味、関心を持ったことがきっかけです。昨日、同僚議員が出されたまちづくり基本条例の下段にあった大津中学校北側の宅地開発のときに反対運動を同じ女性3人でやって、あのときも総務にいらっしゃった藤本さんに反対署名1千152名分を提出したことを昨日思い出しました。まず、自分の町のことに関心を持つ人を育てること、その中で男女の偏りを少なく、多様性を持たせることが町の発展につながると思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時46分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

令和2年第4回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
令和2年 8月21日 請 願 (陳 情) 第 1 号	スポーツの森駅（仮称）新設に向けた 調査・検討等に関する陳情	採 択	総 務 常任委員会

会 議 に 付 し た 事 件

発委第 2号	大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
発委第 3号	住民の理解に基づく厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について
発委第 4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
議案第 7 2号	投票用紙自動交付機購入について
議案第 7 3号	大津町町立小中学校校内LAN改修工事請負契約の締結について
議案第 7 4号	大津町立小中学校教育用パソコン購入について
同意第 1 5号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
発議第 1号	事務検査に関する決議案

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 2 年 9 月 1 9 日 (土) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 令和 2 年度議員派遣について 議決
- 日程第 5 発委第 2 号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 発委第 3 号 住民の理解に基づく厚生年金制度への地方議会議員の加入を
求める意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 発委第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪
化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 議案第 7 2 号 投票用紙自動交付機購入について
- 日程第 9 議案第 7 3 号 大津町町立小中学校校内 LAN 改修工事請負契約の締結につ
いて
- 日程第 1 0 議案第 7 4 号 大津町立小中学校教育用パソコン購入について
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 1 同意第 1 5 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 2 発議第 1 号 事務検査に関する決議案
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議長（桐原則雄君） 日程第2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） ただいまから、経済建設常任委員会に、令和2年9月9日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第64号関連、議案第66号、69、70、71号、認定第1号関連、認定第3号、4、6、8の10件であります。

当委員会は、9月10日及び11日の両日、審議の前に、所管事業の20カ所の現地調査を行いまして、その後、オークスプラザ1階研修室1、2において、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。

それでは、審議の経過について、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容につきまして、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第64号関連、令和2年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

経済部農政課におきましては、委員より、農業振興費の特殊自然災害施設緊急整備事業補助金で、茶葉の洗浄機購入とのことだが、機種選定はどのようにしたのか。他の機種との比較検討はしたのかとの問いに、執行部より、この事業につきましては、茶部会に要望調査を行い、茶事業者からの選定のもとに、書類等で機械の性能を確認して事業採択をしております。

比較につきましては、金額面では3者見積もりを聴取して、事業費を算出しておりますが、どのような性能の機械を導入するかを検討は事業主体に委ねております。この機械は事業主体が検討されまして、降灰による品質低下を防ぐための最善の機械として選定されたものであります、とありました。

また、委員より、公共施設等における花きの活用拡大支援事業につきまして、どのような効果を狙っているのか。また、花はどのように仕入れて事業を進めるのかとの問いに、執行部より、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、イベント等が中止、縮小されたことにより花きの消費が低迷しております。この事業を活用して、大津駅南口ビジターセンターに花を装飾し、町内外の方に見ていただくことで、花きの消費拡大につながることを期待しております。

この事業は、熊本県花き協会が事業主体となって国から補助金を受けますので、町は1カ所当たり事業費の2分の1の12万円を負担することで公共施設等に装飾することができることとなります。

花き協会には、大津町産の花きを中心に使用してもらうよう要望しております、とありました。

また、委員より、仮宿ため池整備事業で、監視カメラと水位計を設置するということだが、監視はだれが行い、異常があった場合はどのような対応をするのかとの問いに、執行部より、監視カメラについては、地元平川と農政課、防災担当課が見られるようなシステムを導入します。異常があった場合は、管理協定により地元と連携して対応ができるよう、今後話し合いを進めていきます、とありました。

経済部企業誘致課におきましては、委員より、コロナ禍ということで県外出張も行えず、進出企業と巡り合うことが難しいと思うが、今後の企業誘致の計画を尋ねたいとの問いに、執行部より、コロナ禍の影響で誘致による企業訪問は大変厳しく、町内の企業でも訪問を断られるケースもあり、訪問可能な企業を中心に情報収集を行っております。

また、7月の豪雨災害により、県南地域で甚大な被害を受けられた企業の移転先につきましても、県を通じて町の情報を提供しているところであります。県外に対しましては、熊本県東京・大阪事務所に町の誘致資料を渡し、本町の情報提供を行っております。コロナ収束後には東京・大阪方面へ積極的に出張し、企業誘致活動を再開する予定で考えております、とありました。

経済部商業観光課におきましては、委員より、商工費の新型コロナウイルス感染症対策費で、感染防止アドバイザーの流れはどのようになっているのかとの問いに、執行部より、新型コロナウイルス感染防止の取り組みとして、感染防止アドバイザーが飲食店等を訪問し感染防止のアドバイスをを行います。

飲食店等は補助を活用して感染防止のための設備導入を行い、アドバイザーが県のチェックリストに基づき確認後、感染防止取り組み宣言のステッカー等の配布を行うという流れになります、とありました。

また、委員より、アドバイザーに資格は必要あるのか。だれでもなれるのか。町全体の商工業をみる商工会に案内をかけて、適任者を立てていただく方が有効ではないかとの問いに、執行部より、特に資格は必要ありません。県の講習会を受けた方であればだれでもなれます。

この事業をするにあたり商工会、観光協会、食品衛生協会にもご協力をお願いしているところであります。商工会も先日独自に感染防止セミナーを開催されておりますので、知見を活かしたところで、どなたか適任者がいないか尋ねてみます、とありました。

土木部都市計画課におきましては、委員より、繰越明許費のあけぼの団地改修事業で、コロナ関係で工期が長くなるということだが、工事のスケジュールはどうなっているのか。また、工事の発注時期と何棟するのか。また、あと何棟残っているのかとの問いに、執行部より、前回までの改修工事では、室内改修において、階段室ごとに10世帯が4週間の工事と1週間の引っ越し作業で計5週間で1サイクルとし、それを3回繰り返すことにより、6から7カ月の工期ですが、今回は階段室ごとに4週間の工事と1週間の引っ越し作業に加え、コロナ対策による消毒とウイルスの死滅期間を2週間設け、計7週間で1サイクルとし、約10カ月の工期を見込んでおります。

次の工事については、12月議会で契約の議決をお願いし、3号棟を1棟改修する予定であります。残りは10棟となります、と答弁がありました。

土木部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第64号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、令和2年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算(第1号)についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

よって、議案第66号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第69号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第70号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第71号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定に移ります。

認定第1号関連、令和元年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

農業委員会におきましては、委員より、新制度になって最適化推進委員ができたが、人数は適正かとの問いに、執行部より、町全体を北部・中部・南部に区切っての人員の配置となっております。今後農業従事者が減少することにより遊休農地が増えることも考えられるので、委員活動をしていただきながら意見を伺い、推進委員の人数についても適正かどうかを検討していきたいと思っております、とありました。

経済部農政課におきましては、委員より、農業次世代人材投資事業補助金について、新規就農者の営農の内訳を教えてください。また、1人当たりの補助金額はいくらか。夫婦で就農されているところはあるのかとの問いに、執行部より、就農者の内訳は、甘藷4名、人参3名、肥育一貫1名、アスパラ1名です。

補助金額は、1人当たり年間150万円、夫婦共同申請は225万円で、最大5年間の補助になります。夫婦で新規就農された方は2組あります、とありました。

また、委員より、総合交流ターミナルの跡地利用はどのような状況かとの問いに、執行部より、ふれあい公園の芝生広場を拡張することで検討していましたが、見直しを行いまして、令和2年度に白川沿いに転落防止のフェンス設置と南出口仮設団地の集会所を移設することにしています、と答弁がありました。

なお、総合交流ターミナルにつきましての資料を添付しておりますのでごらんいただきたいと思っております。

また、委員より、鳥獣被害防止に向けてどのような取り組みをするのかとの問いに、執行部より、

今年に入って大津北部で2～30頭のサルの群れが発見されるようになったことで、県に捕獲申請をして、大津町有害鳥獣捕獲隊に猟銃使用も含めて、サルの捕獲許可が下りております。

また、農林水産省が推奨している農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを招いて、生態調査や今後の対応を研究していきたいと考えています。

イノシシにつきましては、電気牧柵の補助金を今年度は2倍以上の予算で実行しています、とありました。

また、委員より、サルの生態調査を中長期的に実施して対応策を考えるべきではないかとの問いに、執行部より、予算確保が伴いますが、生態調査をまず行うことが必要と考えます、と答弁がありました。

意見といたしまして、専門家の意見を踏まえて、科学的根拠のもと対策を練っていただきたい。イノシシについても、電気牧柵の効果が薄れる可能性があるため、頭数管理をどのように行うかを研究していただきたい、とありました。

また、委員より、林業総務費の基本財産林保護委員の活動に対して、年報酬を上げるべきではないかとの問いに、執行部より、基本財産林保護委員の年報酬は、農業委員などと比べれば低いので、他の市町村を調査し検討したいと考えています。

また、造林事業祈願事業にかかる費用については、当初予算に計上することを検討していきたいと思っております、と答弁がありました。

意見といたしまして、広範囲な町有林の管理を行ってもらっている基本財産林保護委員の後継者はすぐには見つからない。先を見据えて対策を考えていただきたい、とありました。

経済部商業観光課におきまして、委員より、地域おこし協力隊が2名いるが、任期はあと1年くらいか。地域おこし協力隊の募集は今後も続けていくと思うが、早めに募集を行わないと良い人材は集まらないのではないか。今後の計画はどうなっているのかとの問いに、執行部より、3年間の任期で、今年1年と4カ月が過ぎようとしています。残り1年半ちょっととなります。

今後の計画は具体的に定まっておきませんが、今後、商業観光課と肥後おおづ観光協会がどのように業務を進めていくかで、地域おこし協力隊の拡充の必要性なりを検討していきたいと思っております、と答弁がありました。

意見といたしまして、地域おこし協力隊の報告会ではとても良い意見が出たので、今後とも充実した町の取り組みをお願いしたい、とありました。

委員より、プレミアム付商品券事業については複数課にまたがっていると思うが、商業観光課としての総括や寄せられた意見がどうだったかとの問いに、執行部より、商業観光課として見解ですが、一定の役割は果たせたと考えております。ただ内容については、今後同様の事業を行う上で改善すべき点が多々あったと感じております。

先に購入してもらわないといけないという時点で低所得者の方が購入しづらかったり、低所得者として対象になっているというのが周囲にわかるようで心配との声もありました。使用先についても町外資本の大型店舗にかなりの部分が流れているため、もう少し地域に根差した商店や商工業者に行き

渡るような仕組みを今後考えていきたいと思ひます、とありました。

意見といたしまして、国がやっているG o T o トラベルとかG o T o イートなどはネットで購入できるし、若い人などはネットでの購入ばかりで直接買いに行く人などいない。子育て世代などはネットでの購入などができると感覚的に違うのではないか。ぜひ次にそういった事業を行う場合は、若者向けのネットで販売促進も考えてもらいたい、とありました。

また、別の意見として、コロナ禍において、町の商工業者は疲弊しきっている。そうした時に町が手を差し伸べなければ心が折れてしまうだろう。その時に人が足りないから手を差し伸べられないのはいけない。きちんと町の制度を説明し、一緒に打開策を検討してくれるような行政こそが、そういう時に必要である、とありました。

委員より、ビジターセンターについて、事業費が1千500万円近くある中で一般財源が1千300万円近くかかっている。あまり価値に見合っていないのではないか。内訳は人件費がほとんどで、南口から出入りするただけに費用がかかっているように見えてしまう。J R との協議の中で、例えば、無人にするとかはできないのかとの問いに、執行部より、ビジターセンターについては、町の事業でつくったところであり、その後、J R と協議した経過などが見当たりませんでした。今回、J R と協議する事項がないかどうか県がとりまとめておりますので、肥後大津駅南口のJ R 管理の可能性について一度協議の場を設けて欲しいと要望しました。粘り強く協議を求めていく中で、ご指摘にあったような無人化や、なんらかの省力化の方法がないかどうかを探っていきます、とありました。

経済部企業誘致課におきましては、委員より、昨年度、新しく企業誘致及び立地を行った企業はあるのかとの問いに、執行部より、昨年度は増設の立地協定が中核工業団地に1社、室工業団地に1社、合計2社の締結がありました、とありました。

委員より、町内に公立高校が3校あり若い人への地元就職の取り組みはどうなっているのかとの問いに、執行部より、コロナ禍ではありますが、ソーシャルディスタンスを取りながら、6月に高校にて企業ガイダンスを開催しました。今後も開催場所を考慮し、町総合体育館に場所を移して学校との情報交換を開催する予定であります。3年生、2年生の子どもたちを地元就職に繋げられるよう、学校側と連携して大津町の宝である若い人材を外部に流出しないよう努めていきます、とありました。

土木部建設課におきましては、委員より、道路維持管理や新設の要望に対する優先順位はどのように決めているのか。優先順位の付け方が曖昧であれば、点数制等の明確な基準が必要ではないか。説明できる体制をつくるべきではないかとの問いに、執行部より、通学路であるかどうかや、交通量を鑑みながら対応の優先順位を決めております。点数付けはしているが、熊本地震以降優先順位が逆転しているところもあるので、明確な基準を再構築して説明できるようにしたい、とありました。

土木部都市計画課におきまして、委員より、町立公園の管理業務の入札方法はどのようにしているのか。公園管理業務の内容で危険な箇所の点検も業務の中に含まれているのかとの問いに、執行部より、公園以外の中核工業団地の緑地等を含め22カ所の樹木管理を7本にして入札しており、町内の7業者で指名競争入札を行っております。

公園管理業務は主にトイレや園内の清掃、樹木の管理等になっており、公園内の不具合については、

職員が定期的に現地を確認調査をして補修している状況であります、と答弁がありました。

また、委員より、他の自治体では熊本地震関係の補助金申請の件で不正の話があった、町では不正な申請等に対してチェック体制はどうしているのかとの問いに、執行部より、熊本地震の拡充事業補助金では、住民の方から擁壁が被災したとの相談があり、業者からの見積もりをもらって補助金申請されるのですが、同時に町でも積算してその工事金額が妥当かどうか判断し、施工前にも現場に被災状況を確認しております。また、完了時には、設計寸法とあっているのか検査を行い、施工中の段階検査も行っております、と答弁がありました。

また、委員より、室住宅の解体を行っているが、あと何棟残っているのか。残られている住民の方には移転などを勧めていると思うが、その状況はどうなっているのか。また、すべて解体した後の跡地利用について計画はあるのかとの問いに、執行部より、現在7棟残っている状況であります。残り7棟につきましては、移転先の家賃や住み慣れたところを離れたくないなどの理由があると聞いております。また、跡地の利用については、現在具体的な計画はありません。移転の詳細の状況は、住民課から説明してもらいますということで、住民課より説明に来ていただきました。住民課より、現状の説明といたしまして、残りの7棟につきましては、個別に別の団地の空室で移転協議を進めております。移転に同意を得られた方については、家財道具や私物の撤去について協議を行っております。移転が進まない方については、家賃の問題が大きく、現行の家賃3千円から4千円に対して、移転先では2倍から3倍になってしまうというためです。そういう方には、家賃の差が少ない住宅で協議を進めております、と答弁がありました。

認定第1号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

認定第3号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号、令和元年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

さしたる意見はありませんでした。

認定第4号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号、令和元年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

土木部下水道課におきましては、委員より、起債償還の状況はどうなっているのか。償還が最も高額な時期は過ぎたのかとの問いに、執行部より、償還金のグラフは、ドーム型のグラフとなっております。償還元金の金額については、ピークまではもう少しで、現在は若干ですが上昇している状況にあります、と答弁がありました。

認定第6号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号、令和元年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであ

ります。

土木部工業用水道課におきまして、委員の意見としまして、工業用水道事業は、今後を見据えた施設整備を行っているため、運営は順調であるといえる。だが、動力費が占める割合は大きくなると思われるので、動力費を抑えるため、企業は電気とガスのハイブリッドを使うようにしているところもある。動力費を抑えることについては、今後の課題としていただきたい、とありました。

認定第8号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、日程第3におきまして、その他の所管事項といたしまして、肥後おおづ観光協会の運営状況報告について、経済部商業観光課より報告並びに質疑を行いました。

報告の要旨は次のとおりであります。

令和2年6月から8月の実績及び9月の予定につきまして、①として、情報発信、新型コロナウイルス感染症の影響で日曜日も休止中である。再開を模索しているが、今年からの取り組みとして、町内飲食店のテイクアウト情報、グルメマップの広報、ビジターセンターでの町物産品の展示を継続して展開中。テイクアウト情報については、会員問わず情報を掲載したことで、新規会員希望も出てプラスの効果が生まれました。②におきまして、地域イベントの連携であります。地域イベント連携については、地蔵祭りが中心になるなどしているが、JRウォークにコミッションの一員としておもてなし協力をしたり、熊本地震復興イベント実行委員会の一員として、JR豊肥本線の全線開通記念イベントに参加して町のPRを実施しました。③として、観光振興です。9月20日オートポリスで開催予定のバイクレースで物販PRを予定、新たな取り組みとして、8月3、4日のサッカーセレクションで大津町の特産品PRも実施、また、阿蘇大橋の復旧へ向けた観光戦略を南阿蘇と高森町とで連携した取り組みを行うべく、新阿蘇大橋活性化協議会を設立、今後の開通前や開通後のイベントを広域的に行えるよう準備中、そのほか、教育旅行を県観光連盟とで開発を進めたり、からいもの名物料理開発も進行中であり、とあります。

大見出しの2番といたしまして、令和2年10月から令和3年3月の事業といたしましては、例年の事業については、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を見極めながら、適切な活動展開を図っていきたい。新たな取り組みとして、レンタルバイク・レンタサイクルの広報展開としてYouTubeによる情報発信を実施、国のGoToキャンペーンの推進・協調を行う上で地域共通クーポンの説明会に参加して情報を収集しております。町の宿泊誘致事業が町外のビジネス客と観光客を対象としているため、観光協会独自で町民向けのクーポン券発行を計画し、内需の掘り起こしへ向け準備中です。また、水車のライトアップイベントやスタンプラリーを計画するなど、新しい生活様式の中で町内のにぎわいを創出していく予定であります。阿蘇観光連盟と情報発信を協議したり、官公庁の補助事業を申請するほか、自主財源確保へ向けたふるさと納税の新商品の開発など新たな取り組みを模索している、とあります。

また、大見出しの3の運営についてであります。事務局長の急逝に続き、事務主任が退職しました。事務局不在の状態です。現在は総務部会の理事に事務的なことを担ってもらいながら、パート勤務の事務員を2名採用し理事会主導で事業展開を行っております。前回の報告で、観光4団体

との協議を大きく前進していると報告しましたが、足踏み状態となり長期的な協議が必要になってきております。事務局だけでも統合できる部分は統合していきたい、と説明がありました。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時40分より再開します。

午前10時34分 休憩

△

午前10時40分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員会委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に、令和2年9月9日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定によりご報告を申し上げます。

お手元のほうには審議記録というのが配ってございますけれども、この量が非常に多ございますので、かなり要約してお伝えすることになりますので、詳細につきましては審議記録のほうをごらんいただきたいと思います。

当委員会に付託されました案件は、議案第60号、61号、62号、63号、64号関連、議案第65号、67号、68号、認定第1号関連、認定第2号、5号、7号の12件です。

当委員会は、9月10日、審議の前に、関係する6カ所の現地調査を行い、その後、仮庁舎2階大会議室で、執行部から説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第60号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例についてです。

まず、議案説明資料の説明が著しく不十分であり、改正の内容が新旧対照表を熟読しないと理解できない状態であることについて嚴重な注意がありました。

また、改正の内容と説明として触れられなかった免除対象が拡大していることなども指摘もありました。

討論はなく、採決の結果、議案第60号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

職員の保有資格として、準看護師を加えた理由は何かとの問いに、元々27年度に国基準が緩和されていたものを、今回あわせて改正した、とのことでした。

これは参酌すべき基準であるということも確認いたしました。

また、第5条の改正は、上位法改正ではなく、過去のミスを修正するものであり、改正理由の説明と異なると指摘し、人権尊重に関わるミスであり、重大なものであることを確認しました。

また、実際の改正内容については、居宅訪問型保育の対象となる基準の確認として、町の判断であることを確認しました。

また、実施にあたっての設備等の条件については、個人宅の保育の場所の広さなどについて、基準については、家庭的保育の内容を準用することになる、との答弁でした。

意見として、今後必要な大事な事業であり、町としてきちんと制度設計をしてほしいとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第61号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、大津町立幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてです。

説明の現物給付化について具体的な扱いについての確認がありました。これについても行政用語による改正内容を具体的に示さない説明であることに注意があり、改めて具体的な説明がありました。

改正の対象となるのは、保育の必要性があると認定されており、預かり保育を利用した場合、本来、幼稚園に一旦利用料を払ってその後返還される形だったものを、無償化分について最初から支払わない相殺の形になる、とのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第62号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてです。

これにつきましては、空調を審判控室に設置するとのことでしたが、大会以外のときは、普段は利用者が使用できること。コインタイマー式であることなどを確認しました。

討論はなく、採決の結果、議案第63号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、補正予算に移ります。

議案第64号関連、令和2年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてです。

住民福祉部福祉課関係では、自立支援医療（更正医療）の給付事業の増額については、積算根拠、過年度と現年度の内訳の説明があり、生活保護の対象が増えたことが影響している、とのことでした。

一部損壊世帯住宅補修見舞金については、これまで広報誌やホームページなどにより周知してきましたが、加えて、未申請の世帯に個別通知をしたところ申請が増えたため、とのことでした。

当初、一部損壊世帯への支援がなかったのでは対象にならないと思っていたと言われる住民の方が多くおられた、とのことでした。

事故繰越しを行ったマスク購入については、消毒液は納品完了したが、マスクはまだ納品されておらず。9月末の期限に納品ができない場合は対応を考える、とのことでした。

地域移動販売事業についてです。福祉課で予算を計上する理由についての問いに、買物時の3密防

止と同時に、地域福祉の視点からも福祉課で計上した、とのことでした。

今後、運営費補助が必要となる可能性についての指摘などもあり、今後の課題についても総務課まちづくり推進室、介護保険課など関係課と協議して進めていく、とのことでした。

意見として、住民福祉部の業務はどんどん拡大しており、新たな業務については、適切な部署で対応することも必要と思われるので検討していただきたいと思いました。

また、実施する事業者については、北部で事業を実施しているJ A菊池を考慮しており、条件や実施内容については、協定を結んで取り決める予定とのことでしたので、町、住民のニーズと事業内容が矛盾しないよう協定を反映するように要望し、町と事業者が協定に合意した上で補助金を実行することを求めました。

次が住民福祉部住民課関係です。

町営住宅一般廃棄物処分費は、行方不明で明け渡し請求を行っているものと、居住者が亡くなられたことによる処分であるとのことでした。行方不明の方が後日現れた場合は、この費用を請求できるということを確認しました。

次に、岩坂の仮設団地談話室の移転工事の件です。これはまず、私が初日の本会議でこの工事に使われます住まい再建継続支援事業が町として初めて利用するというふうになんと申し上げたんですけれども、それは誤りでございまして、当初予算でも使われておりました。ここは申し訳ございません。

工事費用は業者の見積もりによるものではなく、設計委託によるもので、また、復興基金の創意工夫の枠組みとの整合についての問いには、財政課の被災者の生活支援、被災宅地の復旧支援、住まいの再建、防災・安全対策などの区分の中で県からの復興基金交付金の住まいの再建の基本事業項目に値するため、創意工夫についても住まいの再建に当てはめた、とのことでした。

続きまして、介護保険課関係です。

金婚式の記念写真撮影のやり方について、これまでは集合写真を撮るというやり方でしたが、今回はコロナの影響で個別の写真撮影を写真館等に委託するというようなことでありましたけれども、どちらが評判がよいかとの問いに、コロナ禍の中での代替案である、との説明に、利用が進むようであれば今後もこのやり方を検討してもよいのではないか、という意見がありました。

新型コロナウイルスの影響については、これは介護事業のことですけれども、従来どおりのやり方で実施することは難しいため、やり方を変えるなどの工夫をし、新たな手法で感染予防の対策を取りながら実施できている、とのことでした。

続きまして、健康保険課関係になります。

ロタウイルスワクチン予防接種の経費に対する国・県の補助はないのかとの問いに、国から地方交付税措置で9割が補てんされている、とのことでした。

養育医療がかなりの増額補正となっており、生活保護受給世帯の方1名が給付対象になったためとの説明でありましたが、1名分だけでこれだけ増えているのかとの問いに、養育医療については、これまでの実績では、1人当たり25万円前後の給付額となっていますが、今回計上をしている対象者は、

保険医療の適用もないため、医療費の全額が対象となり、大きな増額となるもので、これは一過性のものであると認識している、とのことでした。

また、新型コロナの影響で受診率が低下しないような対応が必要との指摘に、検査委託期間と感染対策について打ち合わせを行い、安心して受診できる環境を整えている。また、健診は非常事態宣言が発令されていない期間においては、不要不急の外出には該当しないということをしかり周知しながら受診の呼び掛けを行っていきたい、とのことでした。

続きまして、教育部に移ります。学校教育課関係です。

修学旅行のキャンセル手数料については、学校になるべく実施する方向で進めてほしいと伝えており、保護者も積立てを継続しているとのことで、キャンセルになった場合、国庫補助か臨時交付金を活用できるものですが、予算承認後に保護者には改めて通知をする、との考え方が示されました。

また、旅行業者とのキャンセル料に関する契約内容等を確認し、予算額の算定根拠も確認しました。このキャンセル料を予算に計上している分は、あくまで予備的な措置でありますので、その辺につきましては確認をお願いしたいと思います。

意見としましては、キャンセルする場合でも子どもたちががっかりしないように事前に情報を出すなど配慮することや参加する人にはインフルエンザの予防接種を受けてもらうよう促すことなどが要望されました。

また、北中の運動部室の修繕料につきまして、児童生徒の責任や弁償の判断等についての基準を確認し、教育的配慮と一言で片づける話ではなく、個々のケースを総合的に考えて対応する必要があるということで意見が交わされました。

また、施設改修の個別計画の進捗は、まずは今後10年間に於いてどこの学校、施設を優先的にやっていくかなど計画の内容を精査している段階で、本年度中の完成を目指していく、とのことでした。

子育て支援課関係です。

本会議で質疑がありました、多子世帯の補助額が減額になっている点について確認をしました。説明は、本会議で逆転現象と言われたのは、10月からの保育料無償化によって、幼稚園で副食費まで免除対象となっていた方に、副食費の支払いが発生するケースがあるとのことであって、13件発生しましたが、それ以降は新制度になっており、県の多子世帯における制度でそういった現象は起きていない、とのことでした。

今回の補正は、その逆転現象とは関係のないもので、県の補助が実施されないため、今年度は全額単費で補助を実施するということになるというもので、これにつきましては、継続して実施していただきたい、との意見がありました。

教育部の子育て支援課大津保育園関係です。

マスクの購入が計画されておりますが、国は5歳以下についてはマスクはしなくてよいと言っているのではないかとの問いに、そうは言われているが、子どもたちが集まるときにはマスクの着用を促している、とのことでした。

生涯学習課関係です。

保守点検について確認があり、今回は消防点検の報告書の提出が3月に行われるため、当初予算には間に合わないものだとの説明でした。

また、円満寺の庫裏解体については、復興基金創意工夫分が108万円で、一般財源が9千円という内訳になる、ということです。

室西区の集会所の建設は、熊本地震により解体されたものですが、今回、地区の認可地縁団体の確認が取れる見込みとなったことにより、要望があった、とのことでした。

地域生涯学習施設の修繕等については、本年度が最終年度でこれが最後になる、とのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第64号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

新型コロナの影響による国保税の減免について、国保税の407万円の減額に対し、国・県からの増額の補正が409万円となる、この2万円の差は何かとの問いに、国保税の減免の対象期間が過年度分も含まれている関係で、その差分とのことでした。

また、国保世帯に対する傷病手当金の適用期限が9月末までとなっているが、延長する必要はないのかとの問いに、町の規則で定めているところですが、延長を行う必要があると考えている、とのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第65号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

コロナ禍で相談件数が増えたり、介護が悪化してきている状況はあるかとの問いに、4月の緊急事態宣言で町の事業等も一部休止し、事業再開後に体力測定を行ったところ、利用者の筋力低下が若干見受けられた。また、認知症が進んだという相談も6月以降から徐々に増え始め、介護保険の申請につながったケースもある。そのため、事業再開後、委託事業所には筋力向上のための取り組みを実施してもらったり、休止期間中も定期的に訪問や電話などで安否確認を含めて対応していただいたりしている、とのことでした。

今後、コロナがそのまま継続したり、状況が悪化した場合の対応についての方針は、感染予防の対策を徹底しながら、筋力低下を防止しながら取り組んでいきたいと考えている、とのことでした。

介護事業所の経営悪化等の相談はなく、現段階では何とかやっただいていてものと推測しており、相談があれば随時対応していく、とのことでした。

また、介護保険の基金の積み立ての考え方について意見が交わされ、本来の基金の積み立ての趣旨と将来の介護保険料を抑制するための資金とするという考えのバランスを十分に考える必要があるということが確認をされました。

討論はなく、採決の結果、議案第67号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第68号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定に移ります。

認定第1号関連、令和元年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

住民福祉部福祉課関係では、ひとり親家庭等医療費助成の現物給付の検討について、現物給付を行っている県内4町村でも現物給付可能な医療機関は市町村内に限られているとの事情があるようで、今後、受給者の利便性とチェック機能や事務的負担を考えながら検討する。また、申請手続きの簡略化についての意見もありました。

重度心身障害者医療費助成の状況について、助成の初回決定時に説明をしているが、申請の流れがよくわからない方もおられるということで、申請の流れをわかりやすく説明するような改善をしている、とのことでした。

町がやっております巡回支援専門員整備事業委託と菊池圏域でやっております菊池圏域巡回支援専門員整備事業の負担金が二重になっているようだが整理はできないのかとの問いに、菊池圏域の中でも取り扱いを考えなければならないという意見もあり、今後、両方の住み分けと取り扱いについて検討します、とのことでした。

また、子どもの貧困対策推進事業の結果報告は、町のホームページに掲載されている、ということ。

それから、地域力強化推進事業については、新型コロナの影響で話し合う場がつかれないというような状況にある、とのことでした。

避難行動要支援者個別計画の推進については、計画策定の同意を受けた方の情報をどこまで地域で活用してよいかなどが課題となっております。今後は、活用事例を提示して地域での活用を同意していただくように工夫することなどが説明されました。

続きまして、環境保全課関係です。

猫の避妊手術補助金の検討については、方向性としてはすべての猫を対象にすることは難しいが、自立できない子猫を救うために里親探しをするための補助ができないかを研究している、とのことでした。

また、し尿処理のための負担金が増えているのは、4、5年に1回、大規模な部品の交換があったため、とのことでした。

ごみ減量化のための再生資源集団回収については、新型コロナの影響で昨年度末から申請が少なくなっていたが、今年8月からは回復が見られる、とのことでした。

住民課関係では、コンビニ交付とマイナンバーカードの交付の実績を確認しました。

また、災害公営住宅の落成式を予算流用で行った理由について、当初は落成式を予定していなかったものが、近隣市町村では実施されているという状況もあり、急遽実施したため、とのことでした。

介護保険課関係です。

介護保険特別会計への繰出し、繰入れはいずれも法定分ということで、意見としまして、主要な施

策の成果の指標については改善してほしい、との要望がありました。

住民福祉部健康保険課関係では、大津中央公園の管理についての意見がありました。

また、後期高齢者医療の健診受診率が17%と減少しておりますが、医療費抑制の立場からどのような取り組みを行っているかとの問いに、県平均を上回っているものの伸び悩んでおり、受診率の向上は課題となっている。毎年開催している保険証交付式において、健診の必要性などを説明しながら、積極的な受診勧奨を行っています、とのことでした。

このほか、風しん抗体検査事業の実績を確認し、今回、対象となっていたが検査を受けられなかった人には、再度検査機会を与える必要があると思うかどうかとの問いに、前年度に対象になっていた方も含めて、検査の周知啓発を行い、期間については、当初1年間となっていたが、有効期間を延長し、令和元年度の対象者も3年間は対象になることになる、ということの説明でございました。

続いて、教育部になります。学校教育課関係です。

路線バスの通学費の補助金の活用が少ないことについて、補助金が不要であるとのことであれば、事情などがわかれば聞き取ってほしいとの意見がありました。

また、不登校の人数の指標について、見直すような意見があり、現状で負荷がかかっている教育センターに加え、ほかの場所も検討すべきではないか、との意見があり、北中校区にはセンター機能が必要と考えており、研究したい、とのことでした。

それから、英検チャレンジ補助金もあまり活用されておらず。現在、1回しか受けることができない制度を再チャレンジする際にも補助ができないかなどを検討していきたい、とのことでした。

大津東小学校のプールろ過機の改修工事について、予算額から比べると誤差があり、予備費を大きく充用していることについて、設計の精度を上げるように、との意見がありました。

続きまして、給食センター関連では、燃料費の購入の仕組みについて確認があり、入札、随意契約、単価契約それぞれのやり方について確認がありました。

子育て支援課関係に移ります。

虐待問題の対応について質疑があり、説明を受けました。

また、幼稚園、保育園の滞納料金について、時効で不納欠損等の話がありましたが、督促により収納できなかったという説明は、説明で矛盾しているのではないかとの問いに、督促から5年経過している、との答弁がありました。

それに対し、5年間督促をせずに時効というのは、町としては不作為であり、やるべきことをやらずに時効というのは通用しないため、もう一度債権の考え方を整理して取り組んでほしい、との意見がありました。

また、このほか、保育体制強化事業の成果があがっていないことについて、3月の時点では、補助金の使い勝手が悪いとの説明がありました。これについて、目的は保育士の確保であるので、国の補助金の使い勝手が悪いということであれば、町単独でも何とかして保育士を確保しなければいけないという話になると思う。どうやって保育士を確保するのか真剣に考えてほしい、との意見がありました。

また、大津小学校の学童保育施設の建設については、いくつかの不備や行き違いがあったことなどから設計の段階でもう少しきちんと詰めなければいけない、もう少し丁寧にやってほしい、との意見でした。

子育て支援課大津保育園関係です。

保育システムを導入し、連絡手段が充実するなど効果が出ていることを確認しました。

続きまして、大津幼稚園・陣内幼稚園関係ですが、公立幼稚園の定員割れが続いており、ずっと検討しますと聞いておりますが、そろそろ結論が出てもいいのではないかとの問いに、昨年から子育て支援課関係、公立3園で協議を進め、方向性が出てきたところで、今後、町の協議としてあげていく予定で、認定こども園化を考えている、との報告がありました。

生涯学習課関係です。

運動公園多目的広場を整備して使用頻度が上がっている。地域経済効果を高めていくためにも誘致活動を行っていきたいとあるが、現状はどうかとの問いに、多目的広場の有効活用についてスポーツコミッションと連絡をとり、平日の利用を促進できないかを調査している、とのことでした。

また、この多目的広場の利用状況については、たくさんの団体の利用ニーズが重なり、使えない団体が出てきているようだ。現在、休みの火曜日も利用させてはどうかとの意見に、施設の管理状況、職員の勤務状況等を確認して検討します、とのことでした。

また、矢護川コミュニティセンターと野外活動等研修センターの整備が進められているが、ハード面が先行している気がする。活用方法の検討の進捗状況はどの問いに、基本計画の段階から地元と意見交換しており、いくつかの団体が都市交流というような形で活用していることなどの説明がありました。次の委員会で詳細な報告を求めております。

生涯学習課の図書館関係です。

指定寄付金の歳入の内容について確認がありました。

また、Wi-Fiの導入効果と今後については利用者の方からは好評とのことで、ほかの生涯学習施設の利用者からも要望が多くあり、今後については、生涯学習施設だけではなく、全町的な見解を出せればと思います、とのことでした。

このほか、移動図書館の成果についても確認をしました。

ここで質疑はすべて終わり、討論はなく、採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和元年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

特別交付金の予算と調定額の差の処理について、補正予算で調整しないのかとの問いに、以前は3月末に専決処分による補正予算で調整を行っていたが、ほかの自治体に習い、平成30年度から専決補正を行っていない状況だ、とのことでした。

また、特別交付金の中のインセンティブ交付金については、平成30年度は県内で8位とのことだったが、令和元年度はどうだったかとの問いに、令和元年度は、県内16位となり、昨年と比較して

低下している。課題は国保税の収納率を上昇させること、と説明がありました。

また、繰越金が1億8千万円弱となっているが、県単位化後においても繰越金はこれほど必要なのか。また、繰越金の一部を基金に積み立て、基金を増額しているが、項間流用と一時借入といった会計手段がある中で、県単位化後の基金の必要性や考え方はどうなのかとの問いに対しては、繰越金は、県単位化後においてもキャッシュフローの観点から必要であり、基金の目的については、県単位化後は、それに伴い創設された国保事業費納付金の不足が生じた際に活用できるようにするためのものである、とのことでした。

討論はなく、採決の結果、認定第2号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、令和元年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

住民福祉部介護保険課関係となります。

本会議で、施設サービスから在宅サービスへの移行が順調に進んでいるとの話だったと思うが、なぜそれがうまくいっているのかを含め、決算全体をどう受け止めているのかとの問いに、人口構成や介護度の視点から見ると、現在は前期高齢者が後期高齢者よりも増えている状況にあり、そのような中で介護度の軽度化が進んでおり、施設利用の必要者数が減少しているということが考えられます。施設サービスの需要は年齢層に比例することが大きく、後期高齢者が前期高齢者数を上回る反転減少が数年後に生じるころには、介護度の重度化が進み、施設利用の必要者数が増加すると考えていますので、現在は、順調に在宅サービスの移行が進んでいる時期であると言えると思います、とのことでした。

討論はありませんでした。採決の結果、認定第5号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定であります。

質疑、討論ともになく、採決の結果、認定第7号につきましても、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時09分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に、令和2年9月9日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第59号、議案第64号関連、認定第1号関連、陳情第1

号の4件であります。

当委員会は、審議に先立って9月10日午前中に総務課所管事業5カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ2階ふれあいホールにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。審議の経過について、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第59号、大津町議会議員及び大津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

委員より、有償契約することが公費負担対象の条件の一つとなるが、選挙の告示日までに契約をしないといけないのか。例えば、選挙運動期間中に運転手が急遽変更となる場合などはどうかとの質疑に、執行部より、事前に有償契約を結び、選挙管理委員会に提出していただく必要があり、その後、契約内容が変更となったら再度届出が必要になります。また、運転手の変更があれば、新たな運転手と契約を結び、選挙管理委員会に提出していただくこととなります。なお、各様式は選挙管理委員会で準備する予定です。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第59号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号関連、令和2年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

総務部総務課関係、選挙関係費で、委員より、候補者が公費負担制度を利用したあと、公費負担の状況について、情報公開をどう実施するのか。町税を使う制度なので告示だけでなく、積極的な公表も検討すべきではないかとの質疑に、執行部より、告示行為だけでなく、住民にわかりやすい公表の仕組みを検討します、との答弁でした。

委員より、職員給与費明細書の常勤職員と会計年度任用職員の給与費等について、職員数がほぼ同数であるが、会計年度任用職員の給与費等の額は、常勤職員の半分にも満たない。会計年度任用職員の処遇改善は行わないのかとの質疑に、執行部より、今年度4月に施行した会計年度任用職員制度については、期末手当の支給など以前の制度に比べると処遇は改善されていますが、今後も社会情勢の変化にあわせて処遇の改善等を図っていきます、との答弁でした。

総務部財政課関係で、熊本地震大津町復興基金繰入金について、岩戸溪谷遊歩道復旧調査と、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金は、県の復興基金の対象とならないのかとの質疑に、執行部より、岩戸溪谷歩道復旧調査と地域コミュニティ施設再建支援事業補助金については、それぞれ町の所管課と、県の所管課との間で、県の復興基金対象かどうか協議して、その結果、岩戸溪谷遊歩道復旧は、地震で被災はしているが、岩戸神社そのものの復旧ではないこと。地域コミュニティ施設再建支援事業は、矢護川の円満寺の庫裏解体ですが、住職が常駐する施設であるため、対象外となったものです。円満寺については、本来であれば公費解体で対応できたものが、何らかの事情により申請ができず相談があったもので、県の復興基金では対応できないため、町の復興基金で対応したい、と答弁でした。

総務部人権推進課関係で、女性の社会進出において、日本は世界の中でも下位に位置している。大

津町でも女性に対する具体的な取り組みが必要ではないかとの質疑に、執行部より、ジェンダーギャップ指数について、日本は世界の153カ国中121位となっており、政治分野及び経済分野において男女間の格差が大きい国であるという結果が出ています。国や県でも様々な取り組みがなされていますが、大津町においても数値化された現状などを把握しながら啓発を進めていきたい、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第64号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、令和元年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

総務部総務課関係で、委員より、行政区嘱託員制度が変更となり、業務委託となったが、査定は行っているのかとの質疑に、執行部より、委託料を支払うにあたり、本人から聞き取りを行うとともに、実績報告書に活動内容、例えば、月2回の広報紙配布、清掃活動、地域での災害時の対応等を記載してもらった上で支払いをしています、との答弁でした。

委員より、例規集追録データ更新業務について、4月に改正された要綱が半年経過してもホームページの例規集に掲載されていない。どのように更新作業を行っているのか。委託業者への送付が遅くなっているのではないかとの質疑に、執行部より、例規のデータについては、議会定例会後に委託業者に送り、更新作業を依頼しています。途中委託業者からチェック事項に対する確認の上、回答する過程を経て約3カ月で更新されます。しかし、ご指摘のとおり、実際の例規制定・改正の時期から例規集掲載までどうしても時間を要し、更新が遅くなる事例もありますので、今後は毎月委託業者に更新データを送付し、例規集に掲載されるよう業者とも協議して対応します。

意見として、たとえ要綱でもあっても、町の決まりを定める法律と言えるものなので、速やかに例規集に更新されるよう対応してもらいたい、との意見でした。

委員より、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み概要について質疑があり、執行部より、町の全体的な地域おこし戦略として位置付けており、具体的には、地方創生の補助事業を活用し、肥後大津駅周辺地域の活性化を行うものです。実行委員会の中で検討し、イオン北側の桜並木整備や駅舎南側のイルミネーションの設置などを行っています。駅南側の取り組みののち、駅北側についても肥後大津につきり会が立ち上がるなど、駅を中心として大津町の活気ある商業をけん引するような動きが始まったことは大きな成果だと考えています、との答弁でした。

委員より、コロナ禍の中で、商店街が苦しい状況にある。コロナ対策の予算を投入して支援すべきではないかとの質疑に、執行部より、地方創生臨時交付金で現在4億円の支援があり、第3次補正も計画されていると聞いています。大打撃を受けられた商店街について、感染防止対策、家賃補助、商品のデリバリー補助など商業観光課と一緒に、効果的な商店街に対する補助を検討していきたい、との答弁でした。

議長より、横断歩道や道路標記の管理について関係機関と連絡をとっているかとの質疑に、執行部より、現在、交付金等を活用し進めています。熊本地震以降、全体的に白線が薄くなっているため、次年度、全体的な点検を行い、整備を考えたい、との答弁でした。

委員より、企業が自販機に防犯カメラを設置する事業があるが、周知はしているのかとの質疑に、執行部より、今後、行政区嘱託員会議等でも周知を図ってまいりたい、との答弁でした。

委員より、区長会助成金に関して、現在、女性区長は何人いるのか。区長会役員への女性登用の状況はいかがかとの質疑に、執行部より、女性区長は2名で、区長会の役員には女性はおられません。区長会の役員決めは区長会内部で協議し、決定される仕組みです。女性の区長や地域の役員への就任の推進については、従来から人権推進課と連携して区長会全体研修時の説明と啓発に努めていますが、引き続き区長会への説明、啓発に努めてまいります、との答弁でした。

委員より、選挙啓発費に関連して、投票率が50%いかない場合が多いが、投票率向上対策はどうかとの質疑に、執行部より、従来の投票率減少に加え、コロナ感染が心配で投票所に来られないことを防ぐため、今年8月の補正予算で消毒液、職員がつけるフェイスシールドや手袋、自動交付機の導入を進めています。また、従来臨時的に2カ所目の期日前投票所を日数限定で設置していましたが、年明けの町長選挙、町議会議員選挙では、オークスプラザとは別に4日間常設で期日前投票所の開設を検討していきます。人員配置や経費の問題はありますが、コロナ対策を十分に行い、投票率が低下しないよう努めていきたい。開設場所については、現在、選挙管理委員会で検討中、との答弁でした。

委員より、消防団員の定員数と処遇改善についてどうなっているかとの質疑に、執行部より、定員について各分団において地元区長さんや回覧板等により調査を行い協議している。処遇改善について任用期間を4年とし、OB団員やOB消防職員を活用した支援団員の導入を検討している、との答弁でした。

委員より、外牧区の消防詰所の場所は、浸水想定区域なのに建築にあたり県からの指導はなかったのかの質疑に、執行部より、都市計画関係で協議が行われています。現在のところレッドゾーンについては規制が設けてありますが、イエローゾーン、浸水想定区域には規制はありません。今後、防災とまちづくりの観点からイエローゾーンや浸水想定区域等の規定について関係機関との協議を行っていきます、との答弁でした。

議長より、先日の台風や豪雨対策について避難所を増やすなど密にならないように行っていたが、今後は冷暖房など環境整備の計画や情報確認など総合的な検討が必要ではないかとの質疑に、執行部より、今回の台風対応で当初避難所を16カ所開設しましたが、老人福祉センターが満員になったため、オークスプラザ、子育て健診センターを追加で開設しました。避難者数は最も多くて約570名でした。また、人数と面積を調査し、通常であれば一人当たりの避難面積が2平方メートルのところを、今回ソーシャルディスタンスを踏まえ一人当たり3平方メートルの間隔で運営しました。今後は、避難所の定員を定め、避難状況の周知など対策についても新年度で導入する防災システムとあわせ検討してまいりたい、との答弁でした。

委員より、運動公園防災倉庫や瀬田地区避難所など南部の防災状況は進んでいるが、北部についての計画はどうかとの質疑に、執行部より、矢護川コミュニティセンターが北部の防災拠点とすることで社会資本整備総合交付金事業により設計を行っている。トイレやシャワーなど避難所としての整備計画とあわせて、防災倉庫としての整備も行っていく予定です、との答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、空き屋対策協議会の中で危険空き家についても協議されているのかとの質疑に、執行部より、昨年度の協議会、設立後第1回目の会議であったため、町が持つ情報提供を中心に会議を行い、危険家屋の今後の対応については、これから協議会において協議していく予定。

意見として、大型台風が来れば危険空き家が近隣に被害をもたらす可能性もあるので、真剣に対応していただきたい、との意見でした。

委員より、主要な施策の成果の中で公共交通事業の残された課題に、「次期計画策定」と記載されている。実施計画ではないのかとの質疑に、執行部より、次期計画とは地域公共交通網形成計画自体のことで、現計画は令和2年度までの計画期間となっているため、次の計画を策定する必要があります。また、国の法改正により、地域の公共交通計画を策定する方針に変更がある予定であり、今年度中に方針が示される予定となっています、との答弁でした。

委員より、町内の公共交通体系（特に町の中心部）については、具体的な計画を示すべきではないのかとの質疑に、執行部より、公共交通網形成計画に基づき、乗合タクシーの北部・南部全域化などに取り組んできたところで、今後は、次期計画の策定とあわせて町中心部の公共交通体系を検討していきたい、との答弁でした。

委員より、セントラル病院が菊陽町に移転することにより、公共交通は変わらないのかとの質疑に、執行部より、セントラル病院の移転先について、乗合タクシーは利用対象エリア外となるため使用できません。これは乗合タクシーが町の周辺部から町の中心部への移動を目的としてエリア設定をしているためです。対応策として、現在運行しているバス路線「駅南口線」のルートの一部を変更し、移転先の敷地内に新たにバス停を設置することを予定しています、との答弁でした。

委員より、高齢者にとって切実な問題であり、住民からも要望が多いため、乗合タクシーのセントラル病院乗り入れについて早急に検討すべきではないのかとの質疑に、執行部より、他の施設からも乗合タクシーの利用エリアに含めてほしいとの要望がありますので、全体的に検討していきたいと思えます、との答弁でした。

とりわけ北部・南部の運転のできない高齢者にとってはセントラル病院への通院対策は早急に進めてもらいたい、との意見がありました。

委員より、プレミアム付商品券について、国の制度設計自体がよくなかったのではないかと。商品券の購入に関して、自分で移動手段がない高齢者などは公共交通での移動に要した費用を考えるとあまりにもプレミアム分のメリットがなかったのではないかと。ほかの方法が取れなかったのかの質疑に対し、執行部より、商品券を販売する際には、各地区の郵便局での販売なども検討しましたが、販売対象となるのが非課税世帯のため、個人情報の取り扱いの観点により、オークスプラザ専用窓口のみで扱いをしたところですが、との答弁でした。

委員より、行政改革関連の事業、RPA・OCR事業の進捗状況について質疑があり、執行部より、紙で提出された申請書等をOCR（スキャン）することによりデータを取り込み、データ化したものを総合行政システム等に自動で入力させるシステムです。話だけ聞くと効率的なシステムですが、国

の制度が変わったときに職員が修正しなければならず、担当者が変わったときにうまく機能するかどうか心配があります。

総合行政システム自体に読み取り機能があれば、さらに業務の効率化に繋がりますので、RPA・OCRの取り組みとあわせて総合行政システムのベンダーに要望しているところです。

本年度の取り組みとして、業務のRPA化を検討している担当課職員を募集し、プロジェクトチームによる検討会を開催しています。また、RPA導入実証実験も行いますので、実証実験を行っての課題や費用対効果等を検討会で検証しながら、導入するかどうかの検討をおこなっていく、との答弁でした。

総務部庁舎建設推進課関係で、主要な施策の成果で、開庁に向けた関連工事や業務、備品購入等のスケジュール調整が課題であるとされているが、執行部より、建設工事は予定どおり進捗していますが、新庁舎に配置する備品等は新規に購入する必要があり、現在の進捗は設計の際の配置イメージを基に、製品選定と数量の積み上げが終わったところです、との答弁でした。

委員より、7月に人吉市などで発生したような豪雨となった際の新庁舎における水害対策は万全かとの質疑に、執行部より、豪雨が発生した際に新庁舎への影響が想定されるのは上井手の決壊ですが、新庁舎で周辺が水没するような被害が発生しても、非常用電源装置などのライフラインに関わる設備を最上階に設置しているので、水没するということは考えられません。もしも想定外の豪雨等により、地下の免振ピット内に浸水した場合、機能に全く問題ないとは言い切れませんが、水没後の防錆対策やメンテナンスなどを行えば、機能を阻害する可能性は少ないと思います、との答弁でした。

総務部財政課関係で、委員より、庁舎建設に伴う駐車場の確保など課題はどうかとの質疑に、執行部より、新庁舎完成後は、周辺工事を行う予定ですが、その際に来庁者駐車場を確保しつつ、経済部や土木部の職員も新庁舎に戻ってきますので、公用車及び職員の自家用駐車場の検討も行っているところです、との答弁でした。

議長より、熊本地震から4年、新型コロナウイルスの発生、このような状況の中、今後の財政状況の見通しはどうかとの質疑に、執行部より、新型コロナウイルス感染症に関する費用について、国の臨時交付金約4億円は交付予定ですが、あわせて、財政調整基金の繰り入れも2億3千万円計上しています。今後、新庁舎の完成や、その他の公共施設の更新などの影響により、公債費も含めて経常的な経費も増えていくことも見込まれますので、これらを踏まえて計画を立てていく予定です、との答弁でした。

総務部税務課関係で、給与天引きの特別徴収制度があるはずだが、なぜ地方税電子化協議会へ徴収費用を払うのかとの質疑に、執行部より、今まで特別徴収について各事業所が各市町村へそれぞれ払っていましたが、令和元年10月より国の機関の1カ所にまとめて納付することで、各市町村へ納付できるようになったもので、事業所の事務の軽減が図られました。そのため地方税電子化協議会への負担金を支払っているところです、との答弁でした。

委員より、所有者不明の土地は登記をしないと公共事業ができないと思うが、どうなっているかとの質疑に、執行部より、法務局の登記官が相続人の探索や現地調査をして、職権で登記できる制度が

できまして、公共事業を行う担当課に該当する土地を照会し、法務局に報告し、対象となる地域が選定されるようになりました、との答弁でした。

委員より、コロナ感染症などの影響で8月の自殺者数が前年度15%上昇しているとのこと、税の徴収業務は大切だとは思いますが、所得が落ちた人に対する税の徴収は慎重に行っていく必要があると思われる。どう考えているかとの質疑に、執行部より、慎重な納税交渉に努め、収入が少なく、納付が難しいという方については、国保税についての減免制度の活用や納税の猶予を行うなどの対応を行っていきたい、との答弁でした。

総務部人権推進課関係で、委員より、男女共同参画を行政主体で進めようとしていると思うが、役場の管理職を含めて女性の登用比率は低いと思う。目標の設定と実績はどうかとの質疑に、執行部より、大津町男女共同参画推進プランに、庁内推進体制における女性の登用率の目標値を30%に設定しています。令和2年4月現在の女性の登用率は、課長級が29人中4名で13.8%、係長級が70名中29名で41.4%、部長、次長級には不在のため、管理職における女性登用割合は37名中4名で10.8%になっています。一般職員の総数における女性の割合は220名中85名で38.4%です。係長級においては総職員数における女性比率と同様の登用率となっていますが、課長級に女性登用が少ない原因として、年齢構成において50歳代の女性職員が少ないこともあります。今後の人事は性別に関わらず登用が進められていくと思いますので、係長級以上の職員を対象に教育を進めてまいります、との答弁でした。

意見として、年齢構成による影響もあると思うが、まずは役場女性の登用率を高めて町民に対して示さなければならない。男女共同参画を進めるのであれば、目標をもって実現していかなければならないのではないか。見本となるためもっと努力をしてもらいたい、と意見がありました。

以上で、討論はなく、採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、陳情第1号、スポーツの森駅（仮称）新設に向けた調査・検討等に関する陳情であります。議会事務局より陳情書の概略説明ののち、総合政策課より新駅設置関係のこれまでの経緯及び参考事例の説明を受けました。

委員より、請願駅としての西熊本駅の事例では、開業後5年間の収支が赤字になると見込まれているが、実際は路線価の上昇や駅周辺の開発などにより税収も増加しており、全体的に見れば黒字になるのではないかとの質疑に、執行部より、西熊本駅周辺は発展が見られますが、駅が先か周辺開発が先かなども含め、駅設置に伴う経済効果については今後調査を行いたい。

意見として、駅周辺の開発は、駅設置にあわせて行われていたと思う。駅設置に伴う宅地開発等には住宅宅地供給総合支援事業（鉄道整備事業）を活用したのではないかと調査をしてほしい、との意見でした。

委員より、ホームが2つで単線の間複線を引く駅の形であれば莫大な費用がかかるが、簡易的な駅であれば数千万円でできると聞く。また、コーナーや急勾配にある駅も実際にいくつかあるが、町の当初案は傾斜や線路のカーブが課題であったとすれば、設置場所を変更することも検討できないか

との質疑に、執行部より、平成16年度の調査では、傾斜やカーブの関係で3カ所の設置場所案が示されています。町の計画では、球技場と競技場の間の突き当りを中心とした駅を考えていましたが、その場所から線路のカーブが始まっていたため、少し熊本方面に寄せて、森3号踏切をアンダーパスする案が示され、道路改良の費用も含まれた内容となっていました。

委員より、平成16年度に調査委託を行っているが、随分年月が過ぎている。当時の経費はどの程度だったかとの質疑に、執行部より、当時は約350万円で委託しており、同じ業者に確認したところ、現在では約500万円かかるとの回答を得ています、との答弁でした。

執行部より、今回の陳情にあわせ、町に対しても新駅設置の要望が出されています。この件について、財源と利用者の確保という2点がポイントになると思われます。民間活用も含め、まちづくり全体の中で駅の位置づけやその周辺地域の開発をどう考えるのかという視点から、財源確保に向けた方策などの議論が出てくるものと考えています。

意見として、今回の陳情の趣旨は、新駅について調査、検討を求めるものとなっている。検討課題は多いが調査を望むことについては理解できる、との意見が大半でした。

討論はなく、採決の結果、陳情第1号については、全員賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員会の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第59号、大津町議会議員及び大津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第61号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、大津町幼稚園預かり保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第64号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、令和2年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和元年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、令和元年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、令和元年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、令和元年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、令和元年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委

員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、令和元年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、陳情第1号、スポーツの森駅（仮称）新設に向けた調査・検討等に関する陳情を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択するものです。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和2年度議員派遣について

○議 長（桐原則雄君） 日程第4、令和2年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年度議員派遣については、議席に

配付しましたとおり、派遣することに、決定しました。

しばらく休憩します。午後1時から再開したいと思います。

午前11時45分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 発委第2号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第5、発委第2号、「大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発委第2号提出者、議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） 皆さん、こんにちは。発委第2号、「大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の趣旨説明を行います。

本案は、別紙のとおり、地方自治法第112条及び大津町議会会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出いたします。

提出者は、議会運営委員会となっています。

提出の理由は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点などの止むを得ない事情で委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合におけるオンライン会議の開催方法等について規定しようとするものであります。

第13条の次に13条の2を加え、開催方法の特例を設けております。

また、18条の秘密会においては、オンライン開催の場合ではできないとしております。

詳細はお手元に配付のとおりです。

以上で、趣旨説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 発委第3号 住民の理解に基づく厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める
意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第6、発委第3号、「住民の理解に基づく厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発委第3号提出者、議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） 発委第3号、「住民の理解に基づく厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について」の趣旨説明を行います。

本意見書は、地方自治法第112条及び大津町議会会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出いたします。

提出者は、議会運営委員会となっています。

提出の理由は、本制度整備の実現については、課題の解決を行った上で実現を求めるというものであります。

詳細はお手元に配付のとおりです。

なお、提出先は内閣総理大臣外、記載のとおりです。

以上で、趣旨説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号、住民の理解に基づく厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第3号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対

し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第7、発委第4号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発委第4号提出者、議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） 発委第4号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」の趣旨説明を行います。

本意見書は、地方自治法第112条及び大津町議会会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出いたします。

提出者は、議会運営委員会となっています。

提出の理由の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の拡大が甚大な経済的・社会的影響をもたらしている状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくため、地方税・地方交付税等の一般財源額の確保・充実を強く国に求めるということとあります。

詳細はお手元に配付のとおり、なお、提出先は内閣総理大臣外、記載のとおりです。

以上で、趣旨説明といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第4号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第72号 投票用紙自動交付機購入について

日程第 9 議案第73号 大津町立小中学校校内LAN改修工事請負契約の締結について

日程第10 議案第74号 大津町立小中学校教育用パソコン購入について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第8、議案第72号、「投票用紙自動交付機購入について」から日程第10、議案第74号、「大津町立小中学校教育用パソコン購入について」までの3件を一括して議題とします。

お諮りします。

議案第72号から議案第74号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号から議案第74号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました提案の説明の前に、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第72号、「投票用紙自動交付機購入について」でございますが、令和2年8月28日に指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、熊本県熊本市南区流通団地1丁目5番地、株式会社オオバ、代表取締役大庭由樹様と1千585万9千800円で物品販売契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に定める、予定価格700万円以上の動産の買入れですので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第73号、「大津町立小中学校校内LAN改修工事請負契約の締結について」でございますが、7月10日に条件付き一般競争入札の公告を行い、8月25日に入札を実施いたしました。

入札の結果、熊本県菊池郡大津町大字大津1480番1、株式会社九電工大津営業所、所長城下巧臣様と1億857万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第74号、「大津町立小中学校教育用パソコン購入について」でございますが、令和2年8月28日に指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、熊本県熊本市南区幸田1丁目6番27号、株式会社K I S、代表取締役高浜辰也様と2億4千818万2千円で物品売買契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に定める、予定価格700万円以上の動産の買入れですので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由を説明申し上げましたが、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。それでは、まず、議案第72号、投票用紙自動交付機購入につきましてご説明を申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、説明資料集も1ページと2ページをお願いいたします。

この備品の調達につきましては、選挙用の投票用紙自動交付機を購入するもので、選定しました機種を取り扱っている業者からの調達となります。

入札の方法につきましては、選定した機種を取り扱っている業者が限られていることから、指名競争入札による調達を行うことといたしました。業者の選定につきましては、町の業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づき、入札参加者名簿に登録されたもののうちから選定機種を取り扱う2者を選考し、8月28日に入札を実施いたしました。

説明資料の1ページをお願いいたします。

備品名は、投票用紙自動交付機でございます。

仕様、それから装備品については、記載のとおりでございます。

購入金額は1千585万9千800円で、納期は令和2年の10月の16日までといたしております。

購入の相手方は、熊本県熊本市南区流通団地1丁目5番地、株式会社オオバ、代表取締役大庭由樹様でございます。

指名業者につきましては、選定した機種を取り扱う2者を指名いたしております。指名業者及び入札金額、入札率については、記載のとおりでございます。

続きまして、投票用紙の自動交付機の概要を御説明いたします。

説明資料集の2ページをお願いいたします。

まず、導入の目的ですけれども、選挙での投票所における新型コロナウイルス感染症対策として有権者の方が安心して投票することができる環境整備を行い、投票率の維持・向上を図る必要がございます。最近の全国の投票事務を見ますと、選挙事務従事者はビニール手袋を着用の上、投票用紙を交付するスタイルとなっておりますけれども、一方、ビニール手袋等での投票用紙配布では、票の確認がしづらく、二重交付等のミス危険性が高まるのが予想されます。そこで、新型コロナウイルス感染症対策とミスのない選挙運営、投票率の維持・向上の両立のため、今回購入をするものでございます。

次に、投票用紙の自動交付機の機種ですけれども、選挙用の特殊機器であるため、機器を選定しての購入となります。今回購入します投票用紙自動交付機は、全国でも大きな課題となっております投票用紙の二重交付や、あるいは異なった選挙の投票用紙を交付する、いわゆる誤交付ですね、などを未然に防ぐため、投票用紙の色をですね、識別する機能を有しているものとしております。この機能は、国政選挙の際に使用される投票用紙はもちろんのこと、地方選挙におきましても対応することができ、投票用紙の装填ミスあたりを防ぐことにもなります。万が一、設定した色と違う色の投票用紙を装填した場合においても、投票用紙が排出されない仕組みとなっており、誤った交付を未然に防ぐ

ことができます。また、投票用紙配付の際には、センサーで制御をしているため、投票用紙の二重交付についても、二重に交付をすることのない機器となっております。

次に、議案第73号、大津町立小中学校校内LAN改修工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案集は3ページ、4ページ、説明資料は3ページから6ページをお願いいたします。

今回の工事請負契約案件は、大津町立小中学校校内LAN改修工事ですけれども、工事の概要等につきましては、後ほど教育部長が説明をいたしますので、私のほうからは入札関係について説明を申し上げます。

まず初めに、入札関係についてですけれども、大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料の3ページをお願いいたします。

建設工事の種類は、電気通信工事で、単独発注工事とし、経営事項審査の総合評定値800点以上といたしております。

営業所の所在地は、九州管内に主たる営業所を有することといたしております。

施工実績に関する事項では、平成18年度以降、元請けとして熊本県内において完成した電気通信工事で、請負金額6千万円以上の施工実績を有することといたしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、①施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②としまして、電気通信工事に係る主任技術者または監理技術者としての資格を有すること。ただし、下請けの合計額が4千万円以上となる場合につきましては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。それから、③としまして、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての要件を満たす技術者を専任で配置することとしております。

令和2年7月10日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、8月の25日に入札を実施いたしました。

4ページをお願いいたします。

入札結果についてご説明いたします。

入札参加者は3者で、入札参加者、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、熊本県菊池郡大津町大字大津1480番1、株式会社九電工大津営業所、所長城下巧臣様が9千870万円で落札され、契約金額は1億857万円となっております。なお、西部電気工業株式会社熊本支社は、最低制限価格を下回ったため失格となっております。また、株式会社サン電工社熊本営業所は、技術者の配置が困難になったため辞退をされました。

工期は、議会議決の承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和3年3月25日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左の下に記載のとおりでございます。

最後に、議案第74号、大津町立小中学校教育用パソコン購入につきましてご説明を申し上げます。

議案集は5ページと6ページ、説明資料集は7ページと8ページをお願いいたします。

今回の契約案件は、大津町立小中学校教育用パソコンの購入ですけれども、備品の概要等につきましては、後ほど教育部長が説明いたしますので、私のほうからは入札についてご説明いたします。

この備品の調達は、大津町立小中学校教育用パソコンを購入するもので、パソコン等を取り扱う業者からの調達となります。

入札の方法につきましては、指名競争入札により調達を行うこととしました。

業者の選定につきましては、町の業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づく入札参加者名簿に登録された者のうち、県内に事業所があり、専門性や実績を備えた6者を選考し、8月の28日に入札を実施いたしました。

説明資料の7ページをお願いいたします。

備品名は、大津町立小中学校教育用パソコンでございます。

仕様及び装備品につきましては、記載のとおりでございます。

購入金額は2億4千818万2千円で、納期は令和3年の3月25日までとしております。

購入の相手方は、熊本県熊本市南区幸田1丁目6番27号、株式会社K I S、代表取締役高浜辰也様でございます。

指名業者につきましては、県内に事業所を有する6者を指名いたしております。指名業者及び入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。

なお、今回の入札におきまして、6者指名をいたしましたけれども、5社が辞退をしております。理由につきましては、いずれの企業も4千台近いパソコンを納期までに納品できない可能性があるということで辞退をされているということで聞いております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） こんにちは。それでは、私のほうから工事の概要等についてご説明申し上げます。

まず、第73号、大津町立小中学校校内LAN改修工事請負契約の締結についての工事概要についてご説明いたします。

議案集は3ページから4ページ、説明資料は3ページから6ページをお願いいたします。

説明資料集の5ページでご説明を申し上げたいと思います。

工事内容ですが、町内小中学校における児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークを全国一律に整備するものです。

工事名は、大津町立小中学校校内LAN改修工事です。

設計額は、1億1千766万5千900円です。

工期は、令和3年3月25日としております。

中段の整備概要の一覧表をごらんください。

各学校ごとの整備概要です。無線環境整備のため、無線LANアクセスポイントを合計で285カ所設け、従来のLANケーブルは、カテゴリ6Aの規格で整備をします。この規格は、従来のLANケーブルに対して、速度で10倍、容量で2倍の能力を持つケーブルとなります。また、端末を格納し、充電を行う電源キャビネット42台用を合計122台、小型の電源キャビネット10台用を合計46台整備をいたします。

1人1台端末を含めた今後のスケジュールは下段にお示しのとおりでございます。

次に、説明資料集の6ページをお願いいたします。

整備のイメージをお示ししていますが、これまで無線LAN環境がパソコン教室や一部の教室に限定をされておりました。パソコン教室以外は端末も児童生徒が共有して利用する形態でございました。今回の校内LANの改修が完成すれば、すべての普通教室、特別教室、体育館に無線LAN環境が整い、国のGIGAスクール構想が目指す、1人1台の端末を同時接続できる教育環境が整うこととなります。この教育環境が整えば、教師側は、端末を介して、児童生徒一人一人の反応を把握することができ、個々の反応を踏まえた細やかな指導が可能となる。学びの深化と児童生徒の学習の進み合い具合に応じ、別々の内容を学習したり、各自の考えを即時画面に共有するなど、学びの転換が期待できるとされております。

概要につきましては、以上で終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第74号、大津町立小中学校教育用パソコン購入の物品調達の内容についてご説明いたします。

議案集は5ページから6ページ、説明資料は7ページから8ページです。

説明資料の8ページでご説明を申し上げます。

業務名は、大津町立小中学校教育用パソコン購入です。これは、国のGIGAスクール構想を目指す令和2年度での1人1台端末の実現に向けた児童生徒及び教職員用の端末3千890台を購入するものです。

納入期限は、令和3年3月25日としております。

設計金額は、2億6千529万8千円です。

仕様につきましては、(ア)として、教育用パソコン、端末のOSは起動時間、バッテリーの耐久性、端末管理の容易性、イニシャルコスト、ランニングコストなどを総合的に勘案し、Google Chromebookとしています。(イ)の管理コンソールは、1台の端末で3千890台の設定が可能となるもので、Google Education Upgradeを3千890式調達いたします。また、(ウ)運用支援ツールと(エ)のフィルタリング機能、(オ)の学習支援ツールは、端末との完全対応性や信頼性の高さからチエル株式会社のものを選定し、3千890式調達いたします。(カ)の協働学習ソフトは、教職員の授業と児童生徒の学びを支援するもので、今回は全国的なシェア、導入、運用実績、活用方法の簡便性から株式会社ロイロのロイロノートを選定し、3千890式を調達いたします。また、(キ)の授業支援ツールのマイクロソフトオフィスは、無料版のソフトとなりますが、Google Chromebook

の縦書き機能補完のためにセットアップをするものでございます。

以上で、概要の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第72号関係、投票用紙の自動交付機の調達について質疑をいたします。

説明の中でですね、この機種についての説明がありました。こういうことができますよという説明があったわけなんですけれども、入札ですから、できれば機種選定、機種の指定というのは避けて、複数の機種から選定できるほうがより競争効果は高いと思うんですよね。この機種でならなかった理由というのが必要になるかと思うんですよ。先ほど言われたような機能というのがほかの機種にはないものなのかということで、ちょっと私もそうなのかなと思って調べてみたんですけども、岡山市のですね、選挙管理委員会のほうの調達の際に、別の機種のをですね、同等品として認められますという内容があったもんですから、その辺のところも含めて同等品は本当になかったのかというところを質疑したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回、投票所の自動交付機ということで購入をお願いしております。今回の目的は、二重交付防止と色を分けるということで、そういった機能が付いているものについてはですね、この機種しかなかったということで確認をしております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） この機種しかなかったということであればいいです。

はい、以上です。終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第74号について質疑いたします。

6者指名して5者が辞退ということで、1者だけという形になると、まさしく指名競争、競争が成り立たなかったというふうになってしまうと思います。こういったことは今までもありましたので、多々注意してきました。もちろん、地場企業を、熊本県という形で広く広げすぎますといろんなところが一般競争してしまうと入札参加してきますんで、その防衛策というともありますが、やはり競争の原理というのは非常に重要でありまして、それが評価の、我々議員としてもですね、評価する基準なんです。何もなかった、競争相手がなかったとなると、これまたちょっと厳しいですね。これ本当に妥当な金額なのかという形、それを見るには、予定価格と入札価格ですね。落札価格を比較するしかない。結局、93.54%で落札されましたということが、これが妥当なのかというのは、こう調べるすべもないわけです。ただ、この点についてはですね、やはり条例等々をですね、よくこの勉強をし直して、もっといい方法がないのかというのは、やっぱり取り組まなくてはならないと思うんです。ただ、それは今言ってもおそらく堂々巡りになると思います。ただ、指摘しておきたいのは、

競争ですね。競争の原理を働かせていただいて、その額の妥当性というのをきちんとこう確立してもらいたい。これ確立させたのはですね、企業にとっての妥当な利益の確立ですよ、これはただ単に。この点についてですけれども、ここは説明の中で、4千台近いパソコンを用意するのは非常に難しいということだったですよ。ほかのところはできない、ここはできるということになるならば、ほかのところ、この5者ができないと言っているんですね、今度は。1者だけできるというのも、これもまた不可解に感じてしまうんです。ですから、もしこの1者がこの納期までにできなかった場合というのもこれ考えられるんじゃないかなと。この5者ですね、できない可能性があるとも言うんですよ。この1者だけできるのがですね、まず、このK I Sの強みかもしれませんが、そのところはきちんとした担保と言いますか、3月25日まできちんとできますっていうその確約はきちんともらったのかどうか、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 大きく2点ご質問があったかと思えます。

まず1点目、競争の原理ということで、我々必要な指標に基づいてそれができる業者を指名業者の中からですね、6者選んでお願いしたところ。結果としてですね、先ほど申し上げましたけれども、4千台という中で、なかなか5者のほうはですね、準備ができないということで話があって、1者の中で入札をしたということ。本来であればですね、すべての方に入札をしていただいて、6者で競争をしてやるというのが本来のやり方だと思うんですが、ただ、現実問題として、そういった諸事情でですね、1者のみが入札に参加されたということですので、今の我々の制度上では、1者入札であってもそれについては有効なものですから、今回、そういう形で取り扱わせていただいております。

それから、もう一つ、納期の問題ですけれども、納期についても、当然、入札をされて仮契約しておりますけど、入札の時点で手を挙げて来られたということは、我々が示している納期に対してですね、十分間に合うということで判断をしております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

入札の時点で手を挙げられたということはできるというふうにとりましたということだったですけれども、これは遅れても責任問題にはならないということに感じます。新学期に間に合わせるために3月25日までという形をして、それから、やっぱり数日間の用意もあるでしょうから、できるならば、もう一月前とか、二月前とか納品していただかないと、本当は実働のための用意の時間というものがありますんで、その確認は必要ですよ。ですから、例えば、その工事請負契約なんかです、罰則があるのとこれ違うんじゃないですか。これ間に合わなくても、すみませんって、製図が間に合わなかったもんで済まされないと思うから質疑してるんで、この点については、きちんとした答弁がなからんと、この入札自体が不当なものになってしまいます。ですから、そのところはきちんと確約をとるべきではないでしょうか。じゃないと、これは有効な入札とは言えないと考えられますので、この点について再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 納期に関してですけれども、納期についてはですね、こちらのほうで設定しておりますので、それでできるということで入札をされておりますので、あとは、その納期に間に合うようにですね、十分事業者とも調整をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

業者と調整と、こういった調整かなと感じてしまうんですが、このときにですね、例えば、この業者がもし間に合わなかった場合に、間に合わせるためにどこかと結託しても、うちの納入先よりも別のところもきちんとかう確保してやりますんでとか、そういった契約を普通企業というのはするんですね。何でもかというならば、この期限というのを過ぎたならばすべてがパーになる契約とか、製造とかいろいろあるんですよ。甘すぎますね、そういったところは。ですから、もし間に合わなかった場合にお宅は、その落札業者の方々は、こういった形で間に合わせるすべをするんですかとか、そういったものをきちんとかう確保しないと、2億2千500万円、もう本当大きい金額ですから、曖昧にはこれでけんわけですよ。やっぱりきちんとした状況で新学期に生徒たちに学んでいただきたいという思いをするならば、石橋は叩かなくてはならないと、そう思いますが、そこの確保まできちんとかうやらちゃんとやっていきますと、絶対間に合わせるんだというようなことをですね、約束していただかないと、ただここに業者はいませんから、できませんよね。ですから、そういった何点か、もしも想定外ですよ、そのそういったものがないように、ここは改めて業者に対して求めていかんといかんと思うわけですよ。そういったものをきちんとかうやるというようなですね、約束をここでやっていただかないと、子どもの話じゃないんですから、そこのところはきちんとかうですね、ちゃんとした確保を取りますと、そういった形で答弁していただきたいと思いますので、質疑をします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 確保の話もございましたけれども、契約をして、お互いの契約の中で入札が終わって、契約を交して、それができますよという前提でされているわけですので、あとはおっしゃるようにですね、いかに納期まで間に合わせるかというところが重要なところですので、その辺はしっかりとですね、業者に対しても指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第72号、投票用紙自動交付機購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、大津町立小中学校校内LAN改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、大津町立小中学校教育用パソコン購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。1時50分より再開します。

午後1時41分 休憩

△

午後1時50分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 同意第15号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第11、同意第15号、「大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

同意第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第15号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 追加提案いたしました議案につきまして、ご決議いただきまして、誠にありがとうございます。

次に、同意第15号、「大津町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて」ですが、委員の齋藤陽子様が、令和2年9月24日をもって任期満了となります。引き続き、議案集7ページと議案説明書9ページに記載しております、齋藤陽子様に、教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。

齋藤陽子様は、令和2年3月までNPO法人クラブおおづに勤めておられ、健康運動指導士として子どもから高齢者まで幅広く健康づくりに取り組まれておりました。現在は、肥後おおづスポーツ文化コミッションディレクターとして、今までの経験を活かして、スポーツ文化を通じた大津町の観光活性化のために尽力されておられます。

また、人づくり、町づくりの視点から様々な研修会で講師をされています。

さらに、子ども会やPTA活動においても精力的に活動されるなど、人格が高潔で、教育、学術、文化などに関する高い識見を持っておられ、教育委員会の委員として適任とし存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第15号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

日程第12 発議第1号 事務検査に関する決議案

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第12、発議第1号、「事務検査に関する決議案」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第1号提出者、佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 発議第1号、「事務検査に関する決議案」について説明いたします。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者は、私、6番議員の佐藤真二でございます。また、賛成者として、お二人の議員の方にお名前をいただいております。

議案の中身になりますが、裏側ですね、事務検査に関する決議ということで、地方自治法第98条1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記ですね。

1番、検査事項は、土地売却に関する事項で、その対象となる土地は、大津町大字室1712番他3筆ということで、先般から話題になっております土地でございます。

2番の検査方法につきましては、関係書類及び決裁文書、交渉記録等の提出を求める。検査は地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、委員6人で構成する「土地売却に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3番目、検査の権限ですね、は、本議会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条1項の権限を2に掲げる特別委員会に委任する。

4番が検査期限です。設置された特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで、閉会中もお検査を行うことができる。

決議の理由は、本年6月の第2回定例会に提出された議案第52号に係る土地売却については、議決の時点では明らかにされていなかった、これまでの執行部の説明と異なる内容があることが判明した。議決の効力は失われるものではないが、執行部の説明の根拠については検証する必要があるためということにしております。

もう少し細かくですね、詳しく説明をしたいと思っておりますけれども、まず、この98条1項の事務検査については、少しご説明が必要となるかと思っております。こういう検査になりますと、すぐに百条委員会とかですね、いう話が出てくるんですけども、それとは異なるものです。百条委員会がその参考人を招致したりですね、意見を聞いたり、諮問したりするのに対して、この98条のほうは、事務検査でございます、書類の提出を求めて行う検査ということになります。まあ言ってしまうと淡々とやる本当の検査ということですけども、そういった検査になるということです。

中身のほうですね、調査の対象となります土地はですね、本会議6月で賛成多数で可決されたわけで、その手続きについてはもう瑕疵はもちろんありませんし、議決も有効なものです。では、何が問題なのかということになるんですが、私たち議員が執行部から受けた説明が本当に適切で十分なものであったかということです。議案の上程にあたって、重要な点の検討が漏れていたのではないかと、あるいは、つまり結果ではなく、プロセスの問題です。議決に至るためには、議案に説明を受け、質疑を行って判断するわけですが、その判断の基準はあくまで説明を受けた範囲なんですね。ということは、もう一つ、時間的な制約というものもあります。議会のスケジュールというのは、非常に高度に調整されたものですので、それをなかなか変えるということとはできない。限られた時間の中で議事を処理して、議決に至らなければならないわけです。したがって、執行部は、スケジュールの中で適切なタイミングと適切な内容で説明を行う必要があるかと思っております。しかし、今回は、その売却の相手という最も重要な情報を適切とは言えない方法とタイミングで示してこられました。さらに、この売却が成立しなければ、当該施設の運営に影響が出るとの根拠が疑われる説明もありました。これは相手側の主張として言われたことです。

その結果、私たちとしては、総合的な判断といいますかですね、確かに課題はあるかもしれない、けれども、全体としてどうなのかということを考えて、その総合的な判断において賛否を表して、今

回の議決に至ったわけです。普通ならですね、そこで完了になります。しかし、今回ちょっと違うんですね。総合的な判断とは言いながらも、その中で不十分で納得感のない説明を判断の根拠としなければならなかったという、このプロセスの不備の検証が課題として残っております。

もちろん、その執行部のほうはですね、十分に説明したと言われるんでしょうけれども、この説明のタイミングと方法が不適切であったことから、多面的な角度からの検討ができる機会がないままになっている点もあります。

本来は、議案をですね、あらゆる角度からのチェックを行った上で提出され、私たちもまたいろんな角度から審議を行うものであります。しかし、今回はですね、いくつかの点でチェックが漏れたか、あるいは誤認があったと思われるような点があるわけです。

いくつかあげますと、まず最初に、先ほどの決議の案の中にありました、執行部の説明と異なる内容があることが判明したと、ここの部分です。昨日のですね、一般質問の中で申し上げましたけれども、固定資産台帳に記載されている土地の評価額が説明があった鑑定額と大きく異なるんですね。もちろん、その台帳の評価の方法が鑑定の方法と異なりますので、差があるのはわかります。けれども、その差っていうのは大きすぎやしないかと。しかも、異なる数字である以上は、当然そこは検証しなきゃいけないということになるわけです。

それから、またこれも質問の中でわかったことなんですけれども、財産処分に関する基本方針というのは、これは私はこれまでないと思っていましたが、実はあるということがわかりました。しかもみんな忘れていたということですね。ということは、今回の処理にあたって、この基本方針に照らしてないということですね。方針があるにも関わらず、そこをチェックしないままに通ってきているというものです。

それから、社会福祉法人の土地というのは、自己所有が原則となり、もちろん、その例外とか、緩和とか、要件とかあるわけなんですけれども、そうした関連法規に十分に当たったかということ、そこもですね、本会議の中でばたばたする場面がありましたけれども、そのようにチェックが十分に行われていたとは思えない。

それから、当該の社会福祉法人には、土地を購入する資力がないという説明がありました。しかし、土地を購入する資力のない法人と売却の交渉を何でしてきたのかということについての根本的な説明がありません。法人は、当然、財務諸表を公開しておりますので、業務に資力は確認できたはずなんです。売却相手の財務を確認するというのは当然のことなんですけれども、そのチェックも漏れていたようです。

それから、企業グループという意味について、親族経営だから何となくグループみたいな捉え方をされていたところがあると思うんですけれども、親族経営であっても会計は全部分離されるべきであって、ましてや、社会福祉法人というのは、公の支配に属する特別な会計制度で運営されている。その制度に関する認識が十分であったかということもですね、チェックができなかったことになりません。

こうしたですね、チェックの漏れや誤認のほかにも5年前のことになりますけれども、不動産の鑑

定と議会答弁の時系列が整合していないとかですね、その鑑定結果を議会に知らせるという答弁も実行されておりませんし、5年という議会の中でいろんな部分が曖昧になってしまっております。

売却が成立しないと事業の継続に影響が出るという相手側の主張には、相手が言っているということで、内容ですね、その内容も説明がされていません。こうしたことからですね、今回の議決というのは、みんなが納得した上での議決ではなくて、やむを得ずのものだったのではないかと考えられるところでもあります。

この判断が本当に住民のためになるものだったのか。事業が安定的に継続されるということは、入居者や利用者にとっては確かに利益のあることです。しかし、その反面、値引きが不当なものであったり、売却相手が不適切であったりするということは、これは不利益の処分ということになります。住民の利益が守られたのか、きちんと検証する必要があると思います。

もし、この議決が否決されれば、多分、おそらくですけども、住民監査請求が出るという可能性もあるわけです。そうしたらですね、今度は監査委員が動かなければいけなくなります。しかし、私は、これは議会が議決したことですから、議会が責任をもって検証すべきことだと考えます。この問題に対しての態度というのはですね、皆さん方の思いというものが示されるものになるのではないかと思います。

ぜひご賛同いただきまして、検証の場をつくっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○13番（金田英樹君） 発議第1号について質疑いたします。

質疑にあたってですね、この経過と経緯のほうを少し整理したいので、そのところから話を始めていきたいと思います。5年前の話等ですね。

まずですね、こちらそもそもの前提として、5年前に今回の売却先との売却交渉を行った。ただ、先方はなるべく安く買いたい。町はなるべく、言うところ、高く売らなければならないというところで、双方の金額が折り合わずに貸付契約になってしまったというところで聞いております。その際、本来、町が行うべきであった造成を売却先が実施したというところが一つの問題点で、そこはもう町のほうも瑕疵を認めていたところだと認識しております。また、この当該用地に関しましては、建造物の部分を含めて、売却先の福祉事業に用いられており、立地的にも当該用地なしに同様の水準の福祉事業の継続は難しいという説明があったかと思っております。したがって、売却に関する交渉を引き続きこの5年間行って、双方にある面では譲歩といえるんですかね、することによって、ようやく売却の条件がまとまってきたものと認識しております。

その上で、今回、一つの大きな争点として、売却先が社会福祉法人から商事会社のほうに変わっていったというところで、こちら、今回あったとおり、全員協議会的时候にはなくて、ただ議案上程のときに初めて議員も知ることになったというところだと認識しております。この売却先が変わった経緯に関して、先ほど上程議員のほうから説明がありましたけども、社会福祉法人の財務状況を踏まえる

と単独での購入は難しく、関係会社である商事会社への売却としたほうが、より安定した運営ができ、利用者、町の福祉に還元できるという説明がありました。そこに関しては、先ほどあったとおり、その言葉が本当かどうか、どのように検証するかという話はあるんでしょうけど、そういう疑問が出ていると認識しました。

それに対する町の対応としましては、町有財産であり、売却後の土地利用が公共の福祉に叶うことを担保するために、売却後の用地の用途制限、福祉事業に用いるということでね、に関する契約を結ぶ。あわせて、商事会社から社会福祉法人に対しては、少なくとも30年間は無償で貸し渡すという契約を結んでもらうと、できる限りの対応を町としてはやったという説明があったというところだと思います。

それを含めた上で、主要な論点、ここでは3つとっておきまして、まず一つ目は、5年前の不動産鑑定額ではなくて、再度鑑定を行って、最新の数値を前提にすべきではなかったかというものが一つあったかと思います。それに対して町からは、売却交渉が5年前に開始していて、さらに建造物も含めて事業を行っている。その時点での金額を交渉の基盤にするのはやはり5年前のを使うべきではないかというところに、先方との交渉も含めて決まったということを伺っております。

ここに対しては、それぞれの議員の判断でももちろんそれでもやはり粘り強く交渉して、最新の時価、あそこ宅地とかも増えてますからね、という意見もあったでしょうし、いやいや、そうは言っても、福祉事業者で既に建物も建てられている中で、町として、そこで最新のという交渉はやっぱりやるべきではないかとか、いろんな判断が議員さんの中であったかと思います。

2つ目に関しましては、過去の造成費用を5年経った今値引きするのはいかなものかというものがありません。これに関しては、この値引きの先を建設会社にするのか、商事会社にするのか、いろんな議論ありましたけども、少なくとも委員会に出席いただいた弁護士の見解としては、これはやはり正当な対価はいずれにせよどこかに支払う必要があるという認識は示されたと理解しております。

もう一つが、商事会社は関連会社とはいえ、おっしゃったとおり、別会社で、財務や経営上の理由や利用者サービスへの影響等はあるかもしれないけども、それでも売却先としてはふさわしくないと。仮に、売却する場合には、少なくとも社会福祉法人への配慮としての495万円の減額は行うべきではないという意見があって、その中でも、各議員の中で、いや、そこはやはり社会福祉法人だからという意見と、そこは譲ってはいけないところだという2つの立場があったんじゃないかと思っております。そうした中、各議員が個々人の判断で、判断基準、審議原則というんですかね、どうすれば最も住民のためになるかというところで判断して、この議決を出したと認識しております。

それを前提としまして、この議決の重みというのは私も重々感じておきまして、やはり私自身もこの議場の中での情報では理解できないところもあったんで、個別にも部長等にも確認させてもらっているんですけども、一つ伺いたいのがですね、今回、いろいろ状況を示されましたけども、議決の結果に大きく影響を及ぼしたと思われる部分というのを、ちょっと改めてご説明いただきたいのと、それに対して、町に対しては、町はどのような説明を現時点でしているのか。

と、もう一つが、これ昨日ちょっとお尋ねさせていただきましたけども、結局、一般質問等では議

員から質疑等ありましたが、担当部長とか追加の疑問というか、そういったものに対してなかなか我々には議場だとか、全員協議会では示されていないので、ですので、まずはそういった段階をうった上で、あるいは、この議員間でも共有した上で、次の動きに進めてはどうかというご相談もしたと思うんですけども、このやり方しかなかったのかというところの、大きく2点ですかね、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 大きく2点ということでしたので、最後の2点についてですね、お答えをしたいと思います。

まず一つが、あとのほうで言ったのは、段どりの問題か、段階を踏むべきではないかということと言われたと思います。確かに、この話が出たときからですね、周りの人から全協でやったらどうかかですね、いろんなことを伺いました、言われましたけれども、やっぱりですね、先ほど申しましたように、議会で決めたことですから、しかも本会議で決めたことですから、きちんと議場の中で最終的に結論を出していかなければならないのではないかなと思うわけです。議決されたものに関する、実際、議決された結果に対するプロセスの検証ですから、全協というのに持って行くというのは差し戻しになると私は考えました。ですから、それはそぐわないのではないかなと。

また、全協で議論しただけでは説明責任が果たせない、最終的に、議会としてこういうふうな調査の結果を得ましたという結論を出さなければ、これは説明責任とは言えないのではないかということで、98条、あるいは百条というのも考えたんですけども、今回の場合は、事務検査、書類を確認したい、証拠を確認したいというものですから、百条までは逆に必要とは言えないのではないかということで、この98条という手段を選びました。98条の2項の会計監査委員の監査ですね、につきましては、これは先ほど申しました、議会でやるべきことという理由によってその方向も選択しなかったところです。

もう一つですね、議決の結果にですね、大きな影響を与えるということはですね、これはいろいろなそれぞれの判断があるのではないかと思いますけれども、私としてはですね、言われた、これですね、売却が成立しないと事業の継続に影響が出るという発言、これです。これが一番大きな影響を与えたんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号、事務検査に係る決議案を採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（桐原則雄君） 起立少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年9月19日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 坂本 典 光

大津町議会議員 手嶋 靖 隆